

DB  
1245  
1996  
HG

# 外国人労働者 定住への道

Live Together with  
Immigrant Workers

寄	贈
駒	平成
井	年
洋	月
氏	日

駒井 洋 著  
KOMAI Hiroshi

明石書店

98000120

外国人労働者定住への道

目次

序章 改定入管法と外国人労働者の概況 ..... 13

第一節 改定入管法の施行 13

第二節 人権の侵害 22

第三節 なし崩しの開国の開始 29

第四節 定着化と景気後退の影響 34

第一章 外国人労働者はどのように入国するか ..... 43

第一節 あっせんブローカーの役割 43

第二節 研修生としての資格外就労 54

第三節 日本語学校と就学生 73

第二章 産業別の就労実態 ..... 91

第一節 風俗関連産業 91

第二節 製造業 102

第三節 建設業 125

	第四節	サービス産業	146
	第五節	その他の産業	159
	第三章	外国人労働者の居住と生活	169
	第一節	居住の概況	169
	第二節	集住地域の形成	175
	第三節	自治体の役割の増大	180
	第四節	外国人労働者の犯罪	187
	第四章	労働力輸出が構造化された第三世界	193
	第一節	アジアの労働力輸出の段階区分	193
	第二節	アジアの送出国	197
	第三節	アジアの受け入れ国	238
	第四節	ラテンアメリカ	246
	第五章	ヨーロッパ諸国とアメリカの対応策	251
	第一節	イギリスにおける旧植民地からの流入	251
	第二節	ドイツとフランスの政策の変遷	256

第三節	その他のヨーロッパ諸国	267
第四節	移民原則制限に転じたアメリカ	272
第五節	人権擁護の諸方策	276
第六章	鎖国論・開国論を超えて……………	293
第一節	対立する鎖国論と開国論	293
第二節	世論の動向	304
第三節	在日韓国・朝鮮人と難民	321
第四節	必然論の構造	337

政策提言 345

参考文献 359

## 図表目次

表序—1	未登録労働者の摘発数の推移	30
表序—2	国籍・出身地別超過滞在者数の推移	32
表序—3	出身地域別月収	36
表1—1	研修を目的とする外国人入国者数の推移	59
表1—2	外国人就学生新規入国者数の推移	77
表2—1	女性未登録労働者の摘発数の推移	94
表2—2	興行ビザによるアジア諸国からの新規入国者数の推移	95
表4—1	アジア諸国からの出稼ぎ労働者の流出数	195
表4—2	韓国の人力進出数の推移	212
表4—3	韓国の海外進出人力による送金と国際収支の推移	214
表6—1	日本人の人種別社会的距離	330
図1—1	研修生名目で就労する仕組み	50

## はじめに

私は引き揚げ者であった。生後三か月の私を連れて、母は父の働く中国の大連（現東北地方、旧満州）へ渡り、そこで私は敗戦を迎えた。父は日本軍の兵士として召集されたのちシベリアに抑留され、私たちの引き揚げ後帰還した。旧植民地における敗戦前後とくに敗戦後の苦難については、ここでは語るまい。それはともかくとして、一九四七年に母および弟妹とやっとの思いで帰国した六歳の私を待ち受けていたものは、異分子をかたくななまでに排除しようとする日本社会の信じがたいほどの冷酷さであった。

大連は、文化の香りの充溢するコスモポリタンな港町であり、そこで成長した私もそのような雰囲気をも身につけていたに違いない。それが、同質性への同調と異端者への排除を至上価値とする社会で育った私の同世代の者たちによる、嘲笑と攻撃の格好の標的とされたのである。そればかりでなく、私たち家族は、すべてを失った者として厳しい生活苦と戦わなければならなかった。こうして引き揚げ者としての私は、この社会の異邦人であり続けた。つまり、中国への移民であった私は、日本にも移民として戻らざるをえなかったのである。

外国人労働者の就労と生活の実態調査は、幼時の私の体験を生々しくよみがえらせてやまない。彼らの多くは、単なる低賃金労働力を提供する歓迎されざる異邦人として日本にたどりつき、単一民族

であることをむしろ誇りにしている恐るべき頑迷な社会と日常的に遭遇している。この書物を執筆させた大きな動機は、この社会で生き続けなければならない者たちへの、同じ異邦人としての感覚をもつ者からの深い共感にある。

本書は、『エコノミスト』誌（毎日新聞社刊）の一九八九年八月二二日号から一九九〇年三月二〇日号まで二五回連載された論文をもとにしている。しかしながら、一九九〇年の改定入管法の施行や日系人および研修生名目による部分的開国など、外国人労働者をめぐる情勢の変化はきわめて早い。そのため、本書を刊行するに当たって、新しい情報を摂取しながら全面的に書き改めた。なお、情報・資料は、原則として一九九二年八月末までをカバーしている。また文中の外国人労働者の名前はすべて仮名である。なお人名の敬称は省略した。

ここで『エコノミスト』誌連載に至った経緯を簡単に記しておきたい。私は、若い頃からこれまでに、タイにおける中国系移民、ハワイにおけるサモア移民、カナダのトロントにおけるインド・シク移民、ブラジルにおける日系移民などの実地調査に従事してきた。その延長として、外国人労働者の世界的な状況についての論文を紀要に掲載したが、それが『エコノミスト』編集部北村龍行氏の目にとまり、連載執筆のお誘いを受けることになったのである。本書のきっかけを作ってくれた北村氏に深く感謝する。また、連載中暖かく激励してくれた多くの読者の皆さんにも深く感謝する。

本書は私の個人名になつてはいるが、じつは筑波大学で社会学を専攻する学生諸君との共同研究により生まれたものである。各章節とも、データ収集・面接と聴きとり調査・出身国調査に献身的に従事してくれた学生諸君の活躍なしには存在しなかった。以下、学生諸君の氏名と担当部分を記して、



その協力に感謝する。

取材協力者―第一章第一節…境田二也・吉田仁、第一章第二節…高橋正樹、第一章第三節…原田牧子・田山達之、第二章第一節…甲賀由美子、第二章第二節…戸田啓之・伊藤憲一・倉真一、第二章第三節…森山いずみ・堀之内勝・倉真一、第二章第四節…生地陽、第三章…大木浩司・大池加織、第四章第二節c…倉真一。インタビュアー…バングラデシュ人…森山いずみ・伊藤憲一、タイ人…高橋正樹、フィリピン人…堀之内勝、ブラジル人…倉真一、韓国人…甲賀由美子・倉真一・戸田啓之、中国人…大池加織・原田牧子。出身国インタビュアー…パキスタン…大野高広、フィリピン…堀之内勝、韓国…戸田啓之、中国…田山達之・原田牧子、タイ…高橋正樹、ブラジル…倉真一。

なお、学生諸君とのこの共同研究は、一九八八―八九年度文部省特定研究経費および一九九〇年度科学研究費補助金に多くを負っていることを付記しておく。

本書はまた、インタビュアーに応じてくれたたくさんの方の外国人労働者の皆さんの親切な協力なしには生まれなかった。深く感謝する。またデータ収集に協力していただいた関係諸機関の名前は参考文献に記載されているが、深く感謝する。さらに、私の研究室の石敦子さん、道上多恵さんからは、本書全体について献身的に協力してもらうことができた。深く感謝する。

そして、一貫して人権の尊重を基本理念として出版活動を続けてこられた明石書店の石井昭男社長の存在がなければ、本書は生まれなかったであろう。編集部の宮正肇氏にたいしてとともに、心から感謝する次第である。

最後になるが、奇しくもいまの私の年齢で、理想に殉じてこの世を去った我が亡き父に、尽きない

愛惜の念とともに本書を捧げたい。

日本における外国人労働者問題はいまだほんの序曲の段階にあり、これから巨大な広がりをもって日本社会にはかり知れない影響を及ぼしていくことになる。日本人および第三世界の人びとのこの問題にたいする対応に本書が少しでも役立てば、著者として大きな喜びである。

一九九二年九月五日

駒井 洋

## 序章 改定入管法と外国人労働者の概況

### 第一節 改定入管法の施行

いま、日本に外国人労働者の大波が到来しようとしている。夜の盛り場で接客に従事するアジア系の女性たちはいうまでもなく、電車のなかや街角でも外国人をみかけることが多くなった。喫茶店や飲食店で働いている外国人の人びとを目にする機会も増えている。

外国人労働者にどう対処するかという問題は、西ヨーロッパ諸国やアメリカからの高い技能をもつ専門家たちや外国語教師について存在しているのではない。そうではなくて、いわゆる単純労働者（風俗関連産業も含む）と総称されている人びとが日本社会に大量に流入しつつあることこそが問題なのである。

後述するように、いわゆる単純労働者についてはストック（蓄積）ですでに六〇万人に近い数が日本で就労しているとみられるが、高度な知識・熟練などを有して合法的に就労を認められている外国人の数はそれよりはるかに少ない。

その算定はなかなか難しいが、まずフロー（流れ）からみてみよう。一九九一年に就労を目的とし

て新規に三か月以上の入国を認められた者のうち、外交・公用および風俗関連産業に資格外就労することの多い興行を除いた在留資格別内訳を多い順にみると、人文知識・国際業務が六、四一六人、企業内転勤が三、七八〇人、理工系の専門的知識・技術を意味する技術が三、一六六人、外国語教師を主とする教育が二、六五一一人、外国料理のコック等からなる技能が二、三八一人、宗教が二、〇七三人、投資・経営が一、五二三人、教授・芸術・報道・法律・会計業務・医療・研究の合計が二、〇三七人となり、その合計は二万四、〇二七人であった〔法務省C〕。

一方ストックについてみると、一九九〇年末現在外国人登録をおこなっている有職者（永住者等として日本に永住している在日韓国・朝鮮人および中国人を除く）のうち、新規入国者と同じように興行を除いた合計は四万六、八四五人であった。その在留資格別内訳を多い順にみると、人文知識・国際業務一万四、四二六人、教育七、五六九人、投資・経営七、三三四人、技術三、三九八人、技能二、九七二人などが多い〔法務省W〕。

このように、高度な知識・熟練などを有して就労している外国人は、いわゆる単純労働者の一割にも満たないといえる。したがって、以下の叙述では、外国人労働者というときはいわゆる単純労働者をさすものとする。

外国人労働者問題は、日本にとってはこれが初めてではない。日本は、第二次世界大戦前に植民地とした朝鮮半島から外国人労働者を導入したり、強制連行してきた歴史をもっている。この人びとは、その後日本に定住し、在日韓国・朝鮮人として日本社会の底辺に組み込まれ、苦難の途を歩むことを余儀なくされてきた。しかしながら、近年の外国人労働者問題は、在日韓国・朝鮮人とは一応別

個の現象である。

その先駆けは、一九六〇年代後半から一九七〇年代前半にかけての研修生の流入であった。そして、その本格的展開は風俗関連産業への女性の相当規模の登場として、一九七〇年代後半というごく最近にはじまったばかりである。一九八〇年代前半になると男性が登場し、製造業や建設業などで肉体労働に従事しはじめた。

さらに最近になると、日本語学校の就学生が、主として広義のサービス産業に従事しながら外国人労働者の隊列に加わった。一九九〇年頃からは、ブラジルを中心とするラテンアメリカからの日系人が激増し、また研修生の受け入れが本格化するなど外国人労働者問題は新しい局面を迎えた。

このように外国人労働者の歴史は比較的新しいが、その増大のスピードには驚くべきものがある。日本における外国人労働者は、パスポートをもたずあるいは偽造されたパスポートで入国した不法入国者（不法上陸者を含む。以下同様。この違いは「国」が領海・領空を意味するのに対し「陸」は領土を意味する）、観光ビザなどで入国し滞在期限を超えて滞在している超過滞在者、滞在期間内ではあるが入国目的以外の単純労働に従事している資格外就労者、ラテンアメリカからの日系人のように単純労働への就労が認められている合法的就労者というよっつのカテゴリーから構成されている。

不法入国の例としては、第四章第二節で検討する中国からの偽装難民船がよく知られているが、最近では外国船船員の脱船のケースも増えている。一九九一年には三五三人にのぼり、東南・南アジア諸国に集中している『日経』一九九二年四月三〇日』。

不法入国者、超過滞在者と資格外就労者はいわゆる不法就労者ということになるが、この人びとを本書では未登録労働者（アンドキュメンティド・ワーカー）と呼ぶことにしたい。未登録労働者という言葉を用いるわけは、不法就労者という語には犯罪をおかしているというニュアンスが強く、それが彼（女）らにたいする偏見や差別を助長させるからである。なお、この語は人権を重視する欧米諸国で広く使われている〔岡部、二五一ページ、小島蓉子〕。

未登録労働者の数の推定については、法務省発表のデータを利用することができる。法務省入国管理局の推計によれば、一九八六年六月現在の超過滞在者数は三万二、〇〇〇人であったのに対し、一九八七年六月のそれは四万二、〇〇〇人、一九八八年六月には五万七、〇〇〇人と年間およそ一・三倍の速度で増加し、一九八九年六月には一〇万一、〇〇〇人と前年のおよそ一・八倍に達した〔田中b、二〇四ページ〕。ただし、未登録労働者を阻止するためのさまざまな手段が講じられたため、一九八九年末の超過滞在者数は一〇万人強の水準に留まった。さらに一九九〇年六月の改定入管法の施行にもないかなり帰国したが、七月現在の超過滞在者数は一〇万六、四九七人と一〇万人をこえる水準を維持した。

なお本書では通常使われている「改正入管法」にかえて「改定入管法」という語を用いるが、その理由はこの法が未登録労働者を排除しようとする姿勢をもち、そのために雇用者処罰制度などを新設するなど「改正」とはいいにくい側面をもってゐるからである。

改定入管法にもかかわらず超過滞在者は激増をつづけた。施行後一〇か月の一九九一年五月には一五万九、八二八人と一・五倍になり、同年一月には二二万六、三九九人、一九九二年五月には二七

万八、八九二人と三〇万人に近づいた〔法務省B〕。このことは改定入管法が超過滞在者の排除にほとんど効果をあげなかったことを意味する。

未登録労働者を阻止する手段としては、水際での入国拒否および未登録労働者の摘発と日本からの退去強制があげられる。法務省の発表によれば、一九九一年の上陸拒否者数は二万七、一三七人と前年を九四・八％上回り過去最高となった。また一九九一年の未登録労働者の摘発件数は同じく過去最高の三万二、九〇八人で、前年にくらべ一〇・一％、一九八七年にくらべ約二・九倍の増加となった。その内訳は、不法入国者が一、五一八人、超過滞在者が三万四〇五人、資格外就労者が八八二人、その他一〇三人であった〔法務省C〕。

資格外就労者数の把握は事柄の性質上困難であるが、芸能人、就学生、研修生などとして入国して単純労働に従事している者のストックは、第一章および第二章で述べるように合計七万人程度とおもわれる。

合法的就労者である日系人についてみると、外務省の推計によれば、一九九一年六月現在一四万八、七〇〇人のラテンアメリカからの日系人が日本におり、その内訳は、ブラジル八〇・七％、ペルー二二・一％、アルゼンチン五・七％、ボリビア一・〇％、パラグアイ〇・五％であった。一九九〇年の推計は七万六、一五〇人であったから、一年内外で約二倍弱増加したといえる〔国際協力事業団、六九ページ〕。したがって一九九二年八月現在、二〇万人をはるかにこえていることは確実である。なお、海外日系人協会が一九九一年におこなった日系人全体を対象とする調査（有効回答数一、〇二七、サンプリングはおこなわれていない、以下日系人調査と略）によれば、日系人のうち日本国籍の

保有者は二割程度である（第二章第二節参照）。

したがって、超過滞在者、資格外就労者、合法的就労者の合計はストックで六〇万人以上であると推測できる。なおこのほかに、観光ビザ等で入国し、許された滞在期間内に就労して帰国する者も相当の数に達するとみられる。

ちなみにいえば、一九九一年に摘発された未登録労働者のうち、男性は二万五、三五〇人、女性は七、五五八人であり、一九八八年に初めて男性が女性を上回ったのも男性の増加傾向が続いている。

また年齢別にみると、男女とも二五歳以上三〇歳未満がもっとも多かった〔法務省C〕。

このような状況にたいし、政府は従来の入管法の精神を継承しながら未登録労働者を締め出すための入管法改定案を一九八九年暮の国会に提出した。この法は可決成立し、一九九〇年六月一日より施行された。改定入管法の大きな特徴は、雇用者処罰制度が新設されたことにある。すなわち、未登録就労外国人と知って雇った雇用者や、未登録就労外国人のあつせんを仕事としているようなブローカーにたいしては、不法就労助長罪を新設し三年以下の懲役かまたは二〇〇万円以下の罰金刑を科すこととされたのである。

ただし、紆余曲折の末「悪質なあつせん業者、雇用者を罰するもので、濫用を慎む」という付帯決議がつけられた。不法就労助長罪の適用状況を見ると、一九九〇年に四一件五四人、九一年には二四二件三〇六人が摘発された。なお、労働者派遣法、職業安定法、労働基準法、入管法の不法就労助長罪で一九九一年に摘発された三三八件四四〇人のうち、建設・製造業関係が件数で五七・一%、人数で七一・四%を占め、残りが売春や風俗営業関係であった〔警察庁e、二二二ページ〕。



未登録労働者を断固締め出そうという意志のもとに作られた雇用者処罰制度は、一九八六年にアメリカで制定された移民法の規定を模倣したものであるが、罰則規定がはるかに厳しくなっているのが注目される（これについては、第五章第四節参照）。

旧入管法にも、超過滞在者についての罰則規定は存在していた。しかしながら、技術的な問題から、超過滞在者が摘発されても罰則が適用されることはほとんどなく退去強制されていた。ところが、改定法の施行直前に、一部の英字新聞が超過滞在者にたいする収監や罰金を含む厳しい処罰制度が新設されたような誤解を与える記事を掲載した（『デイリー読売』一九九〇年三月一九日、四月二三日、五月一日、『ジャパンタイムズ』一九九〇年五月四日）。そのためもあって、超過滞在者のあいだに帰国パニックが発生し、最終段階では一日一、〇〇〇人弱くらいの人びとが入管に出頭するに至り、最終的にかなりの超過滞在者が帰国したことは先述したとおりである。

また雇い主についても、雇用者処罰制度の新設にもなつて大きな心理的不安が拡がった。というのは、外国人労働者の雇用が首都圏を中心に大規模に進展していたからである。

ところで改定入管法の付則一一一条によれば、一九九〇年六月一日以前から在留しているかあるいは在留を確信している外国人を雇用するばあいには、雇用者処罰制度を適用しないとされている（『官報』一九八九年二月一五日）。この付則の存在が早い時期から明らかにされていけば、無用の混乱のかなりの部分が防げたとおもわれる。

いずれにせよ、改定入管法の施行にともなう混乱については、一九九〇年六月一日長谷川法務大臣（当時）が参議院法務委員会で、「若干のPR不足もあり、パニックという現象も起きているのでお

詫びします」と釈明している〔『読売』一九八八年六月二日〕。

外国人労働者が主として中小零細企業に雇用されていることは第二章でみるとおりであるが、これらの企業の相互扶助組織である中小企業経営者災害補償事業団が首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）の会員を対象におこなった調査は事態を如実に示している。

この調査は、改定入管法施行直前の一九九〇年三月四月に、無作為抽出された一万事業所にたいして郵送法で実施され、二、二一八事業所からの回答を得た（回収率二二・二％）。なお、回答企業の九割強が従業員規模五〇人未満であった。その結果をみると、過去二年間以内に外国人労働者を雇用していたかしている企業は二三・九％、七社に一家といふ高い割合に達した。しかも在留資格別にみると、未登録労働者を意味する観光ビザ保有者は、そのうちの二三・五％にのぼった〔中小企業経営者災害補償事業団〕。このように、外国人労働者の雇用はもはやきわめて一般化してしまったのである。

外国人労働者への依存の結果彼（女）らなしでは経営がたちいかなくなる企業が相当規模出現していることは、一九九一年におこなわれた国民金融公庫による調査から知ることができる。この調査は、東京都区内、群馬県、長野県、静岡県の製造業、サービス業、建設業の八、〇〇〇企業を対象として、二一・九％の有効回答率を得た。そのうち現在外国人労働者を雇用している企業は一一・五％（一七二社）であった。

これらの企業に外国人労働者を雇用できなくなったばあいの経営上の対策を聞いたところ、「規模を縮小または廃業する」および「どうしていいかわからない」の合計が二七・〇％、「縮小・廃業もありうる」が一・五％となり、「まったく支障なし」は二二・二％にすぎなかった〔稻上・桑原は

か、「一〇六ページ」。

関西圏については、情報センターにより一九九一年三月おこなわれた調査がある。この調査は京阪神エリアにおいて求人情報誌利用によるアルバイト等の募集・採用実績のある企業八、〇〇〇社を対象として有効回答八七九を得たものである。その結果をみると、過去一年間に外国人を非正社員として雇用したところのある企業は三〇・四％にも達している。その滞在資格は、留学生・就学生・研修生以外の者が一六・九％あり、その主体は超過滞在者であるとおもわれる〔情報センター〕。このように関西圏についても外国人労働者の雇用は広範にすすんでいる。

雇用者処罰制度以外の改定入管法の主要な改定内容は、以下のようである。

- (1) 入国・在留を認める在留資格の枠を細分化し現状に対応する。とくに就学生の枠を新設する。
- (2) 留学生・就学生のすべての就労に入管の許可を必要とする。ただし、一九九〇年六月―十二月の留学生・就学生にたいする許可件数は九、六一〇件にすぎなかった〔総務庁、七六ページ〕。就労時間については、改定法施行に際しての法務省令により、授業のある日は一日四時間以内とされた。

- (3) 外国人にたいし就労可能な範囲を示す「就労資格証明書」交付制度をつくる。これは、雇用者側が就労可能な外国人であるかを容易に識別できるようにすることにより、就労資格のない外国人の雇用をできるだけ排除することをねらうものである。

以上述べてきた未登録労働者についての締め出しの方策とともに、外国人労働者の合法的な導入が漸次的に拡大される傾向にあることはみのがせない。日系人については、本格的な議論がなされた形

跡がみられないにもかかわらず、いまや外国人労働者の主体の一部を構成するに至っていることはすでにみたとおりである。さらに、第一章第二節で検討されるように、従来鎖国的色彩の強かった法務省と労働省を中心に国際研修協力機構が設立され、一九九三年ごろから研修修了者の期限付き就労が認められることになった。こうして、改定入管法の存在にもかかわらず、日本はなし崩し的に労働開国への途を歩みはじめたのである。

## 第二節 人権の侵害

未登録労働者あるいはその希望者にとって入国拒否は困った事態であるが、首尾良く日本に入国できたとしても、入国後ある程度の期間、退去強制だけはどうしても避けなければならぬ。というのは、日本に来る前に、航空運賃や当座の生活費、あるいはブローカーや日本にいる知合いにたいする手数料などの諸費用を、親・兄弟ないし親類や知人等から借金しているのが通例だからである。

この借金は、外国人労働者の本国ではほとんど返済できないような巨額である。もしも入国が拒否されたり、あるいはほとんど金を貯めないうちに未登録労働が発覚して退去強制処分を受けることになれば、それはすでに投資した巨大な金額が失われることにほかならない。ちなみにいえば、退去強制の際の帰国旅費は本人の負担であり、もしそれを払えないときは收容所に留まらなければならぬ。

したがって、未登録労働者の多大なエネルギーは、入管当局や警察に見えられないことに費やされ

る。彼らの生活は、発覚を恐れて人目から隠れることを大きな関心事として組織されているといつてよい。外に出かけることは危険であるから、できれば狭い部屋に閉じこもっているほうがよい。

これに関連していえば、警視庁と東京入管は未登録労働者を摘発するために言語道断ともいえる卑劣な手段をろうしている。日曜日の東京の代々木公園は一部六県のイラン人の求職情報の交換の場になつてはいるが、一九九一年一月当局はアンケート調査と称して片端から声をかけ、「電話のかけかたを知っているか」「生活でこまったことは」などの質問で気を許させたあとパスポートの有無をチェックし、四〇人をパスポート不携帯で検挙、うち一五人を不法滞在として入管に連行した。さらに東京の日暮里駅においても一九九一年二月「アンケート」調査を装った一斉取締りをおこない、五人のイラン人を摘発し退去強制をおこなった〔アジア労働者問題懇談会b、二一ページ以下〕。このような虚偽の手段が許されるべきかという倫理的問題を別にしても、外国人労働者が調査一般にたいする警戒心を強めるといふ帰結は重大である。

このように、未登録労働者のかなりの部分には、不法であるという烙印が焼きつけられている。けれども、このばあいの違法行為は、通常の犯罪とはまったくその性格が違ふ。未登録労働者は、人を傷つけたり物を盗んだりしているのではない。ただ人目につかないところで、安い賃金で真面目に一生懸命日本人の嫌がる仕事をしているのである。したがって、不法の烙印を押されているにもかかわらず、彼（女）らはなにか悪事を働いているという意識をもっていない。

その背景として第一にあげられるべきであるのは、外国人労働者の送出国が、一般的にいつて外国における出稼ぎを禁止していないばかりでなく、積極的に奨励しているばあいも多いという事情であ

る。これについては第四章で詳述するが、その背景には、送出国における失業の深刻化と国際収支の悪化がある。こうして、外国への出稼ぎ労働者は救国の英雄であるという意識さえ生まれるに至る。

第二に、多くのばあい、未登録労働者の本国の家族が、父や夫あるいは娘の収入を待ちわびていることがあげられる。本国で就業機会があまりないのに、家族は食べさせなければならず教育も受けさせなければならぬ。そのうえに、テレビに象徴される商品が消費意欲を駆り立てる。こうして外国での出稼ぎ労働は、家族の存亡に影響するものとして肯定されることになる。

犯罪を犯しているという意識がないのに、日本の法律によって犯罪者にされてしまうということはそれ自体大きな問題であるが、それとともに、不法性の付与によって、外国人労働者の人権が無視され抑圧されるという事態が引き起こされていることも重大である。

人権を侵害されても、未登録労働者は原則的に政府機関や自治体に救済を求めることができない。というのは、すべての公務員には、在留が違法である外国人の存在を知ったときはこれを入国管理局に通報しなければならぬという通報義務が入管法により課されているからである。入管への通報は退去強制に直結する。そのため、未登録労働者は原則的には法の保護の外に置かれざるをえないことになる。

人権侵害のなかでも看過できないものは労働の場におけるそれである。労働諸法令は、日本国内における労働であれば、日本人であるか否かを問わず、また、未登録労働であるか否かを問わず適用されることとなっているにもかかわらず、外国人労働者の労働条件はきわめて劣悪化している。

なかでも、労働災害はもっとも憂慮すべき事態となっている。カタナイ・キツイ・ケケンからなる

三K労働に従事させられている外国人労働者は、怪我や事故に見舞われる可能性がきわめて高い。労働災害が起きたばあい、労災補償保険法は日本で働く外国人にも適用されることとなつてはいるが、未登録労働者がその給付を請求することは実際には不可能に近い。

というのは、請求を受けた労働基準監督署が未登録労働の事実を入管当局に通報し、申請者が退去強制処分を受けるおそれがあるからである。ただし実際には、一九八八年以降労働省の関係機関が通報をおこなつた例は一六都道府県で一六件にすぎず、五県では通報をおこなつていない〔総務庁、二四―二五ページ〕。さらに未登録労働者を雇っている雇い主も、不法就労助長罪の適用や入管当局や警察とのトラブルを恐れて、相当の労働災害でも「労災隠し」をおこなおうとする。そのため、よほど程度のひどい労働災害以外には保険の申請がなされることはほとんどない。

労働の場における不法性の付与の帰結としては、労災の問題とともに賃金の問題が大きいの。一般的に外国人労働者の雇い主にたいする立場は弱い、とりわけ未登録労働者のばあいはきわめて弱く、そのため低賃金が常態化し、賃金不払いが頻発している。

前掲した中小企業経営者災害補償事業団の調査によれば、外国人労働者の賃金が日本人と同程度である企業は七九・二%、三分の二程度が一二・八%、二分の一程度が一・九%、その他・無回答が六・四%となつており、八割近くという多数の企業で日本人との差がなく、低賃金とはいえないようにみえる〔中小企業経営者災害補償事業団〕。

同じような結果は、労働省職業安定局長の私的な研究会である「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会」が一九九〇年一〇月におこなつた調査にもみられる。この調査は、事業主団

体等の協力を得て団体所属の全都五県の外国人労働者を雇用している企業三四八社を対象としておこなわれたものであり、入国資格が短期滞在の外国人を雇用する企業が二〇・一%、資格不明の外国人を雇用する企業が二七・三%という数字から判断すると、未登録労働者の割合は相当高い。

この調査によって同一または類似の仕事をしている日本人との時給の格差を企業数の割合でみると、格差がない五四・三%、外国人のほうが高い一五・五%、日本人と同じか日本人の七割以上二・七%、日本人の七割未満四・六%、無回答二・六%となっている。すなわち、およそ七割の企業で格差がないか外国人のほうが高い〔労働者k、参四六ページ〕。

ただし、どのような日本人と比較しているかが問題であり、この点で参考になるのは、東京都立労働研究所がおこなった調査である。この研究所は、一九八九年七月東京都内の中小企業（二〇人以上）から無作為抽出した五、二〇〇事業所を対象とする郵送調査をおこない、有効回答数二、〇八〇（有効回答率四〇・〇%）を得た〔東京都k〕。

その結果をみると、「自社の日本人アルバイトなど同一職種の人の給与」を外国人労働者の給与決定の基準としているという回答の職種別の比率は、店員で七八・六%、工員で五〇・〇%、ウェーター・ウェイトレス・皿洗いで六二・五%、清掃員で八一・八%等となっており、上述の日本人と同程度とは、じつは多くのばあいアルバイトなどと同程度を意味していることがわかる。

ただし、合法的就労者である日系人の一部は、景気後退以前の時期に日本人の正規従業員以上の給与を受け取っていたばあいがあることも付け加えておく。

また賃金不払いについては、一九八七年に摘発された未登録労働者のデータが利用できる〔町田〕。



このデータによれば被害を受けたものは四九二人であり、全体の四・四％に達した。賃金不払いはとくに女性に多く、女性総数の五・六％であった（男性は二・三％）。なお入管法の改定をきっかけとして、超過滞在を入管に知らせると脅迫して賃金を払わないケースが多くなっている（CALEネットワーク、一四ページ）。

生活の場についても、不法入国者や超過滞在者は医療保護や生活保護を受けることができない。保険がないため、病気の際の出費はきわめて高額になる。生活に真に困窮するときにも、頼れる所がない。

付言すれば、外国人労働者は超過滞在者も含めて、短期滞在≡非居住者という理由で税務署により一律二〇％の課税が所得にたいしてなされている。つまり納税の義務はあるが、それに対応する権利がないということになる。

外国人労働者の人権侵害の状況は、大都市圏の若手弁護士を中心とする外国人労働者弁護士団による電話相談にもあらわれている。彼（女）らは、一九九〇年一二月電話による人権相談をおこなった。二四〇件の相談内容は、ビザの変更や帰国相談など留資格関係が八八件、賃金不払いや労働災害など労働関係が七二件、結婚・離婚・税金など生活問題が四一件であった（『朝日』一九九〇年二月二日）。外国人労働者の入国や就労に際して、ブローカーが暗躍していることが強調されなければならない。入国管理として立ちはだかる国境の厚い壁をこえて就労することはきわめて困難な課題である。そのため、それに組織的に介入して不当な利益をむさぼるプロが出現するのである。ブローカーについては第一章第一節で検討するが、賃金の不払いやピンハネあるいは人身拘束等の事例が頻発して

いる。

人権の視点からすると、入管による外国人労働者の取り締まりがきわめて強圧的におこなわれているということも看過できない問題である。入国審査に当たたる係官の態度は高圧的であり、また摘発の現場においても、人権の尊重とは正反対の行為がなされている。

入国警備官による摘発の実態の一例をあげると、一九八八年五月埼玉県蕨市の外国人専用アパートで以下のような行為がおこなわれたという情報がある。(1)「コノヤロー」といった暴言を繰り返す。(2)布団の上に土足で上がる。(3)理由もなしに蹴飛ばす。(4)就学ビザ保持者に「早くバングラデシュに帰れ」と暴言を吐く。(5)さらに、連行した入国管理局では、首から国籍・名前等の書かれた大きな札をかける「ぐるーぶ赤かぶ、二一七ページ」。

また、一九九〇年五月、東京大手町の入管に来ていたミャンマー人は、トイレでタバコを吸っているところを発見されて職員により部屋に連れ込まれ、(1)五―六人の職員が取り囲みひとり罵声を浴びせ、(2)一〇人ほどの職員が現われ何回かこずかれたあと右腕をねじあげられ、(3)殴る蹴るの暴行を受けたと、日本弁護士連合会の人権擁護委員会に救援を求めた。医者の診断では、二週間の治療が必であった『ジャパンタイムズ』、一九九〇年五月三十一日。

超過滞在のバングラデシュ男性と結婚した日本女性の同上入管での経験も、職員の人権感覚の欠如を如実に示している。呼び出しの職員はいきなり怒鳴りつけ、警備官は「お前」呼ばわりをくりかえし、タバコをふかし、大声を出しつづけたのである(「シャヘド+関口、一一八ページ以下」)。

都内の四救援団体は、一九九〇年三月二日―四日入国管理に関する苦情電話を受け付けたが、

アジア諸国を中心に二二か国の人びとから二二一件の苦情があった。その内容は入管職員の対応の悪さに関するものが九六件、ビザ更新の資格審査に関するものが四〇件であった〔『日経』一九九〇年三月二五日〕。この数字も、入管の高圧的姿勢を示すものといえる。

### 第三節 なし崩しの開国の開始

日本政府は、従来はいわゆる単純労働者については受け入れないという原則を保持しつつきてきた。その結果、外国人労働者を締め出すための諸施策と激増する外国人労働者との関係は、かつてはあたかもモグラ叩きのゲームのようにみえたことがあった。法や行政対応の特定の盲点について外国人労働者が流入すると、それになりたいする対策が講じられて一応その穴はふさがれるが、今度は別の穴から外国人労働者が飛び出してきたのである。こうして、いくら叩いても叩いても新しい穴が次つぎと開けられ、しかもモグラの数はどんどん増えていった。念のためいうと、モグラというのはもちろん純粹の比喩であって、けっして外国人労働者を差別しているのではない。

しかしながら、労働力不足の深刻化により、政府がついに外国人労働者の部分的受け入れに踏み切ったことはすでにみたとおりである。モグラ叩きゲームのたとえでいうと、モグラが出てくる特定の穴はもはや叩かれることがなくなつたばかりか、掘げられてさえているのである。日本の外国人労働者問題は、こうして大きな転換点を迎えることとなつた。

送出国の変遷は、このような状況の好例であるといえる。表序―1は、摘発された未登録労働者を送

表序—1 未登録労働者の摘発数の推移

	1987	1988	1989	1990	1991
韓国	208 (109)	1,033 (796)	3,129 (2,209)	5,534 (4,417)	9,782 (8,283)
イラン	—	—	15 (13)	652 (648)	7,700 (7,611)
マレーシア	18 (15)	279 (265)	1,865 (1,691)	4,465 (3,856)	4,855 (3,892)
タイ	1,067 (290)	1,388 (369)	1,144 (369)	1,450 (661)	3,249 (926)
フィリピン	8,027 (2,253)	5,386 (1,688)	3,740 (1,289)	4,042 (1,593)	2,983 (1,079)
中国本土	494 (210)	7 (5)	39 (26)	481 (428)	1,162 (981)
パキスタン	905 (905)	2,497 (2,495)	3,170 (3,168)	3,886 (3,880)	793 (793)
スリランカ	—	20 (20)	90 (87)	831 (821)	307 (295)
バングラデシュ	438 (437)	2,942 (2,939)	2,277 (2,275)	5,925 (5,915)	293 (292)
その他	150 (70)	762 (379)	1,139 (664)	2,618 (1,957)	1,784 (1,198)
総数	11,307 (4,289)	14,314 (8,929)	16,608 (11,791)	29,884 (24,176)	32,908 (25,350)

注1：( )内は男性を示し内数である。

2：1987—88年のイランおよびスリランカの数のうち「—」は、「その他」に含まれる。

3：1987年の中国本土は台湾および香港を含む。

出所：〔法務省C〕。

出国別に示したものである。なお一九八六年のばあい、摘発者のうちの八三・七％は本人が出頭してきたケースであるという〔田中<sup>b</sup>、一八二ページ〕。これは帰国の際の出頭が主であるとおもわれる。

表序—1によれば、送出国の首位は韓国であって全体の二九・七％を占めている。韓国は一九八九年に前年比約三倍と著しく増大している。これは、在日韓国・朝鮮人という足

がかりがあることが大きく、また一九八九年一月から韓国政府が海外渡航を自由化したこと、オリンピック関係の建設事業にもなうブームが終了したことの影響が考えられる。

送出国第二位のイランは一九九一年に急増し二三・四%を占めているが、これは日本との査証の相互免除協定を利用して入国したものである。一九九二年四月この協定が一時停止されそれ以後の流入は沈静化した。一四・八%を占める第三位のマレーシアについても、同じく査証の相互免除協定があり一九九〇年に急増したが、主として中国系マレーシア人が流入している。第四位のタイは九・九%であるが、表にみられるようにその主体は女性であり、発達したブローカー組織のもとに一九九一年に倍増し、主として風俗関連産業に就業している。

第五位のフィリピンは一九八九年までは首位であったが、九・一%と相対的に減少している。その理由としては、査証発給の際の審査が厳格化されたことがあげられよう。なお、摘発者のなかで女性が多いという傾向は一貫している。第六位の中国本土は三・五%であるが、かつて就学生として入国した者が大量に超過滞在者となったことが影響しているとみられる。第七位のパキスタンと第九位のバングラデシュとは、査証の相互免除協定を利用して一九九〇年まではきわめて多かった。一九八九年一月にこの協定が一時停止され、一九九一年には激減した。

なお一九九一年の摘発者の国籍は七五か国におよび多国籍化が顕著である。とくにアフリカ諸国が二一か国（前年一四か国）、ラテンアメリカ諸国が一四か国（前年一二か国）と増加し、送出国が地球規模に拡散しつつあることを示している〔法務省C〕。

未登録労働者のうち超過滞在者のストックについては、法務省による算出がある。表序―2によれ

表序—2 国籍・出身地別超過滞在者数の推移

	1990年 7月1日	1991年 5月1日	1991年 11月1日	1992年 5月1日	1992年5月の 全体に対する 率
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
タイ	11,523	19,093	32,751	44,354	15.9
イラン	764	10,915	21,719	40,001	14.3
マレーシア	7,550	14,413	25,379	38,529	13.8
韓国	13,876	25,848	30,976	35,687	12.8
フィリピン	23,805	27,228	29,620	31,974	11.5
中国	10,039	17,535	21,649	25,737	9.2
バングラデシュ	7,195	7,498	7,807	8,103	2.9
パキスタン	7,989	7,864	7,923	8,001	2.9
台湾	4,775	5,241	5,897	6,729	2.4
ミャンマー	1,234	2,061	3,425	4,704	1.7
スリランカ	1,668	2,281	2,837	3,217	1.2
その他	16,079	19,851	26,416	31,856	11.4
合計	106,497	159,828	216,399	278,892	100.0

出所：〔法務省B〕。

ば、タイの一五・九%が首位で、次いでイラン、マレーシア、韓国、フィリピンまでが一〇%台であり、以下中国、バングラデシュ、パキスタン、台湾とつづいている。

以上は超過滞在者に関するデータであるが、このほかに相当規模の資格外就労者がおり、また前述したようにラテンアメリカ諸国は合法的就労者としての日系人を送出している。

このように送出国はこれまで大きな変遷をみせてきたが、今後はどうなるであろうか。日系人の就労は合法的であるからしばらくは増大が続くであろうが、ラテンアメリカに在住している日系人の総数そのものがそれほど多くないため、遅かれ早かれ頭打ちとなる。

未登録労働者については、日本人に似た人びとのばあい未登録労働の摘発を受けにくい、日本人と顔つきが異なった人びとのばあいには、その目立ちやすさのために摘発を受けやす

ということから、日本人に似た人びとの流入が増大するかもしれない。その兆候はすでに韓国人や中国系マレーシア人の増大に現われているともみられる。

外国人労働者の在留資格についても、同様の論理にもとづいて大きな変遷がみられる。前述したように、日系人としての合法的就労者が顕著に増大した一方、資格外就労者については、就学生が停滞し研修生が増加するという傾向がみられる。

まず就学生についてであるが、旧入管法では日本語学校を含む各種学校や専修学校などで学習する就学生に関する在留資格については明瞭な規定がなく、「法務大臣が特に認める者」というカテゴリーにより入国が許可されてきた。そして、日本で学ぶ学生の受け入れの一般的拡大に伴って、日本語学校を中心とする就学生も増大してきた。

ところで、旧法のもとでは就学生は届け出れば最高週二〇時間までの就労がアルバイトとして認められることとなっていたが、実際には就学生の就労のチェックは野放し状態であったといつてよく、これが資格外就労を可能にしたのである。就学生は一九八八年までは激増を続け、同年の入国者は三万五、一〇七人に達し、その主流は中国人であった。しかしながら、一九八九年には審査の厳格化に伴い入国者は一万八、一八三人へと激減し、一九九〇年に二万八五一人、一九九一年にも二万六五四人に留まっている。

就学生に代わって資格外就労の主役をつとめ始めているのは研修生である。研修生の受け入れ先については多くのばあい事実上書類審査だけであるため、外国人労働者の就労の絶好の隠れみとなつている。このばあい、オン・ザ・ジョブ・トレーニングという口実で実質的な労働が強制されなが

ら、建前としては研修であるため賃金を支払う義務がなく、研修手当として小額の小遣い銭が渡されるだけという事例が相当ある。研修生は一九八八年に二万三、四三二人、一九八九年に二万九、四八九人、一九九〇年に三万七、五六六人、一九九一年に四万三、六四九人入国し、増加傾向が目立つ。

このほか資格外就労の新しい形態として、観光ビザ等で入国し許された滞在期間の範囲内で就労して帰国するという事例が激増中である。とくに韓国人が多いとみられるが、日本国内のあつせん業者が韓国内の日本人ブローカーに出稼ぎ希望者を集めさせ日本で就労させるという例が報告されている〔信濃毎日新聞社b、四七ページ〕。一九九一年一月の入管の上陸審査強化期間には、大阪空港に到着した数次査証（一五日間滞在）をもつ中年の韓国人男性四人が、観光予定について説明できず作業衣ももっていたことからただちに出国させられた例がある〔法務省y〕。

#### 第四節 定着化と景気後退の影響

ところで、外国人労働者のなかには定着化傾向が出現しはじめている人びとがいる。前述した日系人調査によれば、帰国希望者が七四・三％であるのに対し、日本での残留希望者は二五・七％と四人に一人という高い割合に達している。しかも帰国希望者のうち無条件で帰国するという者は一八・七％にすぎず、他は「国の経済状態が良くなったら」「お金がたまったら」という条件つきであり、長期滞在が予想される〔国際協力事業団、一三四ページ〕。

しかも、沖縄県系人を対象とする沖縄県国際交流財団による一九九〇年の調査（有効回答数二〇



八、サンプリングはおこなわれていない、以下沖縄県系人調査と略)によれば、再来日を予定している者は七一・四%にも達している。すなわち帰国希望者であってもその多くはふたたび出身国をあとにすることになる〔沖縄県国際交流財団、三一ページ〕。ちなみにいえば、日系人調査では父方の出身地が沖縄県である者は三〇・五%、同じく母方は三一・二%となっている〔国際協力事業団、八四ページ以下〕。さらに帰国した出稼ぎ者の再出稼ぎ率は八〇%以上であるといわれる〔渡辺・弓削ほか、八一ページ〕。ブラジルからの渡航の形態も、単身で働く父親や夫に合流する「家族呼び寄せ型」に移行しつつある〔朝日』一九九二年四月一六日〕。

ここにみられる日系人の定住化傾向は、日系人が他の外国人労働者と異なつて家族とともに来日する傾向によつても強められているとおもわれる。日系人調査によれば、扶養家族をもつ者四三八人のうち扶養家族全員と来日している者は二五・九%、扶養家族の一部が来日している者は九・五%、扶養家族全員が出身国にいる者は六四・六%と、三分の一が家族とともにきていることになる。扶養家族が来日している一五三人のうち、学齢期の子どもがいる者は七七人と半数弱である〔国際協力事業団、一〇五ページ以下〕。

日系人とともに定住化傾向がみられるのは女性で、とくにフィリピン女性に著しい。一九九一年に摘発された超過滞在者のデータによれば、就労期間が一年を超える者の全体に占める割合をみると、男性が二六・九%であるのにたいし女性は三七・九%と高く、フィリピン女性のばあいには五九・三%に達している。

ただし超過滞在者全般については、かならずしもその滞在が長期化しつつあるとはいえない。すな

表序—3 出身地域別月収

	20万円未満	20万円—	30万円—	40万円—	不明	計
パキスタン	6	5	1		3	15
フィリピン	1	10	4	4	1	20
韓国	4	5	8	3	1	21
ラテンアメリカ	3		12		3	18
中国	5	1			11	17
計	19	21	25	7	19	91

出所：〔手塚・駒井ほか，288ページ〕。

わち一九八七年に摘発された超過滞在者の就労期間は六か月未満が三八・五％、六か月以上一年未満が三四・二％、一年以上が二七・三％であった〔町田〕。ところで一九九一年でも、六か月以内が三八・七％、六か月をこえ一年以内が三一・九％、一年をこえ二年以内が一六・五％、二年をこえる者が二・七％であった〔法務省C〕。

定着化の開始とともに、出身地域別の格差が発生しはじめたのは注目すべき現象である。われわれが一九九〇年から九一年にかけて神奈川県に在住あるいは就労する外国人労働者七四人を対象としておこなった面接調査（サンプリングはおこなわれていない）の結果を表序—3に示した。これによれば、その月収はパキスタン人のばあい一二人中六人が二〇万円未満であり、フィリピン人になると一九人中一〇人が二〇万円台である。それになりたいし韓国人のばあいには二〇人中八人が三〇万円台となり、日系人では一五人中一二人が三〇万円台である。すなわちパキスタン人を底辺とし、日系人を頂点とする上下格差が存在していることになる。

ところで、このような出身地域別の格差は、彼（女）らの学歴水準と逆の傾向をみせている。パキスタン人およびフィリピン人のばあいは大卒の比重が高いが、韓国人のばあいは高卒、日系人のばあいは高

校と小学が多くなっている。つまり、高学歴者が多いパキスタン人とフィリピン人の所得水準は低く、学歴水準の低い韓国人および日系人の所得水準は高いということになる〔手塚・駒井ほか、二八七ページ以下〕。

ちなみにいえば、日系人の転職による上昇移動の多さは注目される。労働省が日系人雇用センターに來所した等の日系人七九五人を対象として一九九二年一月におこなった調査によれば、転職経験者は二九〇人に達している。転職により給与があがっただけでなく、生産工程従事者から専門技術職、営業、事務職への移動が目立つ。なお、転職経験者の日本語能力は未経験者に比して高い〔労働省<sup>n)</sup>〕。

日系人のあいだにも格差が発生している。第四章第四節でふれるように、悪質な現地ブローカーの暗躍によりペルー人には偽日系人が多い。たとえば一九九一年一月―一九九二年二月までに、日系人の短期滞在ビザから定住ビザへの切り替えが不許可になったものは八五四件あったが、その九一・九％はペルー人だった〔『日経』一九九二年五月四日〕。ビザの切り替えを申請しないペルー人も多く、また日系ブラジル人にくらべて日系ペルー人は日本語が下手といわれており、これらの条件がペルー人の位置をおしさげる。

急増したイラン人については、喜多川らによる群馬県太田市の一七人にたいする調査がある。彼らの平均月収は一八万四、〇〇〇円で、同じく太田市で就労するパキスタン・バングラデシュ人の二〇万八、〇〇〇円よりも低くなっている。ところで彼らの来日前の職業は、大学・専門学校卒業の技術者四人、学生三人、公務員三人、兵役除隊一人、病院職員一人であった〔山下、二三二ページ以下〕。し

たがって、すでに述べたわれわれのデータと比較すると、イラン人には全外国人労働者のなかでもっとも低い地位が与えられていることになる。

一九九一年頃より日本経済は景気後退局面に入りはじめたが、その影響は外国人労働者にも大きくあらわれはじめている。労働省が発表した一九九二年六月の有効求人倍率は、一九九一年三月以来一六か月連続で下降したあと、一・〇四倍と一九八八年九月以来の低水準となった『日経』一九九二年八月二八日。景気後退はまず製造業の電機および自動車で深刻化した。そのため、製造業に高い比率で従事している日系人の失業が顕著化している。

労働省は、北関東、東海、中部などで期間工や日系人を解雇する例が目立ちはじめるとし、日系人を雇用する企業にたいし業績悪化を理由とした安易な解雇を防ぐよう都道府県に通達した。東京上野の日系人雇用サービスセンターを訪れる日系人のうち七割は失業状態にある『日経』一九九二年四月二日・五月一日・八月五日。同センターの一九九二年三月の求人数は一八二二人であったが、求職者は五三五人もいた『朝日』一九九二年四月九日。

具体的にみると、いすゞ自動車は期間工を四割、約一、三〇〇人減らすことを決めたがこのなかには約八〇〇人の日系ブラジル人等が含まれている『日経』一九九二年二月五日。他地域で就業していた日系人が東海地方に職を求めて流入するケースがみられるが、浜松市でも大量解雇が日常化している。ある大手人材派遣業者では、企業側の求人がないため五三〇人の日系ブラジル人の賃金が未払いとなった『読売』一九九二年七月一六日。

人員削減にともなう一時期は日本人以上の水準にあった日系人の賃金も低落傾向をみせている。

豊田市では時給が最高一、七〇〇—一、八〇〇円だったが、一九九二年に入って平均一、三〇〇円程度となった〔『日経』一九九二年三月二日〕。日系人雇用サービスセンターでは、一九九二年四月の求人で月二〇数万円程度にさがった〔『朝日』一九九二年四月九日〕。

日系人のなかではペルー人もっとも打撃を受けており、日系人の失業者やホームレスはペルー人にもっとも多い〔『中日新聞』一九九二年五月一日・二七日〕。とくに浜松市では、滞在期限の切れるペルー人から解雇するケースが続出している〔『朝日』一九九二年五月一日〕。

景気後退は未登録労働者にも打撃を与えている。一般的にいつて受注が減少した中小企業が外国人労働者を解雇するばあい、その不法性を理由とすることが多くなっている〔『日経』一九九二年三月二日〕。状況はとくにイラン人にきびしい。彼らはいちばん新しい到着者であるため求職ルートが未開拓のうえに、コミュニケーション能力に問題がある。こうしてイラン人にとって仕事をみつけることはむずかしくなるのである。

東京の代々木公園はイラン人の情報交換の場となっているが、日曜日に集まるイラン人は、一九九一年末にはせいぜい一、五〇〇人ぐらいであったものが、一九九二年七月には六〇七、〇〇〇人となっている〔『朝日』一九九二年七月二日〕。同じく東京の上野公園でも毎日一〇〇—三〇〇人を超すイラン人が集まっている。ペルー人と同様に、イラン人も失業に苦しみホームレスとなる者が多い。

「生命と人権をかちとる会」が一九九二年三月東京の代々木公園でイラン人八八人に直接おこなった調査によれば、求職・失業中の者は二九人に達した。なお、賃金不払いは二七人が、治療費の出ない労災は八人が経験している〔アジア人労働者問題懇談会b、三四ページ〕。

また山崎喜比古らが一九九二年六月東京上野駅および上野公園周辺に集まっているイラン人一四三人にたいしておこなった調査(対象は自発的協力者)は、景気後退の影響に関する貴重な情報を提供している。すなわち、ここ一か月の間に仕事についたことがある者は七八人であるのにたいし、ついでいない者も五〇人へのぼり、失業率は三九%に達している。さらに仕事についた者の就労日数は、一〇日以下二三人、一日以上二〇日以下二六人、二一日以上二二人と、三分の二が二〇日以内しか就労していない。

その結果ホームレスになる者も相当出現している。現在の寝泊まり場所(複数回答)は、友達のアパート四五人、自分のアパート三人、会社の寮二八人、公園内一四人、ホテル八人、サウナ・映画館三人、その他三人となり、公園・サウナ・映画館の合計は一三%となる(「山崎・若林ほか」)。

日系人以外の合法的就労者にも景気後退の影響がで始めている。中国瀋陽市から人材派遣会社に招かれて来日したコンピュータ技術者二七人は一年あまりろくな職につけず、賃金の未払い分は総額二、五〇〇万円を上回った(『朝日』一九九二年八月二四日)。ちなみにいえば、インドシナの定住難民の就職も深刻である。神奈川県大和市の定住促進センターでは、求人数の激減により七家族一八人が就職が決まらず退所できないでいる(『朝日』一九九二年七月八日)。

外国人労働者の歴史の堆積とともに、外国人労働者自身の組織化と運動が出現しつつある。一九九〇年二月フィリピンから来日したコンピュータ・オペレータによる組合結成(アトラス・ジャパン) 全国一般労組東京南部支部)、語学学校教師の労組による協議会の結成はその一例である(「CALL ネットワーク、五ページ」)。

また個人加盟の地域労組である東京の江戸川ユニオンには、一〇か国七〇人の外国人労働者が加盟しており組合員数の二割を占める〔『毎日』一九九二年二月七日〕。さらに一九九二年のメーデーをひかえて、東京都板橋区に外国人労働者二〇〇人が集まり、差別や偏見の撤廃などを内容とする「外国人労働者人権宣言」を採択した〔『朝日』一九九二年四月三〇日〕。現状変革は究極的には主体的運動に基礎づけられなければならないことを考えると、このような運動の萌芽は重要な意味をもっている。

このように、日本における外国人労働者の流入と定着は必然的に増大しつつある。したがって、いま現に日本社会で働き生活している外国人労働者の人権の擁護が最優先されるべき課題であることは明白である。けれどもそれは、外国人労働者の流入を認めるということとはまったく別のことなのである。このような立場を本書では外国人労働者必然論と呼ぶことにしたい。次章以下は、必然論に立つ分析にほかならない。

## 第一章 外国人労働者はどのように入国するか

### 第一節 あっせんブローカーの役割

本章では、外国人労働者の入国の仕方を検討する。第一節では入国に重要な役割を果たしているあっせんブローカーについて概観し、第二節では今後拡大が予想される研修生について整理する。さらに第三節では、就学生と日本語学校の状況を概観する。なお、風俗関連産業に就労する者だけに關するブローカーについては第二章第一節にゆづつて、ここでは扱わない。

以下ではあっせんブローカーを単にブローカーと略するが、ブローカーとは、広く外国人労働者を稼働先にあっせんすることにより利益を得るものをさすことにし、就労が合法であるか不法であるかは問わない。

ブローカーは、外国人労働者の就労にたいしてどの程度介入しているのであろうか。一九九一年に摘発された未登録労働者にたいする関与の状況をみると、日本への入国に当たって出身国ないし第三国において日本行き勧誘や募集を受けたり、旅券や査証（偽変造を含む）の手配を受けるなど、日本国外においてブローカーの介在を受けたとする者は全体の二二・五％であった。介在したブローカ



一を一〇〇とするときの国籍別内訳は、タイ人三三・一%、韓国人二二・八%、フィリピン人一七・九%、中国人六・八%、日本人六・二%、その他一三・二%であった。

一方、日本国内については、入国に当たり空港への出迎えなど日本国内においてブローカーの介在を受けたとする者は摘発者全体の一三・二%であった。介在したブローカーを一〇〇とするときの国籍別内訳は、日本人三〇・六%、韓国人一七・〇%、タイ人一五・九%、中国人八・五%、フィリピン人六・四%、その他二一・六%であった〔法務省C〕。

似たような状況は、序章で紹介した労働省研究会による一九九〇年の調査結果にもみられる。

外国人労働者の就労経路を企業数の割合でみると(複数回答)、本人の直接応募二九・四%、知人の紹介二八・五%、外国人の紹介一七・〇%、同業者の紹介一六・一%、募集広告一〇・一%、あつせん業者の紹介五・八%、派遣業者の紹介四・九%、請負業者の社内外注三・五%、学校二・九%、その他七・八%、無回答〇・三%であった。すなわち、あつせん業者と派遣業者の関与率は一割強の企業でみられるにすぎない〔労働省K、参四五ページ〕。

一九八七年の法務省資料〔法務省b〕によれば、当初はロコミや在日友人による紹介、アルバイト情報誌などで十分にブローカー関与の必要がなかったが、一九八五年秋以降の未登録労働者の増加傾向にともない、自然発生的にブローカーの関与がはじまったとされている。

ブローカーが日本人であるか外国人であるかについては、山崎哲夫によれば、一九八七年には男女とも合わせたばあい仲介者が日本人であったものが三〇・九%、同国人であったものが六九・一%で、同国人のほうがはるかに多くなっている〔山崎〕。

日本人ブローカーと外国人ブローカーの役割分担については、法務省資料は次のような四つのタイプを区別している。第一は、「日本人・外国人分担ケース」であって、外国人ブローカーが来日させた出稼ぎ希望者を、日本人ブローカーが出迎え、各地の工場等にあっせんまたは管理するものである。第二は、「日本人・外国人共謀ケース」であって、外国人ブローカーおよび日本人ブローカーが共謀して、出稼ぎ希望者を同行するなどして来日させ、あっせんまたは管理するものである。また第三は、「日本人ケース」であって、外国において日本人ブローカーが、自らまたは外国人ブローカーを通じて募集した出稼ぎ希望者を、自らの手で来日させ、あっせんまたは管理するものである。最後に第四は、「外国人ケース」であって、在外の外国人ブローカーが、自らの手で募集した出稼ぎ希望者を同行して来日させ、あっせんまたは管理するものである。

付言すれば、同資料によるブローカーの稼働先あっせん代は、男性のばあい五—一〇万円であり、雇用主が前貸しという形で負担する例が多い。

なおタイについては、海外向けの私設職安ともいうべき労働者あっせん所が林立しており、バンコクだけでも五〇〇社を超えているという〔日名子a〕。

上掲法務省資料には、上述「外国人ケース」に該当するタイ人ブローカーについての次のような事例が報告されている。

事例1…タイ人男性G（二九歳）は、同国人女性H（三一歳）と組み、タイ人男性一三人を長野県下の土木業者に作業員としてあっせんしていた。両人の役割は、Gがタイから作業員を連れて来日し、Hが稼働先をあっせんするもので、手数料のほか給料の一部を取得していた。

ブローカーの活動内容についても国別の違いがある。フィリピン人およびタイ人のばあいには、出国手続きに当たって旅行者等のブローカーが代行し、偽造旅券・偽造査証を取得させたりえ、いわゆる見せ金、すなわち日本入国の際就労目的でないことを証明するため貸与された相当額の現金を使って入国させている。

その際、偽造査証を含む偽造旅券代は一〇―二〇万円、本国出国から日本に入国し稼働あつせんまでの包括的代金は二五―三〇万円であつたが、改定入管法の施行にともない入国が難しくなるとともにこれら諸費用は高騰しつゝある。なお、フィリピン人のばあい、超過滞在者を日本から他人名義で出国させるという業務があり、写真張り替えをおこなつた偽造旅券代は約一〇万円である。

一九八九年に偽変造旅券や他人名義旅券によつて入国しようとした者は四八三人に達したが、そのうちタイ人は二八一人、フィリピン人は一七〇人、計四五五人を占めた〔法務省q、第一七表〕。これは、この両国におけるブローカーの暗躍を裏付けている。パキスタン人・バンングラデッシュ人のばあいには、かつては就学ビザを取得させ、それを隠れみのにして長期に就労させたケースが少なくなつた。これについては、就学生のところで述べる。

パキスタン人については、パキスタンでの出身地域ごとのグループ化がブローカーがらみで進んでいるという情報がある。パキスタン人ブローカーは、出身地域から就労希望者を調達し、日本に入国させ就労をあつせんしていたとおもわれる。一九八八年三月に川口市で起きたパキスタン人どうしの乱闘事件の背景には、グループ間の抗争があつたものとみられている〔朝日〕一九八八年三月三日、四月一三日〕。

序章で紹介した群馬県太田市におけるイラン人一七人にたいする調査によれば、就職経路は友人四人、家族一人とならんでブローカーが四人を占めている。ブローカーはベキスタン人であることが多く、そのあつせん料は最近五〇〇ドルから一、〇〇〇ドルに値上がりした(山下、一三五ページ)。

バングラデシユ人については、次のような事例がある。

事例 2…一九八八年一〇月に、バングラデシユ人五三人、インド人三人の集団未登録労働が発見されたが、かれらは浜松市内の人材派遣会社に仲介されていた。同社は、一九八七年三月から一九八八年一〇月までに計一七六人(バングラデシユ人一六四人、インド一〇人、フィリピン人二人)を雇用し、浜松市を中心に自動車またはオートバイ部品の製造工場、塗装工場等計三一社に派遣、実質一人一時間当たり一、三〇〇円一、四〇〇円の派遣料を得ていた。

摘発された未登録労働者は月平均一〇一・二万円の収入を得ていたが、そのなかから、人材派遣会社への案内に当たったバングラデシユ人により月六万円を徴収されていた模様である。彼らはバングラデシユにおいて日本向け出稼ぎ募集に応じたところ、同国人の案内でいったんバンコクで待機させられた後来日し、この会社へ案内された(法務省<sup>1)</sup>)。

この事例は、バングラデシユのブローカー組織と日本のブローカーが結託していることを示すものであり、上述の「日本人・外国人共謀ケース」に当たる。

バングラデシユ人のなかには、同国人のブローカーによる悪質な詐欺にあうものがある。

事例 3…ある日曜日、われわれは秋葉原に電気製品を買いにきていたバングラデシユ人の三人連れと面接することができた。三人とも日本語学校に通学しながら、プラスチック加工の工場で働いてい

る。三人のリーダー格である通称バブは一年半前に来日した。彼はバングラデッシュを出るときに、「日本での仕事もあっせんする」というブローカーに三〇万円（内一〇万円は飛行機代）をだましとられた。そのため自分で仕事を見つけざるをえず、すでに日本に来ていた友達に手紙を書いて今の仕事を紹介してもらった。通称マスムは来日後一か月半仕事がなかった。在日バングラデッシュ人のブローカーに五万円払ったが、それも詐欺だった。なお、三人目の通称ファルクのばあいは、バブの紹介で今の会社に入ったという。

事例 4…同様に、韓国人のばあいをみると、福岡市内で摘発された土建会社は人夫の派遣を主事業とし、経営者の在日韓国人が同国人を呼び寄せては人夫を補充していた〔法務省主〕。

事例 5…大規模なものとして、東京新宿区内の土木建築会社の例がある。この会社は一九八六年頃からマレーシア、フィリピンなどの労働者を観光ビザで入国させて雇い入れ、延べ一、〇〇〇人を都内の十数社に土木作業員として派遣していた。派遣先の会社からは平均日給一万三、〇〇〇円が支払われていたが、同社はその四割をピンハネし、三億円を稼いでいた。労働者の募集は過去に雇用し帰国した者に当たらせていた。なお、外国人労働者にはアパートを提供して住まわせていた〔読売〕一九九〇年一月二日〕。

以上、不法入国者や観光ビザ等による就労者など、未登録性が明瞭であるものについてみてきたが、以下研修ビザによる研修生や就学ビザによる就学生など、表面的には合法的に入国のできるカテゴリーに偽装された就労のあっせんをみてみよう。

まず、ブローカーによる研修生の利用の状況をみる。

事例6…外務省の休眠状態にある外郭団体の理事という肩書きをもつある人物は、この制度を利用して一年半で二五〇人もの中国人を二五の会社や工場に送り込んだ。中国人は中国各地にある工場の工場長に日本での研修の希望を申し出、その地域の科学技術協会で審査がおこなわれたのち、選ばれた者がこの人物に委ねられて日本人に入国したのである。これらの会社や工場はいずれもこの団体の「会員」で、中国人一人当たり月一万円の会費が徴収されている。この人物と工場の間、特定地域に拠点をもつあっせん会社が介入することもある。

これらの中国人たちについて、入管への申請書類に書かれている日本語講座や技術に関する講習はまったくおこなわれない。そして彼らは、残業も含めて朝から晩まで単純作業や重労働に従事させられている。その報酬としては、月額わずか七―八万円の生活費が、工場―(あっせん会社)―ある人物経由で手渡されるだけである〔毎日新聞<sup>a</sup>、一四〇―一四六ページ〕。

事例7…われわれは、北関東にある金属加工工場で働いている二六歳と三五歳の二人のタイ人男性に話を聞くことができた。若いほうをソンポン、もう一人をパイトゥーンと呼ぶことにしよう。二人とも日本語はまったく話せないが、ソンポンは日本語教科書タイ語版をもっていた。

二人ともバンコクから北へバスで数時間の距離にある地方の出身で、本業は農業。半年以上前に二年間の契約で来日した。ただし、工場との直接契約ではないから、工場側は彼らがいつまでいるのかわらなかつた。パイトゥーンは従兄の紹介で、ソンポンはタイ人経営の日本への研修あっせん会社に申し込んで、日本にやってきた。

あっせん料は、ビザ取得やパスポート代など必要経費が約二七万五、〇〇〇円、ほかに手続き代と

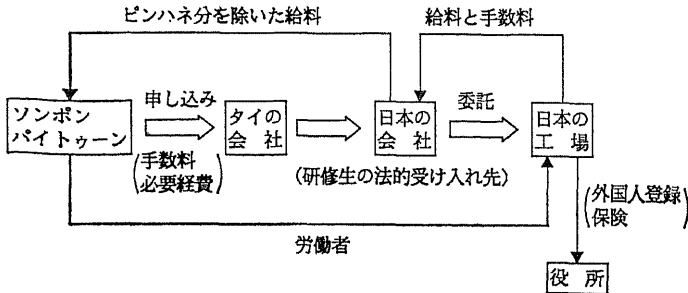


図 1-1 研修生名目で就労する仕組み

して約一〇万円を会社からの借金というかたちで払い、その会社が日本の国内のあっせん会社に研修生を送り込む仕組みである(図1-1)。

タイでは、彼らが仕事をしてもふつう一日約三六〇円にしかないもので、これはかなりの額になる。

同工場には、似たようなタイ人研修生が現在九人いる。給料は工場から日本のあっせん会社にいき、そこから彼らの手に渡るといふ。その間に、前借り分の相殺となんらかのかたちでのピンハネがあるらしい。

ソンボンとパイトゥーンの日給は三、五〇〇円、ほかに残業一時間につき五〇〇円、一日の食費として八〇〇円をもらっている。同僚の日本人がいくらもらっているかは知らない。研修とはいつても、ソンボンもパイトゥーンも、これまで日本語教育はまったく受けていないだけでなく、技術もほとんど教えられていない。帰国後はまるで役にたちそうもない単純労働を強いられるだけである。工場側もそれを「承知はしているが、経営を優先せざるをえないのでしかたがない」といふ。

この二人のタイ人男性の事例は、次の事例とならんで、研修生

という制度を利用するブローカーの在り方のひとつの典型であるとおもわれる。

事例 8…東京の P 建設は、一九八六年三月現在二〇〇人の研修生を擁し、協力企業と呼ばれる一二企業に就労のあっせんをおこなっていた。P 建設は一九八二年に初めてバングラデッシュ人一〇〇人を研修生として迎え入れた。協力企業は外国人一人につき月一二万八、七〇〇円を P 建設に支払う。そのうち、P 建設からタイ人には五万円、バングラデッシュ人には四万五、〇〇〇円が払われる。ただし、航空運賃や保険料は P 建設が負担する。P 建設では専門の講師が学科や日本語を教えるとしているが、実際に指導がおこなわれたことはない（『下野新聞』一九八六年三月一四日、一六日）。

次に、研修生とならんで資格外就労の手段となっていた就学生についてであるが、日本語学校は、ブローカーの活躍の絶好の舞台であった。すでに述べたように、前掲法務省資料によれば、パキスタン人およびバングラデッシュ人のブローカーはこのカテゴリーを利用していた。彼らが受け取る入国手続き代は二五—三〇万円であった。この両国人のばあい、日本人ブローカーの介在はみられず、先に述べた「外国人ケース」の一種に該当する。以下前掲法務省資料から二事例を紹介する。

事例 9…日本語学校への就労を目的に来日したパキスタン人男性 K（三四歳）は、出席率不良により日本語学校から退学処分となったが、じゅうたんの輸入販売会社勤務を名目にして、パキスタンにたいする不法就学案件のブローカーとして暗躍していた。

事例 10…バングラデッシュ人男性 L（二三歳）ら四人のグループは、本国において、わが国での日本語就学の名目による稼働可能を餌に出稼ぎ希望者を集め、入国および就学手続きの手数料として、一人当たり約三〇万円を取得していたが、現実には、航空券を渡し査証免除の入国をさせるだけで、就



学手続きを放棄するという悪質ぶりであった。

成田空港の到着ロビーで暗躍するブローカーも出現している。

事例11…パキスタン人ブローカーは一九九〇年一月、観光目的で入国したイラン人三人を建設業者に紹介し未登録労働させていた疑いで逮捕された。到着ロビーではこれ以外にも到着した外国人に声をかけて回る外国人ブローカーが目立つ『朝日』一九九一年二月二十八日。

このほかに、ラテンアメリカからの日系人を対象とする人材派遣業者の相当部分は、きわめて悪質なブローカー活動をおこなっている。

これらの派遣業者は、請負契約という建前のもとに日系人を受け入れ企業に派遣しているのが通例である。派遣業者が通常おこなっている業務は、航空運賃の立て替え、空港への出迎え、アパート・寮の提供と生活備品の貸与、ビザの書き換え・外国人登録、生活面のケア、勤務先への送迎、本国送金などにわたっている〔渡辺・光山、二六ページ以下〕。

序章で紹介した海外日系人協会による日系人調査によると、人材派遣会社／中間業者と契約している人は六二・九％、勤務する会社と直接契約している人は三四・七％、フリーで働いている人は二・三％であった〔国際協力事業団、一〇八ページ〕。また序章で紹介した沖縄県系人調査によれば、就労経路は直接工場が二二・九％、派遣会社が七二・一％、職安が五・〇％であった〔沖縄県国際交流財団、二〇ページ〕。このふたつの調査からみると、日系人にたいする派遣業者の関与率は六一七割の高さに達していることがわかる。

これらの業者は、日系人労働者の賃金から高額のピンはねをおこなうばかりでなく、彼らを人身拘

束するためにパスポートを取り上げ、中途退職には高額の罰金を課し、航空費やビザ等手続き費用を着服している『まいぐらんと』一九九一年二月二五日。とくに、「一年以内に中途退社したばあい、罰金三〇万円」などの派遣会社による違法な罰金条項は日系人の大きな不満を呼んでいる〔朝日』一九九二年三月七日〕。

ところで一九八五年に成立した労働者派遣業法は、いわゆる単純労働に従事する労働者の派遣を認めていない。したがって、これら派遣業者は労働者派遣業法に違反している。またピンはね等中間搾取がおこなわれれば、労働基準法に抵触する。さらに有料で職業あっせんをおこなうばあいは職業安定法違反となる。

ブラジルにおける人材派遣業者の嚆矢は、一九八五年横浜のS工業による就労者の募集であった。その後同種業者は著増し、一九八八年には二〇業者以上がサンパウロで操業していた〔前山<sup>a</sup>〕。しかしながら、一九八九年末代表的大手業者であるS工業と千葉のN機工とが相次いで労働者派遣業法違反により摘発された。

事例 12…S工業は日系人を中心として常時五〇〇人から二、二〇〇人の労働者を確保し、同社の社員寮やアパートに住まわせて、関東・東海地方の自動車部品製造会社など百数十社に自社のマイクロバスで送迎し、賃金の約四割をピンハネして三年間で六八億円を稼いでいた〔朝日』一九八九年一〇月一三日、『日経』一九八九年一〇月一三日〕。また、N機工は日系人約一、二〇〇人を含む約二、三〇〇人を関東地方の工場に派遣し、賃金の約三割をピンハネし約五〇億円を稼いでいた〔朝日』、『日経』一九八九年一月一日〕。

これらの事実が知られるに及んで募集企業による直接雇用が登場したが、人材派遣業者が依然として主体であることは上述したとおりである。両者とも日本語新聞での広告を媒体とするほか、日系人の現地ブローカーから就労希望者のあっせんを受ける。現地ブローカーは旅行業者を中心としてサンパウロ市内に一八〇社あり、ひとりにつき一〇万円のあっせん料を受け取る『中日新聞』一九九一年二月一七日。このように日系人を対象とする派遣業者には問題が山積し、その活動も法律違反であるにもかかわらず、ほとんど野放し状態がつづいている。

以上述べてきたことを要約すると、ブローカーは外国人労働者の就労を相当支配し、その活動には中間搾取や詐欺等きわめて悪質な要素も含まれている。また、ブローカーは国別に大きな違いがあり、その活動形態も研修生や就学生、あるいは日系人など合法的とみなされるカテゴリーの利用を含んでいる。

## 第二節 研修生としての資格外就労

かつての深刻な労働力不足に直面して、経済界も政府諸省庁も外国人労働者の導入を検討したが、その突破口のひとつが研修生である。研修という名目があるので、単純労働者は導入しないという建前とは抵触しない。また、研修生は期限付きの帰国を前提としているから、欧米にみられるような社会問題の発生を回避することができると考えられた。本節では、今後重要性がきわめて高くなるとおもわれる研修生について検討する。

一九八九年八月、法務省は、研修の実施に問題があるのではないかとおもわれた企業四〇社（五四七名）について、一九八八年四月以降おこなった調査結果を発表した。その内容は、低賃金労働力の確保の手段として研修生のカテゴリが乱用されている実態をまざまざと示すものであった。

すなわち、研修を名目として研修生を受け入れ、事実上労働者として就労させている事実が相当数判明した。入国事前審査時に提出した研修カリキュラムのなかで実施が予定されている講義方式による学科研修を実施していない企業があり、また、従業員と区別なく生産ラインに組み込まれ、活動内容が研修か労働かの区別が判然としないものや研修時間帯が深夜におよぶ等の問題が一部に認められた。研修終了後、本国において当該研修の成果を発揮しうることにつき疑義もたれる研修が一部に認められた〔法務省より〕。

ここにみられるような研修生の現場作業への従事は、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）という口実で正当化されている。OJTとは、本来は実際の作業・労働をとおして技術を習得させる実地教育を意味する。

この発表の四〇企業のうち八企業については、一九八九年六月研修生にたいしてはじめておこなわれた立ち入り調査に関する情報がある。八企業とも提出されていた学科研修をまったくおこなわず、いきなり現場作業に従事させていた。また日本語を習得するための時間は存在しなかった。ある調査官は、「臭気と暑さで職場環境は悪く、作業は単純労働に近く、研修にはほど遠かった。人手不足を反映し、学科などやる余裕すらうかがえない」と語っている。

このように、実質的には研修ではなく文字どおり就労させていたにもかかわらず、研修生たちにはた

いする報酬はきわめて低かった。川口市の鑄物工場の二人の中国人のばあいは月五万円であり、二人のタイ女性のいる札幌管内の弁当工場では月四万円であり、七人の韓国人がいる大阪管内のゴム製造工場では月五万円にすぎなかった。一方、名古屋管内の自動車部品製造工場では上の例よりも高く、三人のフィリピン人に月一二万円を渡していた。また研修生には時間外勤務は禁じられているが、上記ゴム製造工場では研修生に一時半の残業を強いていた〔「朝日」一九八九年六月二〇日〕。

このほかに著名な事例としては、一九八七年に長野県で起きたスリランカ女性の事件がある。彼女たちは電器部品工場で一般工員と同じ作業をし、休日出勤・残業もあったのに、食事・住宅を与えられた以外には月五、〇〇〇円程度の小遣いしかもらえなかった。この研修生たちは、スリランカに工場が進出した際に雇ってもらうかわりに、一年無給で研修を受けることなどがあらかじめ決められており、破ったばあいは罰金を払うことになっていた。なお、この事例にはアジア人女性との結婚ブローカーがからんでいた〔「毎日」一九八八年二月二三日〕。

ここにあげた例は中小企業であるが、大企業のばあいにも研修生名目の資格外就労は一般化している。大手タイヤメーカーの兵庫伊丹事業所は、技術提携しているマニラの会社からフィリピン人研修生八人を一九九〇年三月より導入したが、この八人は四月に入って同市内のカトリック教会に集団脱走した。研修生は「研修のほが實際は床掃除や荷物運びの単純作業ばかり。日本人にくらべてもわずかな研修手当で深夜勤務させられて我慢できない」と語っている。彼らは日本人従業員と同一の二交代制勤務に組み入れられ、夜八時半から翌朝八時半までの深夜勤務をさせられていた。研修手当は月六万三、〇〇〇円であった〔「毎日」一九九〇年四月一七日〕。なお、法務省の基準によれば、深夜

の実務研修は原則的には許されない。

研修生が外国人労働者の搾取の温床となっていることについては、前節でも述べた。研修生名目で就労させられることにもなり最大の問題点は、研修を受けるつもりで日本にやってきた研修生たちの期待が裏切られる点にある。高い技能を獲得して帰国しようという望みは、実際には低賃金労働力にすぎない処遇を受けて無残に崩壊せざるをえない。

そればかりでなく、資格外就労のばあいには他の外国人労働者と同くくられても総体的にみてより低い報酬しか与えられておらず、しかも雇い主によるきわめて厳しい人身拘束がおこなわれ、そのうえに労働法の保護外に置かれるなど、現段階ではもつとも問題をはらんでいる入国カテゴリーである。そのうえ資格外就労が発覚したとしても、それを命令し実行させた研修実施企業には、一応行政指導がなされるにせよそのほかにはなんのペナルティもない。

研修生名目の資格外就労が出現した大きな理由は、法務省の審査が不十分であったことにある。従来は、書類審査だけで実地審査がおこなわれることがないので、書式さえ整っていれば研修ビザが発給されると一般にいわれてきた。とくに、現地法人が実体としては存在しないのに、研修生導入のため的手段としてこれから設立する予定という口実がよく使われたといわれている。

研修生を隠れみのにした単純労働者の流入の激増という事態に対処するため、法務省は、改定入管法の施行に際して研修生受け入れに関する基準省令を定めた。その内容は以下のとおりである。

- (1) 研修生が習得しようとする技術、技能または知識（以下「技術」と一括）が、同一の作業の反復のみによって習得できるものではないこと。

- (2) 研修生は一八歳以上であり、かつ帰国後習得した技術を要する業務に従事することが予定されていること。
- (3) 研修生が習得しようとする技術は、本国での習得が不可能または困難であること。
- (4) 研修は、受け入れ機関の常勤の職員で技術について五年以上の経験を持つ者が指導すること。
- (5) 研修のなかに実務研修が含まれているばあいには、研修生の受け入れ機関は以下の要件を満たさなければならぬ。a、宿泊施設の確保。b、研修施設の確保。c、研修生の人数は、常勤職員の二〇分の一以内であること。d、生活の指導を担当する職員が置かれていること。e、死亡、負傷、疾病にたいする保険への加入。f、研修施設について労働安全衛生法に則った措置を講じていること。
- (6) 研修のなかに実務研修が含まれているばあいは、研修生は次のいずれかに該当する本国の機関の常勤の職員でなければならない。a、国、地方公共団体、またはこれらに準ずる機関。b、受け入れ機関の合弁企業または現地法人（ただし、その設立が承認されている設立予定の合弁企業または現地法人を含む）。c、受け入れ機関と引き続き一年以上の取引の実績または過去一年間に一〇億円以上の取引の実績を有する機関。
- (7) 実務研修を受ける時間は、研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。
- (8) 受け入れ機関や関係者が過去三年間研修について不正行為をおこなったことがないこと。
- (9) 研修のあっせん機関は、営利を目的とするものでないこと〔法務省p〕。
- ここにみられるように、この省令は性格の異なる二つの種類の研修生の送り出し機関と受け入れ機

表 1-1 研修を目的とする外国人入国者数の推移

	1987	1988	1989	1990	1991
中 国	2,688	3,840	3,496	7,624	10,668
タ イ	2,428	4,708	4,502	5,075	6,290
フ ィ リ ピ ン	1,207	2,314	3,974	3,460	4,476
韓 国	2,800	3,343	4,125	4,485	4,439
マ レ ー シ ア	757	1,329	2,175	3,564	4,307
イ ン ド ネ シ ア	1,310	1,378	1,748	2,891	3,883
台 湾	375	444	539	1,239	1,312
ブ ラ ジ ル	576	628	851	1,027	640
そ の 他	4,940	5,448	8,079	8,201	7,634
合 計	17,081	23,432	29,489	37,566	43,649

出所：1987-88年は〔山神b〕，1989年は〔法務省r〕，1990年は〔法務省u〕，  
1991年は〔法務省C〕。

関の関係を予想している。そのひとつは、国、地方公共団体、またはこれに準ずる機関のあいだの関係であり、もうひとつは海外の現地法人または合弁企業あるいは業務提携先と日本の関連企業とのあいだの関係であって、主として海外活動ができる程度の企業を想定している。いずれにせよ、ごく規模の小さい企業による受け入れについてはあまり考えられていなかったといえる。

そのため、この省令は発表後短期間のうちに、中小企業からの研修生受け入れの強い要望を受けて変更されることになった。企業規模の小さい企業でも研修生を受け入れることができるようにするため、上記、(5) c の二人に一人という枠を緩和して、常勤職員数が二〇一人以上三〇人以下のばあいには研修生が一五人、同じく一〇人以上二〇人以下では一〇人、五人以上一〇人以下では六人、五〇人以下では三人まで認められることとなったのである（一九九〇年八月一七日法務省告示）。

さらに、中小企業のばあいには、中小企業等共同組



合、商工会議所、商工会などの中小企業団体が日本語研修や技術講習などを一括して実施し、会員の企業に実務研修を委託することになる『日経』一九九〇年七月三〇日。

表1-1は、年次別国別に研修生の入国者数を示したものである。これによれば、研修生の入国は一九八七年より顕著に増大し始め、一九九一年には四万三、六四九人と四万人を大きくこえたことがわかる。送出国としては、一九九〇年より中国が急増して第一位で一人をこえ、第二位は六、〇〇〇人台のタイとなり、以下四、〇〇〇人台のフィリピン、韓国、マレーシア、三、〇〇〇人台のインドネシアがつづいている。第二位以下はこれまで日本からの企業進出が多かった諸国である。

それでは、研修生に偽装している外国人労働者はどれくらいいるのであろうか。その把握はきわめて困難であるが、前述したとおり、現行の研修制度では研修生は事前に受け入れの事業所が確定していなければならないので、受け入れ事業所の性格がひとつの手がかりになる。

事業所は、その性格により三つに大別できる。その第一は、国際協力事業団やアジア生産性機構などの政府関連機関であり、企業に実務研修を委託することなく費用の全額を政府が負担して研修がおこなわれる。一九九一年度の研修生受け入れ数は、それぞれ六、四七〇人と一、七一一人で合計八、一八一人であった。このばあいにはいわゆる単純労働への就労があるとは考えられない。

第二に、政府の各省庁の管轄下にある財団法人等が研修の主体となり、研修費の国家補助を受けながら、学科研修修了後会員企業に実務研修を委託するという形態がある。したがって、企業も相当額の研修費用を負担することが多い。このばあい、会員企業からなされる研修申し込みがかなりの部分を占めることを考慮すれば、単純労働への就労の偽装は当然可能であり、本来の研修との弁別の難し

い灰色部分が広範囲にわたって存在しているとおもわれる。

このカテゴリーに属するもののうち最大と目せるのは海外技術者研修協会（AOTS）であり、通産省を主務官庁とし、研修費の七五％について国の補助を受けている。AOTSが一九九一年に受け入れた研修生は三、三七〇人であった。このほかこのカテゴリーに属する主な団体を列挙すると、外務省・通産省管轄の交流協会、労働省管轄の日本ILO協会、外務省管轄のオイスカ産業開発協力団、農水省管轄の海外漁業協力財団などがある。ちなみにいえば、AOTSの受け入れ企業の主たる業種は、自動車・電気・建設などであり、また日本ILO協会のそれは、自動車・機械・建設などである。

労働省が一九九〇年二月開始した「海外青年技能研修」制度もこのカテゴリーに属し、外郭団体の中央職業能力開発協会が運営に当たっている。これは政府開発援助（ODA）の一環であり、一九八九年度の研修生はマレーシア、タイ、インドネシアの三国からの二〇四人で、最長一年九か月間の研修を受ける。協力企業は自動車、機械加工、紡績などの二〇社であるが食費と住居費を負担する。小遣いは月四万円支給される。なお二月に来日した者の六割は失業中であった（『日経』一九八九年二月一日、『朝日』一九九〇年二月四日）。

また通産省のコンピュータソフトを軸とする研修生の受け入れも既存の財団法人を窓口とすることになっている。これもODAの助成を受け民間ソフト会社で実務研修をおこない、研修期間は二年以上とする（関東弁護士会連合会、一三三—一三四ページ）。

同様に建設省も一九九一年「建設産業教育センター」を設立した。研修生は四か月間座学研修を受

け、二か月間の民間企業における技術研修ののち、一年間を限度に民間企業で実務研修を受ける〔建設業外国人問題研究会〕。年間受け入れ数は当初二一三〇〇人である〔日経〕一九九一年一月一日〕。

付言すれば、埼玉県は姉妹提携をしている中国山西省と、一九九〇年五月研修生受け入れの協議書に調印した。これは地方自治体が受け入れ主体となったのはじめてのケースとして注目されている。二三人の研修生は一〇月から一年間の予定で来日し、パン製造、金属機械加工、自動車部品製造など県内八社で実務研修をおこなう。研修生にかかる費用は八万円の手当てを含めて月一三万五、〇〇〇円であるが、県はそのうち五万円を補助する〔日経〕一九九〇年六月二十五日〕。

また東京都も、一九九〇年より姉妹提携している北京市とジャカルタ市から研修生をそれぞれ三人ずつ受け入れている〔日経〕一九九二年二月二三日〕。研修期間は一年九か月であり、都内企業で実務研修をおこなう〔日経〕一九九〇年六月一五日〕。神奈川県も一九九二年より中国遼寧省から研修生約一〇〇人を受け入れ、商工会議所や中小企業団体の会員企業で研修をおこなう〔日経〕一九九二年二月一日〕。

第三は、受け入れ企業が研修の主体となるものであり、原則として受け入れ企業が費用負担をおこなう。このカテゴリには、中小企業団体等が受け入れて加盟企業に研修生を分配するばあいが含まれる。資格外就労の可能性がもっとも高いとおもわれるのはこのカテゴリである。

この第二と第三のカテゴリについて、われわれは一九九〇年九月法務省の協力を得てその実態に関する調査をおこなった。調査対象は一九八九年五月から一九九〇年三月の期間に研修生を受け入れた全企業から抽出された五九七企業であり、抽出比率は五分の一程度であるとおもわれる。調査は郵

送法によりおこなわれ、二六一社の回答を得た（回収率四三・七％）。

この調査により、まず研修生の受け入れ経路の分布をみることにしよう。受け入れ経路は大別して政府ベースルート、現地法人ルート、提携先ルート、日本民間ルート、その他に分けられることがわかった。ここで政府ベースルートとは前述した第二のカテゴリに相当し、現地法人ルート以下は前述した第三のカテゴリに相当する。現地法人ルートとは海外にある設立予定を含む自社の現地法人（合弁企業を含む）からの従業員の受け入れであり、提携先ルートとは自社の海外業務・技術提携先からの従業員の受け入れであり、日本民間ルートとは日本国内の民間のあつせん機関・あつせん者の仲介による受け入れである。

受け入れ経路は単一経路と複数経路に分かれるが、単一経路で受け入れられている企業数は一九二社、調査対象企業全体の七四・四％であった。単一経路で受け入れられた研修生の総数は八七九人であったが、これを一〇〇％としたばあいの経路別分布を見ると、政府ベースルート一六・八％、現地法人ルート二八・八％、提携先ルート三七・八％、日本民間ルート三・九％、その他一二・七％となった。このように、提携先ルートと現地法人ルートの両者を合わせると研修生全体の三分の二にもなり、彼らが主として海外進出企業により供給されていることを示している。

それでは、研修生ほどの程度資格外就労させられているのであろうか。本調査では、この問題について、(1)労働力として受け入れようとする企業側の意図、(2)研修水準、(3)研修期間、(4)時間外研修の有無、(5)座学の実施方法のいつつの基準により判断しようとした。しかしながら(5)については、(1)との統計的関連がみられないなど基準としては不適當であることが判明した。

残りの(1)から(4)については、企業数の分布を二分法で示すと次のようになる。(1)意図あり五六・三%、意図なし二〇・七%、不明二三・〇%(合計二六一社)。(2)補助的かそれ以下二八・七%、一人前にするかそれ以上七二・四%、不明二・三%(合計二七〇社、複数回答あり)。(3)一人前になる期間より長すぎるか短すぎるか六四・三%、一人前になる期間と一致三五・七%(合計一八五社)。(4)ある四五・六%、ない五一・〇%、不明三・四%(合計二六一社)。

調査対象企業は、これら資格外就労のよつつの基準についてひとつも問題のないものから全部に問題のあるものまで分けることができる。そこで、どの基準についても問題がない企業を「問題がない」、ひとつの基準だけについて問題がある企業を「少し問題がある」、ふたつの基準について問題がある企業を「かなり問題がある」、みつつの基準について問題がある企業を「きわめて問題が多い」、よつつの基準全部について問題がある企業を「研修とはみなせない」とすることにすると、その分布は次のようになった。

「問題がない」三三・〇%、「少し問題がある」二四・八%、「かなり問題がある」三八・三%、「きわめて問題が多い」二四・八%、「研修とはみなせない」九・〇%(合計一三三社)。このように問題が「かなり」あるいはそれ以上ある企業、つまり資格外就労性の強い企業は、なんと七二・二%にも達しているのである。また、労働力として受け入れようとする意図をもっている企業に所属する研修生の割合も五七・一%の高さにのぼった。

それでは研修生を受け入れる企業はどのような特徴をもっているのであろうか。まず企業規模別に受け入れ研修生数の分布をみると、従業員規模一〇〇人以下一四・六%、一〇一人以上五〇〇人以下

一五・二%、五〇一人以上一、〇〇〇人以下一七・七%、一、〇〇一人以上二万人以下二五・一%、一万一人以上二七・四%となり、一、〇〇〇人以上の企業が半数を若干こえる研修生を受け入れていることがわかる(合計一、八一五人)。

ただし受け入れ企業数からみると、同じく一〇〇人以下四九・六%、一〇一人以上五〇〇人以下二九・五%、五〇一人以上二〇・九%となり、半数が一〇〇人以下の企業により占められている(合計二五四社)。要するに、受け入れ企業数では中小企業が多数であるものの、一企業当たり受け入れ数が少ないために、受け入れ研修生数では中小企業と大企業がほぼ匹敵しているのである。

また受け入れ企業が製造業の特定業種に集中していることもみのがせない。すなわち受け入れ研修生数の比率でみると、自動車・自動車部品は三二・一%、金属・機械は二〇・六%で合わせて過半数に達する。これらはいずれも労働力不足がとくに深刻であった業種である。なおこのほかは、電気機器・電子部品一三・六%、その他製造業一六・九%、建設・土木業五・五%、第一次産業二・四%、第三次産業八・八%となっている(合計一、八一七人)。

要するに、外国人研修生の相当部分は資格外就労者にはかならないと結論することができる。そして、研修生受け入れ企業にはふたつの類型が存在すると考えられる。ひとつは海外進出企業による現地の基幹的要員の研修と親企業における労働力不足への対処を兼ね備えたものであり、これらの企業の規模は相対的に大きい。他のひとつは労働力補充を主たる目的とするものであり、その企業規模は相対的に小さい〔駒井c、駒井d〕。

本章で明らかにされるとおり、従来外国人労働者は主として中小零細企業に就労していた。ところ

が、研修生制度は大企業による外国人労働者の本格的雇用へのひとつの途を開いたという点で、画期的な意味をもつものであるといえよう。

研修生の受け入れは相当広範囲に及んでいる。雇用開発センターが一九八八年九月全国四、五〇〇社の海外進出企業および外資系企業を対象におこなった調査(一、二四〇社回答、回収率二七・六%)によれば、最近三年間に研修生を受け入れた企業は一九・一%に達している〔雇用開発センター〕。また、東京都品川労政事務所が東京二三区内に所在する従業員一〇人以上の事業所二、〇〇〇社にたいしておこなった調査(郵送法、回収率四二・九%)によれば、八二七社の集計数のうち、一九八八年一〇月現在で研修生を受け入れている企業は一四・八%、かつて受け入れたことのある企業は一・二・六%となり、合計二七・四%に達している〔東京都h〕。

さらに労働省が、東京、大阪および名古屋の一部・二部上場企業ならびに研修ビザによる外国人登録者がおおむね五〇人以上の都道府県にある規模三〇人以上二九九人以下の企業から抽出した企業六、一〇四社にたいして、一九九〇年七月におこなった調査(一、七一八社回答、回収率四四・五%)によれば、外国人研修生の受け入れ企業は一〇・〇%に達していた〔労働省j〕。

それでは、研修生という名目をもつ資格外就労者のストックはどれくらいになるであろうか。その前提となる研修生の滞在期間をわれわれの調査からみると、三か月未満九・〇%、三か月以上六か月未満一・八%、六か月以上一年未満四四・〇%、一年以上二年未満二八・三%、一年以上六・五%となった(合計二六一社)。すなわち半数弱の企業が六か月から一年滞在させ、一年以上の企業も三分の一強ある。

したがって仮に前述した第二および第三のカテゴリに属する研修生の半数が年に一回転、残りの半数が年に二回転するものとすれば、一九九一年のストック数は二万六、〇〇〇人程度ということになる。このうちの資格外就労者数は、前掲したデータからみると二万人弱ということになる。

実際には研修ではなく就労している者がかなりいるのに、研修生の労働条件がきわめて劣悪であるのは、彼らがあくまでも技術の修得のために滞在しているという建前の論理があるためである。

劣悪な労働条件は、彼らが受け取る報酬の低さに顕著に現れている。われわれの調査によれば、一か月当たりの現金支給額合計（研修手当のほか、食費・住居費・その他の費用を含むが現物支給を除く）の企業別分布は、二万円刻みで次のようになった。六万円以下一七・五%、六万一円から八万円二五・二%、八万一円—一〇万円九・七%、一〇万—一十二万円一・三%、一二万—一四万円七・六%、一四万—一六万円一三・九%、一六万—一八万円一四・八%。なお、支給額〇円というものも三・四%あり、また三〇万円以上も一・三%あった（合計三三八社）。この分布を見ると、六万—一八万円の部分に四分の一強という最大の集中がみられ、一四万—一六万円もかなり多いことがわかる。

このような報酬の低さは、研修手当が賃金ではなくあくまでも生活の雑支出のための小遣いという位置付けがなされているためである。すなわち法務省は、研修手当の支給額が「妥当な範囲内であること」を要件としている（「山神<sup>b</sup>」）。つまり研修手当は高すぎではないのである。ただし、研修手当については統一的な指導はおこなわれていない。地方入管局のなかには一か月八万円ぐらいとし、一〇万円をこえる支給を認めないところもある（「総務庁、一一三ページ」）。



これにしたがって、建設業のばあいは、月六万円という目安で建設省による業界の指導がなされていた。また前述のAOTSのばあい、小遣の基準は一日二、一〇〇円とされているから、月当たりではこれも六万円強ということになる〔海外技術者研修協会〕。こうして本節冒頭の自動車部品製造工場の月一二万円は、法務省によれば、「逆に未登録労働であることを示したものとされることになってしまふのである。

研修生に対する研修手当がこのように低額でなければならぬという指導は、研修生を労働者として使用する雇い主に、低賃金の絶好の口実を与えることになる。こうして「研修生」は、まさに絵で描いたような搾取の対象とされてしまふ。

しかしながら、はっきり労働力とわりきって、研修生に日本人なみの賃金を払う経営者ももちろんいる。われわれは、韓国人の金仁植という研修生名目で入国した労働者と面接することができた。

金仁植は一年前三人の同僚と来日した。彼の本国での仕事は大工であり、来日した四人は同じ建設会社に勤めている。彼はこの仕事で二〇数年間家族を養ってきた。

金仁植の研修先は、大阪に事務所をもつ従業員三〇〇人ぐらゐの会社である。同社専務の話では、仮に毎日一〇人採用しても、定着するのは月に一人くらいだという。労働者がなかなか定着しない建設会社が考えだした労働者確保の方法が研修制度であった。この会社では、金仁植らの研修生を受け入れるに当たって国際事業部を新設した。そしてこの部門で研修に関する業務を担当している。

受け入れ申請はすべて書類だけですんでしまうことだった。会社側は、「研修に関するノウハウさえもっていればどこでも研修生を受け入れられるので、こうしたノウハウを提供する別会社をつくり

たい」と語っている。

金仁植が実際に「研修」している場所は、関西某県の山あいにある公共事業の建設現場である。金仁植の受け入れ会社は、孫請けとしてこの仕事に携わっている。現場の主任格の人は、四人の研修生がまず日本語の数字を聞いて理解できるようにすることに つとめ、一か月間は補助的な作業をさせ、その後日本人と同じ作業をさせているという。

会社側は「この仕事では講義をしてもしょうがない。実地教育によって初めて技術が身につく」としている。研修はもっぱらオン・ザ・ジョブ・トレーニングで進めているというわけである。金仁植らの就労時間は午前八時から午後五時、昼に一時間の休憩をはさむから計八時間である。研修日数は雨などの天候に左右されやすく、月に二〇数日だそうである。

研修手当は一日一万円で、月末にまとめて受け取っている。つまり、月収は二〇数万円ということになる。日本人の労働者とある程度の賃金格差はあるらしいが、会社側は「韓国から日本への航空運賃などを会社が負担するから、研修生を受け入れるメリットは経理的な面ではとくにない」と話している。

われわれが訪れる数日前に、二人の研修生が三か月の研修期間を終え帰国してしまっていた。一方金仁植ともう一人の研修生は、ビザを延長して三か月後に帰国する予定である。金仁植らが日本に来たがる理由は、韓国では一二月から翌年三月にかけての冬場にコンクリートが凍ってしまうため、建設の仕事がなくなるからである。そのため、春になれば帰国して元の仕事に戻るそうである。

研修生の労働条件のなかで賃金とならぶ問題として、労働諸法令の適用の対象とされないことがあ

げられる。とりわけ、かれらが労災補償保険法の給付を受けられないことは研修生を窮地に追い込む。ただし、限度額が設定された海外旅行障害保険が利用されることがある。

研修生にたいする人身拘束の程度がきついことは、研修生の労働条件の別の大きな問題である。人身拘束は、日本滞在中と帰国後とに分けることができる。まず前者についてみると、研修生は、来日以前に、受け入れ企業と研修招へい契約を取り交わしているのが通例である。その契約書には、理由なくして招請者の指揮を拒んではならないという条項とともに、研修を途中で放棄することを禁止する条項が含まれていることが多い。

このような条項は、雇い主が研修生にたいして極端な権力を振うことを可能にする。なぜならば、研修の放棄は退去強制に直結し、また前借金の返済を迫られるばかりでなく、損害賠償の請求がなされることもあるため、研修放棄することが実質的にできないからである。こうして研修生は不満があってもじっと耐えて、研修期間の終了を待ちながら泣き寝入りするほかなくなってしまう。

帰国後の拘束については、研修生の派遣企業が日系企業であるばあい、研修後の勤務義務を内容とする研修契約が一般化している。これについて、AOTSの文書は、「研修生帰国後の勤務を厳しい契約をもって拘束するときは、とかく不当な労働条件を強制するのではないかとの批判や不満を生じのおそれがあり」と述べ、拘束期間の短期化、違約金の廃止、研修生費用の弁償の明確化を当面の方策としている〔海外技術者研修協会〕。

以上みてきたように、研修生の相当部分は劣悪な労働条件のもとに置かれている資格外就労者という色彩が強い。このような状況を是正しかつ労働力不足を補うために、政府は国際研修協力機構を設

立した。

国際研修協力機構は、研修生を一元的に掌握する機関として、法務省と労働省を中心に通産省と外務省の参加も得て一九九一年に発足し、一九九二年から研修生の受け入れを開始し、将来的には年間一〇万人程度の受け入れをめざす。その業務は、(1)発展途上国の公的機関と提携してあっせんを希望する企業研修生の送り出し窓口を紹介する、(2)研修計画の助言、事前審査をおこなう、(3)研修施設・指導員のない企業が座学を実施するために、指導員と公共訓練施設を紹介する、(4)研修生にたいする新しい保険の一括加入の窓口となる、(5)研修終了者にたいする技能検定を実施するなどである。この機構は、一九九一年三月現在中国およびインドネシアと研修生受け入れの合意に達している『日経』一九九二年三月一六日』。

一年間程度の研修の終了後、技能検定の合格者には入管法上「特定活動」の資格が与えられ、一二年間の就労が認められる。就労期間中は、一般の労働者と同様に労働保護法令が適用され、健康保険、労災保険などにも加入する。これにより、中小企業でも研修生の受け入れが採算ベースに乗る公算が大きい(以上は、『日経』一九九〇年二月二日、一九九一年六月二七日)。

なお、第六章第一節でみるように、政府は臨時行革審の答申を受けて一九九一年一二月終了後の就労を認める技能実習制度(仮称)の創設を閣議決定した。これに対応して労働省は、一九九二年八月(1)研修生に滞在を認める期間を二年間とし、後半の一年三か月間は就労を認める、(2)技能検定制度的については「基礎級」を設ける、(3)受け入れは国際研修協力機構をつうじておこなうことなどを柱とする「外国人技能実習制度」の実施計画を法務省などと合意のうえ固めた。受け入れは二年間で約四万

人とする予定である『日経』一九九二年八月二七日」。このように、ついに研修生名目による期限付き労働者の導入という部分的開国が開始されたのである。

じつは、外国人労働者を研修生として導入しようという構想は、今回が初めてではない。一九六〇年代後半から一九七〇年代初頭の労働力不足の時期にも、まったく同じような研修生カテゴリーの乱用と、その労働力化が叫ばれていたのである。研修生という名目でのいわゆる単純労働への就労は、単に中小企業ばかりでなく造船・自動車・電器・食品などの大企業にも広くみられた。また、全国各地の病院が看護婦を研修生として導入したことは大きな話題となった。その中心は韓国人であった。

このような研修生という名目の単純労働者の存在については、当時の日経連でさえ認めていた。すなわち一九七〇年の『技能労働力不足の現状と対策の方向』と題する日経連の報告書は、受け入れ事業所の労働者と同一の労働をおこなないながら技術・技能を習得する研修生が増加し、技術研修生と労働基準法上の労働者との相違が明確でなくなっていると指摘している。

そして同じ年に、東京商工会議所は、労働力不足に対処するためにアジア諸国から外国人労働力を導入すべきであるという要望をまとめ、研修生受け入れの拡充をうたった（以上は、「落合」）。しかしながら、この要望は、国内の労働力の有効利用が先決とする労働省をはじめとする当時の鎖国論を覆すには至らず、外国人労働者の導入問題はオイルショックにより沈静した。

研修生を突破口としようとしている現在の開国論の構図は、まさに二〇年前の歴史的事実を忠実に再生産しようとしているようにみえる。その共通点は、外国人労働者の導入を研修という美名で偽装している点にある。

## 第三節 日本語学校と就学生

就学生というカテゴリーは、外国人労働者の流入のための格好の受皿とされてきた。そもそも、既定入管法までは就学生に関する明文化された規定が存在していなかったが、それはこのカテゴリーが法務省により「創作」されたためである〔田中<sup>a</sup>〕。

就学生という名称は、学校教育法にもとづく短大以上の教育機関もしくは専修・各種学校ではない、学校等で学ぼうとする者に与えられる入国カテゴリーである。就学生には就学ビザが発給されるが、このビザによる入国者のほとんどが日本語学校の入学者である。ただし、日本語学校以外に就学生の受け入れを認められている学校も少数存在している。

ところで、日本語学校の一部は学校教育法にもとづいているものもあるが、その設立についてはなんの法的根拠もなく、また文部省を含めてどんな省庁も、最近まで指揮・監督をおこなうことがなかった。就学生の流入は、「二一世紀までに留学生を一〇万人受け入れる」という中曽根首相（当時）の一九八三年の提唱に端を発している。

これにもとづいて、一九八四年に就学ビザの発給手続が簡素化された。すなわち、受け入れ校による事前審査の一括申請が認められたのである。その結果は、ただちに就学生の新規入国者数に反映された。一九八四年に四、一四〇人にすぎなかったものが、一九八五年には八、九四二人と倍増、一九八六年には一万二、六三七人へと三倍増し、一九八七年にも一万三、九一五人という水準を続け、一

九八八年には三万五、一〇七人へと激増した〔山神c〕。

その背景には、「日本ではアルバイトもできる」という日本語学校による学生募集とともに、第一節で述べたようなブローカーの暗躍もあった。とりわけバングラデシユおよびパキスタン両国については、一九八六年にバングラデシユ人就学生が七九五人、パキスタン人就学生が三五六人という多数に達した〔山神c〕が、その大部分が資格外就労者であって、在学させていた日本語学校が入管の手入れを受け、一九八七年以降両国合わせて一〇〇人以下へと激減した。

以下、就学生の資格外就労の代表的事例をみることにしよう。日本語学校そのものが就学生を労働させていた事例としては、フィリピン人を寮室に詰め込み、学校近くのゴルフ場などで一日九時間も働かせ、月約一二万円の報酬のうち一万五、〇〇〇円しか手渡さなかったため、学生が集団脱走したという事件がある〔産経新聞』一九八八年六月二三日〕。

また、韓国人や台湾人の風俗業に従事する女性についても、就学ビザが使われたばあいがある。一九八八年四月および五月に大阪市で摘発された事例では、逮捕時まで台湾女性のべ約四〇〇人を自分の経営する日本語学校に在学しているように偽装させ、ホステスとして働かせていた。また一九八八年の二月および三月、新宿歌舞伎町の台湾パブが売春防止法で摘発されたが、ホステス兼売春婦の女性三五人のうち台湾人一人は日本語学校（計九校）の就学生であった〔法務省m〕。さらに、風俗営業の経営者が日本語学校を設立し、ブローカーと結託してアジア諸国から女性の学生を募集し、クラブのホステスやダンサーにさせようとしたケースもあった〔産経新聞』一九八八年五月九日〕。

このほかに、特定企業が低賃金労働力を確保するために、日本語学校を開設したケースが注目に値

する。あるラーメン・チェーンは人材確保のためわざわざ日本語学校をつくり、かなりの学生をラーメン店で働かせていた〔山口b〕。またある外食産業のばあい、系列の日本語学校に中国系マレーシア人を入学させ、その四分の一が時給六〇〇円でチェーン店で働いていた。なかには一日八時間半労働の者もいた〔毎日新聞a、第三章〕。

就学生の流入に伴い、日本語学校にも設立ラッシュが続いてきた。入管により就学生受け入れを認められた日本語学校数は、一九八四年末に四九校にすぎなかったが、以後毎年八九校、一四三校、二一八校と増え続け、一九八八年一〇月末にはついに三〇九校となった〔山神c〕。

すでに述べたように、日本語学校設置のためにはなんの基準も認可も必要でなかったため、不動産屋・貸しビル業・旅行代理店・予備校等が、極端なばあいにはアパートや一部改装した店舗等を用いて、営利目的のための日本語学校をぞくぞくと作ったのである。その有様は、「池袋」戦争が終わったら「高田馬場」戦争に移り、その後「大塚」戦争が始まったといわれるほどであった〔東〕。なお表向きは日本人が校長だが、実際は台湾系が経営するものも多かったといわれる。

もちろん良心的な学校も存在してはいたが、日本語学校の多くは、ブローカーとも結託しながら、就学生から徹底的な収奪をおこなってきた。入学許可書の販売、就学ビザの申請に必要な身元保証人の紹介料、水増し入学による入学金や授業料の着服に加えて、アルバイトや下宿の紹介料、ビザ更新に必要な出席率や成績の改ざん料など、取れるものをどんどん就学生から取り立ててきたのである。また教師は主婦のパートなどを使い、できるだけ教育に金をかけないようにした学校もあった。

さらに、日本語学校はブローカーの暗躍する場となった。彼らは、人集め、卒業証書偽造、支払い



能力を示すはずの残高証明書の偽造、身元保証人の手配や必要書類の偽造、日本語学校入学手続き、住宅・アルバイトの世話などを主な仕事とする。ブローカーは、高額の手数を払った者を日本語学校に売りこんだ。

中国人就学生に関しては、在日中国人とくに元留学生のブローカーもいるが、さらに、自分自身就学生である学生ブローカーと香港のエージェントが主流となった。香港のブローカーは「○教社あったといわれ、中国の地元紙に広告を出して就学生を募集した『朝日』一九八八年四月一八日」。なお、日本人は言葉がわからないため、中国人を対象とするブローカーはできないといわれてきた。またビザ更新に必要な学業成績及び出席状況調書などを偽造して就学生に売りつけるブローカーも現れた。

中国人就学生の流入が最盛期であった一九八八年にわれわれが話を聞いた池袋のA校では、すでに来日している学生がその親類や友人を呼ぶため、別に募集広告などの特別の努力をしなくても、「もう仕事を辞めてしまったから、早く入学許可を出してほしい」という手紙が、中国からどんどん来たという。というのは、中国では、就学を目的とするパスポートは退職した後には発給されることになっているからである。

JR高田馬場駅は、日雇い労働者が集まる寄せ場として有名である。われわれは、ここで、日本語の上手な中国人就学生の李世文と会った。彼は「四人ほど日本語学校の世話をしたが、パスポートが出てから一年以上もビザがおりていないらしい。上海出身者は大体ひとり当たり二―三人は呼んでいるのではないか」と語った。呼ばれた側はもちろん手数料を徴収されるのである。こうして、多数の就学生が営利主義に走る日本語学校やブローカーのいけにえとされ、次は自分が収奪する側に加担し

表 1—2 外国人就学生新規入国者数の推移

	1987	1988	1989	1990	1991
中国	7,178	28,256	9,134	10,387	8,099
韓国	1,470	1,733	3,858	5,346	6,487
台湾	1,839	1,113	1,279	1,563	1,877
その他	3,428	4,005	3,912	3,555	4,191
合計	13,915	35,107	18,183	20,851	20,654

出所：1987-88年は〔山神c〕, 1989年は〔法務省r〕, 1990年は〔法務省u〕, 1991年は〔法務省C〕。

てきたのである。

一九八七年以降、就学生の流入は新しい段階を迎えた。一九八八年の新規入国者数の大部分が本土出身者の中国人（以下、中国人には台湾人を含まない）により占められるようになったからである。中国人が希望すれば海外に出国できるようになったのは一九八五年からであり、日本の就学ビザはその有力な手段となった。

表1—2にみられるように、中国人就学生の入国数は一九八七年以降非中国人を上回り続けてきた。そして、一九八八年の新規入国者総数に占める割合はじつに八〇・五％にのぼり二万八、〇〇〇人を超え、この年の大量流入の主な原因となった。ところが、一九八八年頃から就学ビザの発給が厳格化されるとともに、天安門事件後中国からの出国の規制もおこなわれたために、一九八九年に新規に入国した中国人就学生は前年の三分の一に激減した。同様の傾向は、一九九一年にもつづき、新規入国者の合計は二万六五四人と微減している。

一方、非中国人は微増傾向はあるが、新規入国者数は一万人台に留まっている。なお一九九一年の新規入国者の二位以下を列挙すると、韓国三一・四％、台湾九・一％、香港三・四％となっており、韓国の伸びが注目される。

ちなみにいえば、台湾人の日本への入国に就学ビザが多く使われる理由は、アメリカのばあいは英語の統一試験（TOEFL）を受けなければならぬのにたいし、日本についてはそのような条件がなく入国が比較的容易なためであるといわれている。

ここで、資格外就労者が相対的に多かったといわれる中国福建省出身者の面接事例を紹介しよう。高田馬場で出会った張立勇は、福建省長楽県の農村の出身で、朴訥な感じのする人である。来日したのは数か月前、自称二八歳だがもう少し上とおもわれる。子供は一人っ子政策をとっている中国には珍しく、七歳と四歳の男の子がいる。現在は奥さんと池袋のアパートに住んでいる。

彼は中国では建築会社に勤めていた。開発の進むなか請負制のおかげもあり、中国ではもうかる仕事である。日本に来る前に三階建ての自宅を新築したというから、暮らし向きはいい。彼は仕事でもうけた五〇万円を生活費として日本にもってくるのができた。また、入学費や手続き費その他は、アメリカや香港に住む親戚が五―六〇万円払ってくれたという。「借金か」と聞くと「ごく近い親戚なので返さなくてもいい」という。

彼の現在の生活についてであるが、住んでいるアパートは六畳、風呂なし、トイレと台所は専用で家賃は月四万円。福建省の友達で張立勇に学校を紹介した友人がアパートも紹介してくれたそうだ。周りに住む人は日本人が多いが、付き合いはあいさつ程度である。

彼はハードなバイトをしている。現在は週に三―四日秋葉原の八百屋で野菜運びなどの仕事と、日曜日だけ建築の仕事である。八百屋は先の友人の紹介である。時間帯は午後一時から翌朝四―六時、つまり真夜中である。学校が午後一時から五時なので、朝帰って少し寝てすぐ授業ということに

なる。日給七、〇〇〇円だったのが昇給して七、五〇〇円になった。

一方、建築の仕事は台湾人の友達で紹介である。専門の人以外は雇わない所で、それだけ待遇はいい。一緒に働いているのは日本人ばかりである。朝九時から午後四時半まで働いて日給九、〇〇〇円、昼食に一時間、ほかに二〇分の休憩が二回ある。こんな生活だが病気になることは無いという。学校でまともな健康保険に入っている。別の日本語学校に通っている奥さんも時給七〇〇円で旅館の清掃をしている。朝九時から午後一時までだ。

収入は二人合わせて月に一五万円、支出は住居費五万円と学費が二人合わせて六万円なので余裕はない。買物は近くのスーパーが多いが、たまに上野まで出るといふ。テレビはよく見る。

日本へ来ようとおもったきっかけは、先に来ていた前述の友達から誘いの手紙が届いたことにある。来日の半年ほど前のことだ。「日本は進んでいるので技術を学びたい。二年間のあいだに建築学校に入りたい」といふ。

彼が他の多くの就学生と少し違っているのは、奥さんと一緒に来ている点である。紹介を頼む際二人同時だと大変なので、張立勇が先に来て奥さんは三か月後に来た。奥さんが張立勇について来たのかとおもったが、そうではなく二人とも「外の世界を見たい」といふ希望があったのだそう。子供は両親に預けてきた。反対はされなかった。二年で必ず帰るといふ約束をしてきた。

「いまつらいことはなんですか」といふ質問に、「子供のことが一番心配だ」といふ答えが返ってきた。二―三週間に一度電話する。「楽しみは」といふ質問には、「仕事に行くときバスから町を見るのが楽しみ。日本の交通に興味を持っています。日曜の仕事が遅くなると夜の高速道路がきれい

すね」と答えてくれた。

日本語学校が未登録労働者の隠れみものとして使われるという事態に直面して、法務省は、一九八八年一月中国人就学生希望者が提出する書類の種類や内容の審査を厳しくしようとした。その結果起ったものが「上海事件」である。上海で職を辞めてビザ待ちしていた中国人は三万五、〇〇〇人になるが、日本渡航が不可能になるとの不安に駆られた人びとが、連日日本総領事館に抗議デモをおこなったというのがこの事件の概要である。

さらに法務省は一九八九年一月、この事件との関連で、入学許可書を乱発していた日本語学校二三校にたいし、就学ビザも出さずビザの更新もしない不適格校扱いの処分をおこなった。この処分は後に条件付きに緩和されたが、中国でこれらの学校の入学許可を受けてビザ待ちをしていた人びとを混乱に陥れたばかりでなく、日本にいる在校生五、〇〇〇人も、日本滞在が不可能になることを恐れてパニックを起こしたのである。

なお、上海市代表による度重なる交渉にもかかわらず、不適格校扱いされた日本語学校による二、五〇〇人分の入学金などの未返金分は一九九〇年七月現在総額五億円にのぼり、そのうち二億円強については解決もしくは返金の見通しがついていない。そのため、個人と企業から募金をしようという動きがある『朝日』一九九〇年七月一四日、九月四日。

上海事件で頂点に達した日本語学校の腐敗と混乱にたいし、法務省は当初は日本語学校の団体を作り、それを通じて統制をはかろうとした。一九八六年十二月、法務省入国管理局の胆いりで、一〇九の日本語学校により設立された外国人就学生受入機関協議会（外就協）がそれである。

統制という目的とともに、入管側は、就学生による事前審査と期間更新の申請の激増に対抗するため、この団体にその処理を代行させようという意図をもっていたと推察される。こうして、外就協の初代および二代目の会長・事務局長には入管OBが天下りした〔外国人就学生受入機関協議会<sup>a</sup>〕。外就協加盟校には、就学生の事前審査を通りやすくし、また一部の学校については、ビザの期間更新を学校が一括して代行できるなどの特典が与えられた。この代理申請は、就学生にとっては入管窓口に出向かなくてすむという大きなメリットを意味する。

しかしながら、外就協は入管が意図したような日本語学校業界の浄化という役割をあまり果たさなかった。加盟の申請があったばあい、外就協は一応法務省と相談するとしているが、加盟させるか否かの基準は不明確であるといわれている。そのため加盟校のなかには、悪質な学校とみなせるものもかなり含まれることになった。外就協『会報』には、ほとんど毎号といってよいほど除名校が掲載されていた。外就協の創立にも関わったといわれる日本語教材の出版・販売会社の経営者は、外就協加盟校のなかで「真面目にやっているのはまあ四〇校位だろう」といっている。ちなみにいえば、一九八九年八月現在の加盟校数は二二三であった。

このような事態に立ち至った大きな理由として、入管OBが外就協加盟校の幹部に迎えられたことを指摘できる〔『朝日新聞』一九八八年七月三日〕。一九八九年六月、社会党の日本語学校調査団は、法務省の退職者が一三人も日本語学校に天下っていたことを発見した。さらに、同調査団は、外就協加盟校のひとつに現職入管幹部が設立以来書類作成の助言をおこなっていたこともみいだした。この学校は出席率がきわめて悪く、設備や入学時期の問題もあり、いわゆる悪質校とみなせるものである

『朝日』一九八九年六月一五日・二三日」。

なお、外就協の後を追うように、文部省は一九八七年三月、原則として学校教育法にもとづく日本語教育機関三〇余校を組織して、「全国日本語教育機関振興会」を発足させている。

ここでみてきたような日本語学校にたいする行政の混乱に対処するため、ついに、「日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議」（座長・中川秀恭大妻女子大学長）が文部省を中心として組織された。この会議は、一九八八年一二月、日本語学校のガイドラインとして「日本語教育施設の運営に関する基準」を取りまとめた。これは、就業期間、学年の始期、授業時数、同時に授業をおこなう生徒数、教員数、教員の資格、校舎および校舎の面積などの基準を示したもので、おおむね各種学校と同等ないしそれ以上となっている。ただし、営利法人による経営は否定されてはいない。

一九八九年五月、この基準に基づいて日本語学校の審査・認定事業をおこなうことを目的とする文部・法務両省管轄の「日本語教育振興協会」（日教振）が発足した。そして法務省も、今後この協会の実施する日本語教育施設の審査の結果を踏まえて、入国、在留の管理をおこなうと発表した（「法務省」）。一九九二年八月現在、日教振は四五八校を認定している（『朝日』一九九二年八月二八日）。

これが意味するものは、就学生にたいしておこなってきたこれまでの対応策を、法務省が全面的に放棄したということにはかならない。日本語学校は、モグラ叩きゲームのたとえでいえばモグラが出てくる穴のひとつであったが、上にみたような展開は、外国人労働者問題全般について、次のような教訓を与えている。

第一に、学校であるかぎり、当初から文部省がその管轄の責任を果たすべきであったにもかかわら

ず、入国管理の一環として入管が積極的な介入をはかろうとし、結局事態の收拾に失敗したことがあげられる。その犠牲者は、直接的には、退職してビザ待ちをしていた三万五、〇〇〇人の中国人たちであった。第二に、就学生を利用しようとする日本語学校やブローカーが暗躍して大きな不当利益をあげたが、彼らにたいする行政的な対応がほとんどなされなかったばかりか、入管との癒着さえ発生したことを指摘できる。そしてここでも、高額の手数料をだましとられむしりとられる就学生やその希望者たちという犠牲者が生まれた。

いずれにせよ、規制の確立とともに学生数が急減し、日本語学校は冬の時代を迎えている。事前審査終了証の発給率は従来の一〇・一六〇%から三五・二〇%程度に減少し、廃校や規模の縮小が目立っている【『日経』一九九〇年三月九日】。

それでは、就学生のストックはどれくらいあるのであろうか。就学生は外国人登録しているのが通例であるが、一九九〇年一月現在に登録者は三万五、五九五人であった【法務省w】。このうち一日四時間として週二八時間を超えるアルバイトをしている者は、後述するようにおよそ三分の二程度と想定できるから二万五、〇〇〇人弱が実質的な就労者といえよう。

一九八八年の大量流入者たちは一九九〇年末にはその出国期限を迎えた。多数の就学生は中国の国内事情もあって帰国を希望せず、コンピュータやビジネス関連などの専修学校の専門課程学生や大学聴講生としての留学生への資格変更による日本での残留を望んだ。このような状況に対応して、定員の三倍もの水増し入学を許可した専修学校も出現した【『朝日』一九九〇年三月九日】。その結果は、後述するように専修学校専門課程学生の激増となって現れている。また一九九一年現在の超過滞在者の



うち、就学生であった者は一万二、六七八人の多数に達している〔法務省B〕。このことは、進学できなかった者が超過滞在の途を選んだことを示している。

以上検討してきたとおり、就学生はいろいろ問題の多いカテゴリーであったが、法務省は改定入管法の施行に際して、次のような内容を持つ省令を公表した。

(1) 申請者は生活費用をまかなうのに十分な資産、奨学金その他の手段を持っていること。ただし、誰かほかの人がまかなってもよい。

(2) 日本語学校以外の専修学校や専門学校に入学しようとするばあいは、a、認定された日本語学校で六か月以上の教育を受けていること、あるいはこれに準ずる日本語能力を持っていること。

b、帰国語習得した技術、技能または知識を要する業務に従事することが予定されていること。

c、入学しようとする教育機関に、外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

(3) 日本語学校については、認定されたものであること〔法務省P〕。

このように、この省令はアルバイトへの依存を禁止するとともに、悪質な日本語学校の締め出しをはかるうとしている。さらに専修学校や専門学校については、帰国後習得した業務に従事することという歯止めをかけているのが特徴となっている。

さらに、就学生のアルバイトについては、従来の週二〇時間以内という上限枠を一日四時間以内に変更した。また、従来と同様に、アルバイトに従事しようとする就学生はすべて入管の許可が必要である。ただし、入管はアルバイトの実態を把握しておらず是正の指導もおこなっていない〔総務庁、

七六ページ〕。

それでは留学生のアルバイトはどのような状況にあるだろうか。留学生とは、日本の大学もしくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国で一二年間の学校教育を修了した者にたいして日本の大学に入学するための教育をおこなう機関、高等専門学校で教育を受ける者と規定されている。ただし夜間や通信教育は除外されているが、大学の研究生や聴講生は含まれている。

留学生のストックを外国人登録者数からみると、一九九一年一月に四万八、七二五人であり、留学生を出身国別にみると、中国六〇・三%と韓国二〇・四%が飛び抜けて多い〔法務省w〕。なお同年五月現在の専修学校（専門課程）在籍者は二七・八%を占めている〔『日経』一九九二年二月八日〕。専修学校と中国人が多いひとつの理由は、一九八八年に大量に入国した中国人就学生からの移行にある。留学生のうち就労している者がどれくらいいるかについては、一九九一年東京都がおこなった調査が参考になる。この調査は、都内および東京近辺の短大を含む大学六五校と専門学校・日本語学校二九校の協力を得ておこなわれ、都内在住の留学生一、九〇〇人、就学生七三五人の回答を得た〔東京都〕。その結果をみると、留学生でアルバイトをしている者は五三・五%に達した。彼（女）らの平均就労時間は、一日四・六時間、週三・五日である。したがって、留学生は一般的には労働者でないといえる。

留学生ビザ発給のための省令の骨子はほぼ就学生と同じであるが、研究生・聴講生については週一〇時間以上の聴講の義務が追加されている〔法務省p〕。また、留学生のアルバイトについての条件は上述した就学生と同様である。なお、専修学校の留学生は、定員の二分の一以下でなければならぬ

とされた『日経』一九九〇年七月五日」。

それでは就学生はどのような状況にあるだろうか。上述した東京都による調査結果をみると、出身国（地域）は韓国四一・二%、中国二二・九%、台湾一三・五%、マレーシア九・三%が多い。東京都は一九八八年にも同種の調査をおこなっているが、そのときの首位は中国で四九・六%を占めており、韓国は五・五%にすぎなかった〔東京都g〕。

性別をみると、男性五六・三%、女性四三・七%と男性のほうがかなり多い。年齢は、二〇歳未満五・七%、二〇—二五歳未満四一・〇%、二五—三〇歳未満四六・〇%、三〇—三五歳未満六・五%、三五歳以上〇・八%で、平均年齢は二四・八歳である。また最終学歴は、高卒が四五・五%ともっとも多く、次いで大卒三〇・七%、高専卒一五・一%、ほかに中卒一・七%、大学院修士課程修了一・四%、その他五・六%となっている。さらに既婚率は九・四%である。

次にアルバイトの状況であるが、現在アルバイトをしている者は六五・四%であり、およそ三分の一はアルバイトをしていない。ところで、この調査によるアルバイトの就労時間は短すぎて信用できない。そのため、アルバイト収入額と平均賃金から実際の就労時間を推定することにした。平均収入は一六万六、〇〇〇円であるが、収入が一五—二〇万円未満の平均内訳は、アルバイト一〇万一、〇〇〇円、家庭からの送金五万一、〇〇〇円、奨学金二、〇〇〇円、その他一万円となっており、アルバイトが主要な収入源である。

就学生のアルバイトの時間当たり平均賃金は一、〇九〇円であるから、月当たり一五二・三時間がアルバイトに当てられていると推定できる。したがって一か月を四・三週とすれば週当たり三五・四

時間、週六日働くとして一日六時間弱働いていることになる。これは法務省の一日四時間以内、週二八時間以内という基準を大幅に上回るものである。

しかしながら、就学生の今後の計画をみると、勉強をつづけたい者七一・〇%、就職したい者二〇・八%、まだ考えていないとその他八・二%となり、勉強意欲が高いことがわかる。また、勉強をつづけたい者の八四・〇%は日本での進学を希望している。つまり就学生は、労働者というよりは正規の高等教育の前段階にある苦学生というイメージが強い。

現実問題として、就学生たちの大半が、アルバイトせざるをえない状況に追い込まれていることは間違いない。中国人就学生のばあい、中国政府の許可する外貨の持ち出し限度額はわずか一万円である〔ぐるーぶ赤かぶ、一五ページ〕。こうして、中国人就学生はほとんど無一文で日本での生活を開始するが、まずさしあたり必要なものは、住居費・食費を中心とする生活費と学費である。

就学生の支出額は、東京都調査によれば平均一六万一、〇〇〇円であり、支出が一五―二〇万円未満の平均内訳は、授業料等学校関係五万七、〇〇〇円、住居費三万八、〇〇〇円、食費三万五、〇〇〇円、娯楽費一万六、〇〇〇円、貯金一万五、〇〇〇円などとなっており、きわめて切り詰めた生活をしている。

生活費と学費の重荷のうえに、就学生は借金した留学資金を返済しなければならない。一九八八年当時、中国人の就学生希望者がブローカーに支払う額は普通三〇万円以上であり、上海では五〇万円から六〇万円が相場であるといわれていた。これは、中国では一〇―一五年分の年収に相当する。ただし、この額は地域によっても違い、個人の富裕度や支払い能力によっても変化する。けれども、就

学希望者は、大金を払っても日本で働けばすぐに取り戻せると考えているのである。留学資金は、普通、中国国内の家族や親戚から借りられることが多い〔山口a〕。

以上就労の程度をみてきたが、その内容はどうなっているだろうか。第一にアルバイトの職種を東京都調査によりみると、ウェイター・ウェイトレスなどサービス関係の仕事六一・二%、工場・建設現場・清掃などの作業二二・八%、事務的な仕事五・二%、語学教師・通訳・翻訳などの仕事四・五%、その他専門や特技を生かした仕事六・三%であり、サービス関係が圧倒的に多い。アルバイト先の見つけ方については同じ国の友人五六・六%が過半を占め、あとは一割以下となり日本人の友人、新聞・雑誌、学校の職員や掲示板、一般の広告などがつづいている。

なお同調査によりアルバイトの問題点の上位三項目（複数回答）をあげると、自分の専門や特技を生かせるアルバイトが少ない四七・〇%、賃金が低い三九・一%、精神的疲労がはげしい三三・一%であった。ここには、就学生が従事している労働の特徴がよく現れている。

本節の最後に、中国人の女性就学生の事例を紹介しておこう。この事例は、中国人の高学歴・既就業・上昇意欲の高さといった特徴をよく示している。

楊蓮錦は二六歳で未婚の女性である。一年あまり前就学ビザで来日した。現在池袋にある日本語学校に通いながら、お茶の水の喫茶店でバイトをしている。今の店は二軒目だそうだ。以前働いていた店は日本人の友達（友達の友達）の紹介だったが、今度は店の前にはってあった募集広告を見て自分で電話をかけた。

ウェイトレスが主な仕事内容で、土曜日以外毎日九時間（朝の八時半から一二時と夕方五時半から

一(時まで)働いている。時給は六五〇円で、日本人との賃金格差はないそうだ。一人だけ外国人がいるらしい。しかし国籍などは不明である。働いている間は日本語を使っているそうだ。

彼女は大学卒の学歴があり、中国ではコンピュータに関係する大学で助手をしていた。大学時代の友達が日本に留学しており、自分も日本に行こうと決意したそうだ。「将来は日本の大学院に入って、コンピュータのことを学びたい。そして自分の視野を広げていきたい」と語ってくれた彼女には強い意志がうかがえた。

彼女の家族は五五歳になる父親と母親、そして一六歳の妹である。父親と母親は二人とも、社会科学系の大学で研究をしている。一間八畳もある三DKのアパートに住んでおり、中国ではかなり良い暮らしをしていた。彼女の中国での給料は月四、〇〇〇円弱。日本に来るにあたって家族の反対はなく、二〇万円ほどお金を出してくれたそうである。現在家族からの仕送りは一切受けていない。連絡は二週間に一回電話をする程度である。

彼女は現在、都心から電車で一時間ほど離れた町(都内)に友達四人と住んでいる。日本に来てからずっとそこに住んでいるそうだ。一戸建の家でバス・トイレ・台所付きで、家賃は一三万円である。その家は国費留学生の友達のために中国側が借りているもので、彼女は内緒でもぐりこんでいるのだそうだ。そこには大学のクラスメートで、今日本のコンピュータ会社に勤めている友人もおり、皆で和気あいあいとやっているらしい。

生活費や授業料(三万円)、交通費等は全部で八万円くらい。すべてバイト代からまかなっているそうである。食事は、朝と昼(弁当)は自分で作るが夕食は外食が多い。バイト↓日本語学校↓バイ

トの生活なので必然的にそうなってしまう。休みの日などは、テレビを見たり、料理を作ったりしているそうだ。料理は友達と一緒に作ったり食べたりしている。

日本の大学院を出たらアメリカやオーストラリアに行きたいし、日本人男性はあまり好きでない。日本についてはそれほど良いイメージを抱いてないようだ。土地は狭く、物価も高い。「妹が日本に留学したいと言っても、絶対に来させない」とまでいっていた。

## 第二章 産業別の就労実態

### 第一節 風俗関連産業

前章では外国人労働者の入国の仕方に焦点をあてて検討をしてきたが、本章では就業分野別に外国人労働者の置かれている状況をみていくことにしよう。まず取り上げるべき就業分野は、風俗関連産業である。風俗関連産業に従事しようとする日本の若い女性は一般に減少し始めているが、それにたいする社会的需要は変らない。その空隙を埋めるために登場したのが外国人女性たちである。彼女たちの姿は、すでに日本中至るところの繁華街で見ることができている。

風俗関連産業で働く労働者にたいしては、戦前の「からゆきさん」を転用して、「じゃばゆきさん」という呼称があげられてきた〔山谷〕。一九七九年は、アジアからの女性をはじめて大量に日本の風俗関連産業に登場したために、「じゃばゆき元年」と呼ばれることがある。それ以降一九八七年まで、彼女たちは日本の外国人労働者のなかでは最大多数を占めてきた。したがって、日本の外国人労働者問題は、風俗関連産業に従事する女性たちから始まったのである。

どれだけの女性が風俗関連産業に就労しているかについての推測はきわめて難しい。まず超過滞在



者からみると、一九九二年五月現在の女性の超過滞在者は八万七、八九六人であった〔法務省C〕。このうちどれだけが風俗関連産業の従事者であるかについては、摘発された未登録労働者のデータがある程度の根拠を与える。というのは、前にも述べたとおり、未登録労働者の大部分は滞在期間が切れて出国の際出頭する者であるため、外国人労働者全体の分布をかなり良く反映しているとおもわれるからである。

一九九一年に摘発された女性の未登録労働者のなかでホステスおよび売春婦からなる風俗関連産業への就労者は五四・六%を占めていた〔法務省C〕。この比率を上を数字に当てはめるとおよそ五万人弱ということになる。

風俗関連産業従事者としては、このほかにフィリピン女性からなる興行ビザによる資格外就労者がいる。このカテゴリーによる一九九一年のフィリピン人新規入国者数は五万六、八五一人であった。興行ビザ所有者のうちどれくらいが風俗関連産業に従事するかについて推測できる根拠はまったく存在しないが、九割以上という説もあり〔石原、一七六ページ〕、一応これを採用して九割とする。その多くは半年以内滞在するから一年に二回以上回転するものと、年間に換算するとストック数は二万五、〇〇〇人強になる。

このほか就学ビザによる資格外就業者が最低六、〇〇〇人以上いたこともある〔『国芸協ニュース』一九八八年九月一日号〕。そのうえに、偽装結婚をしながら働いている者もかなりいる。したがって、風俗関連産業に従事する者の合計は八万人以上ということになろう。ちなみにいえば、中国人は今のところあまり風俗関連産業に従事していない。

それでは、まず風俗関連従事者のなかの摘発された未登録労働者から検討することにしよう。一九一年に摘発された女性の未登録労働者七、五五八人の稼働内容は、ホステス四六・五%、生産工程作業者一四・四%、売春婦八・一%、皿洗い七・八%、給仕人四・九%、家政婦三・五%、その他一四・八%となり〔法務省c〕、風俗関連産業従事者は上述のように五割台であった。ちなみにいえば一九八九年の風俗関連産業従事者の比率は七三・九%であった〔法務省g〕から、女性の就労内容の多様化がすすんでいるといえる。

ここでいうホステスと売春婦の区別は難しいいがある。というのは、摘発を逃れるために、経営者の黙認のもとで外国人女性が客のふりをして店内にたむろし、ホステスのような行動をしながら相手を見つけてホテルで売春する「たむろケース」がかなり多いからである。

なお、男女全体に占める風俗関連産業の比率は一二・五%と、産業別では製造業・建設業よりはるかに少なくなっている。一九八八年には首位を占めていたから、シェアの低下は著しい。

摘発された女性の未登録労働者数の年次別推移は、一九八七年までは増加してきたが、それ以降を表2-1よりみると一九八八―八九年に減少したあとふたたび増加していることがわかる。

表2-1によって一九九一年の国籍別内訳をみると、タイが断然トップで二、〇〇〇人台、次いでフィリピンが二、〇〇〇人弱、韓国が一、〇〇〇人台となっている。タイは一九九一年に激増した。

フィリピンは一九八八年以降一貫して減少している。韓国は一九八九年に顕著に増大した。

次に、興行ビザによる入国者を見ることにしよう。興行とは、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係わる活動又はその他の芸能活動」と規定されている。そのための興行ビザが、風俗関連産業

表 2-1 女性未登録労働者の摘発数の推移

	1987	1988	1989	1990	1991
タイ	777	1,019	775	789	2,323
フィリピン	5,774	3,698	2,451	2,449	1,904
韓国	99	264	920	1,117	1,499
中国本土*	284	2	13	53	181
その他	84	402	658	1,300	1,651
計	7,018	5,385	4,817	5,708	7,558

\* 1987年は台湾および香港を含む。

出所：〔法務省C〕。

に女性を就業させようとするブローカーに利用されて、日本への入国の手段とされたのである。歌手やダンサーなど興行ビザの所有者の大部分は、ごく短期間のショートタイム以外は、もっぱら客席に侍って酌をしたり客の話を相手をするなど、実質的にはホステスの役割を果たしてきた。ところで、興行ビザの在留期間は従来は六〇日以内とされており（一九九〇年六月一日以降は一年または三か月）、延長されるとしてもおおむね半年以内に出国するのが通例となっていた。また、興行ビザで来日した者がいったん帰国したのち再度日本に入国できるまでの六か月の待機期間は、一九八八年七月に撤廃された。

表2-2は、興行ビザによるアジア諸国からの新規入国者の年次別国籍別内訳を示したものである。これによれば、入国者は一九八八年までは着実に増加してきたが、一九八九年に大きく減少し、一九九〇年以降は増大のテンポが早くなっている。これは一九八八年の審査の厳格化と、一九九〇年の審査基準の公表を反映しているとおもわれる。国籍別にみると、フィリピンが圧倒的なシェアを占めており、一九九〇年に四万人台にのり一九九一年には五万人台となった。また韓国には増大傾向が、台湾には停滞傾向がみられる。

表 2-2 興行ビザによるアジア諸国からの新規入国者数の推移

	1987	1988	1989	1990	1991
フィリピン	36,039	41,357	32,636	42,738	56,851
韓国	827	994	1,643	2,352	2,735
台湾	2,515	2,346	1,962	2,066	2,021
その他	1,881	3,253	2,016	2,212	2,471
アジア計	41,262	47,950	38,257	49,368	64,078

出所：1987—88年は〔法務省a〕，1989年は〔法務省r〕，1990年は〔法務省u〕，1991年は〔法務省C〕。

韓国は一九八四年までは増加していたが、一九八五年から顕著な低落を示した。これは、一九八三年の韓国人ホステスの日本での連続自殺を期に、韓国政府が妓生を主とする芸能人という名目の出国を厳しく制限した結果である。

法務省は、一九八八年七月、興行ビザによる風俗関連産業従事者の激増という事態に対処するため、興行ビザの手続き改正を実施した。その内容は、料理飲食税額・店の面積・店の従業員数・出演地などの基準を厳しくすることによって、実際上はホステスである名目的な芸能人を締め出そうというねらいをもつものであった。これが、上述した一九八八年の伸び率の鈍化につながったとおもわれる。

改定入管法の施行に当たって、法務省は興行ビザに関する以下のうな省令を公表した。

- (1) 申請者は二年以上の経験を有すること。
  - (2) 申請者を招へいする日本の機関は次の条件を満たすこと。a、通算三年以上の常勤経験を持つ経営者または管理者がいること。b、申請できる人数は、職員一人について一〇人以内であること。c、過去三年間に不正行為をおこなったことがないこと。
- (3) 出演する施設が次の条件を満たすこと。a、一三平方メートル

以上の舞台があること。b、九平方メートル以上の出演者用控え室があること。c、従業員数が五人以上であること。d、一か月の売り上げ高が二〇〇万円以上であること。e、過去三年間に不正行為をおこなったことがないこと。f、申請者が月二〇万円以上の報酬を受けること〔法務省<sup>p)</sup>〕。

この省令は、現在大小個人合わせて約一、二〇〇社あるといわれる〔石原、一八九ページ〕芸能人であつせんする業者と、芸能人が出演する場所の両面から資格外就労を締め出そうとするものである。そのためステージショーしか認めず、フロアショーは不可というような奇妙な基準が出されている。なお法務省は、日本語学校の外国人就学生受入機関協議会とまったく同様の業界団体を入管の主導のもとに設立させようと、種々の努力をおこなっている。

従来芸能人のホステスや売春婦としての資格外活動についてはほとんど野放しであつたが、一九九二年七月東京巢鴨のフィリピン・クラブ二店舗でフィリピン芸能人四一人が資格外就労の現行犯で身柄拘束され、あつせん業者に衝撃を与えている〔『芸芸協ニュース』一九九二年九月一日〕。

第三に偽装結婚についてであるが、一九八四年から一九八九年の六年間に入管に摘発された偽装結婚の総数は、二三七件であつた。その国籍別内訳は、韓国が一五〇件と三分の二近くを占め、以下中国（数は不明だが台湾・香港を含む）六七件、フィリピン一三件、その他七件となつている〔法務省<sup>p)</sup>〕。

偽装結婚の典型的な例をみると、福岡のあるクラブ経営者は、自分の経営するコリアン・クラブで働く韓国人ホステスを来日させるために、夫役の日本人男性を訪韓させて八人の韓国女性と偽装結婚

させていた。夫役に支払われる戸籍の汚し料は五〇万円であり、このほか女性が月つき一〇万円を夫に払うことになっていた『日経』一九八八年五月九日。

以上、風俗関連産業に従事する外国人労働者の概況をみてきたが、日本における地域的な分布がいわば全国型ともいえることを付け加えておきたい。一九九一年に摘発された女性未登録労働者の稼働地帯は、東京都（二、二二四人）、大阪府（八三三人）、千葉県（七五三人）、神奈川県（六〇一人）、茨城県（五七一人）、埼玉県（四八一人）、愛知県（三七五人）、長野県（二七八人）の順で、佐賀県を除く四六都道府県に及んでいる〔法務省C〕。

超過滞在者と興行ビザによる入国者とを比較すると、人権の抑圧の程度は前者に強い。全国の救援組織に持ち込まれるケースのなかで、賃金不払い、売春強要、暴力などの悪質な人権侵害の被害者のほとんどは、観光ビザなどによる超過滞在者である。超過滞在であるがゆえに、被害を訴え出にくいという弱みに付け込まれるのである。

それになりたいし、興行ビザのばあいは、招へい者であるあっせん業者側は、タレントとのトラブルが生じることによって入管から招へい許可を得られなくなることを恐れている。そのため、入管に申請した賃金よりも低い額しか払わない、賃金を帰国時一括にする、休みをほとんど与えない、休んだ者に法外な罰金を請求するなどのケースが多くみられるものの、ある程度の就労条件が確保されるといってよい『まいぐらんと』第三号、一九八八年六月。

最近のもっとも悪質な人権侵害の事例として名古屋市のスナック「ラバーン」をあげることができ。このスナックでは、超過滞在者であるフィリピン女性に殴る蹴るの暴力を加えて売春を強要し、

逃亡を防ぐため座敷牢のなかに閉じこめていた。また、このスナックで働いていた二女性が怪死している〔あるすの会〕。

風俗関連産業は、そのアンダーグラウンド性もあいまって、暗躍するブローカーに絶好の舞台を提供してきた。このテーマについては、ルポルタージュや研究論文など多くの蓄積がある。その代表的なものとしては、「山谷、石井、大島＋フランシス、内海・松井、水町、田中・三好、荻尾、石山、毎日新聞 a、信濃毎日新聞社 a、あるすの会」があげられる。

以下、これらの文献から得られる情報を整理しながら、各国別にその状況を概観してみよう。フィリピンでは、きわめて組織的な供給システムが確立されている。ここには、出稼ぎ労働のあつせん会社であるプロダクションが存在し、世界各地に送りこむ業者に卸すために女性を集めている。その際歌や踊りのレッスンを施すところもある。マニラではその数は五〇〇以上にのぼるといわれる。

一方、日本向けの専門ブローカーは、プロダクションやカラオケ・バーなどの風俗営業店、あるいはフィリピン各地から女性を集め、日本人ブローカーに引き渡す。この日本人ブローカーは、一九八七年に約一〇〇人いたが『国芸協ニュース』一九八七年四月一日号、日本のスナック・バー・クラブ等に仕入れた女性を売り渡すのである。また、最近では、末端の経営者が直接プロダクションやカラオケ・バーから女性を買い付け、中間業者が省かれて流通経路が合理化される例も多くなってきた。なお、日本人ブローカーとしてはヤクザばかりでなく素人も出現し始めている。

金の流れに着目すると、末端のスナック・バー・クラブ等は女性の滞在費・飛行機代をもつほかに、月づきか一括かどちらかの方法で手数料をブローカーに支払う。ブローカーが何段階にでもなれ

ば、手数料はその分だけ上積みされていくことになる。なおブローカーが用意したパスポート代やビザ代その他雑費は、女性本人から取るばあいもあるが、日本人ブローカー経由で雇い主に請求するばあいも多い。こうして、雇い主は相当の投資をするために、女性に稼げるだけ稼がせて元を取ろうと考えるに至り、搾取と人権の無視が発生することになるのである。

タイ女性のばあいには、中国系タイ人によるシンジケートがバンコクの供給ルートを独占し、また警察は売春業者と密接に結びついているといわれている。したがって日本人ブローカーが供給ルートに割込む余地はほとんどないようである。日本には、古くから日本にいるタイ人や、日本に何度も来ているタイ人がパスとして連れてくる例が多い。彼女たちは、ブローカーであるパスから、パスポートおよびビザ代・飛行機代・見せ金その他を前借りして大きな借金を抱えながら日本に来る。借金が残っている間パスはパスポートを預かり、返済が済んだ時点で彼女たちにパスポートを返すことが多い。

なお、この両国には、日本人男性と結婚して日本あるいは自国に在住し、ブローカーとして活躍する女性の例もしばしばみられる。

日本の風俗関連産業界においては、台湾系の店は確固たる位置を占めており、日本在住の台湾人とのネットワークが形成されている。そのため、台湾人については、日本で働く同国人が知合いの女性を本国から呼び寄せるといふ事例が多い。とくに会員制台湾クラブの台湾人経営者が、本国から売春婦として女性を呼び寄せる事例が増加している。観光ビザが圧倒的であるが、偽装就学や偽装結婚のばあいには、ブローカーが関与することがある。



同国人ネットワークが一番確固として存在しているのが韓国である。風俗関連産業で働こうとするほとんどの韓国女性は、すでに日本で働いている同国人や在日韓国人のつてを頼ってやってくる。ブローカーも雇い主も、在日韓国・朝鮮人を含めた同国人が大半である。ここでもコリアン・クラブが彼女たちに就労の場を提供することが多い。日本で最大のクラブ密集地である東京赤坂では、一〇〇軒を越す店に一、二〇〇—三〇〇人の韓国女性が未登録就労しているといわれている。『国芸協ニュース』一九八八年一月一日号。彼女たちのばあいは、韓国政府の厳しい出国規制を潜り抜けるため就学ビザがよく用いられるが、前述したように偽装結婚が使われることもしばしばある。

以下、コリアン・クラブで働いていた二六歳の韓桂花にわれわれがおこなった面接の内容を紹介しよう。韓桂花は、約一年前に来日し、日本語学校の就学生として一度滞在の延長をした。もうすぐ二度目の延長をすることになるといふ。日本語学校の学生といっても夜の仕事が午前三—四時頃に終わるので、正午—午後三時の授業にもほとんど出ていない。しかし、接客業という仕事柄、日本語はたんのうである。

彼女の家族は母（五二歳）、兄（三〇歳）と本人の三人だけである。兄は現在、コンピュータの勉強でオーストラリアに留学中であるため、喫茶店のような店を経営する母がひとり、ソウルに残っている。母と兄とはよく電話で話をするそうである。彼女は実家に送金をしたいと考えており、まだしばらく日本に留まって働くつもりであるという。滞在を延長するために、今度四五万円を日本語学校に支払わなければならないらしい。それによって日本語学校は出席簿を調整し、学生の六か月間の滞在延長許可を申請することになる。

彼女自身は、高校卒業後しばらく美容師になる勉強をしていたが、日本行きの話友達と二人で聞いてそれに飛びついたことである。これは日本語学校関連のプロダクションのあっせんによつた。旅費などすべてを含めて二〇〇万円ほどをプロダクションに借金し、プロダクションは在日韓国人がオーナーの日本語学校に入学させ、職場も世話したというのである。日本に渡航するに際しては、韓国の入管で簡単な日本語の試験が課されるため、その対応もプロダクションが講じた。

このようにして最初の職場に入った彼女らは、二〇〇万円の借金を返済し終えるまで、プロダクションや店に拘束されることになる。その間は、働いても手元にはいくらかも残らない。しかし、借金をすべて返済してしまえば、晴れてフリーの身となり、今度は自分自身のためにお金を稼ぐことができるようになる。

彼女の最初の職場は、とある繁華街にあるコリアン・クラブだった。そこでは、二LDKの寮のような場所に五人で住まわされた。約半年でフリーの身になった後は、その店を辞めて他の店に移り、寮からアパートに出た。彼女は現在失業中であるが、金持ちの日本人のパトロンがいるようである。彼女いわく、ホステスという仕事は自分の性に合わないもので、何度か休むと続けられなくなってやめてしまうのだそうだ。コリアン・クラブで働く女性たちは、わずかな在日韓国・朝鮮人を含め、全員が彼女のように若い。給料は日給で一万五、〇〇〇円となっているが、遅刻・欠勤があるとかなり差し引かれる。

今は、韓国から日本に来るまでずっと一緒だった友達のお姉さんと二人で住んでいるということだった。

## 第二節 製造業

製造業は、外国人労働者の就労がもっとも広く存在している分野である。製造業従事者は、ラテンアメリカからの日系人を主体に、超過滞在者、就学生や研修生としての資格外就労者などから構成されている。

日系人については、序章で紹介した海外日系人協会による日系人調査が、今のところもっとも規模が大きく情報量も多い。

この調査により現在の職場をみると、工場七九・七%、商店〇・九%、事務所七・〇%、建設現場五・三%、その他七・〇%となり、八割が工場で働いている。また職種別では、自動車・自動車部品関係が三三・五%、電気製品・組み立て関係が一九・九%と多く、次いで金属・金属加工一〇・六%、その他生産工程一四・二%、建設六・一%、事務六・八%、販売・サービス八・九%となっており、自動車と電気関連の生産工程に集中していることがわかる〔国際協力事業団、一一三ページ以下〕。

出身国については、外務省領事移住部の資料がある。それによれば、一九九一年六月現在一四万八、七〇〇人の日系人が日本で就労していた。その内訳を出身国別にみると、ブラジル八〇・七%、ペルー一二・一%、アルゼンチン五・七%、ポリビア一・〇%、パラグアイ〇・五%であり、八割がブラジルの日系人である〔国際協力事業団、六九ページ〕。なお日系人調査によれば、ブラジル日系人の国籍はブラジル七九・三%、日本一一・九%、二重国籍八・九%であり、ペルー日系人の国籍はペル

一七八・〇%、日本一一・〇%、二重国籍一一・〇%であった。このようにほぼ二割の者は日本国籍をもっている。

日系人の基本的属性を日系人調査よりみると、性別では男性六七・八%、女性三二・二%と男性が女性の二倍おり、年齢別では一〇歳台四・九%、二〇歳台四七・九%、三〇歳台三三・八%、四〇歳台一一・二%、五〇歳台五・八%、六〇歳台〇・八%と圧倒的に二〇歳台に集中している。また一〇〇%日系人の系統である者が八八・三%、混血である者が一一・七%であり、混血はペルー日系人にすんでいる。

一〇〇%日系人である者についてその世代別分布をみると、一世六・七%、二世台六二・一%、三世台三〇・九%、四世台〇・二%となり、二世台が多数である。なおここで「台」とする理由は、たとえば父親が二世で母親が三世のばあい本人は三・五世となり、これを三世台に含めるからである（以上は、「国際協力事業団、七二ページ以下」）。

日系人は合法的雇用ができることから、大手メーカーそのものによる採用もあった。なお外国人登録によればブラジル人はとくに愛知、静岡、神奈川の三県に多いが、これは愛知のトヨタ、静岡の Suzuki・ヤマハおよびホンダ、神奈川のニッサンの関連産業に日系人が働いていることを示していると考えられる。このほか富士重工と三洋電機の操業する群馬県東毛地域にも多数が集中している。

次に超過滞在者であるが、風俗関連産業のばあいと同様に、摘発された未登録労働者のデータがその数についての手がかりを与えてくれる。一九九一年の摘発者の稼働内容のなかで、「生産工程作業者」は九、五九六人（うち女性一、〇八七人）にのぼり、全体に占める比率は二九・二%であって、

「建設作業者」三六・六％を下回っている。この比率を一九九二年五月の超過滞在者の就労数二七万八、八九二人に当てはめると、製造業にはおよそ八万人強の超過滞在者が就労していることになる。

さらに資格外就労者であるが、二万五、〇〇〇人に達する就学生の實質的就労者については、序章で紹介した東京都立労働研究所の調査によれば製造業従事者が二〇・七％であったから、五、〇〇〇人強ということになる。研修生については、第一章第二節で述べたわれわれの調査によれば製造業従事者が八三・三％であったから、資格外就労者のストック二万人弱のうち一万五、〇〇〇人強が就労していることになる。以上より、製造業に従事している日系人、超過滞在者、資格外就労者からなる外国人労働者のストックの合計は二六万人以上であるとおもわれる。

ここで、第一章第一節ですでに紹介したバブ、マサム、ファルク（いずれも二五歳）の三人にたいする面接調査から、バングラデッシュ人の就労の状況をみることにしよう。

——どこで、どんな仕事をしているんですか？

「横浜の工場で、リップクリームの外側のプラスチックケースを作っている。仕事は日本人と一緒にだけど、重い物を運んだり、汚い仕事なんかは私たちがやる。日本人に言われた通りに働くだけだ。へビーワークの私たちは時給五八〇円なのに、日本人はライトワークで八〇〇円もらっている。」

しかも、バブは午後二時から午前二時まで、ファルクは午前二時から午後二時まで、マサムは午前八時から午後八時までと、それぞれ一二時間、一回の休憩もなしに働くのだという。もちろん日本人には休憩時間がある。なお、横浜の工場がどこにあるのかという問いにたいしては、明らかに答えを嫌がる素振りをした。入管への通報をおそれているのだろう。

ビザの種類は、バブが就学ビザ、マスムとファルクは観光ビザだったが、バブの日本語学校の校長が入管OB（一五年勤務）だったため、ビザ書き換えの際、就学ビザに変更してくれたのだという。これからは、マスムとファルクもバブと同じ日本語学校に通うそうだ。

——そんなに忙しくて、池袋の日本語学校へは行けるんですか？

「もちろん。ただし、プライベートな時間はほとんどないよ。」

例えば、バブの一日はおおむね次のようなものらしい。午前七時に起床して池袋の日本語学校へ。日本語学校の授業は午前八時から一二時まで。出席が九〇%以上なくてはビザの延長ができないため、休むわけにはいかない。横浜に戻って午後二時から一二時間仕事。会社からアパートまで歩いて四〇分かかるので、仕事を終えて帰ると午前三時頃になっている。それから四時間の睡眠をとると次の日が始まる。したがって、日曜日（休日）は疲れをとるために朝から晩まで寝ていることが多いという。

——もっと条件のいい仕事はないの？

「なかなかないよ。ファミリーレストランで働いている友達がいるけど、午後八時から午前八時までの仕事だし、給料も安い。」

仕事について、ほかにいくつか質問を試してみた。職場では一二時間の仕事で食事が出る。しかし、五〇〇円超過分については月給から差し引かれるために必ず五〇〇円の物を食べるようにしているそうだ。

また一か月の給料から「税金」として一万五、〇〇〇円が引かれているという。保険はもちろんな

い。風邪をひいたら、自分で薬を買って飲むしかない。生活費は、食事やアパート代に六万円、日本語学校に三万六、〇〇〇円、電車賃が三万五、〇〇〇円で計一三万円ほどかかる。その残りを郵便為替でバングラデシュに送金している。

「社長はビザの種類は問題にしないけれど、契約書のように身分を保証する文書は何もない」（つまり、彼らの雇用は非常に不安定で、いつレイオフされてもおかしくない）というのが、彼の感想である。

——なぜ、日本に来たのですか？

当然のように「お金のため」「家族のため」という答えが返ってきた。日本はとにかく金になるとみんなが言ってるそうである。家族を日本に呼び寄せるとしたら、男兄弟を呼んで一緒に働きたいとも語った。

ただバブ自身はバングラデシュの自然科学系の大学のコースを卒業しており、分野は問わないからできれば日本で勉強し、日本で就職したいという夢もっている。来日したのも、日本が学問の分野で進んでいるということにひかれたからだという。彼はあと五―六年は日本で働くつもりだと語った。国へ帰れば日系工場で働けるし、日本語ができる人は給料もいいのだという。

——バングラデシュでは働いたことがありますか？

バブだけが経験者。「一―二か月だけウェーターの仕事をしていた。でも父がいないので生活が苦しかった。」

日本人についての印象を尋ねると、バブはこの時だけ日本語で何度も「オカシイ」と答えた。社長

は自分たちを働かせすぎだし、めんどろくさい仕事はすべて自分たちにやらせる。だから「オカシイ」という。職場の日本人とも仕事の話をするだけだ。

三人ともイスラム教徒である。イスラム教は日に五回の礼拝が義務とされるが、時間も場所もないという。マサムが社長に「職場に礼拝のスペースがない」と文句を言ったところ、社長は「ここでは私が神様だ」と言い放ったそうだ。

この事例にみられるような中小製造業への外国人労働者の進出は、何よりも中小製造業を直撃している深刻な労働力不足にその原因がある。

これについては、東京の中小製造業を対象にして一九八九年二月から四月にかけて実施された「首都圏工業を取り巻く技術革新・環境変化に関する実態調査」（以下「首都圏工業調査」と略）が参考になる（伊豫谷・内藤）。

この調査は、東京二三区および隣接する川口、川崎に本社を置く中小製造業のうち、業種を鋳造、金属加工、溶接、めっき、鉄工、機械工業、電気機器、製本業の八つに限定したうえで標本抽出をおこない、二、九二三社に質問票を郵送した。回答総数は二六六社で、回収率は九・一％であった。ただし、回答企業の平均従業員数は二〇・三人であり、東京全体の製造業の平均従業員数（一九八六年に一工場当たり一一・六人）よりかなり高くなっている。

その結果をみると、五八・三％という多数が「求人しても人が集まらない」と回答しており、中小製造業にとって人手不足がきわめて深刻な問題であることがわかる。その内容としては、「若年男子労働力の不足」が五九・四％と圧倒的に多く、次いで「熟練工の不足」が二〇・〇％となっている。



さらに、一三・二%の企業が「若者が従業員として定着しない」と回答している。なお、調査企業の従業員の平均年齢は四〇・四歳であつて高齡化が著しい。

関西においても、労働力不足による中小製造業の高齡化は顯著に進展している。一九八六年におこなわれた東大阪市の中小工業二〇八社にたいする企業調査によれば、従業員の平均年齢は四四・三歳に達している。ちなみにいえば、事業所統計調査の業種の中分類でみたばあい、高齡化が進展している業種は、高い順に「金網・工具・鋳物・鍛造」「鉄・非鉄線」「機械・器具」であり、五年前との年齢差がもつとも大きい、すなわちもつとも急速に高齡化している業種は「めっき・塗装」であつた〔大西〕。

中小製造業において、とりわけ労働力が不足している理由は、中小製造業の労働条件が他とくらべてその劣悪性が著しいことにある。この劣悪性は、下請組織構造が存在していることに由来している。下請組織構造とは、製品の生産に必要な投入財または加工過程の一部を、企業内で生産または加工するよりも外注するほうが生産費を低減できると考える親企業と、外注先の下請企業との間に形成される組織構造を意味する。製造業においては、一次下請と二次以下の下請からなる重層構造が存在している。

下請企業は、主として中小製造業から構成されており、中小製造業のじつに三分の二を占めている。下請組織の特徴は、特定の親企業との結びつきが強く継続的であることにある。この特徴は、下請企業にたいする強大な権力を親企業に付与する。下請組織は、部品下請、賃加工下請、構内下請の三種に大別することができる。賃加工下請は繊維産業に、構内下請は造船業にそれぞれ典型的にみら

れる。

近年、受注価格の頭打ち、納期の短期化、受入ロットの小口化、高品質の要求などの下請企業にたいする親企業の締め付けが極度に厳格化し、下請企業の選別が大きく進展している。その結果、賃加工下請ではとくに転業が増加し、また構内下請では廃業が増加するとともに他産業からの参入も増大している（以上のデータは「中小企業庁<sup>a</sup>、第二章」）。

こうして、下請企業では賃金や労働時間、あるいは労働環境などといった労働条件がなおざりにされざるをえなくなる。その帰結が、上述したような中小製造業における若年層の決定的不在と高齢化であり、極端な労働力不足にはかならない。

こうして、中小製造業はいやでも外国人労働者へ期待をかけるをえなくなる。序章で紹介した中小企業経営者災害補償事業団と東京都立労働研究所の調査（以下それぞれ事業団調査および都労研調査と略）は中小企業を対象にしたものであるが、事業団調査のばあい、外国人労働者の雇用を希望する事業所は、製造・加工業で三七・六％に達している（全業種は三一・三％）（「中小企業経営災害補償事業団」）。また都労研調査のばあい、外国人労働者を雇用していない製造業のうち、「できれば雇用したい」とする事業所は三五・〇％（全業種は二五・二％）にのぼっており、業種別ではトップである（「東京都<sup>k</sup>」）。

中小製造業のなかで外国人労働者を雇用したことのある企業は、一般に考えられているよりもはるかに多い。事業団調査によれば、「雇用している事業所」は製造・加工業では一七・八％に達している。また、都労研調査では、「雇用している企業」は製造業の一・二・四％を占めている。さらに首都

圈工業調査では、「現在雇用している」企業は一二・八%、「過去に雇用したことのある」企業は一・三%であり、合計二四・一%と約四分の一に達しているのである。

強調されるべきことは、外国人労働者の雇用経験について従業員規模別に大きな差異が存在していることである。すなわち、首都圏工業調査によれば、従業員四人以下では八・〇%、五人から九人では二三・〇%であるのたいし、一〇人以上では三六・六%となり、なんと三分の一をこえる企業が雇用経験をもっていることになる。

この調査結果について、伊豫谷と内藤は、「中小製造業において、技術革新に熱心であり、深刻な雇用問題に直面し、外国人労働者の雇用の必要性を最も切実に感じているのは一般に従業員規模が一〇人以上の企業であり、……一般的に、外国人労働者の導入は技術革新を遅らせると主張されてきたが、むしろ……技術革新に積極的な企業において、外国人労働導入の必要性が痛感されている点は、重要である」と総括している。

ただし機械化との関連について稲上は、序章で紹介した国民金融公庫による調査の一環としておこなわれた中小企業経営者にたいするインタビューをもとに、「機械化―外国人雇用依存型」の対極に「機械化―外国人雇用抑制型」があることをみだしている。なお、これ以外の類型は「外国人非雇用型」「現状維持―アドホック型」「外国人職人養成型」「多国籍企業内転勤型」である〔稲上・桑原ほか、一三四ページ以下〕。

それでは、外国人労働者はどのような業種に就業しているのであろうか。首都圏工業調査によって外国人労働者の雇用経験のある企業を業種別にみると、金属関係五業種が二六・八%、次いで製本業

の二〇・七％、機械・電気の一五・八％となっており、外国人労働者の導入が金属関係にとくに多いことが知られる。

また、一九九一年に摘発された未登録労働者のうち、生産工程作業者九、五九六人の職種をみると、金属加工関係が三七・七％、ゴム・プラスチック加工関係が一四・一％、金属材料製造関係が七・五％、飲食品製造関係が七・五％、機器組み立て関係が七・四％、印刷・製本関係四・六％などとなっている〔法務省C〕。

外国人労働者が金属関係の業種に多いことは、労働省の資料によっても確認できる。労働省は、一九八八年三月、外国人が多く就労している大都市圏において、労働基準監督署職員等による建設業・製造業等の事業主への調査をおこなった。その結果未登録労働と認められる事例は四三件あり、そのうち製造業と目せるものは二九件であった。

製造業の職種を多い順に列挙すると、金属製品製造業一〇件、食料品製造業四件、自動車修理業四件、電気機械器具製造業三件、製本業二件、紙加工品業、一般機械器具製造業、窯業土石製品製造業それぞれ一件、その他の製造業三件となり、金属製品製造業が際立って多い〔労働省a〕。

中小製造業における外国人労働者の状況は、さらに東京入国管理局による東京都内の京浜工業団地で操業している部品下請の中小企業一九社にたいする立ち入り調査によってもうかがうことができる。この調査は一九八七年一月におこなわれ、バングラデッシュ・パキスタン人等多数の未登録労働者が摘発された。その業種は、めっき加工業、自動車部品製造業、電気機械部品製造業、製缶業等であり、一社平均の従業員数は四〇人であった。

これらの企業では、日本人の就業希望者が少なく定着率も低いため、人手不足が慢性化していた。その理由としては、交通に不便であること、公害企業であることがあげられる。その結果、外国人労働者を雇用するに至ったが、彼らの稼働期間は、もっとも長い者で一年一〇か月、短い者で一日であり、勤務時間は平均九時間、賃金は時給七〇〇円から九〇〇円であった。

各社の責任者は、外国人労働者を雇用するメリットとして、(1)日本人が嫌う単純作業・汚れ作業でも真面目に従事すること、(2)無断欠勤が少なく作業の予定が立てやすいこと、(3)雇用に当たって面倒な手続きが不要であること、(4)社会保険を考慮する必要がないこと、(5)退社する際は代りの者を紹介してくれること、(6)比較的低賃金で雇用できることをあげた。ただし、デメリットとしては、言葉が通じないため作業内容を理解させるのに長時間を要することと指摘された〔法務省d〕。

以下、中小下請製造業で働く外国人労働者の労働の実態を、代表的な業種別にみていくことにしよう。外国人労働者をもっとも就労している金属関連の業種については、めっき業と鋳物業を紹介する。

まずめっき業であるが、アジア社会問題研究所は、一九九〇年五月首都圏の約三〇社にたいするヒヤリング調査をおこない、一〇九人の回答を得た。その結果をみると、国籍別では中国人三三人、パキスタン人二〇人、バングラデシュ人一八人、インドネシア人一五人、ガーナ人九人、ナイジェリア人六人、スリランカ人四人、エジプト人・フィリピン人・韓国人・イギリス人各一人となっている。ビザの種類では、多い順に観光四九人、就学二六人、研修一五人、留学一〇人などである〔アジア社会問題研究所〕。

われわれは東京都葛飾区にあるめっき工場で話を聞いた。めっきの技術はかなり機械化されたといえ、やはり勘に頼る部分が多く、その技術修得には一〇年かかるといわれている。また化学薬品を扱う作業は危険で、労働環境は決して良いとはいえない。こうして若い人は入職しようとせず、この工場でも熟練技能工と単純労働者の慢性的不足が生じている。

そのため外国人労働者に依存せざるをえなくなり、バングラデシュ人八人、パキスタン人二人を雇っている。この工場で外国人労働者を雇うようになったのは数年前で、日本人ブローカーの紹介でバングラデシュ人を一人使ったのがはじまりである。このブローカーがどこの誰かは担当者も知らないらしい。ブローカーを通したのはそれだけで、後は友が友を呼ぶ形で増えていった。

現在いる外国人労働者は、全員日本語学校の就学生である。彼らに通っている日本語学校は北区や豊島区など比較的遠くにあるため、午前中は学校に行く。就学するのは午後二―三時頃、終業は八―九時で一日六時間ほどの労働である。土曜日は終日働くから週四〇時間以上働いていることになる。

彼らの主な仕事は、真っ黒になっためっき製品を薬品で磨いたりするような、機械化がでせず、しかも日本人が嫌がるような単純作業である。賃金は、多い人で月に二〇万円弱と日本人と同程度であるが、雇うほうからいえば賞与や福祉関係の費用がかからないため、かなり割安になる。

就業態度はきわめて真面目で、一日一時間を惜しんでいるかのようにみえる。日本人従業員とのトラブルもなくはないが、喧嘩両成敗で差別はしていない。何よりも彼らが礼儀正しいことが、この工場での印象を良くしている。

次に鋳物業であるが、象徴ともいえる埼玉県川口市の鋳物業界は、深刻な労働力不足に悩みながら

衰退の途をたどりつつある。われわれが会った零細鋳物業者の一人は、「下請の仕事ばかりで、発注元からの単価切り下げの要求がきつい。合理化もできるだけやっているとどうにもならない。だから人件費を切り詰めるしかない」と語っている。業界で人集めのキャラバンを毎年東北地方に出すが、人は集まらないそうだ。川口職業安定所の所長は、「仮に鋳物業界が一〇〇人募集しても、五五歳以上の高齢者が一〇人集まるかどうか」と語っている（『朝日』一九八八年四月二日）。

同市の旧市街にある大手の鋳物工場では、ガーナ人とナイジェリア人の労働者一〇人余りが働いている。「みんな観光ビザ、不法就労というやつだ。人が集まらないんだからしょうがない」と社長はいう（毎日新聞 a、第三章）。なお同市の鋳物関連企業二〇社は、一九九〇年サンパウロ市に日系人材センターを設置した（山下、六二ページ）。

自動車関連の業種にも外国人労働者の雇用がかなりみられる。五野井による大手自動車メーカーの部品下請をしている零細企業のルポルタージュは、この業界の状況をいきいきと描写している。この会社は、群馬県伊勢崎市のはずれにあり、従業員は一二人、初老に近い社長も従業員と一緒に働いている。この一二人のうち八人が未登録労働のフィリピン人であり、日本人はいずれも四〇歳代後半である。フィリピン人は、熟練を必要とする工作機械には関わりあっておらず、仕上がってくる部品を集めたり箱詰めにしたりしている。

社長はフィリピン人の雇用について、以下のように語った。「苦肉の策ですよ。うちのようちっばけな下請が生きのびていくには、人件費を切り詰めるより、もうほかに手だてはないんです」。フィリピン人については、「よく働いてくれますよ。……正直いってフィリピン人の仕事にたいする

姿勢を、日本人は見習うべきですな」。未登録労働については、「密告でもされて警察か入管に踏み込まれてもしたら、手の下しようがありませんね。弁解の余地はないですよ。工場ですか？ それほもう聞いただけ野暮です。その時点でストップに決まっているじゃありませんか」「五野井、一章」。

日系人は、その多くが自動車部品工場で働いている。彼らのほとんどは、大企業の下請業者の生産ラインの一部を請け負う構内下請としての孫請業者に雇用されている。孫請業者は、仕事に関する指揮・命令を雇用先から直接受け、通常製品単価×数量で請け負い料金を支払われる。作業現場の指揮・監督は、日系ブラジル人等のなかで日本語のわかる者が担当している。

成年男性の日給はおおむね八、〇〇〇円から一万円が相場で、そのうえに一日約二時間ないし四時間の残業をおこないその手当が加算される。来日に際し、渡航費用を就労予定先企業から前借りしている者が多く、その支払いは月割りで給料から天引きされる例が多い。住居については、単身者のばあい雇い主がマンションやアパートの一室を借り上げて、そこに四―五人程度が同宿している。その費用は雇い主と日系ブラジル人等が分担して負担している。なお、日本国籍を持つブラジル永住者は、一年以上帰国しないと永住権を失うので、就労は二年以内となる〔法務省〕。

ここで、製造業に従事する日系人について、われわれがおこなった面接調査の結果を紹介しておきたい。大城知雄はブラジル国籍の日系二世、三一歳の男性で独身である。日本に働きに来る前の職業はエンジニアで、大学では電気関係を専攻していた。彼の親は六歳のときにブラジルに渡り、今はサンパウロから三〇〇キロ離れたところに住んでいる。彼自身は親元を離れてサンパウロに住んでいた。

大城は現在は一年契約である自動車会社の工場で働いている。この会社では期間工として日系ブラ



ジル人を雇用しており、現地の代理人を通じて募集をおこなったという。会社の寮では約一三〇人の日系ブラジル人が生活している。基本給は一日一万円であるが、その他に残業手当や夜勤手当、休日出勤手当、皆勤手当等がつけば月に三〇万円以上になる。さらに一年間の契約終了時に、契約の完遂と皆勤を条件として報奨金やブラジルへの帰国費用の補助が出ることになっている。条件は基本的に日本人の期間工と同じで、他社が日系人に提示したものよりもややよくなっている。

仕事はリアアクセルの組み立てである。就業時間は昼勤・夜勤とも八時間（休憩を含む）で、一時間程度の残業がある。

この仕事は、日本語新聞の募集広告を友達がみて教えてくれたのがきっかけで応募した。日本に働きに来たのは、お金のためもあるが日本を知りたいからでもあった。三か月前に観光ビザで来日後、三年間の定住ビザに変更した。

来日してから間もないのでブラジルへは送金していないが、今後する予定である。使途は、兄弟でアパートを買ったのでその支払いに当てるとのことであった。日本人の友達はまだいない。ブラジル人とは同僚と接するぐらいである。家族には週に一回ほど手紙を書くが電話はしない。

大城はアパートの購入代金がかかるまでは帰国しないつもりである。それには四年ぐらいは働かなければならないだろうと言っていた。帰国したらレストランかなにかの商売でも始めたいとおもっている。

次に印刷・製本業をみよう。埼玉県南のある印刷工場は、東京に本社のある大手企業の下請であるが、その工場には製本機械を借りて製本をする構内下請としての孫請が入っている。この孫請の従業

員は二人で、その大部分は、バングラデュー人、パキスタン人、フィリピン人などの外国人労働者である。シャチョウと呼ばれている経営者は、「親会社は外国人を使うなというけど、いくら募集しても日本人は来てくれない。われわれも板ばさみなんです。法律が改正になればいいのですが……。警察の手入れは覚悟しています」と語っている〔『朝日』一九八八年三月三十一日〕。

こうして、労働力不足にせっぱ詰まって、再三にわたり摘発を受けながら、なお未登録労働者の雇用を続けようとする経営者も出てくる。東京入国管理局は、一九八九年六月川口市のスプリング製造工場を調査し、そこで働いていたパキスタン人八人、バングラデュー人五人、フィリピン人一人計十四人を摘発した。同社はこれまで三回、計六〇人の摘発を受けていたが、新規部門拡張のためふたたび未登録労働者を雇用していた。今回の調査を察知するや、未登録労働者の大半が工場内の各所に隠れ、なかには従業員が自分の作業台のなかにかくまったりしていた〔法務省〕。

本節ではすでにバングラデュー人、日系人との面接を紹介したので、ここでフィリピン人との面接結果を記載しておこう。

アーニー(三一)、フィリピンのセブ島出身。結婚しており、フィリピンには妻と子供二人を残して、父親が日本人であるいとこの女性を頼って来日した。大学では経営学を専攻し、卒業後は株関係の仕事につき、そのほかセールスマンなどを経験したという。彼は横浜の寿町にある三疊もないドヤでひっそり暮らしていた。

彼の仕事は、機械のパッケージである。機械に大きなビニールをかけてダンボール箱に入れる作業である。この仕事は、同じドヤ街に住むフィリピン人から紹介してもらった。仕事場は近く、歩いて

一〇分くらいのところにある。

同じ仕事場には、もう一人フィリピン人が働いている。彼とは同じセブ島の出身ということでも気が合い、また社長さんも優しい人なので気に入っている。日当は一万二、〇〇〇円から一万四、〇〇〇円（残業含む）。残業代は一時間につき一、〇〇〇円である。毎日二時間ほどの残業があるという。

彼は以前土木作業員、バラシ（解体）などをやっていた。船内のサビをサンドペーパーで磨き落とす作業も経験したというが、この作業はいくら防塵マスクをしていても息苦しくてたまらなかったという。

彼の夢は、日本で稼いでアメリカへ渡り、そこで砂金採取の機械を購入してフィリピンに帰ることだ。彼は月に二回くらい家族に電話する。約五分間で三、〇〇〇円、テレホンカード一枚がすぐになる。家族への送金は不定期だが、三か月に一回くらいの割合で送金するという。一回の送金は三〇万円くらいである。

われわれがインタビューした時、彼は風邪をひいていた。関節が痛く、全身がとてもだるいという。それでも彼は仕事を休まない。その理由を尋ねたところ、さっと左手首にある時計を見せてくれた。そして彼はこう答えた。

「この時計は僕の兄がサウジアラビアへ出稼ぎに入った時、おみやげにもらったものなんだ。僕もフィリピンへ帰ったら兄のようにみんなにおみやげをプレゼントして、僕のサクセス・ストーリーを聞いてもらうんだ。」

関西圏の中小零細製造業は、外国人労働者としての韓国人が集中しているという大きな特色をもっている。少し詳しく検討してみたい。

韓国人の急激な増大は一九八八年から始まったが、とくに大阪府、滋賀県、京都府の近畿三県および岐阜県に顕著である。これについて入国管理局は、「同地域に在日韓国人が多数在住していることから、同国人を呼び寄せ、あるいは雇用するケースが多いためである」と述べている〔法務省Ⅱ〕。なお、一九八八年上半期の韓国人摘発者の三六％は大阪府におり、次いで岐阜県であった〔法務省Ⅲ〕。

一九八七年に大阪入国管理局が和歌山県を含む近畿六府県で摘発した未登録就労韓国人は二一五人であった。その稼働内容は、第一位が製造業工員の五四・〇％、第二位がホステスの一四・〇％、第三位が土木作業員の二三・五％であった。韓国人の製造業工員は、摘発された工員全体の六三・四％に達し、関西県の製造業の主体が韓国人であることが知られる。その性別内訳は、男性六二人、女性五四人であって、女性が男性にほぼ匹敵している。ちなみにいえば、摘発された韓国人を年齢別にみると四〇歳以上が五四・〇％を占めており、高年齢者が多いことがわかる〔法務省Ⅳ〕。

流入する韓国人の受け入れ基盤となっているのは、関西で長い歴史をもつ相当規模の在日韓国・朝鮮人（以下在日と略）の社会である。韓国人のばあいには、在日とのつながりが日本での入職や居住に決定的な意味をもっている。つながりの程度としては、在日に親族や知人がいるというような強いものから、日本での出稼ぎ経験者から在日の雇用主の名前を聞いた程度のもまでさまざまであるが、来日するときには、これらの在日とのネットワークに頼ることになる。そして関西圏の在日には製造業を経営している者も多い。

大阪市生野区は、大阪市内でも中小零細工場の多い地域であるが、ここには在日の日本最大の集住地区である猪飼野地区があり、彼らの経営する零細工場が集中している。その主要な業種としては、金属加工、プラスチック加工、ゴム加工、ビニール加工、ヘップサンダル等がある。以下、われわれの聴き取り調査にもとづいて、関西圏の在日による零細製造業の典型ともいえる猪飼野地区を概観してみよう。

これらの工場は、元請からの発注価格切り下げの圧力や、ヘップサンダルにみられるような国内需要の落ち込み等きわめて厳しい環境にある。ここでは、従来日本人もしくは在日の人が主としてパートとして働いていたが、低賃金の割にはきつい仕事が多いことから敬遠されがちで、労働環境が悪くても低賃金で働いてくれる出稼ぎ韓国人に依存せざるをえない状況に立ち至ったのである。

稼働内容としては上記の職種が主要であるが、女性のばあいには、これらに加えて、裁断工、縫製工等にも従事している。稼働期間は、親族訪問ビザの期限が最高九〇日間でありたいい一回の更新が可能であるため、六か月未満というケースがもっとも多い。また、夫のつぎは妻というように、親族が代わるがわるの出稼ぎにやってくる人が多いという。

賃金は、時給五—六〇〇円が大体の相場である。労働時間については、機械を二四時間フル回転させるため二交替制が多く、このばあいには一日一二時間労働ということになる。そうでないばあいにも、限られた期間内に行えるだけ稼ごうとするため、どうしても長時間労働になる。日本での生活は残業代だけでまかない、残りはすべて本国に送金するという人も少なくない。なお、費用を節減するためであって、親族の家で生活する者が多い。

以上みてきたような、日本の中小製造業における劣悪な労働条件は必然的に労働災害を多発させることになる。しかしながら、序章で述べたように、外国人労働者は退去強制を恐れ、雇い主は未登録労働者の雇用の発覚を恐れるため、労災保険の申請はほとんどなされることがない。

一九八七年四月から一九九〇年三月まで、労働基準監督署にたいし労災保険の保険給付の申請があつて補償をおこなつた事案のうち、労働者が未登録労働者であるともおもわれるのは、合計わずか二〇〇件（一九八九年度は八九件）にすぎなかったが、一九九一年には二二一件と前の三年間を上回り、国籍も六か国増えて二四か国となった。ただし、日本人のばあいには労災保険の新規受給者は毎年およそ二%であるから、一桁少ない。

一九九〇年までの四年間について、業種の明確であるもの三四五件の内訳をみると、製造業二八六件、建設業五二件、その他七件であり、労働災害は圧倒的に製造業に集中していることがわかる。製造業の業種別内訳をみると、金属製品製造または金属加工業一三八件、輸送用機械器具製造業二九件、機械器具製造業一九件、化学工業一三件などが多く、製造業のなかでもとりわけ金属製品製造または金属加工業に多発している（「全国労働安全センター連絡会議」）。被災労働者の被災時の状況をみると、機械（プレス、カンナ盤、丸のこ盤等）を用いて作業中に被災したものが五五人、熱湯等による火傷が一七人、墜落が五人などとなっている（「労働省」）。

一九九〇年以降、民間教授団体が外国人労働者から相談を受けた労災事故について「外国人労働者の労災白書」をまとめている。一九九一年は一二九件で一九九〇年の三倍となった。そのうち労災保険の適用を受けたのは六七件であり、教授団体が乗り出す前に使用者が自ら労災保険の申請をしてい

たのはわずか一五件にすぎなかった。業種としては、プレス作業二四件を含む製造業六四件、建設業三九件に集中している。なお就労期間が確認されている六六件のうち、三九件が就労開始から三か月以内に被災しており、就労初日も五件あった〔全国労働安全センター連絡会議c〕。

労働災害の発生の状況について、いくつかの事例を紹介しよう。まず、労災保険の適用を受けることのできたごく少数の例をあげる。

事例 1…バングラデシユの男性（二二）。観光ビザで入国し、千葉県の金属加工の会社（従業員四一五人）で働いているときに、ドリルに巻き込まれ右手親指を切断し、右手首を骨折した。いったん帰国後再来日し、ビザの切れる直前にひとりて労働基準監督署におもむき、保険の申請をおこなって二七四万円が支払われた。

事例 2…バングラデシユの男性（二四）。観光ビザで入国し、千葉市のプレス加工の会社（従業員約二〇人）に入ったばかりのときに、右の親指を切断した。保険の適用を受け一三二万円を支払われたのち、退去強制処分となった（以上二例は、『朝日』一九八八年六月一九日）。

事例 3…国立リハビリテーションセンターで療養中のパキスタン男性（二八）。未登録労働者として、埼玉県内のプレス工場で働き始めて二日目に、両手を機械のなかに入れたまま起動装置を踏んでしまい、右手を手首から、左手を前腕から失った。労災保険の給付申請が認められ、療養補償約三二〇万円、休業補償月八万四、〇〇〇円が支給された。さらに障害補償年約一〇〇万円が支給されることになろう〔毎日新聞 a、二六四—二六五ページ〕。

次に労災保険の申請をしなかった例をあげる。

事例 4…パキスタンの男性(二二)。未登録労働者として、前述した埼玉県南の印刷工場(従業員一二人)で働いているときに、製本機械ローラーに右手にはめていた手袋の先が巻き込まれ、人差し指をつぶした。第二関節まで切り落とす手術を受けたが、未登録労働のため保険の申請はおこなわれなかった。雇い主は、治療費を払うとともに休業期間中について賃金の六割を出すといっている(『朝日』一九八八年三月二六・三一日)。

ここで、猪飼野地区にある在日が経営するプラスチック成型の零細工場(従業員数四人)で働き、労働災害を受けて一九八九年三月現在入院中であつた韓国人女性について述べておきたい。ただし、経営者の強い希望により本人との面接はできず、経営者と労働基準監督署監督官からの聴き取りによる。

彼女は濟州島出身の五三歳、濟州島での仕事は農業である。結婚しており、息子一人、娘四人の計五人の子供がいるという。日本へは一か月間の親族訪問ビザで来た。

経営者に雇ってほしいという話があつたのは、経営者の母親を通じてだつた。彼女は経営者の母親と付合ひのある在日の女性の夫の母親の家に住んでいたそうで、このように親族、知人のつてを頼りながら仕事を探していたのだつた。一方、工場の方でも正月休みが終わつたにもかかわらず従業員が一人出てこないで困つていたところだつた。そこで、話のあつた彼女を雇うことになつたのである。

彼女の仕事はプラスチック成形の機械から製品を取り出す仕事などで、時給は五七〇円、他の人と差はない。一日の労働時間は一二時間、この工場は他と違って二交代の二四時間フル操業はしていな



いので、夜勤はないそうである。

日本語をほとんど話せないが、経営者とは会話が通じたのでとくに仕事上の不都合はなかった。食事は親族の家で食べていた。工場では夕方うどんを出していたが、口に合わないらしく、汁は自分で作っていた。仕事以外での日本人や在日の人との付き合いはあまりなかったが、経営者の母親と付き合いのある女性の家にはちよくちよく行っていた。

彼女は、工場で働きはじめてわずか三日後、機械に手をはさまれて入院することになる。事故の状況はおよそ次のようなものであった。プラスチック成形の機械でもっとも事故の起きやすい部分は金型のある場所なのだが、この部分には行政指導によって、機械メーカーにドアロック式の安全装置が義務付けられている。それにもかかわらず彼女が事故にあったのは、安全装置を兼ねるドアの上部から手を入れてしまったからだ。

事故が起きると、すぐに労働基準監督署による調査がおこなわれ、労災保険が適用されることになった。帰国後も日本人と変らない金額、条件で適用されるといふ。それとともに、彼女が未登録労働していた事実もまた明らかになってしまった。そのことで経営者は入管に呼び出され、事情聴取とさまざまな注意を受けたが、そのなかには「こんなことがつづくようだと、あなたの在留資格にも響きますよ」というような脅しだけがいのものもあった。

すでに当初の在留期間は過ぎていているが、入院治療中なので一か月ごとに延長手続きをとっている。その手続きは、日本人と結婚している彼女の夫の姉にあたる人が代っておこなっている。機械にはさまれた手は、まだ十分に動かすことはできないという。帰国の時期は医師の判断によるが、未定である。

## 第三節 建設業

建設業は、外国人労働者の主要な受皿のひとつとなっている。この産業への就労数について、他の産業と同様に、摘発された未登録労働者のデータから推測してみよう。一九九一年に摘発された未登録労働者三万二、九〇八人のうち、「建設作業員」は、一万二、〇五七人であった。未登録労働者全体を一〇〇%としたばあい、建設作業員の占める比率は三六・六%であり、「工員」や風俗関連産業よりも多く首位を占めている。

ところで一九九二年五月現在の超過滞在者の就労数は二七万八、八九二人であるから、建設業に従事する未登録労働者数はおよそ一〇万人強いることになる。二万五、〇〇〇人の就学生の実質的就労者については、東京都立労働研究所の調査によれば建設業に従事する者が三・四%であったから、一、〇〇〇人にも満たない。研修生については、われわれの調査によれば建設業が五・五%であったからこれまた一、〇〇〇人強である。このほか海外日系人協会の調査によれば建設業従事者は六・一%であったから、一九九一年六月現在の日系人就労数一四万七、八〇〇人に当てはめると、日系人は一万人弱就労していると推定される。したがって建設業に従事している外国人労働者の総数は一一万以上ということになる。

このように大量の外国人労働者が建設業に入職している理由としては、第一に、建設現場が、労働者の人物や経歴などをあまり問題にしない職場であり、その意味では外国人労働者の就労が比較容

易なこと、第二に、後述するように建設業の労務管理形態はきわめて複雑であり、外国人労働者の潜入できる余地が広いなどがあげられよう。しかしながら、それよりもはるかに重要な条件は、近年建設業を直撃してきた極端な労働力不足である。

一九八六年後半あたりから内需拡大による建設投資が活発化し、建設業は冬の時代から一転してブームを迎えた。それにもかかわらず、建設業はこのような事態に対処できる労働力のストックをもっていないかった。その結果は、とりわけ公共建設工事における入札不調、すなわち積算単価が低すぎることによる契約不成立の続出として現れた。その最大の理由は、労働力不足に由来する労賃の高騰にあった。

労働力不足は、なによりも熟練技能工の不足であり、また単純作業に従事する労働者の不足であった。東京オリンピック前後の建設業の好況時に入職した多くの者は、冬の時代に離職を余儀なくされた。そればかりでなく、この時代には若年の新規入職者もほとんどなかった。こうして、建設業の労働者は、驚くべき高齢化の傾向を示すことになる。

試みに、五人以上の常用労働者を雇用する建設業の民間事業所に一九八九年に雇用された屋外労働者の年齢構成をみると、一〇歳台が二・〇％、二〇歳台が一・八％、三〇歳台が一九・九％、四〇歳台が二四・五％、五〇歳台が二九・四％、六〇歳台が一二・四％となり、なんと五〇歳台が最多となってしまう（「労働省」、二二ページ）。

このような高齢化に象徴される労働力不足はなぜ生じたのであろうか。まず指摘されるべきことは、国内の労働力給源の枯渇である。建設業への入職者の特徴は、新規学卒者の比率がきわめて小さ

一方、失業者等無業者の比率が圧倒的に高いことにあった。それは、従来は構造不況業種から排出された労働力が建設業に吸収されてきたことを意味していた。しかし、この給源は、現在ではほぼ消失してしまった。

第二に、農村からの出稼ぎ労働の消滅をあげることができる。公共事業のばあい、予算の単年度主義の影響もあって、繁忙期は八一〇月と二―三月に集中する。このような季節的需要のサイクルに対応して、出稼ぎ労働は一定の機能を果たしていたのである。けれども、その給源は次第に遠隔地化していき、ついにはほぼ存在を終えようとしている。農村の過疎化と若い世代の消滅がその背景にある。

しかしながら、これよりもはるかに重要な理由は、建設業の労働条件が他産業に比してきわめて劣悪であることにある。建設業では、高所作業、屋外作業が多いため、労働災害の発生率が高い。また、都会では交通対策などのため深夜労働を余儀なくされるばあいがしばしばあり、雨天による作業日の振り替えなどから休日が一定していない。同時に工期によっては、突貫工事をしなければならぬことがある。

それにもかかわらず、建設業労働者の報酬は極端に低く、その就労状態は安定していない。その基盤をなすものは、この産業に固有の重層下請構造と呼ばれる収奪―搾取のヒエラルヒーである。重層下請構造とは、発注者と請負契約をした総元請が一次下請と下請契約をおこない、今度はその一次下請が元請として二次下請と下請契約をおこない、次に……というように下請契約が次つぎに繰り返されていく構造を意味する。その結果、建設業における業者数は肥大し、現在五〇数万の業者が存在し

ている。

重層下請構造における労働力調達は、親方（職長）と五—一〇人の職人で構成される班単位でなされることが多い。班は、元請や下請業者との関係が強い直用班と、一時的に調達された外注班と二分できる。業者は、労働力が不足するばあいには、自らあるいは直用班の親方を通じて日雇いや外注班を手配する。

重層下請構造は、景気変動や季節変動に由来する雇用調節機能と、市場競争による受注価格の低落による生じる圧迫を、より劣位の下請に転嫁することを可能にしてきた。そして、総元請としてこの構造の頂点に位置し、この構造から利益を貪ってきたものは、ゼネコンと呼ばれる総合工事業者としての巨大企業群であった。その帰結は、建設業労働者全体の労働条件の悪化と賃金の低下であり、離職者の発生と若年新規入職者の停滞にはかならなかったのである。

一般に、建設業従事者は五五〇万人、このうち現場の屋外労働者はおよそ四分の三の四一〇万人であるといわれている。そのなかで一一万人以上を占める外国人労働者は、建設業のどのような職種に従事しているのだろうか。

現場作業は熟練技能工を中心として組織されているが、その主要な職種は、掘削などの基礎工事やコンクリート打ちなどをおこなう土工、足場を組むとび工、コンクリートを流しこむ型枠を組み立てる型枠大工、鉄筋を組み立てる鉄筋工、型枠をバラす解体工、不良部分を取り壊すはつり工、左官などである。そして熟練技能工を補助するために、現場の清掃作業、基礎工事のための掘削作業、道路工事の掘り返し作業などとともに、資材運搬などのいわゆる手間仕事を含む雑工と総称される単純労働

働がある。屋外労働者全体を一〇〇としたときの一九八九年の構成比は、土工二九・一%、型枠工三・七%、とび工二・六%、鉄筋工一・八%、はつり工〇・五%、軽作業員一一・九%などとなっている〔労働省一、一九ページ〕。

外国人労働者が多く従事している職種は、鉄筋工・解体工の手伝いと雑工すなわち上記分類の軽作業員である。鉄筋や解体作業のある部分は二―三日で仕事が終わえられ、しかも汚れ仕事であるため日本人がやりたがらないといわれている。鉄筋は切断および折り曲げの加工が必要であるが、外国人労働者は鉄筋加工場に就労することが多い。また解体作業の労働者の半数は外国人労働者であるという説もあるほどである〔全建総連関東地方協議会、七六ページ〕。

以下、われわれが面接した型枠大工の手伝いの事例を紹介する。

横浜の寿町のドヤ街で会ったフィリピン人の一人にルイスという男性がいる。年齢は三六歳、就学ビザで来日、川口市内の写真専門学校に入学した。来日の際、あっせんブローカーは介在せず、渡航費用は航空運賃以外ほとんどかからなかったという。フィリピン・パプのパーティーで知りあったフィリピン人から仕事を紹介してもらい、現在に至っている。

仕事内容は建設現場の型枠大工の手伝いで、横浜から現場のある八王子まで、毎日電車で通勤している。長期にわたって毎日働ける仕事にありつけたルイスは、自分のことを幸運だと言っていた。仕事上のトラブルもとくにないらしい。日曜日は休日で、他のフィリピン人と一緒に近くの教会へお祈りに行く。

来日当初の目的が写真専門学校に通うことであったルイスは、フィリピンでは警察に勤務するかた

わら、写真ジャーナリストとしても活躍し、写真店も経営していた。すでに結婚していて、奥さんが今までに二度、日本まで彼に会いに来ている。フィリピンへは毎日曜日、電話で連絡をとっているそうである。

次に、鉄筋加工場で働く外国人労働者の事例を示す。

埼玉県南部の建設会社の資材置き場で、二一歳から三三歳までのパキスタン人四人と台湾人一人が、マンション建設用の鉄筋の切断作業をしていた。五人は作業場の片隅にあるプレハブの六畳で暮らしている。最初は六、〇〇〇円で始まった日当も、技術に応じて上がって今では八一九、〇〇〇円になっており、残業もついて月二〇万円前後になる〔毎日新聞<sup>a</sup>、一七〇一七二ページ〕。

雑工についてみると、建設業の冬の時代には、補助作業や単純作業を熟練技能工自身でおこなうことが多かったが、熟練技能工の不足という状況のもとではこのような作業を他の人にさせることが必要になり、外国人労働者の使用が始まった。さらに、すでに述べた構造不況業種からの労働力や出稼ぎ労働力の枯渇も、それに拍車をかけている。

ここで、都内の下水道工事現場で資材運搬や残土の片付け、穴掘りなどをして二人のフィリピン人男性との飯場での面接事例を紹介しておく。

ベン(三三歳)、一四歳の娘をかしらとする三人の子供の父親である。ロミー(二二歳)、三人兄弟の次男であり父母と一緒に暮らしていた。ベンは約一年前観光ビザで来日し、飯場を転々としている。ロミーは約三か月前就学ビザで来日し、飯場は二回目である。二人は寄せ場で知りあって以来、一緒に仕事をしているという。

賃金は一日七、〇〇〇円であった（日本人労働者は一日八、〇〇〇円）。彼らは賃金格差についてこう語った。「ここは賃金もいいし、そんなに悪い条件じゃない。結構気に入っているから長く働いて稼ぐつもりだ。だからお前（聞き手）が騒ぐとおれたち働けなくなるから騒がないでくれ。おれたちがいいって言っているんだから」。よくよく聞いてみると、前の飯場では親方に「フィリピン、フィリピン」とバカ呼ばわりされ、賃金も一日四、〇〇〇円しかもらえなかったらしい。そのためか賃金格差はあっても少しでも条件のいいところで働きたかったらしい。

この飯場には出稼ぎに來ているフィリピン人から話を聞いてやってきたという。同国人どうしで情報を交換して、すこしでも条件の良い仕事を得ようとしているのだ。そこで交換される情報は主に賃金についてだそうだが、親方の人柄や飯場の食事などについても情報交換されるといふ。そうした情報をもとに仕事を採すのだそうである。

ベンによると、飯場へ行く前に手配師から聞かされた話と実際に話が違うことが何度もあったといふ。たとえば、賃金格差もさることながら、休憩はほとんどなく、夜遅くまで働いても残業手当がもらえなかったりしたそうである。一番ひどかったのは暴力団がらみの飯場をたらい回しにされ、やっとの思いで逃げ出したことだといふ。ベンに「どうしてそんなつらい思いをしてまで働くのか」と尋ねたところ、「フィリピンに帰ったら店を開いて、家族五人と一緒に住める家を建てたい」と彼は答えた。

一か月後、彼らに「賃金はきちんともらえたか」と尋ねたところ、「ネバマインド」とだけ答えた。何度問い直しても「ネバマインド」としか答えなかった。「これからどうするのか?」と尋ねたところ



ろ、彼らはこう答えた。「寄せ場へ行って、また飯場へ行くよ」と。

以上みてきたように、建設業では相当規模の外国人労働者の就労がみられるが、建設省は、これにたいして絶対反対の立場をとっている。すなわち、一九八八年一月の通達によれば、「建設業における不法就労外国人の増加は、建設業界に対する社会的信頼と評価を低下させるのみならず、将来、建設業を第一線で支える基幹的な労働者となるべき若年層の入職促進の隘路となり、ひいては、建設業の構造改善の推進を阻害する要因となるおそれが大きいものである」と述べている〔建設省〕。

建設省のこのような態度にもかかわらず、大部分の公共工事の発注機関は、外国人未登録労働者の雇用が仮にあったとしても、それは請負制の問題であるとして具体的なペナルティは考えていない。ただし、年間約一、〇〇〇件の発注をおこなう建設省関東地方建設局のばあいには例外で、現場のどこかで外国人の未登録労働者が発見されたときは、その雇用を即刻やめるように指導するとともに、入札指名回数の減少につながる可能性をもつ工事成績評価表に反映させるとしている〔『日刊建設工業新聞』一九八八年三月八日〕。

外国人の未登録労働者の雇用の大きな問題点は労働災害である。建設業には元請責任という制度が存在しており、労災保険は総元請が全体の事業主として申請することになっている。事故が発生したばあい、総元請は、労災保険の申請による未登録労働者の存在の表面化という打撃を受けるが、それは企業イメージを著しく低下させる。建設業に労災隠しが多発する理由は、労働省の通達によれば、無災害記録の更新または元請事業者への配慮によるものが六割以上を占めるとされている〔全国労働安全衛生センター連絡会議〕。

ここで労働災害の事例をひとつ紹介しておく。未登録労働者のフィリピン男性（四五）は、東京都下のアパート建築現場で、突風にあおられて落下してきた一〇〇キロ以上のパネルの下敷きになり、脊髄を損傷するとともに右足を複雑骨折した。この件は、救援団体の支援により、元請責任のもとにやっと保険が適用されることになり、また帰国後についても保険が継続される先例を開いた（「カラバオの会」、第二章）。

外国人労働者を使用しているある建設会社社長は、「おれだって労災のことなんか考えると、本当は日本人を使いたい。変ないい方で悪いけど日本人にケガしてもらった方が気が楽だよ」と語っており、またある外国人労働者は、「観光ビザだから、健康保険にも入れない。……ケガのことを考えたりすると危険な仕事はしりごみしたくなってしまう」といっているが、これらは労災の問題状況を端的に示している。

こうして、関東地方については、大手ゼネコンが施工している都心部の大型プロジェクトや官公庁の大型工事には外国人労働者はあまりいないとみられる。ただし、千葉・埼玉・神奈川といった周辺部で、規模は一〇階前後の建物にはかなり見受けられるという情報がある（『日刊建設工業新聞』一九八八年四月五日）。

外国人労働者の仕事ぶりについて、われわれが話を聞いたある親方は、「日本の若い衆よりよっぽど真面目で、仕事も時間をかければ教え込める」と、きわめて好意的に評価している。けれども、別の親方は、「こっちは大金はたいしているんだから、おなじ金額なら日本人のほうがいいに決まっている。外国人は言葉が通じないから能率が悪くて。中国人は日本語しかできない親方を馬鹿にして働か

ない。だけどフィリピン人はいい。真面目だし日本人よりたくさん働くよ」と語っている。

それでは、大手業者の建設現場では、外国人の未登録労働者にたいするチェックをどのようにおこなっているのだろうか。ここでは、全建総連関東地方協議会が、総元請であるゼネコン五三社と住宅企業一六社にたいしておこなった交渉の際得られた回答を整理して、その実状を見ることにしよう（全建総連関東地方協議会）より集計）。

外国人労働者へのチェックは、ゼネコン現場のほうが住宅企業の現場よりもはるかに厳格である。上記のチェックをなにもおこなっていなかった企業は、ゼネコンのばあいには五三社のうち一二社にすぎなかったが、住宅企業では一六社のうち九社に達した。これは、住宅企業のばあい公共事業よりも民間からの受注が多いことを反映しているとおもわれる。

ゼネコンによる外国人労働者の就労のチェック方法は、その程度の厳しさに応じて、次のような六段階に分けることができる。(1)下請・職長等への禁止通達、(2)就労者名簿を提出させる、(3)現場パトロール、(4)入場時もしくは朝礼時でのチェック、(5)新規入場者教育の際のチェック、(6)日本語を書かせたり話させたりする。一般的にいつて、ある厳しさの段階は、それより厳しさの低い段階を包含している。すなわち、名簿を提出させているゼネコンの多くはすでに通達を出している。また、日本語能力のチェックは、それ以前の五段階の実施を含んでいるケースが多い等々。

チェックをおこなっているゼネコン四一社の内訳は、次のとおりであった。通達六社、名簿六社、パトロール五社、入場時もしくは朝礼時チェック一〇社、教育時チェック四社、日本語チェック一〇社。通達と名簿は、実際にはチェックの機能をあまり果たさないとおもわれる。パトロールと入場

時・朝礼時チェックも、日本人によく似た人びとのばあいにはそれほど実効があらぬであろう。したがって、教育時チェックと日本語チェックだけがやや効果をあげると考えられるが、この方法をとっているゼネコンはわずか一四社にすぎない。

同じように、チェックをおこなっている住宅企業七社の内訳をみると、工務店から職人の名簿を提出させる―三企業、現場担当者によるチェック―三企業、この両方法の併用―一企業となった。つまり、過半数の住宅企業の現場では外国人労働者にたいするチェックがおこなわれておらず、おこなわれている現場でも名目的にすぎないといえる。

建設業界では、深刻な労働不足に直面して外国人労働者を合法的に受け入れるべきではないかという声が急速に高まった。この業界を代表する全国建設業協会の本部レベルでは一応建設省に足並みをそろえているが、各地方建設業協会では合法化への要望が根強かった。その先頭を切ったのが神奈川県建設業協会であり、歯止めのある外国人雇用システムの開発と日本の風土にあつた法的検討を提唱した〔『日刊建設工業新聞』一九八八年三月二五日・二九日〕。

それだけでなく、専門工事業界の雑誌は、工事量の波に対応するために、二一世紀の建設労働者の三分の一が外国人労働者を含む出稼ぎによって充足されるべきことを主張した〔『月刊けんせつ』一九八九年五月号、一六ページ〕。なお、専門業界のなかでは、鉄筋業界が受け入れ促進の方向を強く打ち出した。

また大手建設会社五二社が組織する日本建設業団体連合会は、官民合同の特殊法人を設立し、その法人が期間や人数を管理して外国人労働者を受け入れるということを政府に要望する方向で検討を始

めた『日経』一九八九年一〇月二〇日】。

さらに、大工・左官・小工務店などを組織する全建総連は、ずっと「違法な外国人労働者等の現場就労を防止するとともに、それを行なう不正・不良業者は排除すること」といった強い主張をしていたが、一九八九年二月には「その対応が建設労働市場に混乱を与えないことで関係者が合意することができるまでその受け入れに反対」とトーンダウンした。これには、親方でもある組合員の意向が影響を与えたとおもわれる。また、上場建設会社の労組などを中心とした建設同盟は、「現在いる外国人労働者については認めないものの、将来的には受け入れざるをえないだろう」と発言した『朝日』一九八八年八月一日」。このように、労働不足に悩む建設業界は、開国論を公然と主張してきたのである。

建設業における外国人労働者の主要な就労経路としては、(1)下請なり親方と外国人労働者との個人的なつながりによる直接雇用、(2)ブローカー経由、(3)日雇い労働市場経由の三つがあげられる。それを支えているものは、職種や賃金あるいは親方についての同国人どうしの情報交換とネットワークである。このほかに研修生がある。以下、建設業における外国人労働者の就労経路と就労実態について検討することにしてしよう。

(1)の直接雇用については、型枠大工の次のような事例がある。

事例1…一九八八年二月、東京・多摩地区の住宅建設現場で「フィリピン大工」だよと親方(四三)に紹介されたのは、二八歳と三四歳のフィリピン人男性の義兄弟だった。大卒会社員と船乗りだった二人は、四年前に観光ビザで相次いで来日し、友人の紹介で神奈川県で大工を修業したのち、二年前

今の親方のもとにやってきた。親方は、「大工は六年で一人前、彼らはもう〇・八人前、簡単な仕事はまかせてOK」と太鼓判をおす。日本語にはほとんど不自由しない彼らは、「わたしたちは日本の大工。みんな気付かない」という。

二人は、親方の家に近いアパートに住み、二〇万円余りの手取りのうち一〇数万円を送金している。すでに漁船一隻を買った元船乗りは、あと五年以上は働いて漁業経営者になるのが夢だという。〔毎日新聞 a、一六九ページ以下〕。

(2)のブローカー経由については、少し古いが良く知られているタイ人の事例がある。

事例 2…豊橋市の建設会社 T 組は、一九八四年一月観光ビザで来日したタイ人男性一三人を、中部地方はいうまでもなく関東から九州・四国にまで送って、農家のビニールハウス組み立ての仕事に従事させていた。一日九時間労働で日給は九、〇〇〇円、月収は約一五万円となったが、宿舎代一万円、食費三万円を差し引かれた残りから、来日時の借金返済と家族への仕送りのため八一〇万円を本国に送金していた。

これらタイ人の存在が発覚したのは、一九八六年九月、三重県内の作業終了後宿泊先の四日市市内の営業所に送迎の途中、交通事故のため四人が死亡、一人が重傷を負ったためである。北部タイで農民をしていた彼らは、チェンマイの中国系タイ人に四五万円を払ってパスポートと航空券を受け取った。その費用は、中国系タイ人の高利貸しから借金した。成田空港では、T 組の関係者が直接出迎えた。〔中部読売新聞〕一九八六年九月二八日、〔中日新聞〕一九八六年一〇月一〇日〕。

ここにみられるように、直接雇用やブローカー経由のばあい、外国人労働者は作業員宿舎やアパー

ト等に居住し、そこから現場への送迎がおこなわれるのが一般的になっている。

(3)の日雇い労働市場経由については、外国人労働者の大きな部分が手伝いや雑工など非熟練労働者であり、その多くがこの市場を通じて就労するので、詳細にみる必要がある。建設業における臨時・日雇いは六〇万人に達し、雇用者総数にたいする比率は一五%前後である。これは、全産業のなかでも最高の比率であり、建設業における日雇いの重要性を示している。

日雇い労働者の相当部分は、寄せ場と呼ばれる直接的に労働力売買がおこなわれる場所で、早朝にその日の就労先を決める。寄せ場の日雇いは、建設労働者のなかでもっとも質が悪いと考えられている。その特徴は、単身者がほとんどであり、匿名性が高く、またあらゆる意味で流動性に富んでいることにある。こうして、未登録労働者が大多数でありしかも熟練をもたない外国人労働者にとつては、寄せ場は就労先を見つける格好の場所となるのである。

日本四大寄せ場といわれているのは、東京・山谷、横浜・寿町、名古屋・笹島、大阪・釜ヶ崎である。これら四大寄せ場は、ドヤ(簡易宿泊所)街と呼ばれる宿泊場所をともなっている。寄せ場は、大阪圏では釜ヶ崎への集中傾向がみられるが、東京・横浜圏では小規模な寄せ場も複数存在しており、東京圏では池袋や高田馬場が知られている。

寄せ場の就労形態は、(1)職安、(2)直行・顔付け(半契約状態)、(3)手配師に大別される。(2)は相対的な安定就労層であり、(3)は不安定就労層である。手配師とは、労働者を調達し、彼らを送りこむことにより親方や企業等から手数料を取る業者をさし、寄せ場の九割を支配しているといわれている。手配師は、暴力団員かその関係者も多いといわれ、関西では在日も相当数存在するとみられる。

寿町以外のドヤ街には、外国人労働者はほとんど居住していないとみられるが、その理由は、ドヤが入管等の取り締まりの対象になりやすく、またドヤの経営者が外国人を泊めたがらず、さらに山谷や釜ヶ崎では、ドヤの建て替えが進んだ結果宿泊料の大幅な値上がりが起こったためである。

それにはたいし、寿町のドヤ街には、日本人労働者はもちろんとして、在日とともに相当数のフィリピン人と韓国人やそれ以外の外国人労働者が居住している。その理由としては、ドヤの建て替えがあまり進んでおらず宿泊料がまだ安く、また経営者の約九割が在日であるといわれ、在日や韓国人はもちろんのこと、外国人労働者一般に同情的であることがあげられる。

寿町に居住しているフィリピン人の総数は判らないが、近くのカトリック教会には約二五〇人が集まる『朝日』一九八八年四月一五日』。また韓国人は一九八八年頃から増えはじめ、現在数百人にのぼるとみられる。

寿町のドヤ街を別にして、寄せ場に現われる外国人労働者は、一般にはアパート等の居住地からの通勤が多い。

しかしながら、寄せ場においてさえ、外国人労働者は日本人労働者よりも下のランクに位置付けられている。寄せ場では、外国人労働者のほうが仕事が決まるのが遅い。われわれが話を聞いたある親方は、「手まね足まねじゃ仕事は教えられない。安いからといって外国人労働者を入れても使えないね」と語った。ただ現在では、手配師が派遣してくる労働者のうちの少なくとも一割は外国人であることを覚悟しなければならない。そのため、いい人夫を採ろうとおもうなら、自分で寄せ場に行くしかないそうだ。



こうして、「良心的な」手配師は仕事ができないとおもわれている外国人労働者を扱いたがらないという傾向が生まれる。それにたいし、外国人専門の手配師も存在している。労働者の頭数をそろえることが必要とされる現場では、安価な外国人労働者はそれなりの意味をもつのである。このばあい、外国人と結婚しているなど、送出国となんらかのつながりをもっている手配師が多いといわれる。

付言すれば、外国人労働者の居住地としては、作業員宿舎やアパート等とドヤのほか、飯場がある。飯場とは、建設現場近くに建てられたプレハブなどの賄い付きの宿舎を意味し、労働者は週あるいは月単位の仕事をする。飯場は通勤が不可能あるいはコスト的に引き合わない山奥等の現場に設置される。ドヤが入管の摘発を受けやすいのにたいし、飯場は受けにくい。

以上就労経路と居住地をみたが、建設現場では外国人労働者はどのようにみられているのであろうか。事例1のように、親方から日本人とまったく同等に扱われている例も多い。一般の日本人労働者については、今のところ外国人労働者にたいしておおむね無関心であるといえる。もちろん「給料が下がる」といった不安や、「言葉が通じないため、一緒に組まされて仕事をすると、他の班より仕事が遅れる」といった不満はあるが、それが表面化してトラブルになることはあまりない。

しかしながら、外国人労働者にたいする侮辱的行為も頻発しており、とくにフィリピン人についての情報が多数ある。

事例3…あるフィリピン人は、横浜の建設会社で働いていたときに、日本人労働者から「ピン人」と呼ばれ、食事の奉仕までさせられた。工事現場では日本語の指示が判らず、いつも「コノヤロ」

「バカヤロ」と怒鳴られた。暫くして回された別の現場では、長時間労働のため疲労困ぱいしてフラフラしていたら、監督に大きな石を投げ付けられ、太ももに当たって倒れた。彼は、「そのとき、こんな仕事をしていたら身の破滅とおもった。召し使い扱いの屈辱にも耐えられなかった」と語っている。『朝日』一九八七年七月三日。

関西では建設ラッシュに伴い労働力不足が顕著である。そして関西国際空港建設とともにベイエリア開発や都心プロジェクト、民間ビル建設などが本格化すれば、事態は今以上に深刻化するといわれている。このような状況に応じて、五輪関連工事の終了で韓国内の働き口が減った韓国人への建設業への就労が、とりわけ関西で本格化している。

在日が経営する建設会社は、日本人経営のそれよりも韓国人を雇う可能性が強い。韓国人の入職は、すでに就職しているものからの口コミや呼び寄せによるのである。さらに、関西の飯場は経営者が在日であればあいが多く、韓国人を受け入れやすい。すでに、経営者から賄い婦、労働者まですべて在日あるいは韓国人からなり、日本人の姿のみられない飯場も出現しはじめている。

なお韓国人労働者は、釜ヶ崎でも建設や港湾関係の仕事を見つけている。『朝日』一九八八年一〇月一四日。

ここで、奈良県の山奥の飯場でわれわれが面接した韓国人の事例を紹介しておこう。

事例 4・鄭武（五〇歳）は韓国の慶州出身で、本国では鉄工所や機械の修理や土木作業などいろいろな仕事を経験してきた。家族は母と妻、ホテルの調理師をしている息子（一九歳）、それと高校生の娘（一七歳）である。鄭武は大阪に在日のおばさんを持っている。今、鄭武はそのおばさんを訪問

するという名目（親族訪問ビザ）で日本に来て、建設現場で働いているのである。

じつは、鄭武の来日は今回が二度目である。一回目の来日の際は、所持金を一〇万円しかもっていなかったため、一五日間の滞在許可しか与えられなかった。鄭武の話では、航空運賃などの出費を考えると、最低二か月は日本で働かないと割に合わないという。今回は日本で働いたことのある友達に頼んで、入国の手続きや日本での仕事を世話してもらい、再来日した。その際、手数料のやりとりはなかったという。

現在鄭武は最初の仕事をやめて、知人から紹介された大阪にある従業員八〇人程度の建設会社で働いている。鄭武の仕事は建設現場で日本人が能率的に働けるようにするための運搬などの仕事である。日本語は話せない鄭武だが、仕事を指示する程度の日本語なら理解できる。鄭武のほかにも韓国人はいるようであるが、出入りがはげしい。いない時は一人もいないが、いる時は二―三人はいるという。また韓国人のほかにも、フィリピン人や台湾人の労働者も一緒に働いている。

鄭武は、一日の賃金一万二、〇〇〇円から食事代二、〇〇〇円と宿泊代二、〇〇〇円が差し引かれ、そのうえ、税金・班長とあっせん者への礼金として二、〇〇〇円をピンハネされ、手取りは大体七、〇〇〇円程度である。一方、フィリピン人の日給は手取り三、〇〇〇円程度だという。日本人の学生アルバイトになると九、〇〇〇円から一万円はもらっている。

鄭武の住居は会社が用意してくれた部屋で、韓国人どうし二人で住んでいる。この飯場には日本人の労働者も一緒に住んでいる。また食事に関しても、会社が三食用意してくれる。日本食は口に合わなかったようであるが、一か月で何とか慣れたそうである。

日曜日には、鄭武はデパートなどに買物に出かけたり、家族に電話したりしているという。買物は今までカメラ、時計や電気釜または自分が仕事で使う工具など一〇万円相当を買ったという。また電話は週二回ほどかけ、手紙も月に一回書くという。このように日曜日にお金を使ってしまうと鄭武はいうが、それでも月に一五万円の収入のうち一二万円程度手元に残るらしい。そのお金は送金せずにとめて直接もって帰るといふ。食費や家賃の出費がない分、生活費はそれほどかからないようだ。

鄭武は初来日時に滞在日数を減らされて以来、入管にたいして恐怖心をもっているようで、警察などに警戒されないように行動を慎んでいるという。しかし、帰国してもしばらくしたらまた日本に働きに来たいと言っている。そして、今の法律では無理だけど、日本に永住できるなら永住したいと考えている。また家族も日本に呼び寄せられるなら呼び寄せたいともいふ。

次に、関西で摘発された韓国人の建設労働者の若干の事例をみておこう。

事例5…京都市に本社のあるA建設では、観光ビザで入国した韓国人男性二人を芦屋市内の作業員宿舎に宿泊させ、神戸・大阪・奈良市内のマンション建設現場で働かせていた。日当は食費のほか三、〇〇〇円であった〔読売一九八八年五月二二日〕。また、このA建設は、同じく観光ビザで入国した韓国人男性四〇人とマレーシア男性三人を、個別に雇用し、作業員宿舎に宿泊させ、京都市内を中心とする道路工事や遺跡発掘調査の現場にマイクロバスで送迎して働かせていた〔毎日一九八八年六月一六日〕。

事例6…尼崎市にある在日韓国人の経営するN建設は、観光ビザで入国した韓国人一五人を作業員宿舎に宿泊させ、同社が請け負った神戸市・宝塚市などのビル建設現場で働かせていた。日当は二、

二〇〇円から五、〇〇〇円であった〔『毎日』一九八八年三月一五日〕。韓国人の集団入職は、関西以外にも登場している。

事例7・静岡県駿東郡の建材会社は、経営者である在日韓国人が親族訪問等の名目で男性三九人、女性一人(賭い婦)を本国より呼び寄せていた。彼らは従業員寮に宿泊し、日給五十七、〇〇〇円で土木作業に従事していた〔法務省f〕。

建設業における外国人労働者の賃金は、日本人労働者とくらべてどのような水準にあるのであろうか。かつてはかなり低い賃金しか支払われなければあいが多かった。とくにフィリピン人が低賃金であったことについては、情報がかなりある。建設業界の一部では、フィリピン人労働者のことを「マニラ」という隠語で呼んでいる。彼らの賃金は「マニラ相場」などと呼ばれ、日本人よりかなり低かった〔内海・松井、一八六一一八七ページ〕。なお、一九八八年の千葉県の業者間では、申し合わせたように「マニラ相場は四、〇〇〇円」ということになっていた〔カラバオの会a〕。

しかしながら、事例でみてきたように、最近では熟練度に応じて日本人なみの賃金を出す所も増えてきている。その背景には、外国人労働者の同国人どうしの情報交換によって安い仕事が敬遠され、転職がおこなわれるということがある。

冒頭に整理した三つの就労経路のほかに、低賃金の外国人労働者を合法的に受け入れるため、建設業においても研修生カテゴリーの利用が積極的になされている。

事例8・全国鉄筋工業界総会では、研修生を受け入れている社長から次のような発言があった。

現在中国から型枠二〇名、鉄筋二〇名の研修生が来ている。彼らは中国の建築(工程)会社のアク

ションによって受け入れ、六か月を経てビザの切り替えをしたが、つぎの切り替えは無理ではないかとみている。通訳一名、食事賄い一名は中国から呼び、さらに日本語教育の先生を雇うとともに、技術講習会を開くなど非常に細かい神経を使っている。ただし、研修受け入れの現場が少なくなっている。将来このままの型では行き詰まるとおもっている。

日本人と顔や身体つきは変わらないのでまったく見つかからないが、元請の現場担当者に話しかけられても笑ってばかりいて返事ができない。そこで発見され、「おい、彼らは猿の軍団か」と大騒ぎになったこともあった。中国の若人は、大人数のなかから選り抜かれて来ているので、その質は申し分ない。さらに型枠や鉄筋などの技能を経験している者も多く、真面目に良く働き、現場でたいへん役立っている【『月刊けんせつ』一九八九年六月号】。

すでに紹介した全建総連の報告書によれば、研修生が入っていることに言及したゼネコンは五三社のうち五社あった。そのほかに実態が単純労働者であったので断ったという回答が二社あった。また住宅企業では、一六社のうち中国人の研修生を導入しているという回答が二社あった（『全建総連関東地方協議会』より集計）。

民間ベースによるおおがかりな研修生の受け入れプロジェクトとしては、広島ものが注目される。ここでは、一九八〇年に中堅のF建設を中核に専門業者も参加した組織を発足させ、型枠工と鉄筋工を中心に、一九八八年現在二一八人の研修終了者を帰国させている。その主体は、フィリピン・タイ・中国の三国である【『日刊建設工業新聞』一九八八年四月二〇日】。

しかしながら、建設業における研修生についてはきわめて問題が多い。第一章第二節で紹介した法

務省資料〔法務省と〕によれば、研修の実施に問題があるのではないかとおもわれた企業四〇社（五四七名）のうち、「建築建設業」は三社、「鉄筋加工業」は一二社であり、建設業関係は合計三七・五％にも達した。

なお、鉄筋加工業のうち一社は名古屋地方入管局に集中しており、すべて中国人を導入していた。これは、この地域の鉄筋業者二社が共同して、一九八八年二月中国と基本協定を締結し、中国人研修生を受け入れようとしたプロジェクトの結末である。ちなみにいえば、このプロジェクトでは、研修生にたいする一日の小遣い支給額はわずかに二、〇〇〇円とされていた〔『日刊建設工業新聞』一九八八年四月七日〕。

#### 第四節 サービス産業

ここでサービス産業とは、主として人手に頼っておこなわれるさまざまなサービス業務、たとえば外食産業や流通関係、あるいはビルのメンテナンスなどを広く指すものとする。したがって、ここでは通常使用される日本標準産業分類におけるサービス業と異なる定義を用いる。

周知のとおり、日本標準産業分類のサービス業はきわめて雑多な業種から構成されている。参考のためにそれらを列挙すると、物品賃貸、宿泊、家事サービス、洗濯・理容・浴場、個人サービス、映画、娯楽、駐車場・自動車整備・その他の修理、事業サービス、廃棄物処理、放送・情報サービス、医療・宗教・教育・各種団体・専門サービス等である。本項でのサービス産業は、医療以下を除外す

る一方、大分類の卸業・小売業、飲食店や運輸・通信業の特定部分等を含んでいる。また、すでに述べた風俗関連産業については除外する。

このように定義されたサービス産業における外国人労働者のうち、摘発された未登録労働者に関しては本章でみてきたとおり法務省のデータ〔法務省C〕がある。

それによれば一九九一年に摘発された者の稼働内容のうち、ここでいうサービス産業に含まれるとおもわれるカテゴリーは、主として清掃員などの労務作業者、皿洗い、給仕人、調理人、運送作業者、家政婦であり、その合計は四、三二一人となる。この分類によると、摘発された未登録労働者全体にたいするサービス産業従事者の比率は一三・一％となり、建設業三六・六％、製造業二九・二％につき、風俗関連産業一二・五％をしのいでいる。なお、これら四大産業のほかには農業〇・四％、その他八・一％があるだけである。一九九二年五月現在の超過滞在者数にこの比率を当てはめると、三万五、〇〇〇人強という数字が得られる。

未登録労働のほかに、就学生のアルバイト就労がサービス産業の大きなシェアを占めている。第一章第三節で述べたとおり、就学生の実質的就労数は二万五、〇〇〇人である。そのうちサービス産業に従事しているものは五割強、一万人強ということになる。研修生については、われわれの調査によれば情報処理・情報サービスを除く第三次産業は八・八％のみであったから、資格外就労数は二、〇〇〇人に満たない。日系人については、日系人調査によれば八・八％が販売・サービスに従事しているから、一万人強となる。

これらを合計すると、最大限五万人以上の外国人労働者がサービス産業で働いていることになる。



サービス産業における就労の実態については、まず、序章でも紹介した中小企業経営者災害補償事業団による首都圏における調査が参考になる。この調査によれば、外国人労働者を雇用している比率は、飲食業で二八・七％、サービス業で一三・九％、卸売・小売業で六・九％、運輸業で四・八％であり、飲食業については首都圏の中小企業のじつに三割弱が雇用中であるという驚異的な事実を知ることができる。

同様に序章で紹介した東京都立労働研究所による調査（以下「都労研調査」と略）をみると、外国人労働者を雇用している比率は、卸売・小売五・九％、飲食店四〇・五％、運輸・通信二・七％、サービス二・九％となり、東京都内の中小企業の飲食店の雇用率は四割をこえている。また、このふたつの調査により、卸売・小売業と運輸・通信業では外国人労働者の雇用がそれほど進展していないといえる。

さらに、第一章第二節で紹介した東京都品川労政事務所（以下「都労政調査」と略）の調査によれば、サービス業では現在雇用中の企業が三三・六％、雇用経験のある企業が一〇・五％、卸・小売業・飲食店では雇用中が三三・二％、経験有りが八・三％、運輸・通信業では雇用中が一四・一％、経験有りが七・一％となっており、大企業を含めたばあいには、就労ビザをもつ合法的就労者の影響のため外国人の雇用の比率が高くなっている。

以上、サービス産業にたいする外国人労働者の進出状況を概観したが、性別・国籍別・業種別等についてさらに詳しくみることにしたい。

まず性別であるが、法務省データによれば、サービス産業の未登録労働者は男性一、二四三人、女

性七一人と男性のほうが多い。ちなみにいえば、女性のほうが多い唯一の職種は「家政婦・夫」である。一方、就学生の男女比はおよそ三対二であったから、サービス産業への就労は、彼らについても男性のほうが多いと推測される。

次に国籍別であるが、一九八九年に摘発された未登録労働者のうち、サービス産業に従事する者の比率をみると、韓国人二六・五％、フィリピン人一九・一％、台湾人一二・八％、バングラデシユ人九・七％、パキスタン人九・六％、マレーシア人八・九％、タイ人七・三％、その他六・〇％の順となる〔法務省<sup>9)</sup>〕。これを前述した一万人強にあてはめると、韓国人が二一三、〇〇〇人、フィリピン人が二、〇〇〇人弱で、台湾人、バングラデシユ人、パキスタン人以下がそれぞれ一、〇〇〇人前後となる。

これに、就学生として中国人四一五、〇〇〇人、韓国人三一四、〇〇〇人および台湾人一、〇〇〇人と、その他の諸国計二一三、〇〇〇人がつけ加わることになる。つまり、韓国人五一七、〇〇〇人が首位を占め、中国人四一五、〇〇〇人と台湾人二、〇〇〇人、フィリピン人二、〇〇〇人弱がつづいている。このように、サービス産業に従事する外国人労働者については韓国人と中国人が突出しており、それ以外もアジア諸国が多い。

ちなみにいえば、家政婦では韓国人およびフィリピン人女性の、料理人では台湾人男性の占める割合が顕著に大きい。ここで、台湾料理店で調理師として働く男性何耀基の事例を紹介しておこう。

何耀基（三八歳）は台湾の台南市近郊出身。一緒に日本にいた妻は、出産のため現在帰国中。一九八六年に就学ビザで来日、今は茨城県内の料理店に住み込みで働いている。何耀基は六人兄弟（姉一

人、兄一人、弟二人、妹一人)の三番目。家は、輸出用の室内裝飾品を作る家族と数人の従業員だけのごく小規模の工場を経営していた。家庭不和と結婚問題を逃れるため来日した。

何耀基が来日した三年前は、日本語学校がまだ野放しの時だった。ビザはそのままでということなので、彼は超過滞在者ということになる。ちなみに、日本語学校(都内)にはもう全然行っていない。何耀基にとって、日本は「逃亡先」にすぎない。とりあえず、台湾に近くビザが簡単に取れたから日本に来たという感じである。

別に就労を目的に日本に来たわけではないが、学習目的というわけでもない。けれども生活費を稼ぐためには、必然的に毎日が仕事中心で動くようになる。一年あまり東京をうろつき回り、いろいろなアルバイトをして生計を立てていたが、なかでも一番鮮明に覚えているのは、新宿の路上で物売りをしたことだそう。そんな不安定な東京での生活から茨城県の現在の仕事についたのは、一九八七年の夏、東京にいた時知り合った台湾人の友達の紹介だった。それから一年半の間、彼はずっとこの店で働いている。

店の主人は彼が超過滞在であることを承知している。台湾での職業とはまったく無縁な「調理師」という仕事だが、調理の仕方などの技能は店に来てから覚えた。今では店の調理をほぼ一手に引き受けている。午後五時半から翌日の午前四時まで働いて(ただし、準備と後片付けがあるため、実質一時間以上の労働となる)、賃金は月二〇万円。台湾出身の主人と、台湾人のお手伝いさん(どちらも女性)の三人で、小さい店を仲良く切り盛りしている。店は住宅も兼ねており、現在は主人の息子さんと四人暮らし、同国人ばかりでやっているため、今のところ不満はないそうだ。

この店に来て、ここに入入りしていた台湾女性と結婚（ただし内縁）。妻は彼女の両親のもとで出産し、子供を預けてふたたび来日することになっている。何耀基の生活は単調である。仕事は休日無し。仕事以外の時間は、寝るかテレビを見るかである。ただし、仕事で少し使う言葉以外、日本語はあまりよくは理解できない。外出もほとんどしないため、近所との面識もあまり無く、一緒に暮らす三人の台湾人だけが彼の世界である。

住み込みで働いているため、生活する上で困ることはなにもない。つらいでもない、楽しいでもない生活といったところである。あまり外出しないのは、別に入管や警察が怖いというわけではなく、多分に性格や気分によっている。店に入入りする客はほとんど日本人だが、台湾料理の店だからコックが台湾人でも当り前とおもっているのか、多くは彼のことを「チーフ」と呼び、日本人と変わらぬ接し方をしている。

台湾の家族は何耀基に帰ってきてほしいと言っている。何耀基自身、パスポートの期限がそろそろ切れようとしているし、日本滞在が未登録であるため妻と正式な結婚ができない。子供も生まれた今、日本に長居はもう無用と考えている。半年から一年のうちには帰るつもりである。帰国後は、少ない資本で始められるから、親類に預けてある工場の経営をもう一度やりたいのだそうだ。

それでは、サービス産業を業種別にみるとどのようになっているのでしょうか。法務省データによれば、一九九一年に摘発された未登録労働者四、三二一人の職種別分布は次のとおりであった。主として清掃員などの労務作業者一、五五一一人、皿洗い一、一〇三人、給仕人七六四人、調理人三三七人、運送作業者三〇二人、家政婦二六四人。このデータは、清掃と皿洗いが相当のウエイトを占めて

いることを示している〔法務省C〕。

一方都労研調査によれば、外国人労働者を雇用している中小企業は二〇四社あったが、そのうちサービス産業関係の職種に従事させている企業数を複数回答でみると、ウェーター・ウェイトレス・皿洗い四二社、調理人一六社、店員一四社、営業マン一三社、清掃員一社、その他雑役一〇社となり、東京都内ではとりわけ外食関係の職種に多いことがわかる〔東京都k、図一一二〕。

ところで、ここでみてきたような現状は、サービス産業関連の企業がもっている外国人労働者にたいする期待とずれている可能性がある。都労政調査によれば、外国人労働者の雇用が認められたばあい就労させたいサービス産業関連の職種の上位五位（複数回答）は、配送・倉庫二六件、荷役・倉庫二〇件、調理補助・洗い場一件、清掃一件、店員八件、営業・販売七件、運転手七件となり、配送・倉庫と荷役・倉庫が際立って多く、外食産業をはるかにしのいでいるからである〔東京都h、四一ページ〕。

なお、われわれが話を聞いた指導的な就職情報紙の部長によれば、外国人労働者にたいするサービス産業の求人が多い職種は、やはり労働条件が悪く人手不足に悩んでいるところ、たとえば、新聞販売店、警備員、ビルメンテナンス、運転手、宅配便、外食産業、交通量調査等である。このほか、パチンコ店員やコンビニエンスストア店員などとしても就労している。

ところで、外国人労働者のサービス産業への入職はどのようになっているのであろうか。都労研調査は外国人労働者を雇用する企業二三社の業種別に採用経路を示している（複数回答）。飲食店（四七社）では「自社の外国人従業員による紹介」が四二・六%、「本人による直接の応

募」および「新聞広告・求人雑誌」がそれぞれ三一・九%である。それにたいしサービス(五七社)では「新聞広告・求人雑誌」が四五・六%と群を抜いている。このように、飲食店では、すでに働いている外国人労働者の紹介と飛び込みが多い(東京都K、一七ページ)。

ここで、サービス産業に属する廃棄物処理のひとつである廃油の片付けに従事しているフィリピン二人の事例を紹介したい。

アンディ(三三)はフィリピン出身であり、採掘機械の廃油を片付ける仕事をしている。毎朝五時に起床、フィリピンから送ってもらった米を食べ、七時前に社長さんのバスに乗って横浜のドヤ街から千葉県の船橋へと向かう。日本人との賃金格差は無く日給一万円である。就労時間は午前八時から午後四時までであり、昼に一時間、午後三時に一五分間の休憩がある。残業はほとんどなく午後六時頃に横浜に戻ってくる。

仕事で全身汗だらけでにおいがすごいので、帰ってきたらすぐにシャワーを浴びる。一か月の就労日数は一五―二〇日だそうだが、もうすぐ帰国するので少しでも稼ぐために最近では日曜日でも働いている。シャワーの後夕食となるのだが、仕事で疲れているため自炊はせず近くに近くの弁当屋で白米とおかず一品を買う。

夕食がすむと三疊しかない彼の部屋に、同じドヤ街に住むフィリピン人が二―三人集まって、故郷の話や悩み事を相談するという。また、「△△の仕事は日当がいい」とか「あの手配師から仕事へ行くのはやめたほうがいい」など仕事についての情報交換もするという。また、『アジア人出稼ぎ労働者手帳』(『アジア労働者問題懇談会a』)を利用して自衛しているという。

仕事のない日曜日には、近くの教会で礼拝する。礼拝の後はドヤに帰って音楽を聴いたり、ゴロ寝したりする。とにかく、休みの日には徹底的に休むそうだ。やはり入管は怖いのでほとんど出歩かないようにしているという。

部屋で話をしていたら社長さんが来て、「明日も仕事頼むぞ。朝迎えに来るからな」と言い残していった。「明日もお願いします」と彼は言った。この社長に話を聞いたところ「うちはフィリピン人がいないとやっていけないねエ。そうじゃねエと、うちみたいところはつぶれちまうよ」と話ってくれた。

こうしてアンディは生活費を切り詰めながら家族のもとへ毎月一〇万円送っている。家族との連絡は手紙と電話でおこなう。彼はマニラに住居を構え、妻・長女・長男・次女の五人で暮らしていた。フィリピンでは塗装業を営んでいたが仕事がなく、また子供たちに高等教育を受けさせたい一心で来日した。観光ビザで来日した彼は一度もビザ延長することなく二年以上滞在している。彼の長女、長男とともに高校生であり、彼はしきりに「子供の教育費が欲しい」と言っていた。

じつはアンディには同居人がいる。同じフィリピン人のリック（三二）である。六人兄弟の三男であり、現在独身だがマニラに恋人がいるという。リックはフィリピン人男性数人と一緒に北千住のアパートで暮らしていたが、部屋代の高さにたまりかね友人の紹介でアンディのところへやってきた。一泊一、一〇〇円のドヤ代を二人でもつことにより、一人当たり一泊五五〇円となりアパート住まいのころより楽になったという。

現在の仕事はアンディと同じ職場で油にまみれて働いている。仕事はアンディが紹介した。リック

は来日二度目である。一度目は興行ビザでダンサーとして来日したが、エージェントを通したので二二万円もかかった。その金は親と親戚から借り受けた。今回はエージェントを通さずに自分で航空券(片道四万円)だけ買って来日した。

リックはこの前来日した時は解体専門で一年近く働いたが、仕事がきつくつらかったという。また、前の職場では「バカ」「ピン公」などと呼ばれいやな思いばかりしたという。今の仕事は社長さんがとてもいい人なので気に入っており、できればずっと働きたいという。

リックは、アンディとは反対に、日本語を話すことがほとんどできない。できるのはあいさつと仕事に関係する言葉くらいである。彼は「日本語ができないから日本人のガールフレンドができない」としきりにぼやいていた。

ここで、サービス産業における研修生について触れておきたい。都労政調査によって東京都内の企業の研修生の受け入れの状況をみると、サービス業(二二〇社)では現在受け入れている企業が一六・四%、受け入れ経験のある企業が二三・二%、卸・小売業・飲食店(二一七社)では受け入れ中が一・二・九%、経験ありが一〇・一%、運輸通信業(八五社)では受け入れ中が四・七%、経験ありが三・五%となり、研修生の受け入れは相当みられる。

その職種を、複数回答により多い順に列举すると、営業・販売が一四件と群をぬき、以下調理五件、調理補助・洗い場および店員それぞれ四件、荷役・倉庫三件、配送・倉庫、運転手、ウェイター・ウェイトレス・フロントそれぞれ二件、清掃および警備それぞれ一件となる(東京都h、三二―三二―ページ)。つまり、サービス産業においても、研修生名目の外国人労働者の利用がかなり進展している



のである。

以下、代表的なサービス産業として、外食産業とビルメンテナンス業の実状をみることにしよう。最近外食産業では、外国人の飛び込みのアルバイト希望者を即決で採用する傾向が強まっている。日本へ来た目的、家族、将来の計画など立ち入ったせん索をすれば、よそへ逃げられてしまうからである〔『日経』一九八九年九月二〇日〕。

大手ファミリールレストランのSチェーンは、グループ全体で約八〇人の外国人労働者を雇用している。中国人就学生が中心で、全員アジア人である。キッチンでの皿洗いや調理補助が主な仕事だが、言葉が少しできる人には、客席での注文取りもさせている。賃金は日本人と同一にし、週二〇時間を厳守している。社長は、外国人を雇用する理由として「とくに都心の店舗では、パート集めに大変苦労しています。サービスの質を維持するためには、人は絶対必要です」と述べている〔『朝日』一九八九年一月四日〕。

外食産業でも、研修生制度を使って外国人労働力を確保しようという試みがある。Kチェーンは、一九九〇年春からフィリピン人研修生を受け入れようとしている。フィリピンの系列店で採用したうえで、日本に派遣して半年間研修させ、終了後はフィリピンで雇用するという構想である〔『日経』一九八九年九月二〇日〕。

また農水省は一九八九年九一〇月、従業員二〇〇人以上の外食産業の企業から二五社を抽出し聞き取り調査をおこなったが、そのうち二〇社が外国人を雇用しており、その半数が中国人だった〔「農水省」〕。

この産業には、ファーストフードやファミリーレストラン、居酒屋などの業界団体として日本フードサービス協会がある。この協会は一九八八年九月、正会員企業三二四社にたいする郵送調査をおこない、一八二社の回答を得た（回答率五六・二％）。

その結果をみると、「外国人を雇用している」六一・五％、「したことはあるが現在はいない」九・三％、「したことはないが今後はしたい」二三・七％、「したことはない、今後も予定はない」一五・四％となり、強い雇用の希望がある。その動機としては「日本人の労働力の不足」をあげるものが四五・〇％と圧倒的である。

この調査結果や研究、討議に基づいて、協会は一九九〇年五月、外国人雇用調整機構によるコントロールされた出稼ぎプランを核とする「外国人雇用に関する外食産業からの提言」を発表した（「日本フードサービス協会」）。

次にビルメンテナンス業であるが、この産業はビルの清掃、空調、エネルギー供給設備の管理などをおこなう都市型のサービス産業として発達してきた。この分野での外国人労働者の増加は、一八八年春頃から顕著化した。そのほとんどが中国人就学生であるといわれる。この事態に対処するため、業界団体である全国ビルメンテナンス協会は、一九八九年春に「外国人学生雇用のための手続き・実務マニュアル」を作り、会員二、五五〇社に配布するに至った（『朝日』一九八九年四月一日、全国ビルメンテナンス協会）。

この業界では一〇〇社以上が外国人労働者を雇用しているとみられるが、その多くは試験的に二―三人を採用しているにすぎない。大手のD社では約八〇人を使用している。そのほとんどが中国人就

学生であり、そのうち二〇人は都庁の清掃業務に従事している。通訳を使っているほかに、漫画で書かれた「ビルメンの仕事」「ビルクリーニングの簡易作業用語集」といった中国語のマニュアルも作成した。同社は社内に外国人雇用問題研究会を組織し、月二回中国語の勉強会を開いている（『日本ビル新聞』一九八八年一月七日）。

また、富山県宇奈月温泉にあるビル管理清掃会社は、観光ホテルで働く雑役夫が不足しているため、超過滞在のバンングラデッシュ人一三人を時給六〇〇円で雇用し、ホテル等に派遣して客室の布団の上げ下げや清掃に従事させていた（『法務省』）。

ホテル旅館業界には日系ブラジル人を採用しようという動きがある。北海道旅館環境衛生同業組合温泉部会では、清掃や保守点検などの職種を中心に当面二〇〇人を目標として、一九九一年に雇用を開始する計画をたてている（『日経』一九九〇年八月九日）。また富山県ホテル旅館環境衛生同業組合は、客室係、フロント係など一五〇人の採用を目標に、サンパウロで現地説明会を開くことにした（『朝日』一九九〇年八月三十一日）。

このほか、サービス産業の二つの業種を紹介しておく。第一に東京の築地市場であるが、市場での労働は朝が早くとくに夏は魚が生臭いなど三Kの要素が強いため、若年労働者の不足が著しい。仲卸経営者の共同組合である「東卸」の調査では、市場内水産仲卸の一〇〇の事務所で二三〇人前後の外国人労働者が就労していると報告されている。しかしながら、実際には内外合わせて五〇〇人とも一、〇〇〇人ともいわれている。彼らは主に中国人居学生・留学生であり、労働時間は短いが賃金は日給七十八、〇〇〇円が相場である（『青山』）。

次に東京・下町のLPGスタンドでは、四人の中国人就学生が、タクシーの洗車作業を深夜おこなっている。深夜の八時間労働で月に一七万円余り稼いでいる。チーフは「単純であきあきする仕事。日本の若い者ではなかなか務まらないよ」と語っている〔毎日新聞<sup>a</sup>、一六三—一六四ページ〕。

本節の最後に、廃油処理とならんで廃棄物処理に含まれる古紙回収業における労働災害の事例をみておく。一九九〇年一二月、一二歳のイラン人少年が、古新聞のあいだから異物を取り除く作業をしていて、ローラーに巻き込まれて死亡した。この少年は、先に来日した父親を頼って母親および弟と来日、年齢を一八歳と偽って就労し、大人並みの時給六五〇円を得ていた〔『朝日』一九九〇年一二月一六・二一日〕。

## 第五節 その他の産業

外国人労働者の就労分野は、これまで述べてきた風俗関連産業、製造業、建設業、サービス産業だけに留まらず、他の産業にも拡散しつつある。それらは、農林漁業、海運業、ソフト産業などである。以下、これらの産業への進出の開始の状況をみたのち、本章の分析の要約と結論を提示することにしよう。

まず農業であるが、一九九一年に摘発された未登録労働者のうち「農業」は一三四人、〇・四%を占めており〔法務省C〕、わずかではあるが存在している。

それでは、農業就労の実態はどのようなになっているのであろうか。情報は茨城県に集中している。

茨城県東南部や西部の農村地帯では、フィリピン人を中心とする若い男性が、農家に住み込んだり渡り歩いたりしながら、野菜の栽培や収穫、養豚、養鶏などの単純労働に従事している。とくに西部の野菜栽培地帯では、およそ五〇〇人にもぼるフィリピン人が農家で働いているといわれる。

ある農業経営者は、「二年前くらい前までは、外国人を雇う農家はごく限られていた。フィリピンにコネのあるブローカーを知っている農家とかが中心だった。それがこの一年ほどで急速に広がり、外国人の数も増えた。フィリピン人はてきぱき働くので評判もいい」と語っている。ただし、摘発が心配なので目立つところでは仕事をさせづらく、また免許証がとれないので車の運転が不可能という制約もある。

同じ地域のある大規模農家は、経営面積約一〇〇ヘクタールの畑でゴボウや白菜を栽培しているが、観光ビザで入国したフィリピン人の男性一四人を住み込みで雇い、取り入れや出荷作業に従事させている。三年前に近くの木工場にいた三人をスカウトしたのが最初だった。

賃金は平均八万円、一日三、〇〇〇円の勘定で、アルバイトの主婦の一日五、〇〇〇円にくらべ安い。ただし、一日五〇〇〇円の食費を別途支給し、米と野菜をただで渡している。経営者は「最初は外国人を雇うのに抵抗もあった。しかし、アルバイトの主婦は田植えや稲刈り時期は集まらず、しかも最近では近くにできた工場にいく人が多い。彼らなしに夫婦二人ではとてもやっていけない」と語っている。

また、同じ地域で八万羽以上を飼育する養鶏場では、集卵、給餌、掃除の作業のために、フィリピン人男性四人を雇っている。宿舎、食事付きで月給は約一〇万円。一緒に働いている日本人より五万

円ほど安い（以上は、『毎日』一九八九年三月一九日）。

入職経路についてみると、超過滞在のフィリピン人男性三人を雇っている同県西部の農家のばあい、三十四年前からフィリピン人、スリランカ人、ガーナ人などを一六人雇用了。最初は県内のスクラップ業者の紹介、あとは東京や埼玉の建設業者や不動産業者といったブローカーのあっせんを受けた。紹介料として一人二〇万円を払っていたが、三年は働いてもらう約束が一―二か月でやめられる例が続いたため、今は一日一人五〇〇円をブローカーに払っている。最近では、ロコミでの飛び込みがあるほか、フィリピンに向いて人探しすることもある（『朝日』一九八九年八月四日）。

農業の研修生については、農水省の調査によれば、一九八八年に一六公益法人等が一、一五〇人を受け入れていた。そのうち農家に滞在して農作業の実習をおこなっている者は約一一〇人であり、研修期間は七か月から一年であった（『農水省』）。

次に林業についてみると、在日韓国人の経営する岐阜市内の林業会社は、観光ビザで入国した韓国人八二人を森林伐採やゴルフ場造成等に従事させていた。賃金は、日本人労働者の相場である日給一万二―三、〇〇〇円にたいして、男性は七、〇〇〇円、女性四、〇〇〇円と安く、労働時間は午前六時から午後五時までの約一―二時間であったという。なお、このケースは、ひとつの会社での韓国人の大量就労としては最大規模のものである（『読売』一九八八年四月二一日、法務省<sup>11)</sup>）。

また、漁業については海女の例が良く知られている。海女は、絶対数が減少するとともに高齢化が著しい。その需要を埋めるために登場したのが韓国濟州島の海女である。

熊野灘沿岸中南部の漁協では、組合員を介して業者にサザエやアワビの漁場を貸し、漁場使用料を

とるといふ慣行が存在している。漁場を借りた業者は、高い潜水技術を有するうえ賃金の低い済州島海女を雇い入れる。一九八八年五月三重県で摘発された一六人の韓国人海女のばあい、賃金は、「たとえば、サザエ一キロの水揚げにたいし、日本人海女の半分以下に当たる二〇〇円弱」といふ低水準にあつた。彼女たちは、空家を借りて住み込み、自炊をしていた〔片岡〕。

この海女たちは、主に親族訪問ビザで来日して在日韓国人の業者に雇われていた。収入は多い人で月四〇万円、少ない人で月一〇万円で、そのほとんどを本国に送金していた。ビザの切れるときに帰国して、代りに海女がやって来るといふ方式で、常時数名の海女が働いていた〔朝日〕一九八八年五月一三日〕。

なお、遠洋漁業は外国人労働者を導入する方向に向かっている。この業種では、厳しい労働条件などから就業者の高齢化と若年労働者の不足が深刻になっている。水産庁長官の私的諮問機関である漁業問題研究会が一九八八年九月まとめた報告書は、遠洋漁業における労働不足に対抗するため、「外国人船員の生活の本拠は本国に留まるのが通常と考えられること、外国二〇〇海里水域内で操業する場合に沿岸国から自国民雇用を要求されるケースが多いこと」等から、外国人労働者の受け入れを前向きに検討することを提言している〔漁業問題研究会、四四―四五ページ〕。

具体的には、外国の港を基地にする漁船が現地で船員を雇用することが提案されている。これは、外国人の乗り組みを事実上禁止してきた水産庁の従来の姿勢が緩和されたことを意味している。海外漁業の労使団体で構成される海外漁業船員労使協議会での報告によれば、一九九二年三月現在この形態で雇用される外国人漁船員の数は急増中で二、一〇〇人に達し、日本人の遠洋漁業従事者の約一割

を占めている。国籍別ではインドネシアが六割、フィリピンが二割弱、ペルーが一割強となっている〔朝日〕一九九二年四月二四日〕。

外国人乗組員の採用は、とくに海運業で大きく進展している。海運業については、日本籍船には原則として日本人船員しか乗せないという閣議了解が存在する。しかしながら、日本人船員の賃金が相対的に高いため、賃金の安い外国人船員を雇用しようとするさまざまな試みがなされてきた。

その第一は、名目上外国籍となることにより、自由に外国人を雇用する「便宜置籍船」であり、その第二は、船をいったん外国に貸し出し、外国人船員を必要だけ乗せたいと欲する日本企業が用船する、いわゆる「丸シップ」である。丸シップ方式は主として近海船を中心に採用されているが、船舶職員法の規定により日本人船員が最低九人以上乗船しなければならないこととなっている。こうして近海船の丸シップについては、外国人船員の「混乗」が進んだのである。

国際船員協会は大手の船会社三二社が組織する団体であるが、これに加盟している会社の便宜置籍船および丸シップで働く外国人労働者の総数は一九九一年一〇月現在九、〇二八人に達し、その内訳はフィリピン人六、八四七人、韓国人二、〇五九人、ミャンマー人四一人、インドネシア人二九人、スリランカ人一八人、ヨーロッパ人三四人であった。このようにフィリピン人船員が群を抜いている。なお、日本人船員は日本籍船を含めてわずか二、四五五人である。

外航海運については、全日本海員組合が混乗は日本人船員の失業を引き起こすとしてきたため、丸シップしたがって外国人船員は存在しなかった。しかしながら、日本の商船隊約一、九〇〇隻のうち七〇%が便宜置籍船となり日本籍船が激減し始めたため、組合側は一九八九年一〇月ついに、新造船



にかぎり日本人船員を九人以上乗せるといふ条件付きで丸シップ方式による混乗に合意した『朝日』一九八九年一〇月二六日。

ここで、丸シップの事例を紹介しておこう。あるバラ積み貨物船（五万三、五〇〇トン）は、バナマのペーパーカンパニーに賃貸された丸シップである。丸シップになった一九八六年の夏まで、乗組員は全員日本人だった。現在二人のクルーのうち、船長と一等航海士ら九人がライセンスをもった日本人であり、残る一二人、つまり甲板員、コックら下働きの乗組員はフィリピン人でまかなっている。

入職はすべて日本の船員業者（マンニングエージェント）と、それと提携したフィリピンのリクルーター（人集め業者）によっておこなわれる。一年契約で、船長の命令どおりに働かなければ即刻下船させられるという厳しい条件がついている〔毎日新聞 a、一七四ページ以下〕。

いわゆる単純労働者には含まれないが、ソフトウェア業界でも人手不足が著しい。そのため研修名目による外国人労働者の導入が急増している。その数について、通産省では「数千人はいそいだ」とみている〔朝日』一九八九年八月二四日〕。ところで、研修生の間では、どうも「安く使われているだけで、自分の知りたいことを教えてくれない」というような不満が好意的な意見よりも多く、賃金格差を前提にしたソフトウェア工場の労働者の取り込みに発展する可能性があるといわれる〔下田〕。

一方通産省では、ソフト技術研修生の受け入れが民間企業によりばらばらにおこなわれている現状に対処するため、一九九〇年度に受け入れと研修、監督を一本化する窓口機関を新設し、この窓口を通じた研修については ODA（政府開発援助）の助成対象とするという構想を打ち出した。同省は、

ソフト産業を技術移転促進のための外国人研修のモデルとしてしている〔朝日〕一九八九年八月二四日〕。

本章で検討してきた外国人労働者の就労の際立った特徴は、その大部分が日本の産業構造の底辺部分に確固として組み込まれてしまったことにある。もちろん、最近までつづいた人手不足は、大企業の現業部門にも及び、外国人労働者の就労はとりわけ自動車や電機のメーカーにも出現したことはすでにみたとおりである。

しかしながら、外国人労働者の圧倒的多数は、大企業ではなくて、製造業のばあいには下請け組織構造の底辺を構成する中小・零細企業に雇用され、建設業のばあいには、特有の重層下請け構造の同じく最底辺に位置する親方たちに雇用されている。

さらに、これらふたつの産業において、特定の職種への集中が始まっていることは看過しえない。製造業のばあいには、金属関連、自動車部品製造、印刷・製本などの職種に、また建設業のばあいには鉄筋、解体、雑工など比較的熟練を要しない職種に外国人労働者の就業が多くみられる。その共通の特徴は、三K労働（キタナイ、キツイ、キケン）の要素が多く日本人があまり従事しようとしないうことにある。

サービス産業の大きな部分も、規模が小さく経営が不安定な企業から構成されており、その意味で日本の産業構造の底辺であるといえる。そして、この産業の外国人労働者は、外食産業を中心として、深夜労働や三K労働の性格をもつ多様な職種に従事している。風俗関連産業も、日本社会に欠か

すことのできない一定の社会的機能を果たしながら、しかも正当な産業構造の外部に追いやられていく産業である。

これらの諸産業・諸職種では、個々の外国人労働者は次つぎに入れ替わっていくが、総体として外国人労働者は増大しながら常に存在し続けている。この意味で、外国人労働者はすでに構造化されたしまったのである。ただし、日本では外国人労働者のみからなる労働市場の形成はまだみられない。すなわち、欧米諸国に存在するいわゆる二重労働市場はまだ出現していない。

強調したいことは、外国人労働者を雇用している雇い主も、一般的にいつて、日本の産業構造の底辺に位置づけられている人びとであるということである。建設業や製造業の下請の連鎖の最下層を構成する彼らは、日本人従業員が逃げ出さざるをえない状況のなかで、好況時には受注価格の低迷に必死に耐え、景気後退時には受注減の脅威にさらされている。またサービス産業や風俗関連産業の経営者も、安定とは程遠い経営基盤にある。そのため、この人びとが外国人労働者を自らの調節弁として利用するのは当然のことなのである。

これら超過滞在者および資格外就労者にたいしては、日本人の主婦や学生のパートあるいは中小零細企業の従業員なみに扱うという処遇が一般化したとみられる。これは、日本人との差別があまりないという論拠を提供するかもしれない。しかしながら、このような低賃金で働く日本人は、日本の労働市場の底辺を構成している人びとなのであり、ここでいう日本人なみとは、日本人の底辺の水準をこえることがないということにはかならない。

結論的にいえば、外国人労働者の流入は、日本の産業構造のかかえる構造的な矛盾を糊塗するとい

う役割を果たし始めた」と判断することができる。この矛盾は二重の景気の調節弁をつくりだすことになった。すなわち第一の調節弁は中小零細企業であり、第二の調節弁はそこに雇用される外国人労働者である。好況時の大量雇用と景気後退時の解雇はその当然の帰結である。しかしながら、いったん始まった外国人労働者の流入は止ることなく、彼（女）らの帰国への傾向は今のところあまり存在しない。

### 第三章 外国人労働者の居住と生活

#### 第一節 居住の概況

外国人労働者の居住形態については、第二章でも折に触れて述べてきた。雇い主が直接提供する宿舍は製造業にも建設業にも広くみられ、働き場所に近接しているばあいも多い。就学生のばあいは、日本語学校に用意する寮への入居もかなりある。このような住居が得られないばあいには自分で住む所を探さなければならぬが、低家賃でしかも彼らを受け入れてくれる住居となるときわめて限定されてしまい、住宅探しは仕事探し以上の難事となる。

ドヤについては、第二章第三節で述べたとおり、横浜・寿町以外での居住はほとんどみられない。外国人労働者は、ワールーム・マンションなどにも居住している例があるが、その大多数は現在もつとも低家賃でしかも比較的入居しやすい木造民間賃貸アパート（いわゆる木賃アパート）に住まざるをえなくなる。ただし風俗関連産業に従事する女性の一部は、高収入のため木賃アパートでなくマンションに住むばあいがある。

さらに「外人ハウス」と呼ばれる安宿が増加中である。マンションやビルのワンフロアに間仕切り

をして二段ベッドを置き、共用のキッチンと有料洗濯機があり、情報交換もおこなわれている。東京都内では板橋、池袋、大久保、日暮里などに十数軒あり、二〇〇人を収容するものもある〔日名子b、三三ページ〕。

ここで、第二章第二節で紹介した横浜・寿町のドヤに住むフィリピン人アーニーの居住と生活をみておこう。

彼の部屋は三畳一間のドヤだが、かど部屋のため鉄筋が部屋の内側に食い込んでおり、しきりに部屋の狭さをなげいていた。部屋には作業着・布団のほか、友人からもらったテレビとカラーボックスがあった。部屋の片隅には来週フィリピンの家族のもとへ送る品物がたくさんあった。たとえば、娘には約五〇センチのうさぎの人形、息子にはラジコンカー、それと子供たちの大好きなチョコレート。明日、友人がビデオデッキを運んでくるので、それを詰め込んだらさっそくフィリピンへ送るつもりだ。一か月前には秋葉原で買ったテレビを送った。送料・税金などを含めて二〇万円かかったという。

仕事から帰ってきたらシャワーを浴びて、午後八時ごろ夕食をとる。夕食は自炊することが多い。食後は友人たちと回し読みしている英字新聞を読んだりして、午後一〇時ごろには床につく。テレビは一応スイッチは入れるが、日本語がよくわからないので何をやっているのか見当もつかない。もっとお金があつたら、二か国語放送の聞けるテレビが欲しいという。

ところで木賃アパートは、もっとも新しいものでも一九六五年前後に建設されたもので、木造住宅の耐用年数の限界といわれる三〇年に近づきつつある。近年の地価高騰あるいは都市再開発により、

これらの木賃アパートは取り壊しの格好の対象とされ、その数は著しく減少しつつある。したがって、木賃アパートの分布は地域的にかなり限定されることになるが、外国人労働者の分布も、それによって大きく規定されているのである。

外国人労働者は、東京の区部全体のなかではどのように居住しているであろうか。外国人登録者の分布は、これらについてひとつの手がかりを提供してくれる。けれども、外国人労働者の大きな部分を占める超過滞在者はもちろん登録することがほとんどないから、外国人登録データには大きな限界があることが留意されなければならない。ただし、就学生・留学生・研修生は、一般に登録をおこなっていると考えられる。

東京都二三区における外国人登録者の国籍を、韓国・朝鮮・中国（台湾を含む）、フィリピン・タイ・マレーシア、その他に分けたばあい、登録者全体にたいする中国人の構成比が二五・〇%以上（総計は二一・六%）であるのは、高い順に豊島区、中央区、中野区、新宿区、杉並区、板橋区、北区、文京区であった。また、フィリピン・タイ・マレーシア人については、同じように構成比が六・〇%以上（総計五・七%）であるのは、高い順に墨田区、台東区、江東区、文京区、北区、目黒区、港区、品川区、江戸川区であった〔渡戸〕。

すなわち中国人は、中央区を別にすれば池袋と新宿という東京の二大盛り場およびその周辺に多いことがわかる。またこのデータによれば、東京の別の大きな盛り場である渋谷およびその周辺の中国人の比重が高くないことも興味深い。それにはたいし、フィリピン・タイ・マレーシア人のばあいは、文京区と北区を別にして城東地区と城南地区へのある程度の集中がみられ、中国人と顕著な対照をみ

せている。

しかしながら、現在外国人労働者は、ある程度の集住と同時に、首都圏全般に低密度で拡散しつつある。これは、一般的にいえば、木賃アパートに代表される低家賃住宅が広い地域に低密度で分布しているためである。こうして、外国人労働者は、いわば鉄道路線に沿いながら限界的な通勤可能地域に向かって行進しつつある。

外国人の居住は、不動産業者を通じておこなわれることが多い。たとえば就学生について、居住の紹介・あっせんを誰から受けたかをみると、「不動産会社」三五・八%、「日本人友人」二六・三%、「同国人友人」二二・〇%、「その他」一六・九%となっている（東京都、四六ページ）。

ところで、外国人労働者の居住地では住み方についてのトラブルが頻発している。その内容についての情報をもっともっているのは不動産業者であるが、彼らが共通してあげる外国人労働者の居住のトラブルは、契約した本人がいつのまにかいなくなつて、まったく知らない人間が住んでいるという「又貸し」である。

さらに、池袋西口のアパートあっせん業者は、「多い苦情は、一部屋に何人も連れ込んでしまう例です。それにゴミの出し方の問題。中国人は油を使う料理が多いんで、匂いがきつかったり、夜遅くまで声高にしゃべっていたりして、それがまた外国の言葉だからよけい耳につくのです。特に、彼らが望むような安い家賃のアパートでは一度はそういう経験をしています」と語っている（『朝日ジャーナル』一九八九年一〇月二〇日号）。

われわれが会った北区王子の不動産業者は、「この間の話だけど、紹介した韓国人が友達は中に入



れるは、家賃は払わないは、人が集まるものだから近所から苦情が来るはで、どうにもしようがなくて裁判にかけて、強制執行でやっと追い出したんだよ。その後で部屋に入ったら、まあ、ひどい使い方されてね。その一人のお陰で家主さん一〇〇万くらい損しちゃったかな。もう外国人は絶対入れないよ」と嘆いている。

このほか、「借室への通路は、拾って来たらしいテレビ、ストーブなどを積み上げ、他の居住者の迷惑も何のその。部屋の中はインスタント食品の空き容器が散乱、臭気がただよっている」という不動産業者の声もある〔「朝日」一九八八年九月二十五日〕。居住地におけるトラブルが恒常化してくれば、家主も不動産業者も外国人には部屋を貸すことをためらうようになる。前述した池袋西口の業者は、「二三年前なら、喜んで部屋を貸してくれる大家さんも多かったが、最近は非常に難しい。一度入れて何か問題のあった大家さんはもう二度と貸してくれない。池袋周辺では特に難しいんです」と言っている〔「朝日ジャーナル」一九八九年一〇月二〇日号〕。同様に新宿・大久保通りの近辺では、一九八九年春家主が集まって「外国人にはいっさいアパートを貸さない」ことを決議し、不動産業者に通知した〔畑田〕。

こうして、外国人労働者が住居を見いだすことはきわめて難しくなる。多くの不動産業者は、原則としてアジア系外国人お断わりという態度をとっているといわれる。内外学生センター（東京都新宿区）が一九八九年度に扱った外国人留学生にたいする首都圏におけるあっせん状況をみると、外国人留学生でも可とする物件は全宿舍提供数のうちの四一％（四五〇件）、また紹介した外国人留学生のうち入居できたのは一六％（七八人）にすぎなかった〔信濃毎日新聞社、一九七ページ〕。また留学

生については、その六九%が外国人を理由に一回以上契約を断られた経験をもっている（渡戸、五六ページ）。そのうえに、賃貸契約を結ぶ際、しっかりした在留資格と保証人を要求されるばあいには、住居の確保はますます困難になる。

外国人労働者のこのような住宅難につけこんで、暴利を貪る者もいる。ある就学生ブローカーは、中国人留学生向けの新聞に広告を出して客を募集し、池袋の自己所有の二DKの狭いマンションに一泊二、五〇〇円で数十人も詰め込んでいた（『朝日』一九八九年九月九日）。

狭い部屋での数人の集住は、外国人労働者の居住の一般的な形態となっている。これは、もちろん家賃の高さに対抗する手段という意味もあるが、同時に住宅差別によって居住できる住居がきわめて少ないという事情も大きな影響を与えている。さらに、同国人のネットワークが集住に拍車をかける。新規に来日した者は、先に日本に來ている友人や親類を頼って、生活が落ち着くまでの一時期そこに転がりこむのである。

第一章第一節で紹介した三人のバンングラデッシュ人、バブ、マスム、ファルクも超過密の集住生活をしている。

——日本での生活について教えてください。

「六畳の部屋に五人で住んでいる。ふだんは就業時間帯がちがうからいいけど、日曜日は五人で寝てる。部屋代は月づき五万円だったけれど、大家さんに五人も住んでいることがバレて五万四、〇〇〇円に値上がりしてしまった。社長が保証人だけど、家賃を払うのはもちろん私たちだ。それから家賃のほかにキーマネーを一年につき二〇万円払っている。」

キーマナーというのは敷金・礼金のことではないかと思っただが、彼らは「一年につき二〇万円なのだ」と主張した。このお金が誰の懐に入っているのかはわからなかった。「部屋に風呂はついていないので、一週間に一、二回公衆浴場か会社のシャワーを使う。料理は池袋でスパイスを買い自分たちで作っている。日本語があまりできないので、アパートの他の住人（日本人、韓国人、中国人）とはあいさつする程度のつきあひしかない」。

集住による超過密とともに、設備の貧弱さも見逃せない問題である。就学生の住宅の設備についての調査結果をみると、台所については専用が七〇・四％あるものの、トイレは専用四九・四％、共用四九・一％と共用が半数となり、風呂については「ない」が四五・四％、専用が三七・八％と「ない」が多数を占めている〔東京都g、四五ページ〕。

## 第二節 集住地域の形成

外国人労働者の定住化にもなつて、いくつかの集住地域が形成されつつある。ここではその代表的なものを概観することにしよう。

東京の新宿歌舞伎町、大久保、池袋を結ぶ地帯では、アジア系外国人が急増している。これらの地域は、大盛り場として仕事をみつけることが比較的容易である。たとえば、歌舞伎町で働く労働者のおよそ半数は外国人によって構成されているとみられている。さらに、池袋の近くには日本語学校が多く就学生の通学に便利である。このような条件とともに、駅周辺の盛り場を取り囲むようにして、

その外縁に木賃アパートを始めとする低家賃住宅が馬蹄形に残存している。こうして、アジア系外国人の顕著な集住地が形成されてきたのである。

われわれが話を聞いた大久保のある不動産業者は、「昔はうちに来る客の六〇―七〇%が日本人ホステス、二五―三五%がサラリーマンと学生さん、残り五%が第三人国だったんですけどね。今じゃ第三人国が一〇人中九人を占めるようになってしまいました」と語ってくれた。ここで第三人国とは中国人・韓国人・台湾人をさす差別用語であり、この業者の感覚をよく物語っている。

池袋地区についてはアジア系外国人の激増により、地元の人には自嘲気味にこの地域を「小香港」とも「チャイナ・タウン」とも呼ぶ『朝日ジャーナル』一九八九年一〇月二〇日号」。「そればかりではなく、最近では、外国人の長期滞在者用の旅館までできている〔渡戸、五二ページ〕」。

池袋地区と新宿地区については奥田らによる興味深い調査データがあるので、以下それを紹介しよう。池袋地区は一九八九―九〇年に、また新宿地区は一九九一年に調査がおこなわれ、それぞれ一五六人、一五八人の回答数をえた。まず出身地域をみると、池袋地区で圧倒的多数を占めるのは中国（本土）八四人である。それに次ぐ台湾二七人以外は少数であり、韓国一五人、香港六人、マレーシア六人、バン格拉デシュ五人、タイ三人、その他一〇人となっている。一方新宿地区については、韓国五七人、台湾四六人、中国四〇人、タイ五人、その他一〇人となっており、韓国人と台湾人が上位を占めて池袋地区と様相が若干異なっている。

また現在の職業については、池袋地区のばあい日本語学校の就学生二一〇人、大学・大学院・専門学校の留学生二五人、フルタイム就労者九人、その他・無回答一二人と就学生が多数を占めているの

にたいし、新宿地区では就学生六三人、留学生四七人、フルタイム就労者一六人、不就労者一三人、その他・無回答一九人となり池袋地区より就学生が少なくそのぶん分散している。

居住条件についてみると、池袋地区では木賃アパートが主体であり、その広さは六畳以下が三分の二を占めしかも三人以上で同居している者が四九人にのぼっている。それによつて、新宿地区では木賃アパートが八八人、賃貸マンションが六五人となり、広さ六畳以下は半数であり、三人以上で同居している者も三七人と、条件ははるかによくなっている（以上は、〔奥田・田嶋a、四〇ページ以下、奥田・田嶋b〕）。なお、新宿地区の外国人の家賃は日本人の一割増しが相場である〔奥田・田嶋b、一三八ページ〕。

このデータにみられる特徴としては、外国人労働者のなかで大きな比重を占める日系人がおらず東南アジアの人びともごく少数であること、また就学生・留学生が大きな部分を占めていることがあげられる。つまり、この地域は就学生・留学生の集住地域となりつつあると考えられるが、それはすでに指摘したように、低家賃住宅が残存していること、日本語学校が近いこと、サービス産業の働き場所が近いことが大きな条件となつているとおもわれる。

なお、一九九〇年七月現在、豊島区には外国人登録をしている中国人が八、〇〇〇人弱居住している。一九八九年末の中国人就学生・留学生の外国人登録者数は五万二、三六四人であつたから〔法務省<sup>5)</sup>〕、ここには彼らの七分の一角が集住していることになる。

流入する外国人労働者が不可避的に増大していくなかで、その居住はどのようになされていくのであろうか。首都圏全体をみると、低家賃住宅の主体としての木賃アパートは減少しつつあり、住宅差

別は激化する傾向にある。このことは、外国人労働者の住みかますます少なくなり、彼らの居住条件がますます悪化していくということを意味している。

しかしながら、別の動きも現れている。とりわけ大久保地区に顕著であるが、外国人が無視できないため、不動産業者も彼らを主要な客にしようと考えはじめたのである。この不動産業者のなかには、外国人専用のアパートを作ろうという動きもあるようである。

第二章第二節で述べたように、日系人は自動車メーカー等が立地する地方都市およびその近辺への集住と定住化の途をも歩んでいる。ここでは、その典型例をいくつかみることにしたい。まず群馬県の東毛地区であるが、ここには富士重工と三洋電機の所在する大泉町（人口四万人）と隣接する太田市（人口一四万人）に、日系人やそれ以外の外国人労働者の居住がみられる。

大泉町では外国人登録数が二、〇〇〇人以上、そのうち日系ブラジル人は一九九一年末現在一、三八二人であり、太田市でも外国人登録数が二、二〇〇人以上、日系ブラジル人は一、三五九人いる。このほかに未登録の外国人労働者が相当数いる。大泉町には中小企業がブラジル人を直接雇用するために結成した東毛地区雇用促進協議会という組織があり、一九九二年現在の会員会社数は七二社でこれまで六八三人を受け入れてきた〔飯田〕。

喜多川が一九九〇年一月大泉町でおこなった日系人一八二人にたいする調査結果によれば、彼（女）らの住居は会社の寮や社宅二〇・〇％、会社契約の貸家五七・一％、会社が一部を家賃補助する自己契約借家一一・九％、全部自己負担の借家七・九％、その他一・一％であり、圧倒的に会社に依存していることがわかる〔山下、一二二ページ〕。居住のパターンとしては、企業や派遣業者が所有

したり借り上げているアパートにほとんど日系人ばかりで住んでいるというケースが大半であり、また外で問題を起こさないように工場の敷地内に住まわせている例もあった。このように日系人だけからなるコミュニティが形成されている。

豊田市では一九九一年一〇月現在二、七三〇人の日系ブラジル人が外国人登録をしている。彼(女)らは、トヨタ本社周辺、下請け企業周辺、県営および公団の一団地に集住している。人口約一万人のこの団地の日系ブラジル人は七〇〇人とも八〇〇人ともいわれる。彼(女)らは派遣業者あるいは会社が保証人となり、生活用の備品を貸与された部屋に居住する。ただし家賃・礼金・敷金は本人負担である。これらの部屋は棟ごとないし階ごとに集中してはいない。それにもかかわらず、近隣の居住者との交際はほとんどない。勤務先のみならず保育園・学校・病院等へのマイクロバスによる送迎を核として、派遣業者が日系人労働者を囲いこんでいるからである。

浜松市はホンダ、ヤマハ、スズキなどの自動車産業の本拠地であり、豊橋市とその中間に位置する湖西市にはその下請けメーカーが集中している。外国人登録をしているブラジル人数は、一九九一年二月現在浜松市で三、八八〇人、豊橋市で二、〇四七人、湖西市で七二八人に達する。なお浜松市、豊橋市から湖西市への相当規模の通勤がある。

このほか日系人が集住する地域としては、ニッサンの下請け工場や比較的新しい工業団地をもつ神奈川県綾瀬市(人口七万八、〇〇〇人)や愛川町(人口四万人)が知られている。

### 第三節 自治体の役割の増大

外国人労働者の定住化にともない、彼（女）らが生活し就労する場としての自治体の役割はますます増大しつつある。そもそも地方自治法は、市町村の区域内に住所を有する外国人を含む住民すべてにたいして、地方公共団体が安全、健康および福祉を維持することを要求している。自治体行政は、労働者としての保護はいうまでもなく、住民としての保護をも課題としなければならぬ。情報提供や相談窓口の設置は当然として、社会保障、教育、家庭生活の保護、住宅の確保、文化交流などの施策が必要であり、しかもこれらすべての前提として日本語能力不足への対応策が講じられなければならない。

ところで、外国人にたいする施策の支出の多い上位四自治体における外国人登録者一人当たりの支出額からすると、全自治体では二八三億円を要することになるが、一九九一年現在五四億円しか支出されていないと推定される（労働省<sup>n</sup>）。このことは、外国人にたいする自治体の施策がきわめて立ち遅れていることを示す。

ここで外国人労働者の日本語能力についてみておこう。日系人については、序章で紹介した海外日系人協会による日系人調査の結果が利用できる。この調査は、聞く、話す、読む、書くについて、その能力別の分布を明らかにしている。これら四項目についてかなり以上の力のある者は、それぞれ四三・五%、二七・九%、一四・〇%、一一・二%となり、逆に何もできない者は、それぞれ一四・



一%、一二・三%、二九・一%、二四・六%となった。つまり、聞く力は相当あるが読み書きについては難しいといえる〔国際協力事業団、一〇二ページ〕。

イラン人については、序章で紹介した喜多川らによる群馬県太田市の一七人にたいする調査をみると、日本語は「すこしできる」七人、「まったくできない」六人、英語は「まあまあ」以上が五人、「すこし」が一人と日本語が片言程度であることがわかる〔山下、二三四ページ〕。

このような日系人やイラン人のデータは、多かれ少かれ他の外国人にもあてはまる。したがって、外国人住民にたいする行政の対応は、彼（女）らが理解できる言語を使用することが肝要とならざるをえない。

関東・中部および近畿地方を中心とする一五都府県下の外国人が一、〇〇〇人以上居住する二九〇市町村にたいする労働省の一九九一年の調査によれば、外国語による生活相談・情報窓口の設置・運営は二九・三%、外国語の生活ガイドブックは二八・〇%、通訳の配置は七・三%の自治体が実施している〔労働省<sup>n)</sup>〕。

前節で述べた大泉町では、日系二世二人を嘱託として採用し、通訳や相談に応じている〔渡辺・光山〕。なお長野県松本市では、市と医師会の協力により一〇か国語による外国人救急ノートを作成した。また神奈川県綾瀬市では、同じように一五か国語による問診票を作成し効果をあげている〔「晨报」一九九二年六月号、二九ページ〕。

外国人労働者を対象とする日本語講座の設置も早急に必要とされている。東京都では、港区、目黒区、葛飾区（中国帰国者向け）、武蔵野市、国立市が開設している〔東京都<sup>e)</sup>、東京都<sup>f)</sup>〕。在日韓国・

朝鮮人が多く居住する川崎市ではふれあい館を設置し、女性の在日一世を主たる対象として日本語を習得する識字学級を開設したが、これには外国人労働者も多数参加している〔自治労、六七ページ〕。

外国人相談窓口については、一九八八年に開設された東京都豊島区のものが先駆的である。ここでは正規担当職員が五人おり、そのうちの二人は英語および中国語にそれぞれ堪能である。その相談内容をみると、各種施設や窓口案内など「暮らし」が一九・〇%、「入国・在留」が一四・七%、「教育・余暇」が二三・四%、広報紙や税金などの「行政」が二一・六%、出生や結婚などの「家庭生活」が一・七%、保育所や入院助産などの「福祉」が一・二%となり、定住化にともなう相談内容が顕著である〔『農』一九九二年六月号、二四―二五ページ〕。

自治体が講ずべき諸施策のうち、社会保障関係については医療問題が深刻となっている。

過酷な日常生活のなかで病気が多発しているが、なかでも結核の多さは注目される。東京都衛生局は、一九八八年外国人就学生受入機関協議会に加盟している都内の日本語学校一一六校のうち、結核検診を希望した九二校の在學生で検診を希望した者一万三、一一七人を対象に検診をおこない、要医療者五七人を発見した。発見率は〇・四三%であったが、一九八七年の日本国内の学校検診での発見率は〇・〇一%であったので、これはその四三倍に達する〔東京都d〕。

また稲村らがおこなった関東の中小企業で働く外国人労働者と就学生八四人にたいする調査の結果によれば、精神状態の不安定さを表すGHQ得点が平均値よりも高い人の比率は、通常五〇%であるのに七四・四%となり、神経症的な症状を示している。酒・たばこの量が増え、孤独感を感じる者も多い〔『日経』一九九二年五月二十九日〕。

付言すれば、過密居住の結果皮膚病が蔓延している〔総合研究開発機構、一七二ページ〕。皮膚病には、シャワーや風呂の設備が貧弱であることも関係している。パキスタン人は人前で裸になることをとても嫌う。アパートに風呂がないばあい銭湯を利用しなければならぬが、洗い場でパンツを脱がない「パンツ男」が出現する。湯船には入らないがパンツのままシャワーを浴び、バスタオルを巻いて着替えるのである〔「朝日」一九八八年四月六日〕。このような状況では、銭湯に行く回数は最小限に抑えられる。

病気になるたり怪我をしたばあい、外国人労働者の相当数は医療保険の適用を受けなためその経済的負担はきわめて大きくなる。現行の医療保険制度では、事業所に雇用されている合法的な外国人には健康保険・共済等が、それ以外の一般人には国民健康保険が適用されることになっている。なお国民健康保険については外国人登録をおこないかつ一年以上の滞在者か滞在予定者にかぎられている。

ただし未登録労働者のばあいにはあらゆる医療保険への加入ができず、またそれ以外の者でも高額な保険料を嫌って加入しない者があるからである。たとえば前掲した自治体にたいする労働省調査によれば、合法的な日系人でさえ健康保険への加入率は二三・四％にすぎず、また国民健康保険への加入率は、滞在期間一年未満の者は保険料がごく低額であるにもかかわらず、一九・六％にすぎない〔労働省n〕。総務庁の五六医療機関にたいする調査によれば、一、三九六人の外国人受診者のうち公的医療保険の適用を受けていない者が五三・三％おり、医療費の未収者は二・四％にのぼった〔総務庁、一七六ページ〕。

さらに民間医療支援組織「AMDA国際医療情報センター」の調査によれば、首都圏を中心とする六四病院・診療所の外国人患者五、一九八人の保険未加入者は五七・三％に達する（『朝日』一九九二年六月一日）。全国九二か所の赤十字病院では、一九九一年度の外国人の未払い件数は一〇八件、総医療費約三、七〇〇万円の約八割に達した。日赤本社は、「日赤なら治療費を払わなくてもすむという誤解が口コミで広まっている」としている（『朝日』一九九二年七月一〇日）。

従来このような未収の医療費は、医療扶助として生活保護の適用を受けることにより補填されてきた。実際、生活保護の大きな部分は医療扶助である。ところが、一九九〇年夏頃厚生省は東京都にたいし、短期や不法就労の外国人に生活保護を適用するという対応は、一九五四年の社会局長通知違反であると指摘した。この通知は、外国人登録証の提示などがなく、窮迫した状況でないかぎり生活保護の申請を却下すべきであるとしている（『朝日』一九九〇年二月五日）。さらに同年一〇月、厚生省は口頭により同趣旨の指示を全自治体にたいしておこなった（その内容については、「アジア人労働者問題懇談会」、四一六ページ以下）に収録されている）。

この指示の結果、未登録労働者の救急医療費を医療機関が自己負担しなければならないケースが増大した。これは患者のたらい回しや診療拒否につながりかねない。上述の「AMDA国際医療情報センター」の調査によれば、保険のある人のみ受け入れるとするものは、五四医療機関のなかで二三もあつた。

外国人労働者の医療費不払いと国の生活保護の不適用による医療機関の自己負担を救済するため、東京都や茨城県等の自治体では明治時代の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」を復活させた。これは、

生存権さえ無視する国にかわって、自治体が住民としての外国人労働者を保護しようとする姿勢をもっていることの顕著な例である。

自治体が講ずべき諸施策のうち教育関係については、外国人労働者の定住化とともにその子どもたちにたいする教育態勢の整備が緊急の取り組みを要請している。とくに日本語の不自由な子どもたちの急増は著しい。

文部省の調査によれば、一九九一年九月現在日本の公立小・中学校に就学する外国人児童・生徒で日本語が不自由な者の在籍する学校数は一、九二三校、その人数は五、四六三人であった。その母国語の分布は、ポルトガル語三五・四％、中国語二九・七％、スペイン語一〇・九％が多く、以下韓国・朝鮮語、ベトナム語、英語、フィリピン語と続き、全体で四三言語にのぼっている。学校ではこれらの児童・生徒に対応できる教員も教材も不足している〔文部省<sup>b)</sup>〕。

前節でみた外国人労働者の集住地域では、自治体が外国人労働者の子どもの言語教育についてのさまざまな試みをおこなっている。大泉町の保育園には日系ブラジル人の児童二三人が、また小・中学校には日系ブラジル人の生徒八〇人が在籍している。そのため小学校全四校のすべてに、また中学校では日系人の多い一校に日本語学級を設置している。またポルトガル語のできる三人を日本語指導助手として採用しているほか、特別配当教員を手当している〔渡辺〕。

浜松市の日系ブラジル人の児童・生徒総数は二〇〇人を突破し、そのほとんどが小学生である。浜松市では、児童・生徒のために日本語および帰国時に備えてポルトガル語のための「ことばの教室」を開設した。子どもたちは派遣業者が送迎し、日本語は市の教員が、ポルトガル語は派遣業者に所属

するスタッフが教えている〔渡辺・光山〕。豊田市の日系人の集住する団地近くの市立保育園には二三人の日系ブラジル人の児童が、また近くの小学校には二〇数名の生徒が通学している。小学校ではボランティアによる日本語教室が週二回開かれていて〔都築〕。神奈川県愛川町でも外国人労働者が急増しているが、ブラジル語・スペイン語圏の人びとについて児童生徒のための特別の日本語指導学級を設置するとともに、成人のための日本語講座を開設し成果をあげた〔手塚・宮島ほか、一七一ページ以下、二二六ページ以下〕。

ただし、日本語ができないことを理由に日系ブラジル人の子どもの就学を九か月間拒否した香川県善通寺市の例も報告されている〔『朝日』一九九二年八月三日〕。

自治体の講ずべき諸施策のうち文化交流については、外国人の要望がきわめて強い。一九八八年に東京都豊島区が外国人六〇〇人にたいしておこなった行放需要調査によると、六〇・七％が近所との交流がないとし、交流を希望するが七五・四％となっている。そのため、区への要望のトップは文化の機会・サークルへの参加となっている〔東京都〕。なお同区は一九八九年度から区政モニター四〇人のうち外国人を三人登用し〔信濃毎日新聞社、二六二ページ〕、外国人の区政参加による交流をはかっている。

大泉町では夏祭りに若者を中心とした日系ブラジル人のサンバチームが参加して町民からの熱狂的な拍手をあげた。さらに町民文化の祭りでは、ブラジルの写真展や交流パーティが催された〔『晨』一九九二年六月号、二七ページ〕。

付言すれば、外国人労働者の生活の最大の慰めは、国際電話による故国との通話である。「国際通

話兼用カード公衆電話」の設置されている電話ボックスは、特定の駅の周辺などに限られておりまだ数が少ない。外国人労働者が多い地域では、一週間の仕事の終る土曜日、料金が割り引きになる午後一時をすぎると、故国の家族などの会話を求めて、外国人労働者がこれらの電話に集まってくる。そこでは同国人どうしのおしゃべりや、働き口についての情報交換もおこなわれる〔『朝日』一九八八年四月二日〕。

#### 第四節 外国人労働者の犯罪

本章の最後に外国人労働者の犯罪についてみておこう。一九九〇年版『警察白書』は、「外国人労働者の急増と警察の対応」を特集し、外国人の犯罪を治安上問題になる兆しとして把握しようとした。また一九九二年版『警察白書』は、「ボーダーレス時代における犯罪の変容」を特集し、外国人の犯罪の変容に注目している。この白書によれば、刑法犯として一九九一年に検挙した外国人は六、九九〇件、四、八一三人で過去最高であった一九九〇年よりも件数で一・七二倍、人数で一・六二倍の急増をみせている。

内容は窃盗犯が件数の六四・五%を占めている。凶悪犯に関しては、従来は就労のあっせん等にからむ外国人どうしが多く日本人を対象とするものは比較的少なかったが、最近になり外国人どうしに加えて最初から日本人を対象に選定して敢行したとみられる殺人、強盗、強姦事件が目立っている。一九九一年に凶悪犯罪により検挙された来日外国人は一二六人いたが、日本人にたいして被害を加え

た者の割合は、強盗事件では六九人中三七人と過半数を占めた。

刑法犯を国籍別にみると、件数でアジア地域が八三・四％であり、アジアを一〇〇％とするとき件数では中国が三七・八％と首位となる。第二位は韓国・朝鮮の三二・〇％、ついでイランの一〇・一％である。イランは件数で前年比四・九倍に激増した〔警察庁d、四二―四三ページ、警察庁e、一六ページ〕。

ただし、大多数の外国人労働者は出稼ぎが目的であるから、退去強制と直結する犯罪行為とは無縁の生活を送っていることが強調されなければならない。

同国人どうしの犯罪はパキスタン人に目立っていた。一九八八年三月埼玉県川口市のアパートで起きた乱闘事件は、パキスタン人どうしのものであった。さらに、一九八九年三月東京都板橋区のアパートでも、パキスタン人どうしの刺殺事件が起こったが、その背景には、川口市の乱闘事件と同様にグループ間の抗争が存在していた。パキスタン人による同種の事件は一九八八年以来首都圏で計七件発生しており、警察はななつかつつのグループが首都圏にあるとみている〔『朝日』一九八九年四月四日〕。

この事件について公判判決を担当した東京地裁の裁判長は、「彼らは被害にあっても強制送還を恐れて警察へ届けられず、グループで身を守るしかすべがない事情もあった」と指摘している〔『日経』一九八九年二月八日〕。すなわち超過滞在という状況が外国人労働者を一種の無法状態のもとに置き、同国人のあいだでグループ抗争があるばあいは、自衛のための行動に駆り立てるとおもわれる。

中国人のばあいには、福建省出身の就学生が強盗団を結成し、埼玉県・神奈川県に在住する上海出



身の就学生を相次いで襲っていた事例がある。この強盗団は、来日するときに背負った借金の返済に困り、比較的裕福そうな同国人を標的に選定していた。その理由として、「同じ中国人だと、ばれな  
いとおもった」と語っている『朝日』一九八九年一〇月六日。同様な中国人どうしの強盗傷害事件は、  
一九八九年九月東京都の昭島市でも起こっている『朝日』一九八九年九月一四日。

このほか、パキスタン人や中国人に限らないが、同じ職場で働く同国人どうしの喧嘩などによる傷  
害事件その他も散発している。

なお、外国人労働者が変造テレホンカードを使用して逮捕される事件が相次いでいる。一九九二年  
三月末までに二〇人余りが逮捕されたが、その九割はイラン人であった『朝日』一九九二年三月二六  
日。

ところで、序章第四節で紹介した山崎喜比古らの調査報告書は、きわめて興味深いイラン人のコメ  
ントを収録している。そのうち二三歳の男性のものを引用しよう。

「イラン人は危険な人びとではありません。もし我々を今以上に受け入れてくれるのなら、我々が  
とてすばらしい人びとだということがわかるでしょう。……イラン革命前、イラン人は全世界で受  
け入れられ、沢山の外国人がイランに働きに came ました。しかし今では、事態は変わってしまい、  
イランの経済状態も悪化し、外国人もイランを受け入れることをしなくなりました。」

現在日本にイラン人が働きにきているのはイランの経済も社会的地位も下がってきているからで  
す。イラン・イラク戦争もこれに関与しています。今これだけはいいたい。誰かが問題を起こしたと  
しても、全イラン人が悪いのではないのです。このことを日本政府も覚えていてください」(山崎・若

林ほか、二二ページ」。

ちなみにいえば、最近の傾向として、アジア系外国人の微罪の起訴が急増している。このことは、犯罪が増えたというよりも、今までは見逃されていた微罪が起訴されるようになったためであると考えられる。また、アジア系外国人の犯罪にたいする取り調べがきわめてきついという情報がある。同国人を殺害したバンングラデシュ人を逮捕した東京・品川警察署は、その取り調べの際木の棒で殴るなどの拷問をしたとして、東京地裁から記録の提出を求められたが、同署はそれを拒否した。弁護士によれば、このことは拷問がおこなわれたと推定される根拠となる（『朝日』一九八九年七月八日）。

外国人労働者の被告人にたいする人権侵害の相当部分は、被疑者段階および公判段階の双方での言葉の困難に由来している。通訳の不足や能力不足および通訳のもつ偏見がその理由である（「江橋、二六ページ以下」）。また、弁護に当たる国選弁護人は外国人を引き受けたがらず、引き受けても手抜きが多いため微罪でも実刑判決がくだされやすい（「高橋、三七ページ以下」）。

そのうえ、有罪となつたばあいの量刑も重すぎるといふ指摘がある。一九八五年四月から一九八八年三月までに東京地裁および簡裁で判決を言い渡された窃盗事件の執行猶予率は、日本人のばあい、すり八八・一％、万引一〇〇％であつたが、来日外国人のばあいはそれぞれ一四・〇％と二一・四％であつた（「大貫、六二ページ」）。

また、名古屋市内のホストクラブでフィリピン女性に約一か月の傷を負わせたタイ女性が、殺人未遂で名古屋地裁から懲役三年の判決を受けた。判決文の量刑の理由のなかで、「その不法滞在中に本件犯行を敢行したものであることなどに徴すると、被告人刑罰は重いと云わざるを得ない」と述べら

れていることからわかるとおり、この事例は量刑が不当に重く、日本にいる外国人労働者にたいするみせしめの要素をもっているとして、救済団体の関心をひいている『まいぐらんと』一九八九年一月二〇日」。

これらの事実は、日本の刑事司法が犯罪をおこなった外国人労働者をこらしめたうえで国外退去させることを目的とするばあいがあることを示唆する。入管法違反による退去強制とともに、在留期間の延長の拒否は刑事裁判を形骸化させている〔江橋、一二三ページ以下〕。

## 第四章 労働力輸出が構造化された第三世界

### 第一節 アジアの労働力輸出の段階区分

本章では、外国人労働者の送出国側の条件を検討したい。しばしば指摘される条件としては、日本との巨大な所得格差や、人口爆発と職場をみつけないことのできない失業者の群れなどがある。

今さら繰り返すまでもないが、一九八八年の日本の一人当たりGNPは、韓国のその五・八倍、マレーシアの一〇・八倍、ブラジルの九・七倍、タイの二一・〇倍、フィリピンの三三・四倍、インドネシアの四七・八倍、パキスタンの六〇・一倍、中国の六三・七倍、バングラデシュに至ってはなんと一三三・六倍にも達した〔World Bank, Table 1〕。

基本的には、このような条件が外国人労働者の流入をもたらしていることは疑えない。しかしながら、アジア諸国における出稼ぎ労働者の大規模な発生は、すでに歴史的に形成されてきた構造をもっており、上にみたような条件はこの構造に媒介されて発現すると考えることができる。

アジア諸国からの出稼ぎ労働者流出の構造は、第二次世界大戦後に限定すれば、およそみつつの段階をたどったと考えられる。第一の段階は、主として旧植民地から宗主国へ向かうものであり、南ア

アジアからイギリスへの流れやフィリピンからアメリカへの流れは、これに属している。

第二の段階は、石油ショック後オイルマネーの流入により、とりわけ建設業を中心とするブームを迎えた中東諸国への出稼ぎ移動によって特徴づけられる。これら諸国の建設業は、一時期労働力需要の六〇%を占めていた。この段階こそ、国策としての労働力輸出政策が、アジア諸国で確立した時期であったとみなすことができよう。なぜならば、各国とも、労働力輸出が失業・潜在失業人口の圧力の軽減と本国送金による国際収支の改善に役立つことを、この段階で発見したからである。

第三は、中東諸国がもはや出稼ぎ先としての意味を喪失し始めた段階である。一九八〇年代半ばから、中東産油国は一斉に労働の自国民化を進めだした。それとともに石油ブームの消滅により、建設需要が激減した。労働力需要の五〇%以下に低落した建設業に代わって、中東では保全やサービスおよびメイドなどへの需要が高まっている。中東の減少にもかかわらず、ピーク時にこそ及ばないが、アジア諸国からの大規模な労働力の送金は依然として存続している。つまり、多くのアジア諸国は中東に代る別の労働力輸出先を必死に開拓しつつあるのである。こうして、日本がその有力な対象として注目されるのは、いわば必然的であったといえよう。

第一の段階については後述する国別の検討に譲ることとして、ここでは、まず第二の段階である中東への出稼ぎの概況をみよう。この問題については、小川によるすぐれた研究「小川」が存在するので、以下はこれに依拠する。

表4-1は、出稼ぎ労働者の国別の出国数を示したものであり、その流出先は中東を含む全世界である。これによれば、一九七〇年代半ばからアジア諸国における出稼ぎの本格化が始まり、一九八〇

表 4-1 アジア諸国からの出稼ぎ労働者の流出数

(1,000人)

	1976	1977	1978	1979	1980
(南アジア)					
パキスタン	41.7	140.5	130.5	125.5	129.8
バングラデシュ	1.0	15.7	22.8	24.5	30.6
スリランカ	5.6	8.1	9.4	25.8	28.6
インド	4.2	22.9	69.0	171.8	236.2
(東南アジア)					
フィリピン	19.2	36.7	61.0	92.6	157.4
タイ	1.3	3.9	14.5	9.1	20.9
韓国	37.9	69.6	85.0	105.7	131.1
インドネシア*2	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	145.9
中国	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
	1981	1982	1983	1984	
(南アジア)					
パキスタン	168.4	143.0	128.2	n. a.	
バングラデシュ	55.8	62.8	59.2	n. a.	
スリランカ	57.3	48.0	n. a.	n. a.	
インド	272.0	239.5	119.0*1	n. a.	
(東南アジア)					
フィリピン	210.9	250.1	380.3	371.1	
タイ	24.7	108.1	67.0	75.0	
韓国	163.1	171.2	162.0	152.7	
インドネシア*2	159.4	180.7	128.1	69.2	
中国	17.0	31.0	30.0	47.0	

\*1) 1-6月。

\*2) 各年末の在外現員数。

出所：[小川，296ページ]。

年代前半まで増大し続けたことがわかる。

中東への出稼ぎがピークに達した一九八三年の出国数を多い順に列挙すると、第一位がフィリピンの三八万人、第二位が韓国の一六万二、〇〇〇人、第三位がパキスタンとインドネシアの一二万八、〇〇〇人であり、以下タイ、Bangladesh、中国と続く。スリランカについては一九八三年は不詳であるが、その前年の出国数はかなり多かった。一九八〇年代半ばの状況について、小川は「南アジアから年間五〇万人、東南アジアから七〇万人、計一二〇万人が出稼ぎ労働者として流出している」と推測している。

これら膨大な出稼ぎ者たちの大部分は中東に向かっていた。一九八三年の中東向け出稼ぎ者が全出稼ぎ者に占める比率は、フィリピン八五・一％、韓国九二・六％、パキスタン九五・五％（一九七八年）、タイ九四・八％、Bangladesh 九八・二％となっている。その結果、アジア人労働者の中東での残留数は、一九八三年現在、南アジアが二三一万人、それ以外のアジアが八四万六、〇〇〇人、合計三一五万六、〇〇〇人にのぼった。

その国籍別残留数を多い順にみると、パキスタン人一二〇万人、インド人九〇万人、フィリピン人三五万人、タイ人二七万人、韓国人一六万四、〇〇〇人、Bangladesh 人一五万人、スリランカ人六万人、インドネシア人四万人、中国人一万人、マレーシア人二、〇〇〇人となる。

一般的にいて、このような大量の出稼ぎ労働の出現は、アジア諸国の直面する失業問題を相当軽減し、それと同時に、国際収支の改善という点でも大きな寄与がみられた。パキスタンについてみると、一九八二―八三年の海外からの送金は同じ時期の巨額の貿易赤字の九六・七％を補填した。その

うち八三・〇%は中東から送金されたものである。またタイのばあいには、一九八四年の海外からの送金は八億九、〇〇〇万ドル、そのうち中東からの送金は六億九、〇〇〇万ドルであったが、これは観光収入一二億一、〇〇〇万ドル、米の輸出一一億ドルに次ぐ外貨獲得源となっている（以上は、「小川、二九五—三〇二ページ」）。

こうして、中東への出稼ぎの展開は、失業・潜在失業人口の就労と逆調に悩む国際収支の改善をもたらし、アジア諸国の経済においては、労働力輸出が確固とした位置を占めることになった。つまり、労働力輸出の推進が一般的な国策となったのである。

## 第二節 アジアの送出国

本節ではアジアの送出国を検討するが、これら諸国は、労働力輸出が国策として積極的に推進された大きなウエイトをもっているパキスタン、フィリピン、韓国、国が何らかの措置を講じかなりのウエイトを持っている中国、Bangladesh、インドネシア、スリランカ、国の関与があまり見られないタイ、マレーシア、インドの三つに大別することができるので、以下この順で見えていく。なお同じ国が同時に送出国でも流入国でもあるいわゆる「階段状移動」に該当するばあいは、本節ばかりでなく次節においても検討される。

なお湾岸戦争は出稼ぎ労働者に大きな影響を与えた。湾岸戦争前には中東に二三六万人の外国人労働者がいたが、四か月間に一四七万人が帰国したのである（労働省m、四六八ページ）。



## a パキスタン

パキスタンはアジア有数の出稼ぎ国であり、出稼ぎ人口は一九八〇年代前半には二〇〇万人近くに達したとみられる。また、現在彼らは労働力人口の一〇%を占めているものとみられ、これは世界の労働力輸出国のなかでは最大の比率である。ここでは、男性の一〇人に八人が海外出稼ぎを希望しているといわれるほど、出稼ぎが一般化している〔佐々木、五九ページ〕。

出稼ぎ大国パキスタンにとって、労働力輸出は経済の重要な地位を占めている。一九八二／八三年度（七月―六月、以下同様）の出稼ぎ労働者による本国送金は二八億九、〇〇〇万ドル（輸出総額の一一〇%）という巨額に達し、その後も八五／八六年度二六億ドル（輸出総額の八八%）と高い水準を維持し続けたが、八六／八七年度から減少傾向が顕著になり、八八／八九年度には二〇億ドル台を割って一九億ドル九、〇〇〇万ドルとなった。ここでみた送金額は公的ルートによるものであり、ヤミを考慮すればこの倍以上になると推測されている〔深町、筑波大学d、一二四ページ〕。なお湾岸戦争により、一九九〇年だけで一億五、〇〇〇万ドルの送金の減少がもたらされるものとみられている〔朝日』一九九〇年九月二日〕。

他のアジア諸国と同様に、パキスタンも海外出稼ぎのみつつの段階を経験している。中東以前の第一の段階のうち、植民地時代には、世界各地のイギリス領植民地、とりわけアフリカへの出稼ぎがあった。独立後一九五〇年代になると、人びとは主に家事使用人として旧宗主国であるイギリスに向かった。一九七〇年代に入ってから、アメリカと西ヨーロッパへの大量進出が顕著になった〔深町、佐々木、第五・六信〕。

こうして、一九八二年末現在、イギリスで三五万人、アメリカで一〇万人、カナダで五万人、西ドイツで二万七、〇〇〇人が就労しており、合計五七万人が北アメリカと西ヨーロッパに滞在していた「山中」。このような状況に應じて、パキスタン政府は一九七一年移民局を設立したが、これが国策としての海外出稼ぎの始まりである。

第二段階としての中東への出稼ぎについては、アジア諸国のなかでパキスタンの出足がもっとも早く、一九七九年に前年の四万人から一挙に一四万人に急増した。新規出国数のピークは、一九八一年であり、一七万人弱に達した(表4-1)。なお、一九八〇年代初頭には西ヨーロッパおよびアメリカへの出稼ぎが困難になったが、それに代わってカナダとオーストラリアへの出国が始まった〔深町〕。

このような展開に対処するため、政府は一九七九年に移民法令、移民規則を制定し、あっせん業者の許可制などを定めた。これにともなって、従来の労働省が改組されて「労働・人的資源・海外パキスタン人省」となり、移民局も改組されて「移民海外雇用局」となった。海外での就職先を見つけた人は、この移民海外雇用局への届け出が義務づけられ、労働条件などの審査を受けなければ出国ができないものとされた。同時に政府直轄の組織として海外雇用公社が開設された。

これとともに、同年に「海外パキスタン人基金」が設立された。この組織は、海外出稼ぎ労働者からの寄付を基金とし、海外で働くパキスタン人と国に残るその家族の抱える問題に対処することを目的として、住宅開発、厚生保護、教育・職業訓練、産業振興などの諸事業をおこなっている〔佐々木 a、六二ページ、Documentation, p. 43〕。

海外出稼ぎへの誘因として制定されたものに「ギフト・スキーム」という制度がある。これは、海

外で六か月以上働いた人については、その家族または親戚に車を一台贈ることができるといふものである。パキスタンでの車購入はきわめて高くつき実際には不可能ともいえるため、この制度の魅力は大きい〔佐々木、第六信〕。

こうして一九八二／八三年度には、推定一七〇—二〇〇万人が海外で働き、うち一一〇—一四〇万人が中東で就労していたものとおもわれる〔深町〕。海外出稼ぎは、国際収支の改善とともに失業問題の軽減にも大きな効果をあげた。すなわち、パキスタンの失業者数は一九七五年には二〇万五、〇〇〇人であったが、中東への出稼ぎの本格化とともに、その数は一四—一五万人台へと減少したのである〔小川、三〇〇ページ〕。

パキスタンでは、海外出稼ぎに伴う「ドバイ症候群」が注目されているという。その第一の段階は、出稼ぎ資金調達のために多額の借金をしたことによる不安であり、第二段階は留守家族とくに妻の精神的不安定であり、最終段階は帰国後の生活の再設計の困難さである〔深町〕。

第三の段階に入ると、石油ブームが終息し、またフィリピン人や中国人などのより安い労働力との競争が激化したために、中東への出稼ぎは減少し始めた。すなわち、一九八八年の中東への新規出国数はわずか七万九、〇〇〇人に低落したのである。ただし、一九八九年現在中東には依然として二二〇万人が滞留しており、エジプトに次いで多い〔佐々木、五九ページ〕。

出稼ぎが構造化されてしまったこの国にとって、中東への出稼ぎの停滞は大きな問題を投げかけており、中東を代替する出稼ぎ先をなんとしても探さなければならなくなってしまうのである。

出稼ぎ者は、建前としては移民海外雇用局に届けなければならぬが、実際にはかなり多数の労働

者が非公式なルートを通じて出国しているものとみられる。また、許可が必要とされるあっせん業者についても、無認可のものが数多く存在する。

あっせん業者は三〇〇近くあり、出国の手数料の相場は、日本のばあい、行き航空賃、来日後の就職と宿泊の世話を含んで三万ルピー（二万円）とも四万ルピー（二九万円）ともいわれる。また、ビザ取得の難しいアメリカのばあいの手数料は五—六万ルピー（三六—四四万円）である。手数料をだましとる悪質なブローカーも多い〔佐々木、第五・六信、毎日新聞a、八三ページ以下〕。

出稼ぎ者の属性については、一九八〇年初頭のデータがある。まず出身地を都市・農村別にみると、都市が六三・一％、農村が三六・九％と、都市部出身者が三分の二を占めている。また、その七〇％は既婚者であり、そのうち六六％が家族を本国に残している。さらに、本国に送金された資金の用途を見ると、冠婚葬祭費および外国製消費財の購入と不動産の購入が大部分となっている〔山中〕。

パキスタンから日本への出稼ぎについては、ビザの相互免除協定を利用して大量の出国があった。その出身地は、特定の都市にとくに集中しているという情報がある。パンジャブ州の州都ラホールから八〇キロのところに、日本人町と呼ばれる人口六〇万人余りの工業都市がある。最近この町から日本へ渡った出稼ぎ者は五〇〇人から一、〇〇〇人ともいわれる。ブローカーの数は一〇を下らない。同じような傾向は、この町以外のいくつかの周辺都市にもみられる〔毎日新聞a、八三ページ以下〕。

ただし、一九八九年一月に上記協定が一時停止されたため、日本への出稼ぎについては現在諦めムードがただよっているという。なお、日本の入国ビザの偽造も相当規模でおこなわれ始めた〔佐々木、第六信、深町〕。

ここで、日本で四トントラックの運転手をしているパキスタン人アミールの実家を、イスラマバードから約一五〇キロ北にある比較的大きな農村にわれわれが訪ねたときの記録を紹介する。

われわれが白い壁で覆われた家の通用門を抜けて家の前に来ると、待つてましたとばかりに家族や親戚たちが迎えてくれた。驚いたことに、家族はアミールが何の仕事をしているかを知らなかったし、その連絡先さえも教えられていなかった。翌朝村を案内してもらったり友達を紹介してもらったりした。そこでびっくりしたのが、日本語を話せる人がたくさんいるということである。聞けば、この村の中には約二五人も日本へ出稼ぎに行った人がいるという。この村の人口は大体二、〇〇〇人位ということである。

そのきっかけは、フィリピンでじゅうたんの行商をしていた人が日本の話を聞き、就学生として日本に出稼ぎに出かけたことにある。彼のうわさはロコミによってどんどん村中に広がり、彼の友人、そのまた友人というように日本へ行く人が続出した。アミールの親戚関係などはほとんどが日本へ行っているといっている。彼らは東京近郊にアパートを共同所有している。村人同士のネットワークが、そのアパートを拠点として日本に存在するので、安心して日本に行けるといっわけである。この村の人たちの生活水準は高く、とくに日本へ出稼ぎに行っている家庭の水準は高い。

## b フィリピン

フィリピンは、パキスタンとともに、労働力輸出を国策として積極的に推進している国である。一九八九年初頭、出稼ぎ労働者は世界一三二か国に散らばっている『朝日』一九八九年二月八日。その

総滞留者数は一〇〇万人をはるかにこえるといわれており、出稼ぎ大国の名にふさわしい。

ILO統計によるフィリピンの海外出稼ぎ労働者数は、船員を含めて一九七五年三万六、〇〇〇人、一九八〇年二万五、〇〇〇人、一九八五年三八万九、〇〇〇人、一九八六年四一万四、〇〇〇人、一九八七年四九万七、〇〇〇人、一九八八年四七万八、〇〇〇人、一九八九年五二万三、〇〇〇人と増加傾向が顕著である。なお船員は一九八九年に二万五、〇〇〇人であった〔佐々木、一五三ページ〕。

国策としての出稼ぎの推進の背景にあるものは、失業と国際収支の悪化である。失業者の絶対数は、一九八九年一月に一九六万人であった〔山本〕。また、失業率は一九八七年四月に一四・二％であり、一週の仕事時間が四〇時間に満たない者を合わせると労働人口のじつに四三％に達する。

失業者を年齢階層別にみると、若年労働者に多く一五―二四歳ではほぼ五〇％を占めている。また失業者の過半数はマニラ首都圏等都市部に集中している（以上は、〔労働省f、八五―八九ページ〕）。巨大規模の海外出稼ぎ労働者が、この国の失業問題の緩和に貢献していることは疑えない。

次に国際収支についてみると、一九八七年の対外債務は二八〇億ドルという巨額に達し、同年の家予算の二四倍に当たるといふ危機的状况にある〔内海・松井、一七三―一七四ページ〕。出稼ぎ労働者による本国送金は、このような状況の改善に不可欠の役割を果たすに至った。海外からの送金額は、一九八八年に正規の銀行送金が八億七、〇〇〇万ドル〔山本〕、ヤミ市場を含めると二五億ドルは下らないと推定されている。これは、一九八八年の輸出収入七〇億ドルの三分の一強に相当する〔朝日一九八九年二月八日〕。なお湾岸戦争は、最高二億ドル近い送金の減少をもたらしたものと推測されて

いる『朝日』一九九〇年九月二二日】。

他のアジア諸国と同じように、フィリピンも出稼ぎ労働のみ一つの段階を経験している。まず中東以前の第一の段階についてであるが、フィリピンの海外出稼ぎの歴史は古く、アメリカの植民地となつた今世紀初頭から第二次大戦まで、ハワイやカリフォルニアなどに農民たちが農業労働者として渡つて行つた。第二次大戦後中東への進出までの特徴は、アメリカ占領下のグアム、沖縄などの復興、建設のための出稼ぎであり、朝鮮戦争、ベトナム戦争のための軍属としての派遣であつた。

一九六五年のアメリカ移民法の改正により、専門職がアメリカに大量に流出するとともに、西ヨーロッパ諸国についても、ホテル従業員、病院労働者、メイド、看護婦などへの就業が開始された。さらに、国際海運業の進展とともに、一九六〇年代より船員の増大が始まつた。その多くは、第二章第五節で述べた日本の便宜置籍船に劣悪な条件で雇われた。なお、この時期には二八〇万人にのぼるといわれるアメリカへの移民が国を後にしている（以上については、『アジア太平洋資料センターa、アジア太平洋資料センターb、山本、Catholic Institute]）。

第二の段階は、いうまでもなく中東への出稼ぎを主体とする。オイルショック後急速に増大した中東への出国は、一九八三年に三八万人というピークに達し〔小川〕、この国の全出稼ぎ者の八五%を占め、アジアの他の送出国をしのいで第一位であつた。なお、中東へ送り出した労働者のうち一人について、中東六か国との政府および政府関係機関と海外雇用庁との協定にもとづいていた〔手塚a、一二三ページ〕。

労働力輸出の主務官庁である「フィリピン海外雇用庁」が設置されたのは、まさにこの第二の段階

においてであった。その前身は、労働力輸出を推進するために一九七四年に設立された「海外雇用開発委員会」。「雇用サービス局」「国家船員委員会」の三機関であった（佐々木、第一三信）。一九八二年にマルコス元大統領は、これらを労働・雇用省の外局としての海外雇用庁に一元化したのである。

海外雇用庁の業務としては、(1)市場開発、職業紹介所を創設し、より多くの仕事の機会をつくり、職業紹介サービスを促進し、(2)認可・規制事務所は、雇用基準を定め、民間雇用あっせん所等の運営を規制し、(3)労働者援助裁定事業所は、海外出稼ぎ労働者やその家族にたいし法律上ならびに福祉面でのサービス等の活動をおこなうものとされている（内海・松井、一七三ページ）。なお、芸能人の資格認定もこの機関がおこなっている（その詳細については、「佐々木、第二信」が興味深い）。

フィリピンにはこのほかに「海外労働者厚生庁」があり、雇い主に義務付けられている納入金を資金として労働者の厚生面を担当している（佐々木、第三信）。

第三の段階は、中東への出稼ぎが頭打ちになった時点以降現在までである。中東諸国への新規出国者の一九八八年の実数は二五万人強であり（山本）、ピーク時の一九八三年の三八万人に比べて減少傾向が顕著である。ところが、失業の圧力と国際収支の危機は変わらないどころか悪化さえしている。そのため、一九八六年のアキノ政権の成立以後も、第二の段階で構造化された労働力輸出への依存政策は存続し続け、中東を代替する受け入れ先が模索されている。

なお、海外雇用庁の存在にもかかわらず、実際の就業あっせんの大部分は、民間のあっせん業者の手でおこなわれている。たとえば、一九八九年初頭の出稼ぎ労働者の九七％は、民間業者の紹介であった。海外雇用庁の認可を受けた民間業者の数は、一九七五年の一五社から一九八三年のピーク時に



は一、〇二三社に達した〔山本〕。

法定のあっせん料は上限五、〇〇〇ペソ（三万五、〇〇〇円）であり、海外雇用片があっせんするばあいはこの金額が請求される。しかしながら、民間業者のばあいには一—三万ペソ（七—二二万円）が相場である。この巨額の費用は、借金でまかなわれたり、農民のばあいには農地や農機具、水牛等を売却することで行くられる。

フィリピン政府は、大統領通達八五七号によって、出稼ぎ労働者の賃金の一定額を政府の銀行を通じて本国に送金するよう義務づけている。額は職種によって異なるが、賃金の五〇—八〇％となっており、これを怠った者はパスポートの更新や仕事の契約の延長ができなくなる。マルコス政権時代に、香港の出稼ぎ労働者組織を中心としてこの通達の撤廃を求める運動が起こり、罰則規定は廃止された。このほか、出稼ぎ労働者はフィリピン政府に賃金の一—三％を税金として支払わなければならない〔アジア太平洋資料センター、佐藤達也〕。

ちなみにいえば、アキノ政権はあっせん業者の登録の見直しをおこない、認可業者は一九九〇年代初頭に七〇〇社強であった〔佐々木、一六四ページ〕。それとともに、出稼ぎ労働者の脱税を防止するために、政府の銀行を通じる本国送金の再度の義務化が検討されている〔朝日』一九八九年二月八日〕。ところで、一九八八年の新規出国者の就労先国は、高い順に、中東諸国六六・七％（リビアを含む上位六か国だけのシェア）以上、日本一〇・七％、香港九・〇％、シンガポール二・一％、アメリカ一・四％となっている。依然として首位の中東諸国は、男性の建設労働者が主である〔山本〕。

フィリピンで注目されるのは、出稼ぎ労働力としての女性の重要性である。一九八七年には船員を

除く出稼ぎ者の四七%が女性であり、職種はメイド、芸能人、看護婦が圧倒的であった。とくにアジアへの出稼ぎ者の九七%は女性(メイド六〇%、芸能人三七%)である〔佐々木、第三信〕。

メイドは、一九八九年に香港に五万人〔佐々木、一八〇ページ〕、一九八七年にシンガポールに一万七、〇〇〇人おり、サウジアラビアには一九八七年に九、〇〇〇人が出国した。芸能人としては日本への風俗関連産業従事者がいる。看護婦については、一九八七年サウジアラビアに一万八、〇〇〇人が出国した〔山本〕。さらに西ヨーロッパには、家庭やホテルのメイドを主とし、性産業にも従事するフィリピン女性が一九八六年現在一六万二、〇〇〇人いる〔Asia-Pacific Mission for Migrant Filipinos, p. 44〕。またアフリカでは、主として教師である女性が一万五、〇〇〇人程度就労している〔内海・松井、一七四ページ〕。

なお、福島県でのフィリピン・ダンサー死亡事件に端を発して、フィリピン政府は一九九二年三月から訪日を希望する芸能人について、一年以上の芸能活動の実績と最低年齢の二三歳への引き上げを要求する制限方針をうちだした。また日本大使館も二年以上の活動実績という基準を一九九二年八月から実施したが、ビザ発給件数の実質的減少はいまだみられない〔日経〕一九九二年八月二八日〕。

ついでにいうと、海外に働くフィリピン人の特徴は、大部分が二五―三九歳であり(女性では二五―二九歳が多い)、中等教育修了以上の者が多く(女性では大卒が多い)、首都圏住民が三分の二を占め、フィリピンで就業中の者が七割弱に達していた。また海外からの送金の用途は、電化製品を始めとする耐久消費財の購入、住居の新築、借金返済に優先的にあてられていた〔菊池、一八〇ページ以下〕。

中東以後に対処するためにゴムや西ヨーロッパなどの出稼ぎ先の開拓も試みられている〔山本〕が、日本への期待はきわめて大きいものがあり、日本の門戸を開くためにさまざまな努力がなされている。一九八五年には海外雇用庁の官民合同代表団が来日し、日本船主協会、興業プロモーター連合等との会合をもった〔佐藤達也〕。また、一九八七年七月当時の倉成外相のフィリピン訪問を機に、日本とのあいだで出稼ぎ労働者についての協議会の設置が合意されている〔石山、一九四ページ〕。

一九八九年九月来日したフィリピンの労働・雇用相は、高失業率に悩むアジア近隣諸国の現状を訴え、外国人労働者の積極的な受け入れを日本政府に求める考えを明らかにした。さらに、研修については、研修生の数や期間に関する二国間交渉の必要性を強調した〔『日経』一九八九年九月三〇日〕。

このような強い出稼ぎ圧力にもかかわらず、在フィリピン日本大使館のビザの発給率は低下する傾向にある。申請数にたいする拒否数（取り消しを含む）の比率は、一九八五年以降〇・五％、四・一％、一六・七％と増大し、一九八八年にはついに二一・三％となった。その主な理由は出稼ぎ労働者を防止するため、観光ビザと短期商用ビザの審査基準を厳しくしたためである。付言すれば、日本人との結婚による結婚ビザは一九九一年に四、五〇三件にのぼり、今後激増する傾向にある。

以下、第二章第四節で紹介したフィリピン人のアンディの実家をマニラに尋ねた時の様子を記しておく。

私たちがマニラでも指折りのスラム地帯として有名なトンド地区にあるアンディの留守宅に着いた時は、ちょうどランチタイムであった。そして私たちは手厚い歓迎を受けた。アンディの妻と三人の子供はもちろんのこと、近所の人びとが私たちを迎えてくれた。アンディが事前に私たちが訪問する

ことを連絡してくれていたようで、食卓にはレチヨンをはじめとするフィリピン料理がたくさんあり、それはもう食べきれないほどであった。

アンディの子供たちは私たちには直接話しかけてこない。一度母親に耳打ちしてから、母親の口を通していろいろと私たちに聞いてくる。それは子供たちがタガログ語しか話すことができないことを意味する。「子供たちは英語を話すことができないの」とアンディの妻から聞いた時、アンディが子供たちに教育を受けさせたいとさかんに言っていたことを思い出した。

真ん中の男の子が今春から中学校へ行くという。中学校へ行くための費用はアンディが稼ぎ出したもので、月づき一〇万円の送金のなかから貯えておいたそうだ。一番上の女の子も同じようにして中学校へ行くことができたといっていた。

アンディの妻は私たちにいろいろと質問したが、なかでも「主人に日本人のガールフレンドはいるか？」という質問を繰り返した。なんでもフィリピン人男性は浮気性であるという。そのため質問であるらしい。また、「日本からいつ帰って来るのか？」と聞かれた。みんな、アンディが帰ってくるのが本当に待遠しそうだった。

アンディの家族のほかに近所の人びとも話をした。そのなかには、日本で三畳一間のドヤにアンディと同居しているリックの姉がいた。リックの家はアンディの家の二軒隣で、リックの姉の話によるとトンドでは日本への出稼ぎが流行しているという。じつは、彼女の夫もこの四月にアンディとリックを頼って日本へ出稼ぎに行くそうだ。観光ビザで入国し、その後の仕事や住居は彼らが手配してくれるのだそうだ。

また、近所の人びとのなかには東京にある日本語学校へ通っていたという女性もいた。彼女は日本で知り合ったフィリピン人男性と結婚して、現在は出産のためフィリピンに一時帰国したという。子供が生まれてしばらくしたら、子供を連れて日本へ行きたいと語った。

アンディに頼まれた電気エアポットと子供たちへのおみやげを手渡した時、こうした品物がアンディと彼の家族をつないでいるのだろうかと考えた。部屋には彼から送られてきたテレビやビデオデッキ、大型冷蔵庫に洗濯機があり、家の外観からは見当もつかないほどの生活ぶりである。彼の妻は早速、電気エアポットで沸かした湯でコーヒーを入れてくれた。子供たちはテレビに釘付けになっている。

帰り際に、アンディへの伝言を頼まれた。その伝言の内容は、父親の帰りを待つ家族の気持ちを痛いくらいにあらわしたものだ。

パパ

あなたをととても愛しています。

フィリピンには帰って来ないでください。

私たちはお金をもっていないから。

(もちろん冗談です)

### c 韓国

韓国もまた、アジアNIESS（新興工業地域）でありながら、パキスタンおよびフィリピンとなら

んで「人力進出」と呼ばれる政府レベルの組織的な労働力輸出政策を展開してきた点で、独特の位置を占めている。

他のアジア諸国と同じように、韓国も人力進出のみ一つの段階を経過しており、その嚆矢は、一九六三年である。この年、韓国は西ドイツとのあいだに政府間協定を結び、二四七人の炭鉱員を派遣した。その後、西ドイツへは看護婦などの医療関連労働者も派遣されている。当時、韓国は多くの大学卒業生が職を得ることのできない失業の時代であり、また外貨準備も深刻な危機に見舞われていた。

しかしながら、第一段階の人力進出にたいして決定的重要性を与えたものは、ベトナム戦争との関わりである。グアム島を始めとするアメリカ軍基地では、韓国企業が建設事業や各種の用役を請け負っており、それにもなつて韓国人労働者も派遣されていた。一九六六年のベトナム戦争の本格化とともに、アメリカに協力する朴大統領（当時）は五万人をベトナムに派兵し、合わせて軍需物資の荷揚げや輸送、兵舎建設を担当する労働者を送りこんだ。そのため官民一体となつて設立された政府機関が、現在も活発な活動を続けている韓国海外開発公社である。

表4-2は、韓国の人力進出の概況を示したものである。これによれば、一九六六年には一万人以上の韓国人労働者が南ベトナムに派遣されており、一九六八年まで五、〇〇〇人以上の水準が続いている。そしてこのあいだに、受注企業に雇用された単身出稼ぎ型の労働者が、派遣先で現地社会と切り離された集団キャンプ生活を送るといふ、韓国人労働者に特有の、軍隊類似の労働慣行が形成されたのである（この慣行については「花房」が詳しい）。

人力進出の第二の段階は、他のアジア諸国と同様の中東への進出である。表4-2によれば、第一

表 4-2 韓国の人力進出数の推移

	ヨーロッパ	中 東	アジア	アメリカ	船員	その他	全体
1965	2,251	—	182 (93)	295	1,015	66	3,809
1966	1,520	—	10,418 (10,097)	24	978	7	12,947
1967	428	—	5,734 (5,328)	234	1,861	57	8,314
1968	94	—	6,472 (6,046)	682	1,307	73	8,628
1969	847	—	2,609 (2,131)	413	1,577	51	5,497
1970	3,022	—	1,864 (1,134)	914	2,874	108	8,782
1971	2,731	—	1,555 (355)	844	4,089	61	9,280
1972	1,728	—	1,548 (88)	736	6,199	109	10,320
1973	2,120	—	1,445 (8)	973	7,278	47	11,863
1974	2,416	395	2,697 (6)	608	8,403	19	14,538
1975	910	6,466	2,867 (1)	358	10,323	62	20,986
1976	379	21,269	1,765	526	13,098	155	37,192
1977	779	52,247	1,570	506	14,074	426	69,602
1978	97	81,987	903	676	18,169	156	101,988
1979	—	99,141	820	225	20,587	217	120,990
1980	3	120,535	4,004	154	21,649	91	146,436
1981	—	138,310	9,081	70	27,556	97	175,114
1982	288	151,583	12,597	857	31,252	278	196,855
1983	437	130,776	18,092	1,219	33,285	468	184,277
1984	378	100,765	16,350	805	34,067	308	152,673
1985	320	72,907	5,590	1,418	39,215	795	120,245
1986	338	44,753	4,882	2,093	42,751	458	95,275

注：( ) 内は南ベトナム進出。

出所：韓国労働部。

次オイルショックの翌年一九七四年には三九五人であったものが、五年後の一九七九年には一〇万人近くに急伸している。この年の第二次オイルショック以降も、派遣労働者数はさらに増加を続け、一九八二年には一五万人を超えてピークに達した。一九八三年以降減少が始まるが、それでも一九八六年に四万人台であった。

韓国の中東への労働者派遣の大きな特徴として、それが韓国企業

による「建設輸出」と一体をなしていたことがあげられる。中東の建設業における韓国のシェアは、一九七五年六月―一九七六年六月では八・六％、第五位であったものが、一九七七年五月―一九七九年六月では二一・四％、第一位に上昇した〔平川〕。

韓国の建設企業は、中東に派遣する労働者を自国で直接募集した。たとえば一九八三年の在中東韓国人労働者の九四・三％は、韓国企業に雇用されていた。付言すれば、日本の在中東建設企業も韓国人労働者を雇用了。海外での彼らの平均賃金は韓国内の建設業のおよそ二倍に達したため、建設労働者の中東流出が起こり、韓国の建設業では労働力不足が惹起されるほどであった〔小川、二九五ページ以下〕。

彼らは、年齢としては二〇歳台、三〇歳台が中心で、独身・既婚にかかわらず一年から二年間の単身での契約労働に従事する。「多くの工事場では『現代建設』などの社旗がはためき、そこでは韓国人だけが集まって仕事をしている。しかも、彼らは家族と切りはなされた単身赴任の集団である。このため、言語、風習がまったく異なる中東の庶民などからは、韓国労働者は軍隊が工事中に着換えてやってきた人たちなのでは、といまなおささやかれるのである」。つまり、ベトナム戦争の時期に形成された労働慣行が中東でも継承されているといつてよい〔花房〕。

ちなみにいえば、韓国の建設企業は、関西新空港の建設への参加を求めると日本の建設市場への参入を指向している。たとえば一九八八年七月、韓国駐日大使は「日本政府は建設市場の開放、外国人労働者の受け入れを積極的に検討する必要がある」と要求した〔『日経』一九八八年九月八日〕。その際には、自国から労働者を徴募し、ここで紹介したものと同じ方式の労働管理をおこなうことを予定



表 4-3 韓国の海外進出人力による送金と国際収支の推移

(百万ドル, %)

	送金額(A)	経常収支	商品輸出額(B)	貿易外収支(C)	A/B	A/C
1977	584.2	12.3	10,046	3,027	5.8	19.3
1978	769.8	1,085.2	12,711	4,450	6.1	17.3
1979	1,158.3	△4,151.7	15,055	4,826	7.7	24.0
1980	1,292.4	△5,320.7	17,505	5,368	7.4	24.1
1981	1,673.4	△4,646.0	21,254	6,598	7.9	25.3
1982	1,938.9	△2,649.6	21,853	7,476	8.9	25.9
1983	1,663.1	△1,606.0	24,445	7,178	6.8	23.2
1984	1,489.0	△1,371.3	29,245	7,316	5.1	20.4

出所：[金・崔，33ページ]（原資料は，韓国労働部，韓国銀行）。

しているとおもわれる。これにたいし、建設省は同年より韓国の建設業者の日本市場への参入の認定を開始し〔手塚a、九七—九八ページ〕、一九八九年末に一一社が認定された〔『日経』一九八九年二月二日〕。

中東のキャンプ地では、食事と住居は雇用主である企業が負担するのが通例であったため、全収入の八割前後の本国送金が可能であった。ただし、送金は制度的に義務とされているわけではない。表4-3は、海外への「人力進出」による送金額と国際収支を示したものである。これによれば、経常収支の赤字は一九七九年から深刻化し一九八〇年には五三億ドルに達した一方、送金額は一九七九年から一〇億ドル台に乗り、中東の人力進出のピークであった一九八二年にはなんと二〇億ドル近くになったことがわかる。

すなわち海外送金は、一九七九年から一九八〇年代前半の韓国の国際収支の危機の救済に大いに役立ったのである。なお、このほかに建設工事そのものによる収入やそれに関連する商品輸出もまた国際収支の改善に貢献した〔小川、三〇三ページ〕。

これほど大きい影響のあった中東への人力進出も、一九八三

年の石油価格の下落以後減少が始まり、一九八六年にはわずか四万五、〇〇〇人へと低落した。しかしながら、これとともに船員の増加がみられることは興味深い。船員は、一万人を超えた一九七五年以降も着実に増大し、一九八六年にはついに四万三、〇〇〇人となって、中東へ向かう労働者数とほぼ匹敵するに至った(表4-2)。ちなみにいえば、一九八九年の船員数は三万五、〇〇〇人へと減少したばかりでなく、賃金の高騰のために雇用の確保が困難になりつつある『東亜日報』一九八九年五月二八日。こうして、船員の派遣は一九九〇年九月ついに禁止された〔筑波大学d、一〇〇ページ〕。

合法的な出稼ぎの主要なルートとしては、(1)雇用主である企業の直接雇用、(2)あっせん団体、(3)韓国海外開発公社(以下公社と略)の三つがあった。(1)はすでにみてきたとおり、もっとも一般的な形態である。(2)は一九九〇年現在七団体ある〔佐々木、二二八ページ〕が、韓国のILO加盟とともに近くなることになろう。

(3)の公社は、すでに述べたようにベトナム戦争を機縁として一九六五年に設立され、三〇万人以上の労働者を海外に派遣してきた。この公社は直接雇用以外のうち約七〇%のシェアをもっている〔佐々木、二二八ページ〕。人力進出に関する公社の業務としては、海外における雇用主の受け付け、派遣労働者の選定補助、派遣労働者と雇用主間の労働契約の締結、派遣労働者の訓練等がある。

ただし、一九九一年に公社は労働部から外務部の管轄下に移り、新たな公団として生まれ変わった。その主要任務も、海外への人力進出から、海外からの研修生の受け入れ、専門家の派遣、無償援助などへと重点が変化した〔筑波大学d、一〇一ページ〕。

アジアNIESの優等生といわれる韓国は、中東以後の第三の段階についても、他のアジア諸国と

は異なった途を歩む可能性がある。オリンピック関連工事の終了により一時的に労働力過剰が現れたにせよ、全般的にいえば、出稼ぎ労働力の減少は国内で吸収され、特定の部門では労働力不足さえ出現している。また、海外で働く労働者からの本国送金は必ずしも重要でなくなってきた。今のところ政府は派遣先国の多様化を進めるなど、人力進出を維持しようとしているが、韓国の一部には人力進出政策の見直しを求める声も出始めている。

ところで、関西圏に顕著な韓国人の増大は、これまで検討してきたような合法的なものではない。彼らは、いわば人力進出政策の外部で、自己の決断のもとに来日しているのである。このような日本へ向かう韓国人労働者が急増傾向をみせていることは序章で述べたとおりであり、在日韓国・朝鮮人の存在を考えるとこの傾向は当然続くとおもわれる。

ここで、奈良県の山奥の飯場で働いていた韓国人鄭武（第二章第三節で紹介）の実家を尋ねたときの模様を記しておこう。

幸運にも、私たちが韓国を訪れた時、鄭武もビザが切れたため韓国に帰国していた。慶州市街から踏み出ると景色はあたり一面田畑の農村に一変する。バスに三〇分も揺られたのち、私たちは鄭武の運転する耕耘機に乗せてもらい、鄭武の家に向かった。家では、鄭武のお母さんと奥さんと商業高校に通う娘さんが出迎えてくれた。鄭武は帰国してからこれといった仕事はしておらず、日本で起した腹痛をいやしているようだ。

鄭武の家は平屋で、三部屋ほどのものである。床は韓国の伝統的床暖房であるオンドルのため暖かかった。また、庭には犬数匹と鶏が何羽か飼われていた。同行した韓国人の話では、この家は典型的

な農家であるということだ。また鄭武の部屋にはテレビやおそらく出稼ぎの時買ったと思われる日本製のラジカセがあった。

鄭武の家は第二種兼業農家で、主に鄭武の左官や大工、鉄工所などの仕事で家計を支えているが、自作として四〇〇坪、小作として一、五〇〇坪の田で稲作もしている。昔は四、〇〇〇坪もの土地を持つていたと鄭武はいう。この村は、一一四戸のうち八八戸が専業農家で、残りは兼業農家をしているという構成である。

この村にはみかんのかんづめ工場もあるが、過疎化が進行しているという。若い人は農業を捨てて、都市へ職を求めて出ていく。その背景には、この村にいては嫁が来ないということがある。鄭武の息子もホテルの調理師としてソウルで働いているという。

帰国してから日本への出稼ぎについて相談に来る人はいるかどうか尋ねたところ、いることはいやという答えが返ってきた。しかし、鄭武としては若い人に日本への出稼ぎを勧めることはできないという。危険な割には利益が少ないので韓国国内で働いていたほうがよいというのが理由である。

鄭武は三週間後にはふたたび日本に出稼ぎに行く予定である。前の飯場では鄭武にもう一度働いてもらいたがっているが、賃金がより高い職場があれば、前の飯場を捨てて新しい仕事場に移りたいという。

#### d 中国

中国には、国策としての労働力輸出を表現する「労務輸出」という言葉がある。中国対外経済貿易

省によれば、一九八七年の労務輸出数は六万四〇〇〇人、一九八八年一―五月は五万四、三七二人と増加傾向が顕著であった〔手塚 a、一〇三ページ〕。その合計はこの一〇年で延べ三〇万人に達するといわれる〔小島朋之〕。

中国の労務輸出の出発点も、他のアジア諸国と同じように中東の建設需要であった。その数は、一九八一年の一七七、〇〇〇人から増大して一九八四年に四万七、〇〇〇人となり（表 4―1）、低賃金を武器に現在も続いている。

しかしながら、海外出稼ぎの転機は一九八五年末の「中国公民出境入境管理法」の公布である。この法により、所屬している職場の同意さえあればパスポートが発給されることとなった。自ら金を借り集めて出国しようとする人びとが急増したのはこれ以降のことである〔丸川〕。これとともに、政府は労務輸出を直接担当する国营および公営（省や市等）の各種公司を多数設立した。

相手先としては、中東とともにシンガポールや旧ソ連がある。旧ソ連にたいする労務輸出の第一号は、一九八八年一〇月の黒龍江省の建設労働者の出国であった〔手塚 a、一〇四ページ〕。黒龍江省から国境を越えた人の数は、一九八八年に約一万人、一九八九年は約八万人、一九九〇年は一〇月までで約一三万人と激増した〔日経一九九一年一月八日〕。

一九九二年には、旧ソ連の独立国家共同体（CIS）、香港、ベトナム向けを重点に一九九一年より一五％多い一〇万五、〇〇〇人を派遣する計画である〔朝日一九九二年三月一〇日〕。さらに中国は、沿海地方に一〇か所船員のあっせんセンターを作り、台湾等の外国船に乗船させている〔伊藤潔〕。一九八八年七月、中国の李鵬首相は、訪中した竹下首相（当時）にたいし中国人の建設労働者の日

本への受け入れを求めた『日経』一九八八年九月八日」が、それはこのような労働力輸出政策の延長の上にあったといえる。中国の労働力輸出の規模は、今のところそれほどたいしたものではない。けれども、今後中国が他のアジア諸国と同じように労働力輸出を積極的に推進せざるをえなくなるとおもわれる条件が存在している。

農村部については、労働力四億のうち二億二、〇〇〇万人が余剰労働力であるとされてきたが、その帰結が農村から都市へ向かう短期の出稼ぎ者たちの大群であり、「盲流」と呼ばれている。中国では居住地選択の自由が原則として存在しないため、この人びとは居住者に与えられる権利をもっていない。その数は、一九八八年段階で北京市に一六〇万人、上海市に二〇〇万人以上であり、一九八九年現在全国で五、〇〇〇万人とも六、〇〇〇万人ともいわれている〔小島麗逸、六六―六七ページ〕。中国経済の改革・開放がすすむにつれ、沿海都市と内陸農村の格差が拡大する傾向にあり、盲流は激化する可能性がある。

つぎに国際収支の悪化についてであるが、中国の対外債務は急速に増大している。世界銀行などの推定によれば、一九八五年には一六七億ドルであったが、八六年に二一九億ドル、八七年に三〇二億ドルとなり、八八年末には四〇〇億ドル（中国政府発表）に達した。

中国当局は債務返済に問題はないとしているが、一九八九年の輸出の伸び悩みと観光収入の激減から、今後の国際収支の状況には大きな懸念がもたれている〔『日経』一九八九年九月一四日〕。こうして、外貨獲得と失業救済のために、労働力輸出の意義は今後ますます増大していくとおもわれる。

そのひとつの現われとして、中国政府は一九九一年三月、労働力の本格的な対日供給を打診してき

た。その内容は、(1)派遣窓口の一本化、(2)就学・研修生としての派遣、(3)日中共同で事前訓練のセンターを中国に設置、(4)派遣した労働者は責任をもって帰国させることを核としている『日経』一九九一年三月一七日」。

労務輸出政策とならんで、中国の民衆とりわけ上層部分には強い出国意欲がみられる。中国では職業選択の自由がほとんどなく、大卒者のばあいにはとくに著しい。そのなかで外国への渡航は、自由を獲得するための数少ない手段のひとつなのである。さらに、現存する体制にたいする一般的な不満がそれに拍車をかける。このような理由とならんで無視できないのは、外国での就労が大きな富をもたらすという広く共有されている確信である。

われわれは上海の日本語学校を訪問し、そこで学生たちから話を聞くことができた。ここでその内容を紹介しておこう。この学校は上海の中心である外灘からほど近い中学校の校舎を利用し、夕方仕事を終えた人達を集め授業をおこなっている。

戴衛達は、一九七三年、二〇歳の時以来一五年間日本語を独習している。彼は一九七八年から四年間昆明工学院で冶金―設計を学んだ。そして卒業から現在に至るまで、上海のある大工場で設計にたずさわっている。その工場は日本の技術を導入しており、日本人技師がいたときは現場で通訳を頼まれ重宝されていたという経歴をもっている。

戴衛達は次のように語ってくれた。「中国の制度は良くない。中国ではいくら働こうといくら技術をもっていようと、収入は変らない。競争がないから中国は遅れている。けれども中国の体制は変らないだろう。じつは現在の職場には満足していない。設計といっても少しも創造的でない。指導者か

らいわれたことを機械的に処理するだけだ。たとえ日本に行けなくても職場を替わる努力をするつもりだ。日本の自由競争はいい。もし日本に行けたら、経営や競争の仕方を実際に見て学びたい」。

強い出国意欲にもかかわらず、中国の人びとにとって海外渡航はきわめて困難である。まず、観光目的の出国は実際上不可能に近い。観光先の身元保証人とともに職場の同意が必要であり、さらに日常使う人民元は原則的には外貨と交換できないからである。そのため、中国人の合法的な出国は、留学・就学や親類訪問という名目、あるいは研修に限られてしまうことになる。

渡航希望国としてはアメリカ、カナダ、オーストラリアなどが一般的であり、日本にたいする希望はそれほど強くない。上海の街角で突然われわれに日本語で話しかけてきた田鋒の事例は、海外を目指す人びとの一般的意識を良く示している。

田鋒は、日本語はまだまだで英語がたいへん上手である。彼は父が設計した機械を売っているという。父の名義では売れないので自分が契約書にサインをしている。しかし、仕事といってもそれだけなので毎日ぶらぶらしているようだ。

彼は典型的なエリートである。大学進学率が四％である中国では、大学を出た知識人は一般に強い誇りを持っている。そういうと彼は「そのとおりだ。彼らは他の人びとを見下している」といった。彼自身の口からも社会的地位の高い知人や親戚の話が何度となく聞かれた。そして、在学中の五年前アメリカ大使に認められてアメリカに来いと誘われたが、まだ開放政策が進む前で怖かったので行かなかったことなどを語った。もしまだ行ったらもちろん行っているという。

彼は日本へ行くことは具体的にはまだ考えていないが、もし行くことになればその目的は「金儲



け」だとはっきり答えた。本命はアメリカらしい。「どうして日本ではないのか」と聞くと「日本は近すぎる」とあっさり答えた。しかし一方で、「日本人男性は正直でなく口がうまいから嫌いだ」という。

さて、この「本命はアメリカ」という考え方は日本行き希望者、またはすでに日本に来ていて人も大部分がもっているかかつてもっていたとおもわれる。上海のビザ申請代行兼留学相談所となっている「私出入境人員諮詢服務公司」をのぞくと、情報量の多さはアメリカ、カナダ、オーストラリア、日本の順である。日本に来る就学生のなかに北京の人が少ない理由は、彼らがアメリカに行ってしまうからだという。

アメリカ行きを希望する理由のひとつは永住権である。田鋒によれば、今海外渡航を目指す人には高学歴で社会的地位の高い人が多い。彼らは現在の共産党体制に不満がある。また文化大革命を経験した世代は、政策の変化によって現在の地位を失うことを恐れている。そのためチャンスがあれば中国を脱出して他国に永住したいと考えている。日本へ就学生として来た人のなかには二年たつても祖国へ帰らず、アメリカやカナダ、オーストラリアやニュージーランドに渡ってしまう者もいる。

従来アメリカへの留学・就学は比較的自由であったが、英語の学力試験や原則として大学卒以上という学歴制限など、入国規制が強められた「ぐるーぶ赤かぶ、七九ページ、『読売』一九八八年一〇月二二日」。そのためもあって、日本へ中国人就学生が大量に流入し、それにたいし日本の側でも規制措置を講じたことは、第一章第三節ですでに述べた。

この規制措置の影響については、上述した上海の日本語学校で会った袁一之の事例が参考になる。

袁一之は、日本で就学している弟を通じて入学金八万五、〇〇〇円を納入した日本の日本語学校が不適格等となり、払い損となってしまった。そのため、日本に行こうという気持ちは五分の一程に減ってしまったという。上海では、日本への就学希望者のうち三分の一は日本に知合いがいると彼は推測している。

ちなみにいえば、袁一之は著名な交通大学を卒業しているが、大卒の人は勉強第一であるのにたいし、高卒の人のなかには金儲けを目的とする人がいると語った。人民元と外貨の交換の方法について尋ねると、日本に知合いがいるばあいには、その友人が日本円で必要な支払いをする一方、就学希望者が中国にいる家族に相当額を人民元で支払い、いなければあいにはヤミで交換するということだった。中国人就学生については、オーストラリアが日本と良く似た経過をたどっている。オーストラリアは、一九八六年以来、英語学校で勉強する就学生を積極的に受け入れてきたが、中国人の就学生が激増して一万五、〇〇〇人に達し、また超過滞在者も増大したため、一九八九年八月末、年齢や学歴の制限、就労の際の雇用主の証明書の要求など規制を強化した。この結果、就学生としてオーストラリアに出国することは著しく困難となった〔『朝日』一九八九年一〇月三一日〕。

上海の人びとは特別に出国意欲が強い。そのため、上海には中国の他の都市にみられない海外渡航者のためのサービス機関が出現したことが注目される。その第一は、すでに述べたが、一九八八年七月私用で出入国する個人向けのサービス会社として、市公認のもとに発足した「私出入境人員咨询服务公司」である。

さらに、中国では外貨の持ち出しは極端に制限されているが、前掲会社の親会社に当たる「上海愛

建金融信託投資公司」は、外貨管理局や上海市からの公認を受けて、一九八八年九月よりヤミレートよりは少し安い程度で、円とドルの貸し付けを開始した『朝日』一九八八年二月一二日。

ただし、天安門事件以後出国の規制が厳格化しており、これは中国から日本への流入にも大きな影響を与えている。事件後、当局は活動家の海外逃亡を恐れてパスポートの発給を抑える方針をとるとともに『朝日』一九八九年九月八日、アメリカへの出国にはビザだけでなく出境証を要求している（伊藤潔）。さらに、一九九〇年二月に中国政府は、大学以上の学歴を持つ者にたいして卒業後五年間中国からの自費留学のための出国を一切禁止する措置をとった。なお、国費留学による出国もきわめて困難である『留学生新聞』一九九〇年四月一日号。この結果大学進学希望者が激減している。

ところで、中国から日本への流入のなかでは、研修生が重要な役割を果たしている。第一章第二節で見たように、一九九一年の入国者数は第一位、一万六六八人を占めた。研修生候補者は、所属職場の許可を得たのち、上述した労務輸出を担当する各種会社を経由して、日本に派遣される。

われわれが話を聞いたある建設会社の研修生の事例では、月に小遣いを四万円、食費として現金を三万円支給され、部屋を与えられている。このほか会社は、中国の会社に月四万円、元の職場に月二万円を支払っている。なお、渡航費用は会社負担であった。

このように、中国側会社は、研修生にかかる費用の二〇—三〇%を日本の受け入れ先から徴収し、また元の職場も相当額を請求するのが通例となっている。元の職場は、これから留守家族に月給を支給するとともに、派遣に要した諸費用（日本語の教育等）に充当する。このように、研修生の派遣は中国の外貨獲得に直接貢献しており、中国側からみれば日本の研修生制度は労務輸出の重要な対象で

あるといえる。そのため、中国からの労働力の導入を研修生名目で実施しようとする試みが繰り返してなされている。

ところで、ベトナム難民に偽装した中国人が小舟で大量に日本に漂着したことは、一九八九年の大きな話題を呼んだ。その背景には、上述した中国人の強い出国熱がある。五月二十九日以降の漂着数は二二隻〔山神 f、二八一・二九ページ〕、三、四九八人に達し〔『朝日』一九八九年二月二日・二五日〕、そのうち中国人偽装難民と判明したのは二、八四四人であった〔『朝日』一九九〇年七月二四日〕。「難民船」の大半は八月月上旬からの一か月間に集中していた。

このような事態にたいして、政府は九月一日、中国人（ベトナムからの帰国華僑を含む）については不法入国者として退去強制措置をとり、インドシナ難民については政治難民が経済難民かを個別に審査する難民資格認定制度（スクリーニング）を導入することを決めた〔『朝日』一九八九年九月一日〕。これについては第五章第五節、第六章第三節でさらに検討する。これ以後、難民船の到着は実質的に終息した。中国人の偽装難民は、中国政府の確認を待って、強制的に本国に送還されている。一九九一年二月現在、すでに一、七八八人が送還され、一、〇四二人が収容所に滞在中である〔『朝日』一九九一年二月二日〕。

難民船の出航基地は福建省に集中している。福建省は、海外移民の送り出しの長い歴史をもっているばかりでなく、日本における中国人就学生の主要な出身地のひとつでもあった。一九八八年末時点での上海市当局による日本向けのパスポートの発行件数は、上海三万五、〇〇〇、福建省一万、江蘇省一、〇〇〇とみられており〔ぐるーぷ赤かぶ、七五ページ〕、この省のウエイトが高いことがわかる。

在日就学生の間では、福建省の福清県、長楽県、福州市と上海市出身者によるよっつのグループができているといわれる。そして福清県では、日本で就学生であった者が帰国後建てた石造りの真新しい豪邸が目につく『朝日』一九八九年九月二日。したがって、難民船の出航の大きな理由が、就学生にたいする日本の入国規制の強化にあったことは疑えない。付言すれば、福建省は、日本の規制強化後対岸の台湾へ大量の密航者を出した経緯をもっている。

出航基地の最大のもは福清県にあり、大きな基地は長楽県、平潭県海壇島にもある。ちなみにいえば、福清市は福建省有数の華僑の里として知られ、市民の六割が海外華僑に親類をもっている。日本で問題化して以来中国当局による取り締まりが厳しくなっており、福清県沿岸では、非合法出国により検挙された者が約七〇〇人に達したという情報もある『朝日』一九八九年九月一・二・六日。

難民船の仕立てについては、大規模な組織などはなくばらばらにおこなわれていた。以下典型的な例をあげると、福建省の同じ村出身の顔見知りがベトナム難民として日本にいるのをテレビで知ったのがきっかけとなり、数人がリーダーになって資金集めが始められている。

ベトナムからの帰国華僑数十人の手数料は無料とし、出稼ぎ目的の男性は一人四、〇〇〇元(約二〇万円)、女性は二、四、〇〇〇元を徴収して船の調達、ベトナム出生証明書の偽造、食料費などにあてた。彼らのほとんどは、土地を売ったり、親戚や知人から金を借りて費用を捻出していた『朝日』一九八九年一〇月四日・二五日。

このように、難民船ではベトナムからの帰国華僑が重要な役割を果たしている。彼らは、ベトナムと中国の関係が悪化した一九七八年以降中国に帰国し、その数は一六万人余りに達する(伊藤潔)。福

清市には海外からの帰国華僑を収容する華僑農場や華僑工場があり、ベトナムやインドネシアで迫害を受けた華僑が生産に従事している〔『朝日』一九八九年九月一日〕。このようなベトナム帰国華僑の存在という条件も、この町を最大の出航基地とすることを助けた。

その中でも中国人の小規模の密入国が続いている。一九九二年三月には、九州・沖縄地域にくらべて警備が手薄な八丈島に二一人が上陸しようとして一三人が死亡または行方不明、八人が漂着（そのうち一人は上陸後死亡）した。このケースは、福建省にブローカーがおり台湾漁船を使用して日本にいる中国人のもとに送りこもうとしたものである〔『日経』一九九二年四月一五日〕。これを含めて一九九二年一月―七月までの集団不法入国は九件あり、その最大は四国室戸沖で逮捕された乗客六一人を乗せた中国福建省の漁船であった〔『朝日』一九九二年七月二九日、八月二〇日〕。

以上みてきたとおり、中国人の偽装難民はこれからもつづくと思われるが、出稼ぎ目的でない政治難民とおもわれる者がはじめて登場したことは注目し値する。一九八九年一〇月一二日発見された難民船には、「学生運動に参加した」「親類には政治的迫害を受けて殺された者がいる。自分も迫害を逃れてきた」など、出国理由として政治的迫害をあげる者が少なくとも一〇人はいた。この難民船には、北京語を使う学生・教師ら教育水準の高い人たちが多く乗船していた〔『朝日』一九八九年一〇月一六日〕。

さらに、強制退去命令書を受けた女性が「自分は民主化運動に参加した政治難民」であるとして、処分の取り消しを求める申請をおこなったが、一九九一年八月中国に退去強制された。一九九二年四月、東京高裁は原告が日本にいないため難民認定の要件を欠くとして、この女性の訴えを却下した

『日経』一九九二年四月一四日。

e バングラデシュ

以下、海外出稼ぎをある程度重視する政策をとっている国々をみていこう。まずバングラデシュについてみると、この国から中東（リビアを含む）への出稼ぎは他の諸国にくらべるとかなり遅れてはじまったが、失業難のなかで大きな関心を呼び、民間のあっせん業者が簇生した。

そのなかには、中東での出稼ぎ口を紹介するといつて法外の金を搾取する業者もあつた。これもひとつの理由となつて、一九七六年、政府は労働省内に「人的資源省雇用促進訓練局」を設置し、出稼ぎ先のあっせんを出稼ぎ希望者にたいする職業訓練を開始した。一九八四年には、さらに海外雇用サービス公社が設立された（以上は、「長田」）。

中東向けが大部分を占める海外出稼ぎは、一九八一年以降五―七万人台の水準にあつたが一九八九―九〇年にかけて一〇万人の万台に乗つた〔労働省m、五〇七ページ〕。その主たる理由は、他の中東への送出国に比して、労働者が低賃金であることによる。

海外送金の額は、一九八〇／八一年（七月―六月、以下同様）に三億八、〇〇〇万ドル、一九八六／八七年に七億三、〇〇〇万ドル、一九八七／八八年に七億九、〇〇〇万ドルに達した。そして、同じ年の輸出額にたいする送金額の比率は、それぞれ五三・三％、六八・一％、六四・〇％となり、ここでもいわば労働力が最大の輸出品目になったといえるのである（以上は、「長田」）。なお、湾岸戦争による送金減は三億ドルに達したと推定されている〔朝日』一九九〇年九月二日〕。

その結果、バングラデシュの国際収支は顕著に改善された。元来、貿易収支の大幅な欠損が経常収支の欠損に直結し、それを外国からの援助がある程度縮小させるといふ構造であったが、送金の増加は、外国からの援助の増加もあいまって、総合収支を黒字に転化させた。

中東への出稼ぎ者の金の使途としては、「ドバイ・ワラの豪邸」が象徴的である。ドバイ・ワラとは、ドバイからのお金を持って帰ってきた人びとを指し、彼らは、外国人に貸貸するために豪邸を建築したのである。

海外への出稼ぎのあつせんは、民間のあつせん業者によるものが多い。すなわち、彼らのシェアは四〇%、政府機関のシェアは一〇%以下であり、残りは個人的つてである（以上は、「長田」）。

パキスタンとくらべて、バングラデシュのあつせん業者ははるかに組織的である。大手のあつせん業者はたいてい職業訓練所を併設している。あるあつせん業者は、主に中東での韓国企業の建設プロジェクトに労働者を送り出しているが、ここでは労働者は統一された制服・制帽と名札を付けさせられて空港に向かう。

バングラデシュには、「日本に出稼ぎに行ったバングラデシュ人の七割」を出しているという話のある村が存在している。ダッカから五〇キロ離れた地点にあるこの村からは、二―三軒に最低一人は日本への出稼ぎ者がいる様子であり、もっとも多い所では、二軒から一六人が渡日中であった。そして、「ジャパニーズ・ハウス」と称される煉瓦づくりの立派な家があちらこちらで建築中であり、村人の興奮を誘っている。

バングラデシュについても、パキスタンと同じように一九八九年一月にビザの免除協定が一時停止



されたが、日本行きへの関心はいまだに高い（以上は、「佐々木、第八信」）。ちなみにいえば、一時停止後二か月間に日本大使館が発給した観光ビザは六八七件であり、申請は次第に増加する傾向にある。

なお、一九八九年三月、アメリカへの移住を求め一―二、〇〇〇万人のバングラデッシュ人が突然ビザ申請をおこなったといわれ、この国の流出圧力を示している。「国際人流」一九八九年六月号、三四―三五ページ」。

付言すれば、一九九〇年五月の海部首相（当時）の訪問に先立ってバングラデッシュ大統領は年間一定枠の労働力輸出をすることが可能であるか否かを日本にたいして打診すると述べ、この国の日本にたいする期待を表明した（『日経』一九九〇年四月三〇日）。

#### f インドネシア

インドネシアで中東への出稼ぎが本格化したのは一九七八年ごろからであり、その行先はほとんどサウジアラビアに集中し、またその職種はメイド、運転手などの家事使用人であった。一九八二年の最盛時には一八万人の中東出稼ぎ者の流出があった（表4―1）が、一九八五―八七年には四万五、〇〇〇人へと減少した。一九八九年にも九割がサウジアラビアで就労し、八割以上が家事使用人であり、その六割はメイドであるといわれている。

インドネシアで労働力送出国を担っているのは、労働省所属の「海外雇用センター」である。センターは、五〇ほどあるあっせん業者を管轄下に置いている。あっせん業者は業者ごとに異なる国を担当することになっており、また手数料は労働者からではなく、雇い主から徴収される。

これに加えて、インドネシアからマレーシアに向かう大量の未登録労働者がいる。彼らは東マレーシア（サバおよびサラクワ州）に一五—二〇万人、半島部で三〇—四〇万人といわれ、フランテーン労働や建設労働に従事している。東マレーシアへの流入者の多数はスラウェシ島と東ヌサトゥンガラ州の出身であり、手配師に組織されて木造船で入国する。一方半島部ではジャワ島およびスマトラ島出身者が多い。

このほか、台湾でも相当数が中小工場などで未登録労働している。なお、一九八九年四月から開始された第五次五年計画では、労働力送出五〇万人という目標が示されている（以上は、主として「佐々木、第一五信」のほか〔松井、福家、加納、一七三ページ〕も参考にした）。

## g スリランカ

スリランカで海外出稼ぎが本格化したのは、一九七八年の出国許可制度の廃止以来のことである。その後一九八〇年に海外職業あっせん所法が制定され、一九八五年には労働省の外局として海外雇用局が設立された。また、海外出稼ぎ者のための労働者厚生基金が、出稼ぎ者の拠出をもとに設置されている。海外雇用局の任務は、あっせん業者を認可してライセンスを発行すること、個々の職業あっせんが適当な条件のもとにおこなわれているか否かを審査すること、職業あっせん、海外就労者のためのトレーニング、契約違反・搾取・事故などのばあいの苦情処理などである。

一九七八年当時の出稼ぎ者は年間約二万人であったが、中東への出稼ぎの増大とともに一九八一年には年間流出数五万七、〇〇〇人に至った。そして、石油ブームの沈静後も、海外滞留数はそれほど

減少していないとみられている。出稼ぎ者からの海外送金は、スリランカでも国際収支の改善に大きく貢献している。一九八四年の送金額は七〇億ルピー（三億ドル）に達し、総輸出額にたいする比率は二七・六％であった。

南アジアの他の労働力輸出国がメイドの送出を禁止しているのと対照的に、スリランカの出稼ぎ労働力の半数前後はメイドであり、その比率は少なくとも四〇％以上、多ければ五〇％以上と推測されている。その出稼ぎ先は主として中東諸国であるが、近年は、シンガポールおよび香港への進出が著しい。

あっせん業者は、法定のあっせん料の三—一〇倍の一万—二万五、〇〇〇ルピー（四万—一〇万円）の手数料を要求するといわれており、数百のあっせん業者が認可を取り消された。そればかりでなく、無認可のあっせん業者も多数存在する。それにもかかわらず、海外雇用局によるあっせんはごく限られている（以上は、「佐々木、第九信、Documentation, pp. 64—65」）。

## h タイ

タイは、相当規模で出稼ぎ労働者を送出しているアジア諸国のうち、政府がほとんど政策的推進をしていないという点では例外ともいえる国である。タイにおける労働力送出の第一の段階は、女性労働者の出稼ぎとしてはじまった。それが顕著化したのは一九七四年からであり、メイドや売春を中心とする性産業に従事するため西ドイツ、スイス、オランダおよびスカンディナヴィア諸国等に向かった。出稼ぎの目的としては、家計を支えるためと結婚資金を貯めるためが多かった [Documentation,

pp. 26-27)。

第二の段階である中東へ向かう男性労働者が急増したのは、すでに述べたとおり一九八〇年からであり、そのピークは一九八二年で中東への出国数は一〇万人を超えた。

中東以後の第三の段階の推移について、まず一九八三年以降の出国数をみると、一九八三年六万七、〇〇〇人、八四年七万三、〇〇〇人、八五年七万人、八六年八万六、〇〇〇人、八七年八万六、〇〇〇人となり、原油価格が低落した一九八六年に、かえってかなり大幅に伸びたことがわかる。なお一九八七年の送出国のうち中東諸国は八七・五%を占めており、最盛期に比べて若干減少はしているものの、その重要性は変わっていない(労働省<sup>f</sup>、一二九—一三〇ページ)、原資料は、タイ国内務省労働局)。

バンコク銀行の発表によれば、一九八八年のタイの海外労働者の残留数は合計三〇万一、〇〇〇人であった。その内訳は、中東諸国が二二万八、〇〇〇人、七六%と群を抜き、次いでシンガポール三万一、〇〇〇人、マレーシア二万六、〇〇〇人、ブルネイ六、〇〇〇人、日本五、〇〇〇人、香港二、五〇〇人、その他三、〇〇〇人となっている。なお中東諸国のなかでは、サウジアラビアが一五万人と圧倒的に多い。

一九八七年の残留数は三一万三、〇〇〇人であったから、これと比較すると一万二、〇〇〇人の減少であるが、これは中東諸国とりわけサウジアラビアの減少に由来している(鷲尾)。サウジアラビアは、外国人労働者を六〇万人削減しようとしている。付言すれば、中東での賃金水準が低下しているために、労働者は中東への出稼ぎ意欲を喪失しつつあるといわれる(日本労働協会、一二ページ)。

ここで注意しておきたいことは、残留数三〇万一、〇〇〇人というバンコク銀行の資料が、いくつかの点で不十分であると考えられることである。第一には、出稼ぎ女性の把握がなされていないことを指摘できる。その数は、現在全世界で一〇万人に達するとみられ、ビザが免除される西ヨーロッパ諸国とくに西ドイツとスカンディナビア諸国や、中東諸国および台湾、日本等に出国している〔Documentation, p. 20『朝日』一九八九年六月三〇日〕。

第二に、すでに述べてきたように、シンガポール、台湾、日本には相当数の男性の未登録労働者が存在するが、それもまたカウントされていない。なお、このほかにタイからは相当数の研修生名目の労働者が日本に送出されている。研修生は、タイに進出した日本資本の現地企業を母体になっているほか、タイのあっせん業者が日本の受け入れ側と連携して組織的に送り出しているばあいがある。

したがって、タイの海外労働者の残留数は、バンコク銀行の数字よりかなり多く、四〇—五〇万人のあいだと想定できよう。

このようにタイの海外出稼ぎは相当の量に達し、また国際収支に与える影響についても、すでに述べたように無視できない額となっている。それにもかかわらず、タイ政府が積極的な出稼ぎ奨励策をとっているとはいいがたく、その役割は、出稼ぎあっせん業者の規制・監督と、海外にいる労働者の保護に限定されている。その内容としては、悪質なあっせん業者の取り締まりや、あっせん業者にたいして未熟練な労働者の教育訓練を要求することなどがある〔鷲尾〕。

こうして、タイの海外出稼ぎのあっせんは、全面的に民間業者の手によっておこなわれている。海外職業紹介業者協会にはあっせん業者が三〇〇社ほど加盟しているが、この団体の会長は、政府のあ

っせん業者にたいする規制の強化に伴い手数料が高騰しつつあり、また出稼ぎ先の先細りにともない、あっせん業者の経営も悪化していると語っている〔日本労働協会〕。

出稼ぎ労働者が海外で稼いだ金は、住宅、耐久消費財、農業機械などに使われる。出稼ぎ売春者の出身地として良く知られているタイ北部チェンライ県、バーン郡では、送金による新しい家、家電製品、トラクター・農作業用トラックが目立っている。なお、この地域では若い男性が深刻な結婚難に見舞われている〔朝日〕一九八九年六月三〇日〕。

最後に、第一章第二節で紹介した、研修生名目で来日した北関東の金属加工工場で働いているタイのソンポンの実家を訪問したときの印象を記しておこう。

ソンポンの家は、バンコクから北へ長距離バスで数時間行った所の農村にあった。村では一〇数軒の高床式の住居が近接していた。ソンポンがあらかじめ伝えておいたおかげで、私たちはソンポンの奥さんから大変歓迎された。ソンポンの家の一間には、テレビ、ラジオ、新品の冷蔵庫などの家電製品が置いてあり、ずいぶん豊かに感じられた。これらはソンポンからの仕送りで買ったものとおもわれた。奥さんは、ソンポンが日本から送ってきた写真を見せてくれ、帰りにはハンバーグやバナナなどのお土産を渡してくれた。

#### i マレーシア

マレーシアの労働力送出の主要部分は、一〇万人に及ぶシンガポールへの出稼ぎであり、そのなかには二万四、〇〇〇人の日毎の通勤者も含まれている。このほか、台湾への未登録労働者も出現して

いる〔佐々木、第一六信〕。さらに、一九八九年以降日本への流出が急増している。マレーシアでは旅行社の設立に許可が不要なため、旅行業者を装うあっせん業者が組織的に日本に送り出しているといわれる〔『日経』一九八九年五月一九日〕。

## j インド

インド人は、日本にはまだあまり登場していない。しかしながら、インドの圧倒的な貧困と巨大な人口圧力を考えるとき、今後の出稼ぎ者の送出の動向は無視できない。

インドでは、歴史的にみれば、海外への出稼ぎよりも移住のほうがはるかに重要性をもっていた。移民としては、一五五か国に九〇〇万人が永住し、そのうち五〇〇万人が市民権をもっている。このインドで出稼ぎがクローズアップされたのは、他のアジア諸国と同じく中東の石油ブームによる労働力需要であった。

第一節で述べたように、中東諸国における一九八〇年代前半の流出数は年当たり二〇万人台にもものぼったが、一九八〇年代後半には一〇万人台へと半減した。なお、湾岸戦争による送金減は五―六億ドルとみられる〔『朝日』一九九〇年九月二日〕。

インドの海外送金の特徴として、数千に達するとみられる無認可のあっせん業者が大きな活動をしているということがあげられる。そのなかでは、パスポートやビザなしで大量の労働者を送り出すという業務も大きな比重を占めている。こうして彼らは、労働者から法外な利益を貪っているのだといえる。このような状況に対処するため、インド政府は一九八三年移民法を制定し、あっせん業者にたい

する許可制や海外におけるインド人労働者の保護のための手続きなどを定めたが、実効はあまりあがっていない。

インド人出稼ぎ労働者の特徴として、ケララ州という特定地域のウエイトが高いということを指摘できる。ケララ州はインドの南端近くアラブ海に面する小州であるが、全インドの出稼ぎ者の半数以上を送り出しているといわれる。一九八九年現在中東諸国には五〇—六〇万人のケララ人がおり、この州の一〇軒に一軒は出稼ぎ労働者を抱えているとみられる。その最大の理由は、二六%という失業率の高さに示されるこの州の貧困にある。

中東に行くケララ人出稼ぎ者の属性としては、三五歳以下が八〇%を占め、独身者が半数であり、大学中退以上の学歴をもつ者も二五%もおり、就労した経験のない者が六六%に達し、イスラム教徒の比重が極端に高く、女性がいないなどの諸点があげられる(以上は、「佐々木、第七信、Documentation, pp. 48-61」)。

## k イラン

イラン政府の発表によれば、インフレ率は二八%、失業率は二〇—三〇%にのぼる。また、日本とのあいだには序章で述べたとおり一九九二年四月まで査証免除協定があり、日本は簡単に渡航できる唯一の先進国となっていた。そのため、イラン人の若者の間では出稼ぎに行こうという「日本熱」が猛威をふるった。日本到着後、成田空港でブローカーに数百ドルの金をはらって職を世話してもらった。『朝日』一九九〇年十一月一九日。



### 第三節 アジアの受け入れ国

アジア地域で外国人労働者の流入がみられるのは日本ばかりではない。いわゆるアジア N I E S と称される諸国・地域であるシンガポール、香港、台湾、韓国のいずれも外国人労働者の受け入れ国となっている。それ以外にも、マレーシアとブルネイが受け入れ国として注目される。以下この順に検討してみたい。

#### a シンガポール

シンガポールは、外国人労働者を厳しい管理のなかで導入しているという点でとりわけ関心が寄せられている。

シンガポールでは、もともと労働力人口が少ないうえに、若年者が肉体労働を嫌う傾向が顕著になり、労働力不足を訴える声が高まっている。この国は、いわゆる単純作業における労働力需要に対処するため、以前から外国人労働者に依存していった。

正規の許可を得ている外国人労働者数は、一九九一年末に約二〇万人に達し、このほか数万人の未登録労働者がいるといわれる。そのうえに、前節でみたとおりシンガポールとの国境地区に居住して毎日シンガポールに通勤するマレーシア人が二万四、〇〇〇人いる。したがって、外国人労働者はこの国の労働人口一四五万人の約二割を占めていることになる。

シンガポールは、外国人労働者の送出国を「伝統的供給国」と「非伝統的供給国」にわけ、基本的

には前者に優先順位を与えている。伝統的供給国は、マレーシア、香港、マカオ、中国、韓国で、それ以外は非伝統的供給国ということになる。南アジア諸国については、メイドとしてのスリランカ人や特別のばあいを除いては、労働許可申請がほとんど認められない。

以下産業別に出身国をみることにしたい。小売業についても導入を認める動きがあるが、政府が受け入れを認めている産業は、製造業、建設業、ホテル業、メイド業だけである。製造業については、主として一〇万人以上に達するとおもわれるマレーシア人が外資系の工場等で働いている。彼らは、そのほとんどが中国系である。建設業については、タイ人、フィリピン人、中国人、韓国人など三万人弱が就労している。このほか台湾人もいる。メイドの導入は、シンガポール女性の就労率を高めることを目的としている。外国人メイドの数は五万人といわれており、その大多数がフィリピン人女性であるが、スリランカ人、インドネシア人もいる。

シンガポール政府は、経済の体質改善をはかるため、一九八二年以来外国人労働力への依存からの脱却を指向していた。一九八八年一月外国人雇用者数の比率が従来の特従業員比五〇%から四〇%に引き下げられ、また外国人雇用税が一九九〇年八月まで段階的に引き上げられることとなった。一九九一年末現在の外国人雇用限度率は、建設業七五%、製造業四五%、サービス業二〇%、メイド限度なしとなっている。

一九八九年四月改正出入国管理法が施行され、未登録労働者を雇う雇用者にたいして罰則が科されるほか、九〇日以上超過滞在する就労者自身にもムチ打ち刑と禁固刑が科されることとされた。これにより、三月に未登録労働者のタイ人約一万人が出頭し本国に送還されたが、とくに建設業関係の労

働力不足が深刻化したため、全員に正規のビザが与えられ、ふたたびシンガポールで就労することとなった。なお一九八九年七月までに、タイ人一人とインド人九人がムチ打ち刑に処せられた。

さらに、外国人メイドは、シンガポール国民との結婚が許されなければかりか、シンガポール滞在中の妊娠も禁止されており、六か月ごとの妊娠のテストが義務づけられている〔以上の情報は、「佐々木、第一・二・四・一〇・一八信、『朝日』一九八九年四月二〇日、七月一五日、労働省f、四一六―四一八ページ、労働省m、菅田、矢延、『日経』一九八九年二月二〇日、一九九〇年三月二七日、『バンコク・ポスト』一九九一年九月一四日、日本労働研究機構〕などから得た〕。

## b 香港

次に香港であるが、香港政府は、働力不足対策として一九八八年に公共事業の建設のために少数の外国人建設労働者の香港入りを許可した〔『日経』一九八九年一〇月三〇日〕ほか、一九八九年五月に、熟練外国人労働者の緊急受け入れ要請にもとづき「外国人技能労働者三、〇〇〇人受入計画」を施行した。この計画によれば、受入期間は延長不可の二年間で家族の同伴は認めない。ただし同年一〇月までにビザ申請があったのは二七三件（大部分が中国本土人）だけであった〔佐々木、第一四信〕。一九九一年の受け入れ枠は、熟練工二、七〇〇人、生産労働者一万人、新空港関連建設労働者二、〇〇〇人となっている〔労働省m〕。

さらに、一九九七年の返還をひかえ、香港政府は一九九〇年九月、海外に二年以上住む中国国民に限り労働目的での香港移住を認めるという労働規制緩和策を発表した〔『日経』一九九〇年一月二八日〕。ここでは女性の社会的進出が著しいために、一九八九年現在フィリピン人五万人、タイ人二、〇〇〇

○人、スリランカおよびインドネシア若干名がメイドとして就労している〔佐々木、第一四信〕。ただし香港でも、外国人労働者の定着を恐れて、きわめて厳格な方策がとられている。すなわち、メイドは解雇されたばあいにはただちに帰国しなければならず、別の雇い主に雇用されるばあいにも、一旦帰国して入国手続きをやりなおさなければならぬ〔Catholic Institute, pp. 91-94〕。

このほか、中国からの非合法な入国者も相当数に達するとみられる。すなわち、香港から中国に退去強制されている中国人数は一年間に二万七、〇〇〇—三万人にもぼっている〔『朝日』一九八九年一月五日〕。なお、一九九一年末現在、中国・マカオから一万四、〇〇〇人程度の特別受け入れがなされている〔労働省m〕。またマカオでは、一九九〇年三月中国からの不法移民三万人が住民登録を求めて大混乱が発生している〔『朝日』一九九〇年三月三〇日〕。

付言すれば、ベトナムからの難民は香港の大きな社会問題になっている。一九九二年二月現在、香港では五万八、八〇〇人のベトナム難民が滞在しているが、その大多数が経済難民である〔『朝日』一九九二年二月一八日〕。収容所は超過密状態で、その居住環境は極端に悪化している。なお、政庁は自主帰還を奨励するとともに、一九八九年二月には少数の経済難民の退去強制に踏み切った〔『朝日』一九九〇年二月六日〕。

### c 台湾

台湾は、一九九〇年までは原則として外国人労働者の就労を認めていなかった。その例外は、建設業の特定部分について、一九九〇年条件つきで入国を認められた三、五〇〇人のみであった。しかし

ながら、一九九一年より台湾はついに外国人労働者の導入に踏み切ることになった。労工委員会の発表によれば、繊維、金属、機械、動力、建設の五産業は外国人労働者を雇用できる。その雇用期間は二年以内であり、自動化と近代化に努めることが条件とされている。さらに、雇用数は工場や現場の従業員数の三分の一を超えてはならない。一九九一年の受け入れ予定数は一万五、〇〇〇人であったが、今後増加が予想されている。

このほか公共プロジェクト事業に一、二〇〇人の受け入れ枠がある。外国人の建設労働者たちは、一〇本の指の指紋と掌紋をとられ、逃亡を阻止するためにバリケードで囲われた専用宿舎で生活し、夜間には抜き打ち点呼がおこなわれる。

この措置は、これらの産業における労働力不足にたいする対応策であるとともに、増大する未登録労働者にたいする対策という意味ももっている。一九九〇年末に六万人に達したといわれる未登録労働者にたいして、台湾政府は一九九〇年から一九九一年にかけて以下のような措置を相次いで講じた。

第一は、一九九一年二月までの三か月間に出国する超過滞在者にたいしては所得税および罰金を免除するが、三月以降は断固たる処置をとるという布告であった。これによる出国者はわずか二万二、〇〇〇人にすぎなかった。そのため、労工委員会は新たに四月三〇日を期限として、今度は雇用者が未登録労働者を登録することを義務づけた。雇用者は、帰国費用相当を供託することにより、七月四日までの雇用が許されることになったのである。さらに、未登録労働者と雇用者の両方への罰則を含む「雇用・雇用サービス」法案が提出された。この法は未登録労働者にたいして一、一〇〇ドル

の罰金を、またその雇用者にたいして三年以下の懲役もしくは一万一、〇〇〇ドル以下の罰金を科せうとするものである。

これらの措置にもかかわらず、一九九一年九月現在二万人強が残留しているものとみられる〔以上は、『バンコク・ポスト』一九九一年四月六日、四月一七日、六月二三日、九月一四日、NHK取材班、一六〇ページ以下、労働省m〕。

ある資料によれば、一九九〇年一月現在の長期超過滞在者の総数は中国本土人を除いて五万四、〇〇〇人であった。その国籍別内訳は、マレーシア一万九、〇〇〇人、フィリピン九、〇〇〇人、タイ六、〇〇〇人、インドネシア五、〇〇〇人であり、これら四か国で七割強を占めている。未登録労働者は主として製造業、建設業、メイドの分野で就労している〔労働省m、五一六―五一七ページ〕。

また、数千人と推測される中国人が、政府の受け入れないという方針に反して滞在している。彼らは東南アジアの国で旅券を取得するか、密入国している（以上は、『日経』一九八九年一〇月三日）。一九八九年三月、中国・福建省から大量の中国人が漁船で次つぎと密入国しようとして大きな問題となったが、当局の必死のパトロールにより終息した〔『毎日』一九八九年九月四日〕。

#### d 韓国

他のNIE S諸国と同じように韓国にも外国人労働者が登場し始め、一九八九年現在二万人前後が未登録労働しているとみられる〔『金山日報』一九八九年五月二日〕。ただし、未登録労働者数は五、〇〇〇人弱であるという説もある〔『日経』一九八九年二月三日〕。一九九〇年には、一〇月末までに

前年の二倍以上の九四五人の外国人が未登録労働で摘発された。その国籍別内訳は、フィリピン三九%、パキスタン一四%、バングラデシュ四%などとなっており、ほとんどがいわゆる単純労働に従事していた〔『朝日』一九九〇年一月二八日〕。また、炭鉱への外国人労働者の導入を皮切りとして〔『朝日』一九九〇年三月七日〕、一企業当たり韓国人従業員比一%の外国人労働者の就労を認めている〔『パシフィック・ポスト』一九九一年九月二四日〕。なお、一九九一年に朝鮮族中国人が五万人以上入国したが、そのうち半数が超過滞在しているといわれる〔労働省m、五一三ページ〕。

#### e マレーシア

マレーシアは伝統的にプランテーションのための労働力を外国人労働者に依存していたが、一九七〇年代にあっせん業者を通じる契約ベースが主となるとともに、インドネシアをはじめ、タイ、ミャンマー、スリランカ、フィリピン、カンボジア、バングラデシュなどからの合法や未登録の労働者の新規流入が顕著となった。一九八七年のプランテーションの就業者は約二八万五、〇〇〇人であったが、極端な労働力不足にみまわれている。

前節で述べたとおり、マレーシアには大量のインドネシア人が流入しプランテーションや建設労働、インフォーマル・セクターなどに未登録労働している。その数についての推測は二〇万人から一〇〇万人にまで分散している。なお、三五万人といわれる建設業就業者のほとんどはインドネシア人だといわれている。このほかに、メイドが一九八九年現在約七、〇〇〇人おり、その大部分はフィリピン人である〔佐々木、第一六信〕。なお、桑原はフィリピン人労働者が一〇―二五万人、インドネシ

ア人は家族を含めて二〇—四〇万人という数字を紹介している〔桑原、七〇ページ〕。

マレーシアでは未登録労働者の正規化（アムネステイ）の措置が試みられている。東マレーシアのサバ州では、一九八八年八月からの定められた期間内に出頭し、いったん帰国して有効な渡航文書を取得すれば、不利益処分なしにふたたびマレーシアで稼働できることとした。期間は数回延長されたが、出頭者は一九八九年二月末までに六万一、〇〇〇人であった。また半島部では、一九八九年一月雇い主の届け出だけで労働許可が与えられる正規化措置を一時的に講じたが、帰国保証費の義務などもあつて登録数は三万人にすぎなかった〔佐々木、第一五信・一六信〕。

さらにマレーシア政府は、ブランチーション、建設業、メイドの分野での未登録労働者について、雇い主にたいする外国人雇用税を条件に、数万人にたいして最大五年までの滞在を一九九二年一月より認めると発表した〔『バンコク・ポスト』一九九一年九月一四日〕。

#### f ブルネイ

最後に、外国人労働者の受け入れ国として特殊な地位を占めるブルネイに若干触れておきたい。ブルネイは、一九八四年に独立したスマトラ島の北部に位置する人口二五万人弱の小国であるが、石油と天然ガスの存在のためにきわめて豊かである。

この国には、永住している中国系移民以外に、三万四、〇〇〇人（一九八六年）の外国人労働者が就労しており、労働力人口の三六%を占めている。産業別にみると、農林水産業で六五%、サービス業で七五%、建設業ではじつに九〇%以上が外国人労働者である。ここではあつせん業者はおらず、



外国人労働者を必要とする会社が法務局から「割り当て許可」を取得し、個別に調達する。滞在期間には二または三年で、延長は可能だがその前にいったん帰国しなければならない。出身国は、マレーシア、インドネシア、フィリピンなどである〔佐々木、第一八信〕。

このように、アジアではマレーシアを筆頭に台湾、韓国が外国人労働者を送り出すと同時に受け入れており、階段状移動がみられる。

#### 第四節 ラテンアメリカ

外国人労働者としての日系人が急増したことの背景には、ラテンアメリカ諸国の深刻な経済危機がある。これら諸国のインフレ率は軒並み年四桁台にのっている。

ブラジルのインフレ率は、一九八七年に三六六・〇%、一九八八年に九三三・六%、一九八九年にはなんと一、七六四・九%と悪化の一途をたどっている。また国内総生産の伸び率も、一九八七年に三・六%、一九八八年にマイナス〇・三%、一九八九年に三・六%と低迷を続けている。そのため一人当たり所得の伸び率も、一九八七年に一・四%、一九八八年にはじつにマイナス二・三%を記録した。また、外国にたいする債務は一、一二〇億ドルに達し、内債は国内総生産の四〇%近くを占めている。さらに一九九〇年三月、新大統領コロールは流通通貨量を一举に三分の一に縮小したため、経済活動は停滞し失業が顕著に増加しはじめた〔赤木〕。一九九〇年末、サンパウロ都市圏の失業者は約八万人に達し、全国の完全失業率も二九%というかつてない高率となっている。また、全人口の五〇

%に当たる七、〇〇〇万人が飢えの状態にある〔日経一九九〇年一月一日〕。経済の悪化にとりわけ直撃されているのは、日系人のなかの低所得層である〔赤木〕。

ブラジルから資本主義的中心国への出稼ぎ数は一九九一年現在すくなくとも六三万人に達し、その内訳はアメリカが三三万人、日本一五万人であり、このほかヨーロッパ諸国にも送出している〔渡辺・光山、一〇ページ以下〕。

出稼ぎ人口はすでに日系人口の大きな割合に達している。ブラジルの日系人口については、五〇万人台と一二〇万人台の二つの推測がある。前者については、外務省領事移住部の資料によれば、一九八六年の帰化一世および二・三世以下は五二万九、〇〇〇人強であった。なお、一九八九年現在日本国籍をもつブラジル在留邦人数は一〇万九、〇〇〇人強である〔外務省b〕。それにたいし、サンパウロ人文科学研究所がおこなった「ブラジルに於ける日系人口調査」によれば、どこかで日本人の血が混じっている者と定義される日系人口は、一九八八年に一二八万人であった〔サンパウロ人文科学研究所a〕。したがって、ブラジルの出稼ぎ者の割合は、前者であれば二割弱、後者であれば一割弱とすることになる。

ラテンアメリカの他の諸国の日系人口は、ペルーに八万人、アルゼンチンに三万人、ボリビアに六、〇〇〇人、パラグアイ七、〇〇〇人となっている〔国際協力事業団、六九ページ〕。したがって、ペルーおよびアルゼンチンの出稼ぎ者は、両国の日系人口の非常に大きな部分を占めていることになる。

このように、労働力の供給余力はそれほど大きくない。サンパウロの日本総領事館によれば、日本へ

の出稼ぎ希望者はあと一〇万人にすぎない。ある大手あつせん業者は、「若くて生きのいいのは全部、もう日本へ行っちゃったよ。いまは地方の人集めがたよりだね」と語っている『朝日』一九九〇年八月二日」。また、大学卒、管理職の者まで出稼ぎに殺到している『日経』一九九〇年九月七日」。

大量出稼ぎの急進展は、それまで存在していた日系社会を崩壊の危機に直面させている。農村部では、恒例の運動会や祭りができなくなった例も少なくなく、『日経』一九九〇年四月四日、先生が出稼ぎに行って閉鎖した日本語学校が続出している「赤木」。サンパウロの有力日系銀行では日系人行員が三〇〇人近く出稼ぎに行ってしまったため業務に支障を来している『日経』一九九〇年九月七日」。

ここで、サウパウロの近郊農業地帯でわれわれがおこなった聴き取り調査の結果を紹介しておく。日系人四、〇〇〇から五、〇〇〇家族が住むモジ・ダス・クルーゼスは、サンパウロから東へ約五〇キロ離れたところにある近郊農村である。その植民地のひとつA地区は家族数六八、人口三五〇人程度でほとんどが農業に従事している。

この地区で最初に出稼ぎに行った人が出たのは三年程前のことで、当時は黙って行って黙って帰ってくるので、周りも気づかなかったという。近ごろはだいぶ様子が違って、働き盛りなのに、出稼ぎに行かないと冗談半分に「体が悪いのか」「度胸がないのか」などと聞かれるという。いま一六家族から三九人が出稼ぎに行っている。その中には、家長七名、母親五名、若夫婦五組などが含まれている。出稼ぎに行くのは、営農のうまくいってないところが多い。最近では再出稼ぎのばあいが多くなっている。出稼ぎの動機を何人かの出稼ぎ経験者や留守家族に聞いてみると、できれば家を新しくしたい、子供の教育費を稼ぐなどとともに、若い人には日本を一度見てみたかった、一世には生きている

うちに一度帰りたいとおもっていたという答えもあった。ちなみにいえば、モジ全体では学生の出稼ぎ者がかなりあり目立っている。

加熱する出稼ぎあっせんは、ついに警察の介入を引き起こした。ブラジル連邦警察は、一九九〇年一月と二月の二回にたわり、日系旅行社とあっせん企業にたいする捜査をおこなった。一月のばあいは、労働省の認可を受けずに出稼ぎをあっせんしていることが法律に違反するという疑いであった〔藤崎、一三六―一三九ページ〕。ただし根拠となるブラジル刑法では、永住を目的としたばあいおよび自発的な移住行為については犯罪が成立しないという説がある〔山下、一八八ページ〕。

また一二月のばあいには、単に労働者派遣法などの違反のみにとどまらず、背景に「日系人だけを対象に出稼ぎを募集するのは人種差別だ」というあるラジオ放送局のキャンペーンが存在していたといわれる。なお、ブラジル憲法には人種差別禁止の規定がある〔藤崎、二三四―二三六ページ〕。

ブラジルの現地ブローカーについては第一章第一節ですでに述べたが、ペルーでは日系旅行者を主体とする悪質な現地ブローカーが暗躍している。五、〇〇〇ドルで偽日系人となるための偽造書類を用意して日本に渡航させるが、日本到着後定住ビザへの切り替えができない例が頻発している〔中日新聞〕一九九二年五月二七日〕。

ここで、本章でみてきたことを簡単に要約しておこう。外国人労働者は第三世界諸国から送出されるが、それらの諸国は経済情勢の悪化に苦しんでいる。具体的には、国際収支の危機により対外債務が累積するとともに、失業人口が増大している。

アジア諸国においては、労働力輸出はこのような状況に対応するための有効な方策として経済構造のなかの不可欠な部分を構成するに至った。すなわちこれら諸国は出稼ぎ労働の送出なしには立ちいかなくなってしまうたのである。このような構造の形成は、オイルショックの時期の中東にたいする出稼ぎを大きな引き金としている。また、アジアのなかでもNIES諸国はいずれも外国人労働者の受け入れ国となっており、外国人労働者問題は複雑な様相を呈している。

ラテンアメリカからは主として日系人が流入しているが、人材の流出により日系人社会が破壊される可能性があるとともに、日系人のみの排他的受け入れにたいして人種差別を非難する声があがっている。

## 第五章 ヨーロッパ諸国とアメリカの対応策

本章では、すでに外国人労働者の流入を経験したヨーロッパ諸国とアメリカの対応策を検討する。コーエンは、不自由労働者としての外国人労働者について、アメリカに一、一〇〇万ないし一、二〇〇万、ヨーロッパに地位は多様だがしばしば不自由な労働移民が一、五〇〇万人、南アフリカに五〇〇万人いるとしている〔Colten, 邦訳、四一ページ〕。ただし南アフリカの事例はきわめて興味深いが、ここでは取り扱わないこととする。

### 第一節 イギリスにおける旧植民地からの流入

イギリスはヨーロッパ諸国のなかでも早い時期に、主として旧植民地からの流入という形で外国人労働者問題に直面し、それへの政策的対応も早期におこなわれたという点で、旧西ドイツやフランスとは異なっている。

一九四七年イギリス政府は、「イギリス経済生活の特徴となっている人力の不足」に対処するため、海外からの労働力の導入を奨励する政策を決めた。それにもとづいて、旧敵国の難民キャンプでの採

用を中心とするヨーロッパからの志願労働者の受け入れが一九五一年まで続けられた。ローテーション原則こそ採用されなかったものの、当初の外国人労働者は定住ではなく出稼ぎが主体であった〔富岡a、第五章〕。

それとともに、旧植民地を含む英連邦諸国からの流入が顕著化した。英連邦は、白人の国々（カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）である旧英連邦と、非白人系の国々（カリブ海地域、ブラック・アフリカ、アジア亜大陸）である新英連邦に分けられるが、一九四八年のイギリス国籍法は、新英連邦諸国を含む英連邦の全市民にイギリス臣民として同じ地位を与えた。

その結果、新英連邦諸国から非白人系移民が大規模に入国しはじめた。その第一の波は一九五〇―五六年をピークにするものであって、旧英領カリブ海地域、なかでもジャマイカからの黒人たちによって構成された。その背景には、カリブ海地域からアメリカへの移住を事実上停止した一九五二年のアメリカのマッカーレーン・ウォルター法の成立がある。

それにひきつづいたものは、インドとパキスタンの分離独立にともない難民化したインド人とパキスタン人であって、一九六〇年を頂点とする大量流入があった。なお、このほかアイルランドやドイツからの移民も継続していた。

このような状況に直面して、イギリス政府は一九六二年に英連邦移民法を制定し、非白人系移民の入国を厳しく制限しようとした。この法は保証人制度を導入するとともに、入国以前にイギリスでの職が決まっているばあいには発行される雇用省発行の労働許可証の取得を移住の条件とした。

この法の制定の直前に、新英連邦からの移民の扶養家族その他が「法律ができる前に」と殺到し

た。さらにこの法の施行後も、家族に合流する妻と一六歳以下の子供に入国資格が与えられていたために、扶養家族の流入の急増がもつづいた。要するに、この法は流入した移民の家族単位の定住を促進するという役割を演じたのである。

これ以降、イギリスは主として新英連邦と植民地から到着する移民をいかに阻止するかに腐心していくことになる。一九六六年には半・非熟練労働者への労働許可証の発行が停止され、扶養家族にたいしては、その適格性の審査が厳格化された。その結果、カリブ海地域出身者については、一九六六年以降労働許可証保持者が、一九六八年以降扶養家族が急減した。

一九六八年には、旧イギリス領のアフリカ諸国でアフリカ化政策が実施され、その結果多数の南アジア系の人びとが追放された。彼らがイギリスに流入するのを制限するために、同年移民法が改訂された。さらに一九七一年には、扶養家族の入国制限を強化する改訂がなされた。

こうして、非白人系移民の旧英連邦諸国とアメリカへの再流出という現象が出現するに至る。この傾向はとりわけパキスタンからの流入者に強い。また、カリブ海地域からの移民も一九七〇年代初頭に再流出に転じた。

一九八一年には国籍法が改訂されたが、これにより一九九七年に中国に返還される香港の住民からイギリスに入国・定住する権利が原則的に奪われた。なお、一九八九年、イギリス政府は香港住民にたいして最大五万家族、二二万五、〇〇〇人に限ってイギリス市民権を保障すると発表した『朝日』一九八九年二月二二日。このように、一九六二年移民法以降の政策は、かつての植民地支配の後始末という色彩が強い。



なお、一九八一年に改訂された国籍法によれば、市民権の取得には登録ではなく帰化手続きが必要である。帰化の承認には当局の意向が強く反映されるといわれる。また、国籍の出生地主義も変更されて、父または母がイギリス市民であるばあひまたはイギリスに定住している者であるばあひに限定された。これらはいずれも、非白人系移民の定住の阻止に指向しているといえる。

このような諸対策の結果、一九八六年に許可された定住移民は四万七、〇〇〇人にすぎず、一九六二年以来最低となった。そのなかでは、減少傾向にある英連邦諸国が約六割を占める。なお、インド大陸出身者は三十一%ともっとも多い。さらにその八割は配偶者や子供等の扶養家族であり、大人は二割にすぎない〔労働省<sup>h</sup>、八八ページ以下〕。付言すれば、EC加盟諸国の人びとが労働許可証を必要としないことは、他と同様である。

労働力調査によれば、非白人系移民の人口は一九八一年に二〇〇万人を超え、一九八五年には約二四〇万人、全人口比四・四%となった〔労働省<sup>f</sup>、三二七ページ〕。なお一九八八年現在の非白人系移民は二四三万人、全人口比約四・七%と微増している〔『朝日』一九八八年五月五日〕。また白人系移民人口は、カースルズとコザックによれば一九八一年に一三二万人であり、そのなかではアイルランド人が九五万人と圧倒的多数を占めている。

一九八一年の非白人系移民の出身地の内訳は、カースルズとコザックによれば、インド六七万人、パキスタンとバングラデシュ三六万人、カリブ海地域五五万人、その他英連邦六三万人、その他アジアとアフリカ二六万人、計二四七万人となっており、南アジア出身が四割強である。なお一九八一年の全移民数は四四七万人であるが、これには上記以外の出身者が六八万人が含まれている〔Castles

& Kosack, p. 4937。

非白人系移民の大量の定住は、イギリス社会に大きな人種間緊張をもたらした。一九五八年には、ノッティンガムにおいてカリブ海地域からの黒人移民にたいする非行青少年を中心とする白人の襲撃が発生し、ひきつづいてロンドンのノッティングヒルではるかに大規模な黒人襲撃がおこなわれた。移民の側もこれに対抗したため、人種間戦争の観を呈するに至った。その結果、「イギリスを白く保て」と主張する人種主義的組織が台頭した〔富岡<sup>a</sup>、第九章〕。

これよりはるかに大規模なものが、一九八一年夏のロンドンのブリックストンにおける騒擾である。これは黒人对警官の争いに端を発し、ついには破壊・掠奪・放火へと発展した。そればかりでなく、この事件はイギリス全土の諸都市の人種騒擾の引き金となった〔富岡<sup>a</sup>、第三章〕。このような人種間紛争の多発は、イギリスの大きな特徴であるといえる。

その背景にあるものは、非白人系移民に割り当てられる劣悪な就業および居住条件である。一般的にいて、非白人系移民は白人よりも賃金水準の低い半・非熟練肉体労働に多く集中し、そのなかでは、カリブ海地域からの黒人が南アジア系よりも下位に集中している。非白人系移民は白人よりもはるかに失業率が高く、若年層で黒人ほどその程度がはげしくなる。

また、非白人系移民は住宅差別により住宅を借りることが極度に困難であったので、イギリス人の捨て去った荒廃した大都市の都心たそがれ地区に人種的コミュニティを形成し、その古い貧弱な住宅に密集居住するようになった〔富岡<sup>b</sup>〕。

非白人系移民については、第二世代の問題が起こっている。彼らは公平かつ平等な取り扱いを要求

しはじめたが、イギリス人は依然として非白人系移民としてしか扱っていない（以上イギリスについての情報は、とくに断らないかぎり〔富岡 a、Castles & Kosack, Cohen, 労働省 f、労働省 h、労働省 m〕より得た）。

## 第二節 ドイツとフランスの政策の変遷

本節では、労働力不足に対処するため出稼ぎ労働者を導入した旧西ドイツ（以下旧を省略）とフランスについて、当初の受け入れ政策、流入規制策、帰国促進策、統合政策を比較する。なお、人権擁護の施策については第五節で別に検討する。

この問題についてはすでに多くの蓄積があり、屋上屋を重ねる感があるが、政策という観点からできるだけ簡明にしかも体系的に整理してみたい（以下の情報はとくに断らないかぎり次の文献から得た。両国全般については〔Castles & Kosack, 労働省 f、労働省 h、労働省 m〕、西ドイツについては、〔森田、第七—八章、森、第三章、手塚 a、第三部、広渡 q〕。フランスについては、〔林 a、Gasparde et Servan-Schreiber, 梶田、四—五章、宮島・梶田ほか、第三章、花田 a〕）。

西ドイツは、第二次世界大戦直後には、旧東ドイツからの流入も手伝って失業率がかなり高かったが、一九五〇年代後半に労働力不足に転じた。そのため西ドイツ政府は、一九五五年イタリアと労働者募集協定を結び労働者を導入した。そのうち同種の協定は、スペイン、ギリシア、トルコ、ポルトガル、ユーゴスラビアなどのあいだに次つぎに結ばれていった。採用の方法は、連邦労働局が協

定相手国に事務所を設置し、西ドイツの雇用主の要請に応じて募集するというものであった。

西ドイツはローテーション原則を推進しようとした典型的な国である。ローテーション原則とは、単身者を一定期限付きで雇用し、期間終了後は帰国させるというものであった。しかしながら、一九六〇年代後半から外国人労働者が著増するとともに、彼らは帰国しようとせず、家族を呼び寄せて定着化する傾向が顕著となっていた。こうして西ドイツ政府が規制策に転じた一九七三年には、トルコ人を始めとする外国人労働者が二六〇万人、滞在者が三九七万人の多数に達してしまったのである〔労働省h、一〇ページ〕。

ローテーション原則の崩壊の直接的理由としては、経験を積んだ労働者を帰国させて新たに募集や訓練をしなければならないことを雇用主が嫌ったこと、外国人労働者も帰国後就労先を見つけることが困難であったことなどが指摘されている。

フランスもまた、第二次大戦後の労働力不足に対応するため、外国人労働者の積極的導入をはかった。一九四五年に設立された国立移民局は、雇用主を登録し政府間協定により労働力を供給しようとするものであった。その原則はあくまでも出稼ぎであり、外国人労働者は一時的に滞在したのち帰国するものと考えられていた。この「回転ドアのシステム」〔Gaspard et Servan-Schreiber〕は、一九五〇年代末から一九六〇年代末までのおよそ一〇年間機能し続けた。その背景には、外国人をできるだけ拒もうとしない移民庇護の発想があった。

しかしながら、単に南・東ヨーロッパ人ばかりでなく、アルジェリア、モロッコ、チュニジアなどのマグレブ諸国出身者や、西アフリカからの黒人の流入も激増して、西ドイツと同じように定着化の

傾向が顕著となった。そればかりでなく、未登録移民の流入が著しくなり、一九六八年には合法移民の八一%を占めた〔Castles & Kosack, p. 36〕。これは経済の必要を考慮する行政側のある程度の黙認の結果でもあった。一九七五年の外国人数は三四四万人、国籍取得者数は一三九万人に達した〔労働省h、五八ページ〕。

一九七三年の石油危機はヨーロッパ全体に不況と失業者の増加をもたらし、各国は相次いで外国人労働者の流入規制に転じた。西ドイツ政府も、一九七三年外国人労働者の募集停止をおこない、EC加盟国以外からの外国人労働者の参入を厳しく制限した。EC諸国に関しては、条約により労働力の流動を阻止しないこととされている。

西ドイツにおける外国人労働者の規制は、滞在許可制度と労働許可制度によっておこなわれている。滞在許可は一九六五年に施行された外国人法に根拠があり、連邦労働社会省が最終的な決定権をもつ労働許可を保有していない者には与えられない。

労働許可には、五年間あるいは無期限有効な特別労働許可と、労働市場の状況に応じ、地域的な限定を受け、最高二年間有効である一般労働許可の二種類がある。一般労働許可の新規発給は、規制政策により外国人労働者の家族および難民に限られている。

西ドイツにおける外国人数の増大の大きな原因となった家族の呼び寄せについては、一九六五年に定められた規則によれば、一年以上滞在し、確実に仕事をもち、十分に広い住居がありさえすれば、配偶者と子供を呼び寄せることができた。しかしながら、一九八一年には規制が厳格化され、一六歳以上の子供、本国で父あるいは母と一緒に住んでいる子供は呼び寄せることができなくなった。

フランスについても、石油危機に対応して一九七四年に新規流入および家族呼び寄せの停止措置がとられた。ただし、EC域内での労働者の自由移動は一九七〇年に承認されている。フランスの規制も、滞在許可制度と労働許可制度によってなされている。これは一九四五年の「外国人のフランス入国・滞在に関する大統領令」によるものである。

一九七四年以前にも流入規制が試みられたが、そのなかには一九六七年の未登録入国者を雇用した企業を処罰する規定、あるいはマグレブ諸国および西アフリカ出身者の定着を阻止しようとした一九六八年の移民規制の厳格化などが含まれている。

一九七四年以降も、保守政権の時期には規制が強化され社会党政権の時期には緩和されるという傾向があり、一貫して規制を継続している西ドイツとは異なっている。一九八一年の社会党政権の成立とともに、とくに滞在規制違反を理由とする退去強制を除去するなどの緩和策がとられたため、外国人労働者が急増した。その結果、一九八四年には労働・滞在許可が厳格化され、流入が急減した。

一九八六年の保守政権の成立とともに、未登録労働者の源泉となる観光目的の入国の規制がおこなわれた。現在新規の労働許可は、外国人滞在者の家族を除いてほとんど認められていない。

家族呼び寄せについてのフランスの政策は動揺している。一九七四年の停止措置は一九七六年に撤回され、その翌年ふたたび三年間にわたり停止されたあと、再度撤回された。一九八四年の政令では、一定の住居および収入を前提として、配偶者と一八歳未満の子にかぎって呼び寄せることができるとされている〔林b、一三七ページ〕。

新規流入の規制とともに、外国人の帰国促進がはかられている。西ドイツでは、失業者は一定の期

間の後に留資格を失う。さらに一九八三年には、「外国人帰国促進法」(一九八四年まで実施)により、僅かな帰国一時金の支給と引き替えに排除がはかられた。また母国での住宅取得を補助しようとする「帰国外国人住宅取得援助法」は、一九八六年に実施された。

これらの措置も手伝って、一九八八年までの一〇年間、毎年三十七万人以上が帰国した。それにもかかわらず、現在に至るまで、外国人が全人口の七%を占めるといふ水準は恒常的に維持されている。それは、家族の呼び寄せと、西ドイツ生まれの外国人が増え続けていることによる〔手塚 a、一六二ページ〕。

フランスにおいても、さまざまな帰国促進措置が講じられている。外国人労働者が職を失ったときには、一定期間内に就職しないかぎりフランスから去らねばならない。また、一九七〇年に帰国奨励制度が設立され、八〇年に法制化された。一九七七年には帰国旅費支給による奨励がなされた。一九八〇年の帰国奨励策には渡航費や移転費の補助がある。とくにアルジェリア人については、一九八〇年の協定により特別の措置がなされている。

しかしながら、移民の同一のサンプル八〇人にたいする一九七二―七三年と一九八〇―八一年の調査結果によれば、大部分は八年後もフランスに居住し続けており、しかも家族をもつ既婚男性は誰ひとり母国に帰っていないか。た [Gasparde et Serran-Schreiber、邦訳、七四ページ]。このように、帰国奨励策に応じる外国人は年間三、〇〇〇人程度にすぎず、効果はあまりあがっていない〔『朝日』一九八八年一月二三日〕。

新規流入の規制、帰国促進とならんで、外国人政策の重要な柱となっているものは、定着した人び

との統合である。まず、その根底となる滞在や就労に関する権利の保障についてみると、西ドイツでは一九七八年に、定着している外国人労働者とその家族に無期限の特別労働許可と滞在許可を与えた。特別労働許可をもって居る外国人労働者はすでに九割をこえている〔労働省h、一四ページ〕。

それにもかかわらず、西ドイツへの帰化が少なかったことは注目される。一般に血統主義に立つ西ドイツ国籍の取得は困難であるが、外国人居住者の側も帰化への抵抗感がきわめて強い。その結果、帰化する外国人の数は年間約一万七、〇〇〇人であり、一〇年以上滞在している外国人の一・四％にすぎなかった〔手塚・渡辺ほか、一二四ページ〕。

さらに西ドイツは、外国人労働者の定着化に対処するために、外国人労働者の教育・文化・社会をも重視する統合政策を一九八〇年に打ち出している。なお、一九九一年一月から改正外国人法が施行されたが、その柱は、EC域外からの外国人の流入を引き続き抑制するとともに、合法的かつ長期にわたり居住しようとする外国人の法的地位を改善し、その経済的および社会的統合を円滑にすることにある〔広渡d、労働省k、参二ページ〕。

フランスには永住権という制度はない。帰国しない者は最長一〇年の滞在許可証の更新を繰り返すか帰化するしかない。出生地主義を原則とするフランス国籍の取得は、西ドイツにくらべてはるかに容易である。それは、本人ないし両親のどちらか一方がフランスで生まれているか、成人となる一八歳までの五年間フランスに常住していれば与えられる。しかし移民の大半は、帰化を母なる祖国への裏切りとみなしている。外国人またはその子弟のフランス国籍取得者は、一九八九年には一〇万人あまりにすぎず〔花田a、一八一ページ〕、一九四〇年代から一貫して二％台を超えることはなかった〔勞



働省h、五八ページ)。

フランスでは、とくに一九八〇年のボネ法が大きな議論を呼んだ。この法は、未登録のままフランスに滞在する外国人を、強制的な手続きに訴えても国外に退去させるという主旨をもつもので、その対象には移民の第二世代も含まれていた。この法は、一九八一年社会党政権になってから廃止され、未成年の外国人の子はどのような理由があっても退去を強制してはならないこと、一〇歳になる前にフランスに入国した子は理由のいかんを問わず追放してはならないことが立法化された。

フランスでは、「編入」(アンセルシオン)という語に象徴される政策が次第に支持を得てきている。編入とは社会的周辺に位置する移民を産業構造・社会構造のなかに組み入れ、しかも文化的相違をも重視することを意味する(「梶田b」参照)。その一環として、一九八三年に正規の移民すべてにたいして一〇年間有効で、それ以降も自動的に更新可能な単一の滞在・労働許可証明書の発行が開始された(「伊藤るりa」)。

こうして、西ドイツ、フランスの両国は移民の国となった。西ドイツにおける一九八九年現在の国籍別・地域別外国人居住者数は、トルコ一六一万人、ユーゴスラビア六一万人、イタリア五二万人、ギリシア二九万人、ポーランド二二万人、アジア諸国三九万人、アフリカ諸国一六万人、その他一〇五万人、合計四八五万人であり(「細見、三六ページ」)、一九八七年現在の外国人人口の比率は七・五%であった(「労働省m、四二四ページ」)。さらに、一九八八年現在の在住期間は、一五年以上が四二・八%、滞在権を取得できる最低居住期間の八年を超える者は六八・三%に達した(「広渡c」)。また外国人の就労数は、一九八九年に一六八万人であった(「シェーンエック、五三ページ」)。

一方フランスについてみると、一九九〇年の国勢調査結果によれば外国人数は三五八万人、人口の六・三%を占めている〔花田<sup>b</sup>〕。国籍別内訳を別の資料よりみると、ポルトガル人八六万人、アルジェリア人七八万人、モロッコ人五二万人が上位であり、マダガスカル、アルジェリア、モロッコ、チュニジア)出身者は一五〇万人で三分の一を占める。外国人の労働力人口は約一七〇万人である〔朝日〕一九八八年一月二三日〕。

このような大量の外国人の存在は大きな社会的問題を引き起こしている。経済情勢の悪化は、まず外国人を直撃する。西ドイツの外国人労働者の失業者数は一九八九年に二三万人もおり、全体の失業率が七・九%なのをたいし、外国人労働者のそれは一二・二%にも達した〔労働省<sup>k</sup>、参五三ページ〕。このような条件のもとで、外国人労働者の就労はきわめて劣悪な状況となる。トルコ人労働者に変わって実態調査をおこなったヴァルラフによれば、世界有数の製錬所では、常勤労働者を削減して四〇〇にのぼる派遣会社から外国人労働者を受け入れている。派遣会社には重層的な構造があり、各段階でピンはねがなされる。雇用には証明書もいらず、名前も聞かれなかった。

また、原子力発電所の検査や故障には、放射線による被爆が不可避のため、下請会社の外国人労働者が動員される。そればかりでなく、故郷喪失者としての彼らは毎日ドイツ人から強い屈辱、敵意、憎悪を身に受けている〔Wallraff 邦訳、一三三、一二二—一二五、三二〇ページ以下〕。

外国人労働者は借家や公共住宅など劣悪な住宅に居住し、一部ではゲットト化の様相を呈している。問題はとくに第二世代に集中的に表れ、彼らには中途退学者や失業者が多い。

事態の深刻さは、フランスでも良く似ている。移民の三つの大罪として、「失業の原因、社会保障

費・家族給付の奪取、治安の悪化」[Gaspard et Servan-Schreiber、邦訳、一四四頁—一四五頁]が糾弾される。「わが国の風景のなから有色人種が存在を一掃せよ」「フランスをフランス人に」などのスローガンが声高に叫ばれる。フランス人と外国人の相互間の非合理的な恐怖心が、言葉による非難の応酬、暴力行為、狙撃、無差別テロ事件へと拡大していく。外国人の嫌われ方の序列では、最下位に北アフリカ出身者とりわけアルジェリア人が位置し、アフリカの黒人はそれより上である。このような状況のなかで、移民排斥を主張する極右ルペンルペンの国民戦線が進出している。

ここでは、失業者約二七〇万人のうち一割強が外国人である『朝日』一九八八年一月三日。好運に就業している者も「プロレタリアートのさらに下層の者」と呼ばれ、辛く汚い建設、土木、自動車産業などの製造業、ゴミ集め、家事手伝いなどに従事している。また、彼らの住宅は、移民のための一時的な簡易住宅である仮住い団地であるばかりが多い。問題は第二世代にもっとも深刻であるが、とりわけ教育においては学業不振と中途退学者が多発している。

一九八一年の「熱い夏」の間じゅう、リヨン郊外の移民の集住地区で、移民の若者たちが車を盗み乗り回し最後に火をつけて「ロデオ」を楽しむという事件が起こったが、これは彼らのうっぶん晴らしのためであった〔林 a、一五四ページ〕。

入国規制と帰国奨励の谷間で、未登録労働者が大量に発生する。西ドイツでは、一九八二年の不法就労対策法により、未登録労働者の雇用主に罰金、労働者に刑罰を設けた。また、一九八五年の就業促進法改正により、外国人を未登録労働させた使用者に三年以下の自由刑を課し、とくに悪質な者については刑を加重することとした。それとともに、未登録労働者、未登録労働あっせん者も罰せられ

ることとなっている。

それにもかかわらず、労働許可を受けていない外国人労働者がほぼ五〇―一六〇万人、東欧諸国などから観光ビザで入国して就労している外国人が約二五万人に達したといわれた〔労働省、二九一ページ〕。彼らは法の保護外に置かれ退去強制を恐れているため、あつせん業者やそれに依存する雇用主の格好の搾取の対象になる。

フランスでも一九七六年の法律により、無許可の外国人を雇用した雇い主にたいして罰金が課せられることになっている。しかしながら、不法入国や政治亡命を装った流入が続いており、年間約一五万人が入国しているといわれる〔日経一九八九年二月二四日〕。未登録労働者数は全部で四〇万人に達するとされる〔Cohet、邦訳、一九四ページ〕。

一九八九年のベルリンの壁の崩壊とそれによりもたらされた東西ドイツの統一は、外国人労働者問題にも劇的な変化をもたらしつつある。なによりも深刻であるのは、西ドイツへの人口の大量流入である。ドイツ経済研究所によれば、一九八九年一月以来一九九一年末までに二五〇万人が西ドイツに流入した。その内訳は、東ドイツ人、外国人、ドイツ系のロシア人およびルーマニア人である。このほかに多数の亡命希望者が殺到している〔パンコク・ポスト一九九一年二月二四日〕。

ここで東ドイツの状況を整理しておくと、一九八九年末東ドイツには約一九万人、人口の一・二％の外国人が居住していた。その出身国をみると、ベトナムの六万人を筆頭に、ポーランド、モザンビークが多く、以下ソ連、ハンガリー、キューバ、ブルガリアと続いている〔細見、三〇ページ〕。そのうち約九万人は東ドイツと各国との二国間協定にもとづいた外国人労働者であった〔内藤、八八―

ジ〕。このほか、一九九〇年春東ヨーロッパ諸国から六万人以上の入国があった〔内藤、二四〇ページ〕。これらの外国人労働者の相当部分は本国の命令により帰国したが、一九九一年現在三万人以上が残留を希望しているといわれる〔NHK取材班、二〇二ページ〕。

こうして一九八九年八月から九〇年四月までの期間に、五五万人もの東ドイツ人が西ドイツへと移動したのである〔内藤、二四二ページ〕。この大量移住にもかかわらず、東ドイツの失業問題は深刻である。一九九一年現在、自宅待機を含めた実質的な失業者数は二八〇万人、全体の三〇%にのぼっている〔NHK取材班、二〇三ページ〕。したがって、東ドイツ人や東ドイツにいた外国人の西ドイツへの流入はこれからも続くとおもわれる。

また、ドイツは血統主義を原則としているため、旧ソ連や約三二〇万人に達するといわれている東ヨーロッパ諸国からのドイツ系の人びと〔シェンエック、四二ページ〕の流入を拒否することができず、その数は年平均三〇万人におよんでいる。さらに第五節でみるように、東ヨーロッパの政情不安を反映して政治的亡命の希望者が大量に殺到している。それにもなつて、西ドイツのトルコ人たちは失業の危機にさらされている。というのは、西ドイツではトルコ人を解雇して低賃金で使える東ドイツ人にかえる動きがあらわれているからである〔NHK取材班、二〇七ページ〕。

このほかドイツは、一九九〇年に東ヨーロッパ六か国と、また一九九二年にロシアと二国間協定を結び、上限を年当たり平均七万二一〇人とする請負契約労働者を導入している。そのなかではポーランドが最大であり三万四、六七〇人に達する〔労働省〕。

このような状況のもとで、右翼勢力や反よそもの運動の台頭がみられる。外国人に長期滞在、家族

呼び寄せ、社会保障、選挙権を許すなど主張する極右の共和党やドイツ民族同盟、好戦的なネオナチや若者の極右集団スキンヘッズがそれである（「シェーンエック、四六ページ以下」）。

ベルリンでは、スキンヘッズが「外国人は出ていけ」というシュプレヒコールをくりかえし、外国人にたいする暴力行為を重ねている。これは壁崩壊後西ドイツから東ドイツに広がったものであるが、今ではスキンヘッズの大半は東ドイツの若者である（内藤、九四―九八ページ）。また、とりわけ東ドイツで外国人とりわけ非白人にたいする偏見が極端に高まっていることが注目される。一九八九年夏には、東ドイツでアフリカ黒人が列車からつき落とされて殺されるという事件が起きている（「手塚・渡辺ほか、二〇四ページ」）。

このようにみてくると、統一ドイツがこれから直面するであろう移民労働者にともなう諸問題は、もはや国民国家の存在意義そのものにかかわるような広がりをもつに至るとおもわれる。

### 第三節 その他のヨーロッパ諸国

#### a スイス

本節では、イギリス、西ドイツ、フランス以外のヨーロッパ諸国の動向を概観する。まず、当初厳しいローテーション原則が採用された点で西ドイツと類似するスイスについてみることにしよう（以下の情報は「Castles & Kosack, II, III」梶田 a、第六章、手塚 c）から得た）。外国人人口の規模という点で、また外国人と本国人の労働市場が二分され境界が閉ざされている点で、スイスは際立っている。

ローテーション原則における西ドイツとの相違は、公的機関ではなく雇用主による直接の募集がなされたことにある。一九五〇年代にイタリアを中心とする大量の労働者の導入があった。そしてここでも、外国人制限を求める数次の国民発案の影響もあって、外国人の定住許可保有者が激増していった。

定住許可は一九三二年に制定された「外国人の滞在・定住法」にもとづき、一〇年以上の滞在を条件として与えられている。なお、帰化数はきわめて少ないが、それは帰化の手続きが極端に難しいことにも原因がある。スイスは、一九七八年の国籍法の改正の際、父系血統主義を父母両系主義に改めたが、外国人の国籍取得を恐れて出生地主義は採用しなかった。

流入規制については、一九七五年と一九八六年の「外国人制限令」によってなされている。一九八六―八七年にはわずか一万人以内の年間滞在者が受け入れられた（以上は「手塚c」）。

この国は一九九〇年に一〇四万人の外国人人口をかかえ、人口に占める比率は一五・六%である（労働省m、四五二ページ）。このほかに、一〇万人が毎日国境を越えて通勤している。別の二万人は、季節労働者として最高九か月間の労働許可を与えられている（Cohen、邦訳、一九八ページ）。

外国人は主として低賃金非熟練部門に就業しているが、外国人のための特別の施策はあまりない。これは遠隔地の者、とりわけ非ヨーロッパ人が少ないことにも由来するとおもわれる。

## b スウェーデン

スウェーデンは、第二次大戦後フィンランド、ユーゴスラビア、ギリシア、トルコなどから外国人

労働者の受け入れをおこなったが、一九六七年の移民規制法により北ヨーロッパ圏を除く地域からの移民が規制され、一九七二年以降労働移民の入国は全面的に停止された。その結果、一九九〇年現在外国人の流入方法のうち一番多いものは「関係者流入」、次いで政治的難民となった。

規制策とともに統合策もとられている。一九六七年には移民は永久的な居住者であり、新たなスウェーデン人とみなし、また、スウェーデン国民と同等の社会的・経済的機会を提供するとされた。一九七五年には、(1)社会的・経済的な平等な機会の提供、(2)移民がその文化および言語を発展させるための選択の自由、(3)従来からのスウェーデン人および新たなスウェーデン人のあいだの協調を柱とする移民法がスウェーデン議会で決議された。

おそらく世界で最初に母国語教育をはじめた国といわれるスウェーデンでは、少なくとも片親がスウェーデン語以外を母国語としている子供は母国語教育を受ける権利があるとされている。一九九〇年現在、義務教育学校では八四か国語の教育が六万三、四九九人にたいしてなされている（『朝日』一九九〇年八月一日）。

一九九〇年現在、総人口一、〇〇〇万人にもみたくないスウェーデンには四八万人の外国人が在住しており、その内訳は北ヨーロッパ一九万人、北ヨーロッパ以外のヨーロッパ一二人、アジア一〇万人が多く、以下南アメリカ、アフリカ、北アメリカと続いている。このほかに帰化によりスウェーデン市民権を獲得した者が三九万人もあり、他のヨーロッパ諸国と比較して例外的に帰化者の比率が高い。これは、この国の統合政策の成功を意味するものであるとおもわれる（以上の情報は、「岡沢、二五八ページ」から得た）。



## c オランダ

一九七九年現在、オランダにはオランダ国籍をもつ植民地系移民（スリナム系一九万人、アンティル諸島系七万人、南モルッカ諸島系四万人）のほかに、二国間協定にもとづき一九六〇年代から労働者として導入された外国人が六二万人おり、総人口の四・二%を占めている。そのなかでは、トルコ人一八万人とモロッコ人一四万人の比重が大きい。

一九七〇年代後半になると、オランダ政府は外国人労働者の規制策に転じた。一九七六年には新規の就労許可証の発行が停止され、また一九七八年には未登録労働者の摘発と企業が雇う外国人労働者に上限を設定することを趣旨とする雇用許可制度を創設した〔下平〕。この制度は、オランダのほかはベルギーだけに存在している〔花見・桑原、一九七ページ〕。

ただし、オランダの外国人労働者にたいする規制は、ヨーロッパのなかでは例外的に厳格でないため、旧西ドイツなどから多くの外国人労働者が流入した〔手塚 a、二二九、二七六ページ〕。外国人の彼（女）らの失業率は高く、福祉政策への依存が指摘されている〔労働省 m、四四三ページ〕。なお、ここではスウェーデンと比肩しうる統合政策がおこなわれており、住宅や教育に重点がおかれている〔下平〕。さらに、ここでも外国人排斥を掲げる極右勢力の台頭がみられる〔Gaspard et Servan-Schreiber、邦訳、二六二ページ〕。

## d イタリア

最後に第二次世界大戦後の外国人労働者の主要な送出国であったイタリアは近年受け入れ国に転化

している。一九八九年の外国人滞在者の推定数は一一四万人であり、そのうちEC諸国以外の者は九六万人に達する〔佐藤康夫〕。なお一九八八年現在の合法的滞在者は約四〇万人、未登録労働者は約八〇万人といわれていたが、一九九〇年にその大部分が正規化された。東ヨーロッパの出身者が多いが、とりわけ問題となっているのは、セネガルなどアフリカからの黒人労働者の増加であり、その多くは路上販売などに従事している。

それについて、イタリア政府は一九八七年に「密入国防止およびEC諸国以外の移民労働者の労働条件と就職に関する法律」を施行し、新規流入の規制措置と不法入国者の原則的な退去強制を決めた（以上の情報は、『朝日』一九八八年一月二五日）。

本節の最後に、欧州経済領域（EEA）の創設についてふれておきたい。これは、物、サービス、資本とともに労働力の域内自由移動をめざすもので、一九九三年はじめより発足する。従来外国人労働者を送出していたイタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシアも加盟する。また、激動の過程にあるドイツもその中心的な構成国であるため、労働力の送出国という面で他の加盟国に大きな影響を与えることは必至である。なお、トルコは加盟を希望していたが、労働力流入へのおそれも手伝って見送られた。

#### 第四節 移民原則制限に転じたアメリカ

アメリカについての情報は、とくに断らない限り次の文献から得た [Briggs, Jr., 労働省 f、労働省 h、Cohen、手塚 a、第二一・一三章、柏木、岡部]。

ピオールによれば、アメリカへの移動・移民は二つの段階に大別できる。第一は遠距離からの移民にたいする労働需要の発展の段階であり、第二は労働市場の底辺への移民の供給の段階である。

第二の段階は、(1)初期の経済発展を支配した北西ヨーロッパからの「旧」移民の時期、(2)一九世紀末から二〇世紀初めの南・東ヨーロッパからの「新」移民の時期、(3)とりわけ第二次大戦終了時から顕著になり一九六〇年代初頭まで続く、国内移動およびプエルトリコとメキシコからの移住の開始の時期、(4)メキシコおよびカリブ海地域からの移住を中心とする一九六〇年代後半と一九七〇年代の「新」新移民期から構成される。なお「新」新移民期の移民の多くは不法入国者であった [Piore, chap. 6]。

新移民の流入に対応するため、一九二一年に国別割当制を骨子とする移民法が制定された。これがアメリカにおける本格的な移民規制の端緒である。一九五二年に移民国籍法（マッカーレン・ウオルター法）が制定されたが、その基本的性格は一九二一年法とほとんど同一であった。この法は、不法移民の輸送、滞留をおこなった者に罰金あるいは懲役を科するとしている。不法移民の過半数はメキシコ人であるが、長大なメキシコとの国境線を越えて不法移民を雇用主に供給する業者は「コヨー

テ」と呼ばれている。

カリブ海地域のなかでアメリカへの流入に最大のウェイトをもつプエルトリコは、一九一七年にアメリカの領土に併合されており移動が自由にできる。そのため、近い将来本土人口を超えるると予測されるほどのアメリカへの移住が起こったのである。またプエルトリコはカリブ海地域からの未登録移民の經由地になっており、そのなかではドミニカ人が多い。その数は合計一〇〇万人程度に達しているといわれる [Dickson & Jonas]。

アメリカでは一九六〇年代前半に公民権運動が高揚したが、一九五二年法の国別割当制は、人種差別撤廃の理想と抵触するものであった。その結果、一九六五年に新しい移民法（ハートーセラ法）が制定された。この法は国別割当制を廃止し、家族の呼び寄せと政治的亡命を認めるとともに、就労を目的とする移民には労働省による労働許可証を要求した。

この法のもとで、移民の流入が激増してアメリカへの移民の第三の波となったのである。一九七〇年代以降東および東南アジアを送出地とする移民も大規模な流入を開始した。一九八〇年代にアメリカに流入した移民の出身国の第一位はメキシコで年六万人、以下フィリピン、中国（香港、台湾を含む）、韓国、ベトナム、インド、ドミニカとなっている [日経一九八九年一月二日]。

とくにメキシコおよびカリブ海地域からの未登録移民は莫大な量に達している。メキシコ人未登録移民の数についての推定は、二〇〇万人から一、五〇〇万人まで分散しており確定しがたいが、人口統計局は一九八五年に四〇〇一六〇〇万人と推定している [Government of U. S. A. 邦訳、二七二—二七三ページ]。

なお、アメリカの産業空洞化にもかかわらず移民にたいする労働需要が発生する理由について、サッセンは、大都市で第三次部門の高所得者の需要を充足する零細かつ労働集約的な製造業やサービス業が発展しているためだと解釈している〔Sassen、邦訳、第五章〕。

このような状況に対処するため、一九八六年に改正移民法（シンプソン・マズリー法）が施行され、アメリカは史上初めて移民原則自由から移民原則禁止に転じた〔川原、第四章第二節〕。この法では就労を目的とした移民について数の上限が設定され、年間五万四、〇〇〇人までとされた。彼らには労働省より無期限の労働許可証が発給される。

この法の審議過程で、非移民で短期に就労しようとする者の入国に関して大きな論争が起こった。その主体はメキシコ人の季節的農業労働者であるが、農場主および農業団体がその雇用を望んだのにたいし、労働組合、ヒスパニック系（スペイン語使用）グループ、黒人団体などは他の産業に低賃金労働力として雇われる可能性があるとして強く反対した。結局、法務省が発給する短期労働許可により期限と数を限定することとなった。

その背景には、一九四二―六四年に実施されたブラセロ計画と呼ばれる「メキシコ人労働プログラム」にもとづくアメリカ南西部への契約農業労働者の導入がある。一九五〇年代の再盛時には年間四〇万人台が入国したが、農場主の要望もあいまって、計画終了後も実質的に入国が認められつづけてきたのである。

さらに未登録労働者に対処するため、改正移民法では雇用主にたいする処罰が始めて法制化された。無資格と知りながら、未登録労働者（不法入国者および超過滞在者を含む）を雇用・募集・雇

に関与（あつせん等）した者は民事罰および刑事罰が科せられる。民事罰の罰金は雇っている人数に応じる人数制であり、また刑事罰についても累犯者のばあいにはみ人数割で一人当たり三、〇〇〇ドル以下およびまたは六か月以下の禁固刑となっている（川原、一三一—一三三ページ）。そのため雇用主には、就労権限証明の調査義務が課せられた。

雇用人者処罰規定にたいしては、各種使用者団体が反対したばかりでなく、ヒスパニック系やアジア系のグループとともに進歩的な労働団体や宗教団体も反対した。その理由は、就労権限の調査義務により、ヒスパニックグループへの雇用差別が生じる可能性があるということにあった。

雇用人者処罰制度の帰結については、第一に密入国者数が当初こそ多少減少したものの、最近ではふたたび増加しはじめたことがあげられる。これは、雇用人者処罰規定が効果をあげなかったことを意味する。それとともに、アメリカ会計検査院の報告によれば、かなりの数の使用者が、法施行後外国人らしい外貌またはアクセントをもつものにしたがる差別的取扱いをおこない始めたとしている。

そればかりでなく、相当数の使用者がアメリカ生まれの者のみを採用し、短期労働許可をもつ者を採用しなくなった。さらに、証明書制度は複雑で、使用者は混乱し悩まされている。またこの制度は、未登録労働者が搾取に対抗するためのもつとも有効な手段である転職を制限するという指摘もある。

なお、アメリカでは一九九〇年一月ケネディ—シン普森法と呼ばれる新しい移民法が成立した。この法と一九八六年法との違いは、就労を目的とする移民の受け入れ枠が年間一四万人まで拡大されるとともに、総枠も大幅に拡大された点にある。就労を目的とする移民については、非熟練労働

者の枠が一万人に限定されるとともに雇用を創出する投資家の枠が新設された。また年齢、職歴、學歷等を点数化し、高いものから受け入れるポイント制度も新設された。

その目的は、今後予想される高度な労働力の不足への対応とともに、一九六五年法以来引き起こされたアジア系およびヒスパニック人口の増大への危惧にももつづいて（一九九〇年移民法については〔花見、労働省k、参二八ページ、労働省m、三七七ページ、柏木、二二三ページ以下、岡部、一三九―一四一ページ〕）。したがって移民原則禁止という一九八六年法の建て前が崩れたわけではないが、良質の移民についてはその受け入れを拡大しようとする思惑をもつものであると考えられる。

このように、アメリカに流入する移民は複雑な様相を呈しているが、それにとまって各エスニック集団の相対的地位にも変化がみられる。従来の人種集団は著しく上昇してヒスパニック一般より上位に立った。そしてヒスパニックのなかではメキシコ人が最下層を占めている。とくに不法入国した者の地位はきわめて低い。なお、アメリカの国籍法は出生地主義に立っている。

## 第五節 人権擁護の諸方策

前四節にわたって、外国人労働者の大波を経験した欧米諸国で、新規の流入の規制とすでに流入してしまった人びとの統合という両面的な政策が推進されていることをみた。本節では、欧米諸国における外国人労働者の人権を擁護するための諸施策について検討することにした。それは、外国人労働者にたいする政策のもっとも重要な基調音として存在しているのである。

外国人労働者の人権擁護の出発点はなによりも人種差別の撤廃にある。国連による一九四八年の世界人権宣言、一九六六年の国際人権規約の採択は、世界的な人権尊重の流れを示すものであり、そこではあらゆる差別の撤廃が中心的な課題とされてきた。そして、そのための基本的な二つの柱として、国連は「人種差別撤廃条約」と「女性差別撤廃条約」（日本での訳語「女子差別撤廃条約」）には差別的なニュアンスが感じられるので用いない」とを採択したのである。

「あらゆる形態と表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとる」という決意を表明している人種差別撤廃条約は、一九六五年の国連総会で採択され一九六九年に発効した。この条約には一九九〇年三月現在世界の大多数である一二九か国がすでに加盟しており〔内野、二五ページ〕、人権諸条約のなかでもっとも高い支持を得ている。ちなみにいえば、日本は女性差別撤廃条約にはすでに加盟したが、人種差別撤廃条約についてはようやく批准の方向での検討が開始された段階にすぎない〔朝日一九九二年三月三日〕。

そのうえに、ヨーロッパには一九五〇年に締結された「ヨーロッパ人権条約」が、アメリカには一九六九年に採択された「米州人権条約」が、それぞれ地域的人権保障機構として人種差別の撤廃をうたっている（以上は、〔内野〕）。

欧米諸国の外国人労働者にたいする差別禁止のための諸施策は、基本的にはこのような人種差別撤廃の理念に立脚するものであるといえる。

アメリカは、表現の自由の侵犯を恐れて、上述の人種差別撤廃条約にこそ加盟していないものの〔内野、二五ページ以下〕、それに代る諸施策がとられている。それらは、黒人にたいする差別の撤廃を



目指して一九六〇年代に大きな高まりがみられた公民権運動の帰結であった。すなわち一九六四年に公民権法が、一九六五年に投票権法が制定された。公民権法は、人種・宗教・皮膚の色・年齢・性別または出身国による差別を禁止している。

アメリカではさらに、「積極的差別解消策」(アファーマティブ・アクション)と呼ばれる連邦行政令により、従業員五〇人以上、政府との年間取引五万ドル以上の企業は、その所在する地域の人種構成を反映して従業員を構成しなければならない。なおこれについては、機会の平等から結果の平等へと移行させ、結果的に白人にたいする逆差別を導くものであるとして、とりわけ新保守主義の側からの批判がある〔Glazer & Moynihan b' 邦訳、第Ⅲ章〕。

なお連邦最高裁は、アメリカ市民権をもたない者についても公民権が適用されると判断している。具体的には、州法でそのような者が公務員・弁護士・土木技師になることを妨げてはならないとされた〔日本弁護士連合会、二五五ページ〕。同様に一九八六年移民法も、国籍および市民権にもとづいた雇用上の差別を禁止している〔労働省h、一二三ページ〕。

アメリカにおける外国人支援の代表的な団体は、一九八六年移民法の審議の過程で結成された。広い支持基盤をもちロビーイング活動を中心とする「全米移民難民市民権フォーラム」と、草の根レベルの運動体を結集する「移民難民の権利のための全米ネットワーク」がある〔岡部、一九九ページ以下〕。次にイギリスについてであるが、一九六五年の人種関係法は、公共の場所における皮膚の色、人種、種族、あるいは民族的血統を理由とした差別を違法とし、また住宅の賃貸借や譲渡について人種差別を禁止し、さらに公共の場所で人種憎悪を扇動する意図で恐喝、罵倒もしくは侮辱的な文書を公

開、配布したり、そうした言辞を用いた者を有罪とした。

しかしながら、この法はとりわけ雇用において無視されたので、一九六八年の改正により、「雇用、住宅、商品の供給、公衆へのサービスとその施設、広告と告示へと法の適用範囲が拡大された〔富岡 a、第七章第一節〕。人種関係法は一九七六年にも改正され、訓練や教育が対象に含まれたばかりでなく、意図的差別とともに結果的な差別も適用範囲に含まれるに至った〔労働省 h、一一五ページ〕。

さらに人種関係法により、差別の撤廃、機会均等の促進、各人種間の融合の促進をはかるために「人種平等委員会」が設置されている〔労働省 f、三三四ページ〕。また雇用省には人種雇用相談所が設けられ、非白人にたいする雇用上の差別禁止のための政策の普及にとめるとともに、相談業務と労働者にたいする就業以前の英語教育の提供をおこなっている〔労働省 m、四四〇ページ〕。

フランスは一九七二年に人種差別禁止法を制定したが、それは国連の人種差別撤廃条約に加盟した結果であった。この法によれば、「人または人びとの集団にたいして、その出身または、民族、国家、人種もしくは特定の宗教への所属の有無を理由に……犯された名誉毀損」は刑罰を受ける〔内野、五八ページ〕。

さらにこの法は、人種差別扇動罪を新設するとともに、レストランに入れない、アパートを貸さない、就職を拒否するなどの財、役務、雇用を拒否する消極的行為、およびフランス人であることなど条件付きで財、役務、雇用を提供するばあいの両方から差別を禁止した〔日本弁護士連合会、二五六ページ〕。

この法の画期的な点は、「人種差別とたたかうことを目的とする」と規約に定めて結成され、正式

に届け出をして五年を経過した団体なら、被害者に代って訴えをおこすことができるようにしたことである。

スウェーデンは一九八六年に差別禁止法を制定し、それにもとづいて「人種差別オンブズマン」制度が発足して、苦情を処理し政策を提言している〔朝日〕一九八九年一〇月七日。なお、西ドイツも一九六九年に人種差別撤廃条約を批准している〔内野、六三ページ〕。このように欧米諸国では、人種差別の撤廃が外国人労働者の人権擁護のためのもっとも基本的な施策として推進されているのである。

さらにヨーロッパ諸国は、基本的には一九七七年に締結された「移住労働者の法的地位に関する欧州条約」により、外国人労働者およびその家族の受け入れ国の国民と同等な法的地位および権利を保障してきた。

とりわけ家族の同居については、ILO一四三号条約（劣悪な条件下にある移住ならびに移民労働者の機会および待遇の促進に関する条約）を始めとし、その保障が国際的な責任であるという認識の共有が強まっている。また社会保障に関しては、ILO一〇二号条約（社会保障の最低基準に関する条約）および同一〇三号条約（医療および疾病給付に関する条約）等にもとづいて、社会保障における本国人と外国人の機会均等が一般化している（以上は、〔日本弁護士連合会、第三部第六〕）。

旧西ドイツは、一般的にいえば他のヨーロッパ諸国とくらべて外国人の人権を保護しようという姿勢が弱かった。すなわち、一九六五年制定の外国人法の施行心得によれば、外国人には集会・結社の自由、移動の自由、職業・教育の場を選択する自由は与えられない〔Cohen、邦訳、一九一ページ〕。一

方、フランスでは、社会党政権成立後の一九八一年に外国人の結社の自由が認められた [Gaspard et Servan-Schreiber 邦訳「一二七—一二八ページ」]。

しかしながら、西ドイツは外国人労働者の人権を守るためのさまざまな制度的な試みをなしていた点で注目される。第一はオンブズマン（外国人問題専門官）制度であり、連邦・州・自治体の各レベルに設けられている。連邦オンブズマンは首相により任命され、他省庁から独立して外国人政策を統一的に管轄する。

また、自治体ごとに外国人協議会と相談員制度が設けられて、外国人の意見が自治体行政に反映されている。外国人協議会とは、外国人の代表者からなる協議会で、外国人の生活問題を中心に自治体にたいする勧告あるいは自治体との協議をおこなう。相談員制度については、連邦および州政府による予算の裏付けのもとで、宗教団体を中心にボランティアや徴兵に代わる社会奉仕としての若者が相談員をつとめており、必要に応じて行政側とコンタクトをとっている [手塚<sup>a</sup>、二七二ページ]。

外国人労働者の人権問題については、ILO（国際労働機関）による諸条約と勧告およびECによる条約と、その姿勢を継承して国連総会が一九九〇年採択した移住労働者権利条約が重要である。

ILOの一九四九年の条約（第九七号）と勧告は移住労働者一般を対象とするものであり、報酬や社会保障または組合活動などのすべての労働条件に関する内国人と平等の処遇と本国への送金を保障している。また一九七五年の条約（第一四三号）と勧告は、未登録労働者を含むすべての移民労働者の基本的な人権の尊重をうたうものである [金東勲<sup>b</sup>]。なお移民労働者にたいする社会保障の適用に関しては、一九六二年の条約（一一八号）で内国人・外国人平等処遇がうたわれ、一九八二年の条約

(一五七号)では権利の擁護が定められている。

一九七七年ECにより採択された条約は、移住労働者およびその家族の生活と労働条件について、内国民労働者と平等の処遇を確保するためにその法的地位を定めることを目的としている。ただし、その適用はEC加盟国の国民にかぎられている。なお、欧州経済領域の創設に向け一九八九年採択された「ヨーロッパ共同体労働者の基本的社会権憲章」は、移住労働者およびその家族の保護および援護を受ける権利を定めている。

国連による移住労働者権利条約の大きな特徴は、合法的な労働者とともに、未登録労働者およびその家族に注目し、移住労働者の秘密の移動と不正取引を防止し除去することを前提に、彼(女)らとその家族の人権の国際的保護を目的としていることにある。社会権の基本権としては、労働条件や社会保障などにおける内国民との平等待遇、移住労働者の子どもの名前、登録、国籍、教育への権利とともに、民族教育を含む文化的独自性の尊重と、出身国との文化的結合の維持にたいする権利が強調されている(以上は、「金東勲<sup>b</sup>、佐藤進、二章」)。

彼(女)らの人権を保障する考慮に値する施策としては、その存在の正規化(アムネスティ)がある。これは、条件はさまざまであるが、フランス(一九七三年、一九八一年、一九八二―八三年)、ベルギー(一九七四年)、オランダ(一九七五年)、アメリカ(一九八六年)、イタリア(一九九〇年)等で実施されたことがある(日本弁護士連合会、二四九ページ、CALLネットワーク、一九一ページ、花田<sup>b</sup>、佐藤康夫)。

フランスの一九八一年の正規化は、一九八一年一月一日以前に入国していることと、少なくとも一

年間安定した雇用についていることを条件としていたが、約一四万人が正規化された。これは予想された数より少なかった〔手塚・渡辺ほか、一七五ページ〕。また一九八二―八三年には約一三万人が正規化された〔花田b〕。

アメリカにおける正規化は、一九八六年の改正移民法により規定された。すなわち一九八二年一月一日以前に入国し、不法な状態でアメリカに居住しつづけてきた外国人は、申請により一時的在留資格を認められ、その後一八か月後には永住資格が与えられ、永住資格による居住五年後にはアメリカ市民権を得ることができるようになった〔手塚a、二二二ページ〕。その結果、三一〇万人以上の外国人が滞留と労働の権利を与えられた〔小井土彰宏〕。

またイタリアでは、一九八七年の改正移民法による特別在留権の申告期限である一九八八年九月までに正規化された未登録労働者の数は、約一万人であったと推定されている〔『朝日』一九八八年一月二五頁〕。このように、あまり実効性がなかったため雇い主にたいする条件を緩和したところ、一九九〇年には一〇万人が手続きをとった〔岡部、一七七ページ〕。現在では、滞在が一〇年になれば合法と認めるアムネステイ法が発効している〔手塚・渡辺ほか、一三六ページ〕。

ヨーロッパ諸国では、自治体レベルの参政権を外国人に認めようとする傾向が顕著になっている。たとえば一九七七年のEC議会の決議は、一般EC市民には市町村レベルの選挙権および被選挙権、一〇年以上滞在するEC市民には州・地方・県・郡等の選挙権および被選挙権、特別な要件を充足するEC市民には国レベルの選挙権および被選挙権を優先的に保障すべきであるとしている。

以下各国別に状況を概観してみよう。この問題について先進的であるのは北ヨーロッパ諸国であ

る。スウェーデンは、一九七六年から地方議会レベル（コミュニティンおよび県コミュニティン）での選挙権ならびに被選挙権および国民投票への参加権を外国人に保障している。また、国政選挙権の付与についても検討中である。

さらにデンマークは、一九七八年に北ヨーロッパ諸国出身者に、一九八一年にはすべての外国人に自治体レベルでの選挙権、被選挙権を認めた。またオランダは、一九八三年に地方自治体のレベルまでの選挙権、被選挙権を与えた。これは一九八六年の地方自治体統一選挙ではじめて行使され、相当数の外国人議員が選出された。

フランスでは、一九八一年に地方選挙への投票権を外国人に与えるという大統領の公約がなされ、一九八三年の統一地方選挙ではこの問題が大きな争点になった。そして一九八五年に、北フランスのモンサンバルロル市が初めて移民に参政権を与えた。ここでは、議決権はないが討論、提案については同じ権利をもつ準議員が三人いる。さらに、パリ北方のアミアン市も一九八六年に同じ制度を創設した。なお、ドイツについては、連邦憲法裁判所は一九九〇年一〇月ハンブルク市とシュレスビヒ・ホルシュタイン州の議会が承認した外国人の地方選挙権を憲法違反であるとする判決をくだした。これは自治体レベルでの外国人の参政権が否定されたことを意味する。ただし、社会民主党と自由民主党の一部はこれを憲法に規定すべきであると主張している。

このほかスイスのヌシャール州は、じつに一八四九年以来市町村レベルでの選挙権を、ユラ州は一九七八年以来同じ選挙権被選挙権を外国人に認めている。またノルウェー、アイルランド、スペインなどでも同様の部分的市民権が承認されている（以上の情報は、「民族差別と闘う連絡協議会、一〇七

一一二ページ、日本弁護士連合会、二五六ページ、岡沢、宮島・梶田ほか、一六ページ、手塚 a、二七五ページ、広渡 c、『朝日』一九八八年一月二四日、一九九〇年八月一四日」から得た。

ここで労働組合の対応策について触れておきたい。欧米諸国の労働組合の多くは、当初は外国人労働者の流入規制ないし排除の策をとったが、外国人労働者の増大により政策の転換を余儀なくされた（以下は、とくに断らないかぎり主として [Castles & Kosack, pp. 127 ff.] に于て）。

たとえばフランスについてみると、フランス最大の全国労組は共産党系の労働総同盟（CGT）であり、社会党系の全国労組はフランス民主労働連盟（CFDT）である。これらは、当初は外国人労働者の受け入れに消極的であった。単位組合内には外国人労働者の組合員にたいする差別がかなり存在し、たとえば役員になることを禁止する組合もあった。

これらの労組の内国人優先的な外国人労働者政策が変わるきっかけとなったのは、外国人労働者の主導のもとにおこなわれた争議であった。すなわち、一九八二―八三年の連鎖反应的な自動車工場のストライキがそれである。

その典型としてのパリ郊外のボワシィ工場では、一万二、〇〇〇人の従業員のうち七、〇〇〇人余りが外国人労働者で、ストライキの要求項目のなかには宗教の自由も含まれていた（林 a、二〇ページ以下）。この争議の結果、CGTは外国人労働者を自らの組合内に統合する必要にせまられ、彼らの宗教的要求を承認するに至る（梶田 a、九七ページ）。同様にCFDTも、フランス国籍者に限るとされている職場を開放する働きかけなどを始めた（『朝日』一九八八年一月二四日）。

また、イギリスでは労働組合会議（TUC）が労働運動の中心となっているが、その影響力はそれ



ほど強くなく、外国人労働者については単位組合の自由に任せるという傾向がみられた。TUCはイギリス人労働者の既得権を侵害するおそれがあるばかりには移住制限の必要を主張した。人種差別についても、TUCが移民の平等な機会を重視し始めたのはやっと一九七四年になってからである。

単位組合は、白人平組合員の偏見に反応して人種差別に傾きがちであった(以上は、「富岡a、第八章」)。外国人労働者にたいしては、内国人が利用できるばかりには就業を許さず、労働過剰時における解雇は外国人労働者からなされるなどの差別がある。

このような状況のなかでも、外国人労働者による争議が起こっている。一九七六—七七年のロンドンのグランウィック社のストライキは、アフリカから移住してきた南インド系の労働者を中心として組織された大規模な争議として名高い。労働者側は結局敗北したが、これにはTUCも積極的な支援をおこなっている〔富岡a、第一章〕。

もっとも教訓的であるのはスイスである。労働組合は外国人労働者の流入を強く規制しようとしたため外国人労働者からの疑念が強くなり、外国人労働力の増大とともに組織は総体的に弱体化した。同様に、アメリカにおける全国組織としてのAFL—CIOは、過去の労働運動の成果としての既得権の擁護のために、外国人労働者の流入規制の主要な担い手のひとつであった。その帰結は、歴大な未登録労働者との連帯が阻止され、労働運動の力が著しく弱められたということであった〔Dixon & Jonas, pp. 48ff.〕。

それになりたいし西ドイツでは、様子はかなり異なっている。西ドイツの労働組合を代表する全国組織はドイツ労働総同盟(DGB)であるが、DGBは当初から外国人労働者の流入をむしろ歓迎した。

組織への積極的受け入れがはかれるとともに、援助機関が設立された。また、一九六〇年代末には、外国人労働者の無権利状態の改善と外国人法の改定、一九七〇年代以降は社会的統合の推進が目標とされてきた〔森、第三章第四節〕。

具体的には、DGBの保証する賃金表による賃金の支給、ドイツ人と同一の健康保険・年金・失業保険の保障、社会保障掛け金の国境を越えての適用、経営協議会における外国人の選挙権・被選挙権の付与などが実現された。その結果、主要供給国からの労働者の約五〇%が組合員として組織化された〔細見、一三二―一三四ページ〕。ただし、職場レベルでは外国人労働者にたいする強い反感が存在する。

なおイタリアでは、外国人労働者が相互理解を深め自らの利益を守ろうという目的で、一九八六年に「イタリア外国人組織連合」を結成した。これには、一四か国の移民の自助組織のうち一一か国の一五組織が加わった〔『朝日』一九八八年一月二六日〕。

政治的難民の受け入れは、ある社会がどれくらい人権尊重の感覚をもっているかどうかをはかる試金石である。欧米諸国はこの点でも日本よりはるかに進んでいる。

難民ないし亡命者という用語は、英語の *refugee* に対応する。日本語では、亡命者は難民に含まれるが、そのなかでもとりわけ本国政府との対立がはっきりしている者をさすことが多い〔本間、三四ページ〕。一九五一年に国連が採択した難民条約では、難民とは「人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員または政治的意見の故に迫害を受けるおそれがあるという十分に根拠のある恐怖を有する」者と規定され、「締約国は難民の生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ

追放しまたは送還してはならない」と定められている。

難民の概念は、アフリカにおけるいわゆる飢餓難民の大量の発生によって著しく拡張された。単に政治的理由だけでなく、戦災や飢饉、あるいは経済的困窮などの理由で生命や安全が脅かされる場合には、戦災難民、飢餓難民、経済難民などという言葉が使われている。

国連難民高等弁務官事務所によれば、難民数は一九九一年現在一、七〇〇万人に達している〔労働省〕。

アメリカに流入する人びとのなかで、政治的難民は未登録移民とならぶ重要性をもっている。ただしアメリカの政治的難民は、人権問題という側面とともに、東西冷戦の当事者であったアメリカが社会主義政権の確立した地域から自国への帰依者を受け入れざるをえなかったという理由によっても生じたものである。第二次大戦後東ヨーロッパから五〇万人以上が流入し、そのうち中国革命やハンガリー動乱による難民が入国した。さらに一九五九年のキューバの社会主義化の際には、東ヨーロッパからの難民に匹敵する数が到着した。そのため一九六五年移民法は、難民枠年一万七、四〇〇人を設定するに至った。

一九七五年の南ベトナムの社会主義化はこれまでにない量の難民を生みだし、政府や軍関係者とともに「ボートピープル」が流入し続けている。それに対処するため開催された一九七九年のインドシナ難民国際会議を受けて、一九八〇年に難民法が制定された。また、この法は難民の受け入れを年五万人に拡大した。

一九八〇年のキューバ危機に際しては、キューバ人一二万五、〇〇〇人が「自由艦隊」でアメリカ

に入国したばかりでなく、黒人のハイチ人二万人が入国した〔Cohen 邦訳、一八三ページ〕。入管当局は彼らが経済的移民であると考え、メキシコからの不法入国者と同様に扱おうとしたが、市民団体などがこれに反対した。その結果、難民としての受け入れもできないが、入国制限もできないということになった。なお、エルサルバドルおよびグアテマラの未登録難民は五〇万人にのぼるとみられるが、一九九〇年司法省は彼らに滞在許可を与え合法化の端緒が開かれた〔岡部、一三三ページ〕。

ただし、一九九一年九月の軍事クーデター以後ハイチ黒人が難民ポートでアメリカへの脱出を開始し、洋上で三万四、〇〇〇人以上が救助され九、〇〇〇人以上が政治的亡命者として受け入れられたが、一九九二年五月アメリカ政府は難民ポートに帰国を強制しはじめ、大きな議論を呼んでいる〔日経一九九二年五月二九日〕。

それでは、ヨーロッパ諸国はどうであろうか。まず旧西ドイツであるが、一九四九年に発効した西ドイツの憲法は、東ドイツ人の受け入れのため難民の入国についてきわめて寛大であった。政治的亡命の手続き申請者は、一九六一年から一九九〇年のあいだに一一〇万人に達した。そのうち難民として認定された者はわずか一四万五、〇〇〇人であり、二〇万人以上が認定を待っていた。そのため、却下されてなおドイツに留まっている者も約五〇万人いた。さらに一九九〇年の亡命申請者は約二〇万人と見込まれ、そのうち六〇％は東ヨーロッパのルーマニア、ブルガリア、旧ユーゴスラビアの出身者であった〔手塚・渡辺ほか、一一七―一二八、一二七ページ〕。

フランスも基本的には難民を受け入れる姿勢を保っている。「自由のために祖国を追われた外国人に庇護を与える」というフランス憲法の条文は、早くも一七九三年に明文化されている。一九七五年

以降はインドシナ三国からの流入があり、家族を合わせると一九八〇年代半ばに二五万人が滞在してゐる [Cohen, 邦訳、一九四ページ]。

一九八九年には、政治的亡命の申請者が前年比二倍の六万人に達する見通しとなった。申請者の出身地で多いのは、トルコのほかザイル、マリ、アンゴラなどの黒いアフリカである [『日経』一九八九年二月二四日]。難民には労働許可が与えられ定住策が講じられているが、彼らをめぐるフランス国内でのテロ、政治事件が多発している。

一九七九年のインドシナ難民国際会議の結果、イギリスもインドシナ難民を引き取ることに合意し、一九八一年現在一万五、〇〇〇人が在住している [富岡<sup>a</sup>、二九ページ]。

スウェーデンでは政治的難民の流入は第二次世界大戦中から始まり、一九八九年現在一八万人に達する。この国は、従来経済難民に近い者も難民として受け入れてきたが、一九八九年末に純粋な政治的難民だけの受け入れに政策を転換した [『朝日』一九八九年一〇月七日、一九九〇年一月八日]。

本節の最後に、人権擁護の核心としての、異なる文化の尊重について述べておく。アメリカでは、公民権運動以後エスニックな言語の尊重、生活文化の維持、エスニック集団の権利の擁護が社会的に承認されて、基本的な目標としての「多文化主義」が一般的に受容されている。

この概念の提唱者ゴードンによれば、多文化主義の主張の核心は、エスニック集団がその文化的伝統から全体的な文化に寄与するとき、その文化はより豊かで多様性に満ちたものになるということにある。それは、平等の理想とともに差異を重んじる文化的民主主義の確立を目指すものなのである。

目標としての多文化主義に対立するものは、「アングロ同調」と「ルツボ」にはかならない。アン

グロ同調とは、アメリカにおけるアングロサクソンの優位性という前提に立って、それへの移民の融合をはかりとうすることを意味する。またルツボとは、アングロサクソンを含む各エスニックな文化が溶解して新しい文化を形成することを目標とする（ルツボについては、[Glazer & Moynihan a] を参照せよ）。しかしながら、ルツボとは実際にはアングロ同調の変形にはかならない。つまり、これら両者はいずれもエスニックな価値を否定するものである [Gordon]。なお近年、多文化主義に立ちながら社会的不平等の存在をも許さない多エスニック社会の理念を象徴するために、「サラダボール」という言葉がよく使われている。

フランスにおいても、「異なることへの権利」が強く叫ばれている。ここには、社会にとって異質な集団の相違が豊かさであるという、価値の多様性の積極的な肯定がある。そして各民族固有の文化を尊重し、互いに磨きあうことを目標とする「文化相互社会」という主張が強くなされるに至った [林 a、二二六ページ]。「SOS—ラシズム」は移民二世とフランス人の若い世代による人種差別にたいする抗議運動であり [岡部、一五六ページ]、「フランススーパーリュス」は参政権の行使を目標とする移民二世の組織である [林 b、一四六ページ]。

本章で整理してきたことを簡単に要約すると以下のようなになる。いずれのヨーロッパ諸国も外国人労働者の新規の流入にたいしては規制策をとっている。その歴史はイギリスにもっとも古く、一九六〇年代ローテーション政策を採用した西ドイツやフランスも一九七〇年代に規制に転じた。また、移民の国アメリカも、一九八六年以降移民の原則禁止へと方向転換をした。

ただし、すでに存在している外国人労働者については、人種差別撤廃条約への加盟や積極的差別解消策などの手段によりその人権の保護がはかれるとともに、超過滞在についても正規化の措置が講じられている。また異なる文化を承認する統合への模索が重ねられている。

## 第六章 鎖国論・開国論を超えて

### 第一節 対立する鎖国論と開国論

日本ではすでに外国人労働者に関して多くの論議がなされている。NHKテレビは、一九八九年五月二日と一日の二日間にわたり、特別番組「外国人労働者・激突討論・開国か鎖国か」を放映し多大の反響を呼んだ。このことは、外国人労働者問題がすでに日本社会全体の問題となってしまうことを反映している。これまでなされてきた論議は、この番組のタイトルにもみられるように、大きく鎖国論と開国論とに二分されてきたと考えられる。

鎖国論に共通してみられる特徴は、とりわけ西ヨーロッパの経験をもとに、外国人労働者の受け入れは処理したい難題を流入先の社会にもたらしものであるから、いまだその初発段階にある現在、いかなる手段を講じても外国人労働者を阻止すべきだと主張するところにある。

欧米諸国がどのような歴史的経緯をたどったかについては前章で概観した。要するに、彼(女)らはそれぞれの社会の「最底辺」の位置に押し込まれ、そこでは、失業・不就学・少年非行・都市ゲットーの形成などの社会問題が集中的にみられる。そればかりでなく、彼らには、世界における西ヨーロ



ッパの相対的地位の低下を代償するスケープゴートの役割が与えられ、極右勢力の格好の攻撃目標とされてきたのである。

鎖国論は、このような状況が日本にも出現するのは必至であると考えればかりか、極端なばあいは、外国人労働者の流入が日本文化の純粋性を脅かす可能性について警告する（代表例としては、「西尾」がある）。

それにしたがい鎖国論は、開国こそが日本文化の質を高める途であるというような議論（たとえば、「石川」）を別にすれば、二つの互いに相異なる発想から構成されているとおもわれる。

第一の発想は、国際化の進展するなかで日本がその責任を果たすためには、モノ・カネの自由化とならんでヒトの自由化をも実行することが必要でもあり、また他国からもそれが期待されているという論拠にもとづいている。

第二の発想は、経済界からのより現実的な要請に発している。近年日本経済の特定の分野において労働力不足が深刻化しつつあり、企業の合理化努力にも限界があるから、外国人労働者の導入をはかりたいとするものである。

まず日本政府の統一見解をみると、一九八八年五月に閣議決定された「経済運営五カ年計画」では「当面、専門的な技術、技能を有する外国人については、可能な限り受け入れる方向で対処する」とされ（「経済企画庁」、二九ページ）、また、同じく六月に閣議決定された「第六次雇用対策基本計画」では「いわゆる単純労働者については、……十分慎重に対応する」とされている（「労働省」、二二ページ）。一九八九年二月はじめて「外国人労働者問題に関する閣僚懇談会」が開催されたが、研修生

については受け入れに肯定的な意見が多く出されたものの、いわゆる単純労働者については慎重に対処するものとされた。

しかしながら、一九九一年一二月提出された臨時行政改革審議会による「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第二次答申」では、当面不法就労助長罪の厳正な適用により、不当な利益をあげている仲介業者および雇用主にたいする取締りを強化するとしながらも、現行の研修生制度にかえて、帰国後本人の就業および母国の経済社会開発に役立つ技能・技術を習得できる「技能実習制度」（仮称）を創設すべきだとした。この制度は、実習終了時点で技能評価を実施し、一定の水準に達した者について技能実習としての就労を認めるものである（臨時行政改革推進審議会）。

この答申を受けて、政府は一二月の臨時閣議で不法就労助長者の取締りを強化するとともに、外国人研修制度について新たな制度の創設を検討するとした。これは、研修ないし実習に名を借りて政府自らがなし崩しの労働開国に踏み切ったことを意味している。

しかしながら、各省庁のレベルになるとさまざまな議論があり、しかも省庁間の縄張り争いが混乱に拍車をかけている。これを大別すれば、入国管理行政の当事者である法務省と労働行政の当事者である労働省は、ともにやや鎖国論に傾斜し、外務省や若干の省庁はやや開国論に近いといえることができる。

さらに、もう少し詳しく省庁別にみると、まず法務省では、「外国人労働者入国問題検討委員会」（委員長・木村尚三郎東大教授）が、一九八九年三月に報告書を発表した「法務省h」。そこでは、いわゆる単純労働者については、いまだ国民的コンセンサスが存在していないとされ、この委員会でも

意見が分かれた。各種の条件を付けたうえで徐々に受け入れざるをえないのではないかという意見がやや多かったが、その一方で強い反対意見もあった。

ところが一九九二年五月に発表された「出入国管理基本計画」によれば、いわゆる単純労働者については従来からの姿勢を堅持しているものの、行革審の答申および閣議の決定を受けて、外国人研修生に研修後の一定期間日本人との同条件で就労を認める制度の創設を早急に検討することとされた〔「国際人流」一九九二年五月号、三二ページ〕。

次に、労働省についてみると、「外国人労働者問題研究会」（座長・小池和男京大経済研究所長）は、一九八八年三月に、労働省としては初めて外国人労働者にたいする考え方を明らかにした報告書を発表した〔「労働省c」〕。それによれば、専門・技術職や管理職などについては積極的受け入れをはかる一方、単純労働者については、受け入れないとする従来の方針を継承して、その締め出しを強める方向を打ち出している。

そのための方策として、「雇用許可制度」を提唱しているのがこの報告書の大きな特徴となっている。この制度は、事業主が事前に外国人労働者の雇用許可を取得することを要求するものであり、許可なく雇用したばあいには、雇用者に罰則が適用され、また雇用許可には一定の期限が付されることとなっている。

一九八八年一二月の労働省の「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」（座長・圓城寺次郎日本経済新聞社顧問）の意見報告〔「労働省e」〕も、ここにみられた基本方針を大筋として踏襲している。しかしながら雇用許可制度については、法務省や経済界からの反対も多かったため、事実

上先送りされた。

なお、労働省は一九九三年度から外国人を雇用する事業主に労働条件など年一回の報告を求める「外国人労働者雇用状況報告制度」を創設する意向をもっている〔『日経』一九九二年八月七日〕が、これは雇用許可制度の発想のうえにあるとおもわれる。

さらに、労働省職業安定局長の私的研究会「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会」（座長・山口浩一郎上智大教授）が一九九一年一月発表した報告書によれば、外国労働者の受け入れは発展途上国の経済発展や雇用創出につながらないばかりでなく、人手不足職種で受け入れても労働条件のよい職場に移るので効果が期待できず、また教育、職業訓練、住宅、保健衛生など広い分野で社会的コストが発生するなどの理由から、全体的に受け入れに否定的な内容になっている〔労働省k〕。

同じく同研究会専門部会が一九九二年六月に発表した報告書は、外国人労働者の受け入れにともなう税や社会保険料からなる国および自治体への便益と、それらが負担する行政コストおよび社会保険給付からなる費用を具体的に算出し、その費用が便益を大幅に上回るとしている。すなわち、仮に五〇万人受け入れたばあい、単身の出稼ぎ期、夫婦二人の定住期、学齢期の子どものいる統合期の費用の便益にたいする超過額は、それぞれマイナス二、四六〇億円、三、四一四億円、四兆一、一四五億円、合計四兆二、〇九九億円となる。このような巨額の社会的費用が予想されるため、報告書は外国人単純労働者の受け入れに慎重さを求めている〔労働省n〕。

また、一九九二年三月の労働大臣官房国際労働課による『海外労働白書』一九九二年版では、送出

国については失業が必ずしも緩和されず、出稼ぎ労働者その他の者との間に賃金格差が拡大し、出稼ぎ労働者およびその家族の生活の破壊等の悪影響が生じるとともに、受け入れ国では、労働生産性の上昇が疑問視され、労働市場の分断、賃金（上昇率）の低下、社会的コストの増大等のデメリットが生じるとしている（労働省<sup>m</sup>）。

以上のように労働省はやや鎖國的姿勢に傾斜していたが、行革審答申や閣議決定を受けて、第一章第二節で述べたように一九九二年夏ついに「外国人技能実習制度」を導入する方針を固め、部分的開国に踏み切った。付言すれば、建設省は建設労働市場に外国人の単純労働者が参入することに絶対反対の態度をとっていた。

それになりたいし、当初から開国論にやや傾斜していた省庁をみると、外務省は、経済大国としての責務があるとして、単純労働者の受け入れについてもある程度の配慮が必要であるとしていた。なお外務省は、賃金が支払われ、労働諸法令の適用を受け、かつ二国間協定による研修生受け入れ策を提起したことがある（『日経』一九八九年五月一九日）。この省は、一九八九年五月に外国人の人権侵害問題をも担当する外国人課を発足させた。また農水省と運輸省は、遠洋漁業や外航海運における国際競争力の回復に関連する部面では、受け入れに前向きな姿勢をみせている。

外国人の単純労働力の受け入れを、政府機関としてはじめて間接的な表現ながら容認する姿勢を打ち出したのは経済企画庁である。「労働力の国際間移動の国内労働市場に与える影響に関する調査研究委員会」（座長・島田晴雄慶大教授）が一九八九年四月に発表した報告書（経済企画庁<sup>c</sup>）によれば、比較的实现可能性のある選択としては、(1)現状放置型、(2)閉鎖型、(3)出稼ぎ・コントロール型、(4)イ

ンテグレーション型が考えられる。

ここでいう出稼ぎ・コントロール型とは、コントロール機関をつくって、人数・期間・分野などについて徹底的なコントロールをおこなないながら、外国人労働力を受け入れようとするものである。またインテグレーション型とは、あえて直訳すれば「統合」ということになるが、外国人を社会的に隔離したり差別したりするのではなく、コミュニティの一員として受け入れることであるとされる。ただし、それは「日本人化」を強制することではない。

そして、長期的な基本戦略としてはインテグレーション型がもっとも適当であるが、当面の緊急避難的措置として、出稼ぎ・コントロール型の対応も考えざるをえないのではないかとしている。

なお通産省については、一九九〇年五月に通産省産業政策局長の私的諮問機関である「産業労働問題懇談会」（座長・渡部福太郎学習院大教授）が発表した報告書（通産省b）は、未登録労働者の増加が労働集約化産業の合理化の遅れや国内労働者の雇用条件の悪化を招くから、違反雇用には厳格に対処すべきであるとしている。なおこの報告書は、研修生の受け入れを年五万人程度に増やすべきだとし、また中小企業による受け入れの途を拡充しようとしている。

以上政府諸省庁の態度を要約すると、ニュアンスの差はあるもののいわゆる単純労働についてはいまのところ原則として入国を認めないという点で一致している。しかしながら、実際には、日系人の大量流入の容認と研修生名目での導入の開始というかたちで部分的開国に踏み切っていることはすでに述べたとおりであり、この点で省庁レベルでのコンセンサスが成立したといえる。

一方、経済界についてみると、四大経済団体のうち日経連だけが政府の統一見解にならって、単純

労働者の受け入れについては慎重な態度を打ち出している。このような態度は一九八八年の秋頃までは、一般に共有されていたとみることができるとは、

すなわち電力・製鉄・家電メーカーなどにより設立された企業活力研究所が一九八八年七月に発表した提言によれば、単純労働者については当面受け入れをおこなわないとしている〔企業活力研究所〕。同じように、関西経営者協会が一九八八年七月に発表した提言では、「単純労働者の入国を認めないとする現行政策は変更すべきではない」とされている〔関西経営者協会<sup>a</sup>〕。なおこの方針は、一九八九年九月の報告書でも踏襲されている〔関西経営者協会<sup>b</sup>〕。

また東京商工会議所が一九八八年九月に発表した外国人労働者受け入れについての中間意見も、専門的知識・技術・技能を有するものについては受け入れを大幅に拡大するが、単純労働者については慎重に検討を継続することとなっている〔東京商工会議所<sup>a</sup>〕。

しかしながら、そのうち開国論に傾斜する議論がはじめる。民間の政策提言機関「二一世紀経済基盤開発国民会議」（議長・隅谷三喜男東大名誉教授）は、一九八八年一二月に、外国人労働者の受け入れは専門職や技術・技能労働者ばかりでなく、単純労働者についても積極的に起こさなければならぬという提言を発表した。その理由は、アジア諸国を中心に高まっている門戸開放の要求にこたえる必要があるということと、二〇〇〇年の日本は二七〇万人の労働力人口が不足するという試算があるということによる〔二一世紀経済基盤開発国民会議〕。

そして一九八九年一月、関西経済同友会は、経済団体としてはじめて、専門的な技術・技能をもたない外国人労働者を条件付きで受け入れるべきであると提言した。具体的には、外国人労働者を独

占的に雇用し企業に派遣する派遣センターを設置する。外国人労働者は、雇用期間の終了とともに帰国させる。なおセンターは、外国人労働者の処遇が日本人と同等またはそれ以上であることをチェックするとしている〔関西経済同友会〕。

一九九〇年に入ると、単純労働者の導入への要望が相次ぐようになる。関西経済連合会が一九九〇年四月に発表した提言は、現実的な受け入れ策として、職種・地域・期間を限定して就労を認める労働許可制の実施を求めている〔関西経済連合会〕。さらに外食企業の業界団体「日本フードサービス協会」は、一九九〇年五月、単身および二―三年のローテーションという条件で、労働人口の1%にあたる六〇万人を導入するという提言をまとめた〔日本フードサービス協会〕。

けれども、経済界のなかでも研修制度にある程度修正を加えた受け入れの提案が重要性を増していった。以下四大経済団体のうち日経連以外の三団体について述べる。きわめて有力な経済団体である経済同友会は、一九八九年三月に外国人の単純労働者を受け入れるひとつの方法として、「実習プログラムシステム」をおこなうべきだという提言をした。これは、現地で語学研修をしたあと国内の「受け入れ調整機構」を通じて企業で実習生として働かせ、一―二年で帰国させるというものである〔経済同友会<sup>a)</sup>〕。

さらに経済同友会は、この提言の延長のうえに一九九二年六月「新実習プログラム」と「国際ローテーションシステム」を再度提言した。それによれば、在留資格に現行の研修とは別に実習枠を新設し、賃金が支払われまた労働法が適用される実習生を受け入れる。座学は一―三か月程度にとどめ残り二―三年を実務教育にする。また帰国を確実にするため帰国積み立て制度をつくる。また日本側に



国際ローテーション機構、送り出し国側に日本センターを設置するというものである〔経済同友会c〕。また経団連は、一九九二年五月に単純労働者の未登録労働を事実上放置するようなことがあつてはならず、円滑な技術移転に貢献できる新たな研修生受け入れ体制を整備することが必要であるという内容の提言を発表した〔経済団体連合会〕。

日本商工会議所については、その下部団体である東京商工会議所が、一九八九年二月「外国人労働者熟練形成制度」の創設を提言し、一般労働分野への受け入れ形態として、中央と地方にまたがる受け入れ機構を設立し、政府間の双務的な協定に基づき、単身で二四か月以内の就労者を受け入れるという構想を公表した〔東京商工会議所c〕。この制度については、一九九〇年七月の政府にたいする要望でもくり返されている〔東京商工会議所d〕。

このほか、名古屋商工会議所は一九九〇年七月に発表した意見書のなかで、一定の研修を終えた外国人に最長二年ずつ二回、合計四年間の就労を認めること、そのため外国人研修・雇用受け入れ機構を創設することを提言している〔名古屋商工会議所〕。

なお経済同友会は、合法的に在留している外国人にとっては住みやすい日本を作り出すために、同年七月に「外国人との共生を目指して」という提言を発表している〔経済同友会b〕。付言すれば、一九八九年一月栃木県経済同友会も、二か年、二国間協定による研修生名目による外国人労働者の受け入れを提言した〔栃木県経済同友会〕。

このように、諸省庁と同様に、経済界も研修生ないしそれと類似した形式による外国人労働者の導入へと指向してきたのである。

一方労働組合についてみると、連合は一九九〇年四月にまとめた「政策・制度要求と提言」のなかで、専門的・技術的職種等以外の者は受け入れないとし、違法行為をおこなうブローカーや雇用者、未登録労働者を摘発し、未登録労働者はただちに国外退去させることを提案している。これは労働界の従来の方針を踏襲するものである〔日本労働組合総連合会〕。

ただし、連合のシンクタンクである連合総合生活開発研究所が一九九〇年一〇月発表した報告書は、開国論の色彩をもつ提案をしており注目される。すなわち、非合法法を含むなし崩しの労働市場開放ではなく、中長期を展望した受け入れの枠組みとルールを設定することが不可避であり、具体的には外国人労働者の総数と就労分野の決定、雇用許可制度の創設、社会保障の整備、自治体の選挙権の付与などを検討すべきだとしている〔連合総合生活開発研究所〕。

さらに大工・左官・小工務店主などを組織する全国建設労組総連合は、一九八七年秋の定期大会以降、外国人労働者の受け入れに反対であるとしている。その理由は、国内労働者の賃金や労働条件のさらなる低下を生む恐れがあることによる。なお、一九八九年三月造船重機労連が、単産レベルとしてはおそらく初めて、一般技能労働者としての外国人労働者の就労は認められないとする確認を経営側と交わした。このように、労働組合の大勢は圧倒的に鎖国論に傾斜している。

一方、全国労働組合総連合（全労連）は入国者の総量を限定するという条件つきで賛成の姿勢を示している（信濃毎日新聞社、五一ページ）。また、中小企業の労働者らでつくる一般労組は、一九九二年一月連合傘下の組合としてははじめて条件つきで単純労働者の受け入れを容認した〔『読売』一九九二年三月二三日〕。さらに金属機械も、受け入れのための協定基準を確認した〔『朝日』一九九二年二月一

九日]。

なお、社会経済国民会議（稲葉秀三議長）は、一九九〇年六月「労働力不足の実態と外国人労働者問題」というタイトルの『平成二年版国民会議白書』を発表したが、そのなかで高齢者や女性の活用をはかるべきで、外国人労働者を安易に導入すべきでない」と主張している（『社会経済国民会議』）。

本節の最後に諸政党の態度について触れておくと、自民党の「外国人問題検討委員会」は、いわゆる単純労働者の受け入れをも含めて検討していくとし開国に傾斜しはじめた（『日経』一九九二年二月八日）。公明党も、政党ではじめて受け入れ容認を明確にする政策提言をまとめた（『日経』一九九二年八月二十四日）。社会党は一本にまとまっているとはみなしがたい。民社党は「不法就労への厳正対処と研修生枠の拡大」、共産党は「単純労働者の原則的受け入れのための条約整備」などを提言している（『朝日』一九九〇年二月二日）。

## 第二節 世論の動向

一般の日本人は外国人労働者にたいしてどのような考えをもっているだろうか。本節では、主として各種の世論調査によりながら、世論の動向を概観することにしよう。まず、外国人労働者に関する日本人全体を母集団とする大規模な世論調査として経済企画庁、総理府による二調査、朝日新聞のよつをととりあげて、それらと比較しながら分析してみよう。

経済企画庁の調査は、一九八七年一〇月、二〇歳以上の三、〇〇〇人を対象に郵送法でおこなわ

れ、回収率は二七・九%であった（「経済企画庁a」、以下「経企庁調査」と略）。

また総理府による第一の調査は、一九八八年二月、二〇歳以上の一万人を対象に調査員による面接法でおこなわれたもので、回収率は七六・五%であった（「総理府a」、以下「総理府a調査」と略）。また第二の調査は一九九〇年一月―二月、五、〇〇〇人を対象として同じ方法でおこなわれたもので、回収率は七八・六%であった（「総理府b」、以下「総理府b調査」と略）。

さらに朝日新聞の調査は、一九八九年一〇月、有権者三、〇〇〇人を対象に調査員による面接法でおこなわれ、回収率は七九%であった（『朝日』一九八九年一月六日）、以下「朝日調査」と略）。

これらのよつつの全国調査の結果から、まず外国人労働者の受け入れの可否に関する世論の動向をみることにしよう。経企庁調査によれば、いわゆる単純労働者以外も含む外国人労働者全般を、「一定の条件をつけて受け入れらるべきである」六三・〇%、「制限を設けることなく受け入れらるべきである」一一・〇%、「認めるべきではない」四・八%、「わからない・不明」二一・二%となっている。つまり、四分の三に達する回答者が受け入れを認めているのである。

ただし、条件付受け入れ派にその職種を複数回答で尋ねると、「単純肉体労働」四・四%、「職種無制限」二三・九%となつて、単純労働については比較的消極的であるようにみえる。

一方総理府a調査によれば、「単純労働者であっても一定の条件や制限をつけて就職を認める」五一・九%、「単純労働者の就職は認めない現在の方針を続ける」二四・二%、「わからない」二三・八%となり、受け入れ容認派は半数であった。ところがb調査のばあいの回答は、「単純労働者であっても一定の条件や制限をつけて就職を認める」五六・五%、「特に条件をつけずに日本人と同じよう

に就職を認める」一四・九%、「単純労働者の就職は認めない現在の方針を続ける」一四・一%、「その他・わからない」一四・四%となり、受け入れ容認派は七割を超えている。

一方朝日調査によれば、外国人の単純労働者の受け入れに関する今後の方針としては、「条件をつけて受け入れる」五六%、「受け入れない政策を続ける」三三%、「その他・答えない」一一%となつた。

このように、単純労働者の受け入れ賛成派は五―七割台であるとともに、近年になると「わからない」などの回答が減少している。

次に、未登録労働者についての態度をみることにしよう。経企庁調査には設問がない。総理府調査によれば、未登録労働者への対応については、「暴力団関係、売春、その他悪質な場合だけ重点的に取り締まる」a調査四〇・七%、b調査四〇・六%、「法(令)に違反している以上、法(令)で定められた手続きにより全て強制送還する」a調査三七・〇%、b調査三三・六%、「労働力が不足している分野では取り締まらないでそのままにする」a調査七・三%、b調査一一・四%という結果が得られ、強制送還支持者が減って放任派が増えている。

一方朝日調査によれば、いま不法に働いている人については、「法律を改めて、合法的に働けるようにする」四五%、「法律通り厳しく取り締まる」三四%、「悪質でない限り大目に見る」一六%、「その他・答えない」一〇%と、合法化を支持する者が排除しようとする者より多い。

このように、未登録労働自体の存在を許そうとする者が半数前後に達している点で、総理府調査と朝日調査には一致がみられる。また、厳しく取り締まることに賛成した者も三分の一強と似たような

比率を占めている。

外国人労働者の受け入れの可否と未登録労働者についての態度の関係については、朝日調査にデータがある。それによれば、受け入れ容認派で合法化論者は全体の三六%、受け入れ反対派で排除しようとする者は全体の二二%にすぎず、一貫した関係がみられるとはいえないとされている。つまり、この両者をそれぞれ独立した別個の問題としてとらえている日本人が多いのである。

総理府調査には、さらに、未登録労働者が増えていることについてどうおもうかという質問がある。これにたいする回答をみると、「良くないがやむを得ない」 a 調査四五・四%、b 調査五五・〇%、「良くないことだ」 a 調査三九・〇%、b 調査三一・一%、「その他・わからない」 a 調査一五・二%、b 調査一三・〇%となっており、やむを得ないと考える者が顕著に増大して半数を超えるに至った。

経企庁調査では、外国人労働者受け入れに関する意見としてよつつの項目についての賛否を聞いている。「全くその通りである」および「ややそう思う」を賛成者として、賛成者の多い順に列挙すると、「日本人の雇用機会が奪われる心配がある」四一・二%、「労働者受け入れにより治安が悪くなる」四〇・七%、「日本の社会を活性化させる」二六・二%、「途上国の労働者受け入れは日本の責務である」二三・一%となる。

同じように総理府調査について、未登録労働者が「良くない」あるいは「やむを得ない」とする理由のうち上位五位（複数回答）を高い順にならべると、a 調査のばあいには「その人が稼いだ金で家族が暮らしているから」、「売春等で人権が侵害されたり犯罪の温床になるから」、「治安・風紀等が

悪くなるから」、「その人が納得して働いているのだから」、「高収入を求めて日本に来るのは当然だから」となる。それにたいしb調査では、「その人が得た金で家族が暮らしていけるから」、「日本の法令に違反するから」、「日本企業の人手不足を解消してくれるから」、「治安・風紀等が悪くなるから」、「売春等で人権が侵害されたり犯罪の温床になるから」の順となり、a調査とくらべて法令違反と人手不足解消を指摘する声がともに強くなっている。

また、朝日調査で外国人労働者をどう見ているかという質問にたいする回答をみると、「人手不足を補っている」二九%、「安い労働力を得られる」一六%、「受け入れは先進国のつとめだ」一四%、「治安・風紀などが乱れる」一三%、「嫌な仕事を押しつけている」一二%、「日本人の労働条件を引き下げる」六%、「その他・答えない」一〇%となり、主として安い労働力として人手不足を補っていることと認識されていることがわかる。

これら三調査を概観すると、治安や風紀の乱れおよび犯罪などにたいする恐れは、一貫して一定程度存在している。また総理府b調査では「日本の企業の人手不足を解消してくれるから」に賛成の者は四七・九%であり、朝日調査の「人手不足を補っている」「安い労働力を得られる」の合計四五%に匹敵している。さらに「受け入れは責務」という見方も、経企庁調査と朝日調査に共通して根強い支持をもっている。

次に、受け入れるばあいの条件について日本人はどう考えているであろうか。総理府調査で単純労働者について「一定の条件や制限をつけて就職を認める」と答えた者に、その条件を複数回答で聞いたところ、「期間に制限をつけ、それ以上の滞在は認めない」a調査四三・〇%、b調査四八・二%、

「国や地方自治体など責任ある機関のみが雇うことができるようにする」 a 調査三四・八%、b 調査二三・四%、「本人に限って滞在を認め、家族の呼び寄せは認めない」 a 調査一四・七%、b 調査二〇・一%、「職業別に受け入れ数を制限し、他分野への移動は認めない」 a 調査一七・八%、b 調査一七・九%、「国籍別に受け入れ数を制限する」 a 調査二〇・三%、b 調査七・七%、「その他・わからない」 a 調査一五・一%、b 調査八・一%となった。このように、期間と家族の呼び寄せの制限にたいする支持が増している。

また朝日調査によれば、入国や就職の条件をひとつ選ばせたばあい、「就労期間を制限する」二七%、「働ける企業や機関を制限する」二五%、「人数を制限する」二二%と、この三者が二割台でなつた。このほか、「特に条件をつけない」一一%、「扶養家族の入国は認めない」五%、「その他・答えない」一〇%となった。このように三調査とも期間制限がトップである。さらに、欧米で大きな問題となっている家族の呼び寄せについては、いまだあまり関心を持っていないようにみえる。

付言すれば、朝日調査には「もし隣に住むようになったらどう感じるか」という質問がある。これにたいする回答は、「社会になじめるように手助けしたい」四七%、「なるべく付き合いたくない」二〇%、「外国の文化に触れる良い機会だ」一一%、「ほかへ移ってほしい」一〇%、「その他・答えない」一二%となり、五八%が好感派、三〇%が冷淡派で、好感派は冷淡派の二倍を占めた。

以上よつつの全国調査の結果を比較検討してきた。全体的には、日本人が外国人労働者にたいして好意的にふるまおうとしている傾向が強いことが印象に残る。日本人は、いわば本国にいる外国人労働者の家族の生活を考慮して受け入れを容認し、隣人としてなるべく手助けしようとする善意をもつ



た人びとなのである。

ところで、東京都が一九九二年一―三月におこなった都民三、〇〇〇人にたいする「国際化に関する世論調査」（無作為抽出、面接法、有効回答数二、一一五）によれば、「外国人労働者が多くなるのは良いことだ」一〇・二％、「かまわないと思う」四〇・八％と肯定派の合計が五一・〇％であるのにたいし、否定派は「困ったことだ」九・五％、「あまり良いことだとは思わない」三九・四％と合計四八・九％で、肯定派がわずかに多い（無回答は〇・一％）〔東京都<sup>h</sup>〕。この結果を上掲全国四調査と比較すると、(1)無回答がほとんどなく、また(2)肯定派が減少して否定派と接近している。この調査がきわめて最近のものであることを考えると、この結果は興味深い。

企業ないし経営者の態度については、すでにある程度の調査の蓄積がある。以下、これらの調査結果を紹介する。

東京商工会議所は、会員企業五、〇〇〇社にたいして一九八八年四月郵送法による調査をおこないい、二二・六％の回収率を得た。単純労働者を含む外国人労働者一般の受け入れについては、「制限を緩和して、受け入れを現状より増やしていく」五九・三％、「現状の制限程度でよい」三六・七％、「制限を強化して、受け入れを現状より少なくしていく」三・九％となり、制限緩和を求める企業がほぼ六割に達した。緩和の内容としては、単純労働まで認めるべきだとする企業が四〇・六％にのぼっている〔東京商工会議所<sup>b</sup>〕。

また大阪商工会議所は二回の調査をおこなっている。一度目は、大阪府下に本社がある二、二五二社にたいして一九八八年八月郵送法でおこなわれたもので、回答率は三七・五％、二回目は大阪市内

に本社を有する企業を中心とした二、七六二社（一部京都府、兵庫県を含む）にたいして一九九〇年二月郵送法でおこなわれたもので、回答率は三三・〇％であった。

一九九〇年の調査結果をみると、単純労働にたずさわる外国人の増加については、「受け入れ体制整えば認める」三六・六％、「やむを得ない」二八・一％、「できるだけ抑えるべき」一八・〇％、「望ましい」七・七％、「わからない・無回答」九・七％となっている。なお、一九八八年の調査でも、外国人労働者全般を制限している入管法についてなんらかの形での変更を求める企業は六割近くにのぼっており、一九九〇年の調査結果と類似している。

外国人労働者を現在採用している企業は一・一％であるが、採用していない企業全体を二〇〇％としたときの採用計画の分布は、「今すぐ採用したい」八・九％、「一―二年内に採用したい」五・一％、「将来採用を計画」二八・五％、「計画はない」二八・一％、「わからない・無回答」二九・四％であった。一九八八年の調査では、「今すぐ」と「将来採用したい」の合計が三割強であったから、採用計画をもつ企業は著増したといえる。なお、規模別では一、〇〇〇人以上よりも九九九人以下に、業種別には製造業全般とくに機械・金属・繊維衣料と非製造業の飲食業・サービス業に受け入れの意向が強い〔大阪商工会議所 a、大阪商工会議所 b〕。

このように、企業規模別、業種別に単純労働者の受け入れについての態度の相違が存在しているのは興味深い。この問題については、第一章第二節で紹介した東京都品川労政事務所がおこなった調査が参考になる。

規模別にみると、一、〇〇〇人以上の企業では反対派が二八・四％と多いが、一〇―二九人の規模

では承認派が七八・〇%と多く、とくに無条件承認派は二三・三%に達している。また産業別にみると、無条件承認派は建設業と運輸・通信業にそれぞれ二〇・〇%、条件付承認派はサービス業に六五・九%、卸・小売・飲食業に五九・四%と他のカテゴリーより多くなっている。ちなみにいえば、単純労働者の就労が認められたばあい「積極的に雇用したい」企業は、規模別では一〇―二九人、産業別では建設業、金融・保険業、製造業に相対的に多い（東京都h）。

中小企業自体については中小企業庁による調査が存在する。中小企業庁は、一九八八年一月に「労働問題実態調査」を、一九八九年一月に「雇用問題実態調査」を実施した。ここで中小企業とは資本金一億円未満もしくは従業員三〇〇人未満の法人企業、または従業員三〇〇人未満の個人企業を指す（ただし、卸売業のばあいには三、〇〇〇万円未満または一〇〇人未満、小売業・サービス業のばあいには一、〇〇〇万円未満または五〇人未満）。

それによれば、一九八八年に外国人労働者を「採用しておらず必要性も感じない」が五六・八%、「採用していないが必要性を感じる」が一五・八%、「採用していないが必要性についてはわからない」が二五・六%、「採用している」が一・九%であった。それにたいし一九八九年になると、「採用しておらず必要性も感じない」七〇・二%、「採用していないが必要性を感じる」二六・八%、「採用している」三・二%とそれぞれ大きく増大した。

これは一九八九年の質問項目から「採用していないが必要性についてはわからない」が外されたためとおもわれる。なお、外国人労働者を必要とする理由については、高い順に「人手不足が深刻である」八〇・五%、「コストの安い労働力が得られる」三三・六%、「日本人が好まない仕事でもする」

二八・一％（複数回答）となった〔中小企業庁、第二章第二節〕。

中小企業を対象とするこのほかの調査としては、まず全国信用金庫協会が一九九一年一〇月に発表した調査がある。この調査は全国の信用金庫の取引先中小企業一万五、〇〇〇社にたいしておこなわれ、有効回答率は九六・六％であった。その結果をみると、日本の経済や社会にとって外国人労働者を受け入れることに「大いに賛成である」八・二％、「どちらかといえば賛成である」四一・九％、「どちらかといえば反対である」一六・九％、「反対である」五・〇％、「わからない」二五・五％となり、賛成派が半数に達する一方「わからない」も多い〔全国信用金庫協会〕。

また東京法人会連合会によるものがある。この調査は、会員である都内（三多摩地区を含む）に主たる事業所を有する中小法人企業（資本金一億円未満）の経営者にたいして、一九八八年一〇月郵送法によりおこなわれたものである。対象企業数は七〇〇社、有効回答率は五三％であった。その結果をみると、外国人労働者の受け入れが「場合によってはやむを得ない」とする者が六〇・四％と、「好ましくない」三三・二％の二倍弱に達した〔東京法人会連合会〕。

外国人雇用の有無別の企業の態度については、法務省による調査から情報が得られる。法務省入国管理局は、一九八八年一月有意に抽出された東証一部上場企業等大企業一、一四四社、それ以外で外国人を雇用する企業一、八五六社を対象として郵送による調査をおこない、前者については六二四社、後者については一、二七〇社の有効回答を得た。この調査の一部上場企業では従業員数一、〇〇〇人以上が七五・五％を占めるのにたいし、外国人雇用企業では四九九人以下が六九・八％を占めた。

一部上場企業についての結果をみると、積極的および条件付き受け入れ派は四五・四%、消極派が五〇・〇%となり、受け入れ派をやや上回った。それにたいし、外国人雇用企業の積極的および条件付き受け入れ派は五〇・七%であり、僅少ではあるが一部上場企業と逆転している。

さらに、未登録労働者を雇用する雇用主にたいする処罰の是非については、一部上場企業のばあい、「罰則を一層厳しく取り締まるべきである」一八・三%、「事情にもよるが、悪質な雇用者について直接罰則が及ぶこともやむを得ない」六九・四%、「現行のように、不法残留又は資格外活動といった入管法違反の共犯、ほう助犯として処罰する程度でよい」七・七%、「特に処罰する必要はない」一・五%、「無回答」九・四%となり、九割近くが罰則の強化に賛成するという驚くべき結果となっている。

それにたいし、外国人雇用企業で「罰則を一層厳しくすべき」と回答したものは二五・二%であるが、「直接罰則が及ぶのもやむを得ず」は五三・九%にすぎず、合計すると八割弱となり一部上場企業よりも低くなる〔法務省<sup>g)</sup>〕。

外食産業については、日本フードサービス協会が会員企業を対象に一九八九年九月おこなった調査によれば、回答企業一八二社のうち「積極的に受け入れられるべき」は一五・九%、「制限付きで受け入れる」五九・三%となり、四分の三以上が受け入れを支持した〔日本フードサービス協会〕。

研修生の受け入れについては、第一章第二節で紹介した労働省による調査がある。その結果をみると、国等が関与する外国人研修生の受け入れ人数については、「今後とも増やしていくべき」六四・一%、「現状維持にとどめるべき」一九・四%、「その他」一二・五%、「無回答」四・一%となった。

また、受け入れ希望については、「受け入れたいが、施設、ノウハウ等が不足しているので受け入れられない」三六・〇%、「受け入れるつもりはない」一九・二%、「協力要請があれば受け入れたい」一八・二%、「今後は積極的に受け入れたい」八・三%、「わからない」一四・九%、「無回答」三・三%となり、受け入れを希望する企業の合計は六割を超えた〔労働省〕。

また、首都圏四県が企業調査を相次いで実施している。千葉県については、一九八九年におこなった調査によれば、現在雇用している企業は四・八%で、これら企業を含んで「外国人を採用したい」二一・二%、「採用したくない」四三・四%、「わからない」三二・九%であった〔千葉県〕。次に埼玉県については、一九九〇年の調査によれば現在雇用している企業は六・三%で、これら企業を含んで、「雇用を予定」六・四%、「雇用を検討中」四・九%、「雇用に関心がある」二七・八%、「雇用するつもりはない」四一・〇%、「わからない・無回答」一九・九%となっている〔埼玉県〕。

さらに神奈川県については、同じく一九九〇年の調査によれば、「現在採用している」九・六%、「今後採用したい」四一・七%、「採用する必要がない」四一・九%、「わからない」六・二%であった〔手塚・駒井ほか、三一六ページ以下〕。茨城県については、一九九二年の調査によれば、現在雇用している企業は九・二%、「今後雇いたい」一〇・四%、「雇うつもりはない」四六・八%、「特に考えていない」三三・九%、「不明」〇・七%であった〔茨城県〕。

以下、これ以外の企業や経営者にたいする調査について、その賛否の分布だけを記しておく。大同生命保険が一九九〇年におこなった全国の経営者一、〇〇〇人にたいする調査では、「受け入れるべき」七〇・七%、「受け入れるべきではない」一一・八%、「わからない」一〇・七%であった〔大

同生命保険。また序章で紹介した一九八九年の東京都立労働研究所の調査によれば、積極的賛成派が二九・九%、消極的賛成派が三九・二%、反対派が一七・九%であった〔東京都k、図一—一八〕。

さらに、東京都民銀行が取引先の経営者にたいして一九八九年におこなった調査によれば、雇用承認派が七六・八%、反対派が九・四%であった〔東京都民銀行〕。また一九八九年の横浜商工会議所の調査では、受け入れ派が四九・九%、現状維持派が三四・八%、反対派が二・七%であった〔横浜商工会議所〕。同様に栃木県経済同友会の調査では、受け入れ派六三・八%、慎重派および反対派三六・二%となっている〔栃木県経済同友会〕。長野県経営者協会が一九九〇年におこなった調査では、外国人単純労働者の受け入れに賛成一六・二%、やむをえない六八・八%、反対一四・三%である〔長野県経営者協会〕。

以上、企業ないし経営者を対象とする調査をみてきたが、全般的にはいわゆる単純労働者を受け入れるべきだという考えがますます強くなっているといえる。しかもそれは、企業規模の小さい経営者に著しいのである。

ここで、外国人労働者を雇用している企業の外国人従業員にたいする評価をみておこう。前述した東京都立労働研究所の調査によれば、出勤状況を「良い」とする企業は五四・三%、勤務態度が「良い」は同じく四九・八%と高く、仕事のできばえについては二七・八%が「良い」、仕事ぶりについては二五・一%が「てきばえ」としている。一方否定的評価については仕事ぶりが「のろい」だけが一〇・三%であとは五%前後と低くなっている〔東京都k、図一—一六〕。

ところが、東京都信用金庫協会が一九九〇年二月取引先中小企業一万三一九社にたいしておこなっ

た留め置き後郵送による調査(回答率四三・六%)によれば、雇用経験のある企業四一九社のうち、外国人の就労に「満足」は一・二%、「まあ満足」は二九・六%、「どちらともいえない」は二〇・五%、「やや不満」は一八・六%、「不満」は一五・五%、「無回答」は四・五%となっている。すなわち、満足が四割強、不満が三割強で、東京都による調査よりも不満の程度が高いようにおもわれる。業種別には、卸売業・製造業・建設業に満足度が高く、小売業ととりわけサービス業に低い〔東京都信用金庫協会〕。なお、一九八八年の川崎市による調査では、外国人労働者を雇用中の企業のうち三六・四%が「勤勉で良く働く」を支持している〔川崎市〕。

日本人の労働者の態度については、日本化学エネルギー労働組合協議会(電力、化学、化学繊維、ゴム、紙パルプ、ガスなど)がおこなった興味深い調査がある。この調査は組合員を対象に一九八七年九月実施されたもので、六、五〇〇人に配布され、有効回答率は八四・一%であった〔日本化学エネルギー労働組合協議会〕。

これによれば、「必要なら外国人労働者を受け入れる」ことに、「賛成」三三%、「やむをえない」二四%、「反対」二〇%、「わからない・不詳」二三%となっている。ところでこの調査は職種別の集計をおこなっているが、現業職とそれ以外の職種に顕著な差異がみられる。すなわち、現業職のばあいには「賛成」と「やむをえない」の合計は三八・八%、「反対」は三三・三%とほとんど匹敵しているが、それ以外の職種のばあいには、それぞれ六八・〇%と一一・九%となり、現業職は外国人労働者の受け入れにたいして強い反対の態度をとっている。

このような現業職の反対の強さは、欧米諸国で指摘されている事実と共通している。なお、現業職



以外の職種で受け入れにもっとも肯定的であるのは研究職であって、「賛成」と「やむをえない」の合計が七三・二%、「反対」が一〇・五%となっている。

地域住民の反応については、町村の指導のもとに一九八九年筑波大学がおこなった調査は興味深い結果を示している。この調査の一部は新宿区・豊島区・渋谷区・板橋区の町内会・自治会等の代表者全員にたいする郵送調査であった。豊島区についてみると、「住民から外国人に関してなにか苦情が出たことがある」が五九・六%、「ない」が三三・三%となっており、苦情のないほうがはるかに多い他の三区と顕著な対照をみせている。その内容を複数回答でみると、「ゴミ捨てのマナー」五三・五%、「話し声がうるさい」三一・三%、「アパートの賃貸契約トラブル」二六・三%が上位三位を占めている〔筑波大学c〕。

この結果は、地域での混住が地域住民の反感を高める可能性を示唆している。似たような傾向は、第三章で触れた奥田のグループによる調査結果にもみられる。豊島区内の日本人一〇五人にたいして外国人をめぐる話題・噂を聞いた結果（複数回答）をみると、八八件の総回答数のうち「部屋の使い方・契約をめぐるトラブルの話題」一五件、「万引きなど犯罪に関する噂」一四件、「ゴミの出し方など地域のルールに従わない」一〇件、「夜大勢集って騒ぐので、近所迷惑だ」という噂」一〇件、「態度が悪い、約束を守らない」という噂」一〇件、その他二九件となっている〔奥田・田嶋ほかa、一五一ページ〕。

さらに、公共政策調査会によりおこなわれた、外国人が多く居住する地域における住民意識の調査も示唆的である。この調査は、一九九〇年二月―三月、東京・埼玉・千葉・神奈川・群馬の五都県の

特定六区市のうちとくに外国人労働者が多く居住すると警察で判定された特定派出所一〇と、その周辺にあって比較的居住者が少ない派出所六を選定し、二〇歳以上の地域住民を各派出所管内当たり一〇〇人無作為抽出し、合計一、六〇〇人を得たものである。

その結果をみると、近隣に外国人がいることによる不安感については、「漠然とだが不安を感じている」四〇・二%、「不安は感じていない」三三・四%、「強い不安を感じている」三・三%、「無回答」二三・一%となった。不安感外国人が身近に居住しているものほど強い。不安の内容を複数回答で見ると、第一位が犯罪の発生、第二位が女子の夜間の一人歩き、第三位がなんととはなしの不安となっている。

この調査では、外国人労働者そのものにたいする聴き取り調査もおこなわれた。上記派出所管内から各五―七人が無作為抽出され、合計一―六人の外国人を対象に一九九〇年二月―三月に面接が実施された。それによれば、日本人とのつきあいは、「日本人の友達はいない」五一・六%、「道であいさつする程度」および「道で雑談する程度」の合計が二六・七%、「家を訪ねる程度」「親身になって相談する程度」の合計が一九・〇%、「無回答」一・七%となった。「公共政策調査会、第三・四章」。これは、外国人労働者の居住する地域の地域住民と外国人との社会的交流がきわめて希薄であることを示している。

なお、東京都が一九九一年一月におこなった都民三、〇〇〇人にたいする「都市生活に関する世論調査」(無作為抽出、面接法、有効回答数二、一〇六)によれば、外国人と個人的に「つきあいたい」八・二%、「できればつきあいたい」二六・六%、「あまりつきあいたいとは思わない」二七・

七%、「つきあいたくない」三〇・三%、「わからない」七・一%となり、つきあいたくない者の合計は五八・〇%とつきあいたい者の合計三四・八%をはるかに上回った〔東京都m〕。

これと関連して、一九九〇年夏頃から埼玉県東南部と隣接する千葉県の一部で、女性が外国人に次つぎと襲われ乱暴されたといううわさが広まった。警察では悪質なデマであるとしているが、回覧板で注意を呼びかける自治会が登場し、防犯ベルの売上げも増えた〔朝日〕一九九〇年一月二八日。同種のデマは一九九二年夏東京都小金井市、国分寺市、市川市などJR中央線沿いにも広がった。ここでは「イラン人が集団で主婦を襲い暴行する」というものだった〔朝日〕一九九二年七月四日。

外国人との社会的交流の増大がどのような結果をもたらすかについては、宮沢のグループのデータがある。このグループは、外国人労働者と接触する機会の多い埼玉県川口市および蕨市の住民および両市への通勤・通学者を対象とする意識調査を一九八九年におこなった。回答者二一四人のうち未登録労働者にたいする反感派の合計は四四・〇%に達し、好感派の二三・八%を大きく上回った。ところが、そのうち実際に交流経験のある地域住民三二人のばあいには好感派が四五・一%、反感派が三五・五%と比率が逆転した〔慶応義塾大学、七四―七五ページ〕。

付言すれば、中国人を雇っている経営者が悪感情をもち始めているという情報がある。東池袋のソバ屋は、「うちは日本語ができないと困る。中国人は、仕事場にさえいれば、その時間の給金をもらえるぐらいに考えているんじゃない」とそっけなく言い放っている〔朝日ジャーナル〕一九八九年一月二〇日号〕。

また、歌舞伎町の雇い主の中国人にたいする意見には以下のようなものがある。「注文もろくに取

らずに、座ってテレビを見ている。注意をするとプライとふてくされて店の外に行ってしまう」（飲食店主）。「出前の注文がなかなか来ない、という苦情が多くなりました。店はとっくに出たハズなのに。注文の取り違い、配達先の間違いも多くて困ります」（別の飲食店経営者）。「確かにちゃんと数えて渡したハズなのに、いつも給料の金額が足りない、と見せに来る」（ゲームセンター経営者）  
 『「ナイトレジャー」一九八九年九月二二日』。

### 第三節 在日韓国・朝鮮人と難民

日本には、ある意味では第二次大戦前から外国人労働者の流入があった。それは旧植民地朝鮮から来た人びとである。彼らの相当部分は日本に定住し、在日韓国・朝鮮人として生活している。この人びとが日本でどのような処遇を受け、どのように生きていこうとしているのかの検討は、これから必然的に入国してくる新しい外国人労働者たちの将来を判断するうえに不可欠である。

在日韓国・朝鮮人については歴大な研究の蓄積があるが、ここでは外国人労働者が日本でこれからどうなるかという視点から、必要最小限の整理をすることにしよう。

徐によれば、一九四五年までの朝鮮人の渡航は四つの時期に分けることができる〔徐〕。第一期は植民地支配がはじまった一九一〇年からの一〇年間であり、安価な植民地労働力としての渡航が開始され約三万人が流入した。第二期は世界大恐慌が起きた一九二〇年代の一〇年間で、在日朝鮮人数は約三〇万人にと増大した。

第三期は、日本が中国への侵略をはじめた一九三一—三八年であり、その数は約八〇万人に激増した。第四期は、太平洋戦争突入にもなる労働力不足を補う目的で朝鮮人が強制連行された一九三九—四五年の時期であり、連行数は七二—二六万人に達した。こうして一九四五年には二三〇万人以上の朝鮮人が在住していた。このほかに、約五—七万人の朝鮮女性が従軍慰安婦として中国や東南アジアの戦場に送られたが、敗戦後はそのまま遺棄された。

第一期から第三期にかけての職種は、土木労働者、炭坑夫、砂利採掘人夫が多数で、次いで零細中小企業の工場の労働者として働く者が多かった〔金賢汀、二二七ページ〕。また賃金については、日本人の約半額という差別がおこなわれていた〔徐、八ページ〕。

ある資料には、在日朝鮮人労働者に強制される労働条件として「一、一般に内地人のそれよりも賃金の低廉なること、二、労働時間の他より長きこと、三、危険の伴ふ仕事、穢い仕事、労苦多き仕事なること」が列挙されている〔朴<sub>リ</sub>、第二巻、九七一ページ〕。

第四期に強制連行された朝鮮人は、炭坑、土木建築、鉄鋼、農業等における作業に従事させられた〔以上強制連行については、〔朴<sub>a</sub>、四九ページ以下〕〕。このように、鉱業を別にして、建設業と中小零細製造業における三K労働に従事する低賃金労働者という存在形態および女性の搾取という性格は、現在の外国人労働者と共通している。

一九四五年の日本の敗戦により朝鮮は植民地支配から解放され、これにもなつて短期間に一五〇万人以上が朝鮮半島に帰った。しかしながら、在日歴が相対的に長くすでに生活の本拠が日本にあつた約五〇万人は、朝鮮半島における政情不安や異常なインフレ、財産の持ち帰りの厳しい制限なども

手伝って日本に残留し定住した〔大沼、一五〇ページ〕。

当時の日本政府は、平和条約によって戦争状態が終結するまで旧植民地人は日本国籍を有するといふ立場をとっていた。しかしながら、一九四五年の衆議院議員選挙法により、彼らの選挙権および被選挙権が否認された。さらに、一九四七年新憲法発効の前日に公布・施行された天皇の最後の勅令としての外国人登録令は、旧植民地人を「当分の間外国人とみなす」と規定し、外国人としての登録義務を課し、違反者には退去強制処置をおこなうこととした。これは定住している旧植民地人の国籍選択の自由を奪うものであった。

この勅令の目的は、あくまで在日朝鮮人および在日台湾系中国人にたいする取り締まり体制を確立し、それによって社会秩序を維持しようとする治安対策にあった（以上は、「大沼、第一部第三章」）。そして、こののち日本の外国人にたいする政策は、日本に定住する旧植民地人以外の人びとについても、基本的には治安対策という色彩を帯びながら現在にまで至ることになる。

治安対策の特徴としては、人権を無視あるいは軽視しながら厳重な監視体制をとること、日本への同化が強制されそれに従わない者には最終的には退去強制措置が予定されていることなどがあげられる。こうして外国人一般にたいする極端な差別構造が出現したが、それはとりわけ在日韓国・朝鮮人にたいしてもっとも厳しく作用しつづけてきた。

サンフランシスコ条約が発効し日本が独立した一九五二年に、入管法制が確立された。一九五二年の法務省民事局長通達は「朝鮮人および台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」と宣言し、在日朝鮮・台湾人を完全に入管法制のもとに置いた。その柱となったもの

は、一九五〇年に改定された父系血統主義に立つ国籍法、一九五一年に施行された出入国管理令、外国人登録令を改定し一九五二年に施行された外国人登録法であった。

日本より外国人とされた在日朝鮮人の基本的地位については、韓国が戸籍によって韓国国民とする一方、朝鮮民主主義人民共和国は血統的な民族を基準として共和国国民とした。現在韓国籍者と朝鮮籍者の比率は二対一程度で、韓国籍者が増大しつつある〔在日朝鮮人社会・教育研究所、上巻、九〇ページ〕。

一九六五年締結された日韓条約にもとづく「法的地位協定」により、在日朝鮮人のうち韓国籍をもつ申請者には「協定永住権」が与えられることとなった。また出入国管理令を改定した一九八一年の「出入国管理及び難民認定法」により、大部分が朝鮮籍であるその他の人びとにも「特例永住権」を取得することが可能となった。ただし、退去強制の要件においては協定永住権のほうが有利であった。

一九五二年の外国人登録法は、監視を目的として、外国人登録証の常時携帯・提示義務と指紋押捺制度を定めた。その違反者には体刑を含む刑罰が科せられることとされた。

それによれば、すべての外国人は入国後九〇日以内あるいは日本で出生後六〇日以内に外国人登録することが義務づけられている。この登録証には職業や勤務先の名称と所在地の記載までが要求されている。また、これまでは、一六歳以上で在留一年以上のばあいは登録時に指紋押捺が強制されていた。一六歳以上の者は、五年に一回ずつ切り替え申請をおこなわなければならない。これらの手続きの違反それぞれについて、懲役一年以下あるいは罰金二〇万円以下などの刑罰が定められている。

指紋押捺の強制については、人權の侵害であるとして外国人が拒否する事例が多発した。一九八五年には、初めて指紋をとられる一六歳の少女が四二人も押捺を拒否した〔徐、六六ページ〕。

法務省の調査によれば外国で実際に指紋をとっている国は二五か国に留まり、アメリカ、スペインとポルトガル以外はすべてラテンアメリカとアジアに限定されている。しかもアメリカ以外はすべて自国民にも押捺の義務がある。したがって、外国人だけに押捺させているのはアメリカだけである〔田中b、九二ページ〕。そのうえ大沼によれば、アメリカでは移民および永住権取得のばあい以外は事実上おこなわれていない。大沼は、このように指紋押捺の普遍性がないばかりでなく、不正登録の減少をもたらすという実効性についても、さらに本人であるという同一人性確認の必要性についても疑わしいと主張している〔大沼、二七九ページ以下〕。つまり、実際にはなんの意味もないのに無用な押捺の強制がなされているのである。

これに関連していえば、在日韓国・朝鮮人は再入国許可制度により出入国の自由を奪われている。この制度は、出国後日本への帰国の許可の裁量権を法務省に与えており、再入国不許可のばあいには、実質的には退去強制と同じ結果となるため出国できないことになる。そのうえにこの制度は、在日韓国・朝鮮人の海外渡航に信じがたい困難な諸制約を課す〔尹〕。再入国不許可は、指紋押捺拒否者への制裁手段としてしばしば用いられてきた。

一九九一年一月海部首相（当時）の訪韓にともない、在日韓国人の法的地位・待遇改善に関する覚書が取り交わされ、これにもとづいて以上述べてきた法的差別についてもある程度の改善がなされた。まず在留資格については、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管



理に関する特例法案」(以下、入管特例法案と略)が国会に提出され、これまでの在留資格は「特別永住」という資格に一本化された。また退去強制については、内乱罪など重要な犯罪を犯したものと、いう条件が加えられ、永住権の保証に前進がみられた。再入国についても、出国期間が現行最大限二年から五年に延長された。

また指紋押捺については、政府は一九九二年四月外国人登録法改正案を国会に提出した。これによれば、在日韓国・朝鮮人など永住者については指紋押捺義務が撤廃され、かわりに本人の写真、署名、家族事項を登録することとなった。さらに署名の拒否者にたいする罰則も罰金刑だけに軽減された。ただし永住資格のない一年以上在留する外国人については押捺義務が残されたばかりでなく、外国人登録証の常時携帯義務については変更がなく、大きな問題点を残している。

在日韓国・朝鮮人は、これ以外にも多くの民族差別にさらされている。彼らの生活のなかで、もっとも深刻な問題のひとつは住宅差別である。戦前の大阪では、家主は朝鮮人には絶対に家を貸そうとしなかった。ひどい例では「犬と朝鮮人おことわり」と貼り紙がしてある貸家もあった。日本人を装って入居しても、朝鮮人だとわかると追い出された。日本人の借り手のないような劣悪な貸家のばあいでも、日本人の保証人、きちんとした職業、一年以上の勤続証明書が要求された(「金養汀、六五ページ」)。

現在でも住宅差別は広く存在している。入居資格として「日本国籍」あるいは外国人には不可能な「住民票」の要求などの事例(「民族差別と闘う連絡協議会、一五三ページ」)、あるいは不動産業者の店頭の「外国人不可」という貼り紙など、公然とした差別がおこなわれている。

就職差別もきわめて深刻である。一九八四年おこなわれた「神奈川県内在住外国人実態調査」（神奈川県に在住する二〇歳以上の韓国・朝鮮人および中国人を母集団とし、回収票数は一、〇二八）によれば、調査対象者の三六・二％が就職差別の経験をもっている。

その内容は、国籍の相違にもとづく差別や不採用が圧倒的に多いが、国籍を理由とする解雇、採用取り消し、入社試験時あるいは入社後のいやがらせ、教師・学校就職窓口の紹介・あっせん拒否、国籍を隠す、日本名使用あるいはその強制などにわたっている（金原・石田ほか、三〇ページ以下）。

就職差別のなかでは公務就任権の問題が大きい。この権利については、国家公務員法に明文の国籍条項が存在しないにもかかわらず人事院規則により剝奪され、地方公務員についてもそのような指導がなされてきた。その根拠としては、一九五三年の法制局第一部長による文書があるのみである。そのなかでは、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意志の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」と述べられている。

一九七四年に尼崎市などで国籍条項が廃止されたのをはじめとして、国籍条項を撤廃する自治体が増加しつつある。兵庫県下の神戸市を除く全市町村、大阪市を除く大阪府下の全市町村や東京都下の二七市すべては、すでに全職種について国籍条項を廃止している。また大阪市は、一九九二年四月政令指定都市としてはじめて大卒事務職への途を開き、神戸市、横浜市、川崎市がこれにつづいている（『日経』一九九二年四月二日・五月一七日）。さらに兵庫県川西市は、定住外国人の管理職への登用をはじめておこなった（『朝日』一九九二年四月二日）。また看護専門職については、自治省からの通達で一九八六年に国籍条項が廃止された。このように、自治体職員への採用は遅々としてはいるが進展

しつつある。また、電電公社職員、司法修習生、郵政外務職員への採用も運動の末認められたが、これらはいくまでも例外である。

教員についてみると、一九八二年に国立大学に関しては外国人を任用しうることになった。しかしながら、国公立の小・中・高校については、同年に文部省による外国人排除の通達が出されている（以上は、「中井」）。外国人教員の採用は、一九八八年現在教諭が東京都等四都府県、二政令指定都市で三三人、常勤講師が長野県等で二人にすぎなかった。

ただし、前述した覚書にもとづいて、文部省は一九九二年度から公立小、中、高校などの教員採用試験について日本人と同一の受験資格を認めるとともに、合格者を常勤講師として採用することを教育委員会等に通知した。常勤講師は、教諭と異なつて学年主任、教頭、校長にはなれず、給与面での格差もある（以上は、『朝日』一九九一年三月二三日）。これにしたがつて、従来外国人を教諭として採用していた全国一九の都府県、政令指定都市のうち二二自治体が常勤講師へと格下げのうえ採用せざるをえなくなった。ただし東京都、神奈川県、川崎市、横浜市など七自治体は教諭としての採用をつづけることを検討中である（『産経新聞』一九九二年六月一四日）。

民間企業の就職差別も深刻である。一九七〇年日立製作所から採用通知を受けたある在日朝鮮人は、戸籍謄本がとれないことを理由に採用を取り消された。これは国籍を理由にした民族差別であるとして訴訟が起こされ、一九七四年裁判所はその主張をほぼ全面的に認めた（中井、八一ページ以下）。この判決以降、民間企業の門戸は、現業的あるいは末端事務的な職種については次第に広がりつつあるが、総体としては巧妙な差別がつづいている。

社会保障・福祉については、一部は一九七九年に批准した国際人権規約、決定的には一九八一年の難民条約への加入を契機として、公営住宅への入居制限、住宅金融公庫の利用資格制限、国民健康保険、国民年金、児童手当等ほとんどについて国籍条件が撤廃された。ただし、生活保護については外国人は対象外であるとして恩恵的準用に留まっている。

付言すれば、在日韓国・朝鮮人は国政レベルはいうにおよばず、自治体レベルの選挙権・被選挙権ももっていない。それだけではなく、民生委員、教育委員、人権擁護委員にもなれず、住民としての直接請求権もない。これは、定住者としての彼らに多くの不利益をもたらす(以上は「民族差別と闘う連絡協議会、第三部、第四部」)。

在日韓国・朝鮮人にたいする日本人の偏見には根強いものがある。たとえば、パチンコ献金問題がきっかけとなって、一九八九年に在日朝鮮人児童・生徒へのいじめが日本各地で頻発した。在日本朝鮮人総連合会の調査によれば、差別的暴言を浴びせられたほか、殴られたり蹴られたりするケースが一月現在四八件六四人に及んだ(『朝日』一九八九年一月一九日)。

表6-1は、われわれがおこなった人種的偏見に関するみつつの調査結果のうち共通する部分をまとめたものである。それらは、(1)一九七四年の東京都民にたいする調査(標本数一九〇)、(2)一九八六年の那覇市民にたいする調査(標本数二二四)、(3)一九八七年の札幌市民にたいする調査(標本数三三九)であり、いずれも二〇歳以上を無作為抽出しておこなわれた。

表の上欄は、各人種ごとに「親友としてよい」と答えた者の回答者全体にたいする比率を、下欄は同じく各人種ごとに「兄弟姉妹や子供が結婚してもよい(ただし東京都民は自分自身)」と答えた者

表 6-1 日本人の人種別社会的距離

次の人びとがあなたと親友になることに賛成 (%)			
	1974年(東京都民)	1986年(那覇市民)	1987年(札幌市民)
白人	43	56	55
黒人	39	41	44
朝鮮・韓国人	36	46	53
フィリピン人*1	38	44	×

次の人びとがあなたの兄弟姉妹や子供と結婚することに賛成*2 (%)			
	1974年(東京都民)	1986年(那覇市民)	1987年(札幌市民)
白人	21	18	22
黒人	12	9	14
朝鮮・韓国人	13	14	17
フィリピン人*1	14	14	×

×：質問にない。

\*1) 東京都民調査はインドネシア人。

\*2) 東京都民調査は自分自身との結婚。

出所：東京都民は〔駒井 a〕, 那覇市民は〔筑波大学 a〕, 札幌市民は〔筑波大学 b〕。

の回答者全体にたいする比率をそれぞれ示している。したがって、この表を縦に足しても一〇〇%にはならない。

これをみると、韓国・朝鮮人にたいする偏見は「親友」についてはかなりの改善がみられるが、「結婚」についてはあまり変わっていない。相対的にみると白人が優位である事実是不変なもの、黒人とは位置が逆転し韓国・朝鮮人のほうが好意をもたれるようになった。それにしても韓国・朝鮮人を親友にしてもよいとする者が半数前後、家族の結婚を許容する者が二割未満しかないということは、日本人のもつ偏見をよく示している。

在日韓国・朝鮮人の民族教育は大きなハンディキャップを背負わされている。一九四五年以降、自然発生的に朝鮮語、朝鮮の歴史を教える在日朝鮮人の民族教育がはじまった。これにたいして文部省は、一九四八年朝鮮人子弟が日本

の学校へ就学すべきこと、学齡児童、生徒の教育については各種学校の設置は認められないことを通達した。政府はさらに朝鮮人学校の閉鎖措置をとったが、その際神戸地区では、警官が動員されて死者一人、検挙者一、七〇〇人以上にのぼった〔朴、一八四ページ以下〕。

朝鮮人学校は一九五〇年代後半からふたたび建設が広がり、現在幼稚班（幼稚園）六六、初級学校（小学校）八三、中級学校（中学校）五六、高級学校（高校）一二、朝鮮大学校（大学）が存在している。しかしながら、朝鮮人学校は大阪の二校を除いて各種学校という位置付けがなされているために、私学助成がなく通学定期券も認められていない。さらに高級学校卒業者については、一部の公立大学を除き、国立大学を含めて入学資格がない〔民族差別と闘う連絡協議会、一三一ページ以下、自治労、五九ページ以下〕。ただし学齡期の児童生徒約一二万人のうち、朝鮮人学校で学ぶ者は二万人以下である〔在日朝鮮人社会・教育研究所、上巻、九一ページ〕。残りの一〇万人以上が通学する日本の学校においては、在日韓国・朝鮮人が多く居住する地域でも、民族教育は教師たちの自主的取り組みの域を出ていない。

在日韓国・朝鮮人たちは、すでにその約九割が日本で生まれ第二世代および第三世代となってしまうた〔朴、五三三ページ〕。また、一九八六年におこなわれた法務省の調査（回答数二、四一三）によれば、彼らの九二％がひきつづき日本での生活を希望している〔毎日』一九八六年九月六日〕。

このような状況のなかで、金石範の『在日』の思想』は若い世代の大きな共感を呼んだ。その主張は、これからの在日韓国・朝鮮人はもはや祖国に帰ることはなく、日本に定住する運命にあるから、それを前提とする視点に転換すべきであるということにある。すなわち、「在日」の位置が被差

別を告発するという観点を越えて自立的となると、「在日」の思想は、『在日』の位置での祖国とその統一にかかわる思想」となるのである〔金石範〕。

同様の主張は、いわゆる「第三の道」論にも存在する。それは、民族性を失うことなく朝鮮人として日本に永住することを基本とし、日本社会は在日韓国・朝鮮人にたいして追放や同化策をとることなく、諸々の差別を撤廃して市民的な権利を与えるべきなのである〔金東明〕。

「在日」あるいは「第三の道」の選択は、日本への帰化ではなく定住外国人となることを選択できるようにみえる。すなわち在日韓国・朝鮮人の多くは、日本国籍の取得すなわち日本への帰化にたいして強い抵抗感をもっている。前述した法務省の調査によれば、帰化を希望している者は全体の約三分の一にすぎない。なお大韓民国居留民団の調査（対象は団員約二、〇〇〇人）では、帰化希望者はさらに少なく一九％である〔『毎日』一九八六年九月六日〕。なお、一九八八年末の帰化者の累計は一四万五、〇〇〇人である〔『カラバオ』第一四号、一九八九年二月一五日〕。

これは、日本への帰化の認可が、在日韓国・朝鮮人であるというアイデンティティを捨てたうえで日本社会への同化を否応なく強制していることにも大きな原因がある。具体的には、国籍法上の要件ではないにもかかわらず、窓口指導という形で民族固有の氏名を捨てて日本的な氏名に変えることが強要されている〔大沼、二二六ページ〕。

さらに、生活歴を細かく洗い出す身辺調査をしたり、はなはだしいばあいには、日常の食事のなかでニンニクを使うことをチェックしたりする。また調査の際、玄関をあけたときチマチョゴリを着た女性が目につけば、それだけで失格であるといわれている〔飯沼、一〇八、二二二ページ〕。

ただし、日本国籍者が漸増備向にあることも否定できない。一九八四年に日本の国籍法が父母両系主義に改定された。その結果、在日韓国・朝鮮人と結婚した日本国籍の女性の子についても日本国籍の取得が可能となり、日本国籍が増えている〔在日朝鮮人社会・教育研究所、上巻、六四ページ〕。ちなみにいえば、在日韓国・朝鮮人の近年の婚姻の六割近くは日本人との結婚であり、男女別は半々である〔大沼、二七二ページ〕。なお、一九八九年末現在の在日韓国・朝鮮人の永住許可者数は六〇万七九五人で〔田中り、四三ページ〕、従来いわれてきた七〇万人弱より相当減少している。

また、日本名をもつ三人の日本国籍保持者が、一九八九年に裁判所に民族名への復帰を申し立て認められている〔『朝日』一九八九年一〇月七日〕が、これは民族的アイデンティティを失わない韓国・朝鮮系日本国籍者という選択への道を拡大するものであるかもしれない。

この点で注目されるのは、一九九二年夏の参議院選挙に際して在日朝鮮人三世が参政権を求めて政党の結成に踏み切ったことである。「在日外国人参政権<sup>92</sup>（在日党）」と名づけられたこの政治団体は、その設立が大阪府選挙管理委員会により受理され、選挙期間中外国人の参政権を求めて署名運動などをおこなう〔『読売』一九九二年六月二日〕。

本節の最後に、鎖国論的対応が濃厚な難民の問題に触れておきたい。難民の定義については、第五章第五節ですでに触れた。日本における難民問題の嚆矢は、一八八四年に日本政府により朝鮮政府打倒を企てさせられて日本に亡命した「金玉均事件」である。このち日本政府は一貫して難民を受け入れないという態度をとるようになった〔日本弁護士連合会、二〇三ページ〕。一九六〇年代には、朝鮮統一運動に関与していた韓国人、北朝鮮人漁船員、台湾独立運動のメンバーであった台湾人などに



よる亡命の要請があつたが、いずれも拒否された〔吹原、一一一ページ以下〕。

このような状況を変化させる大きなきっかけとなつたのは、インドシナからのポートビープルの到来であつた。日本に到着した最初のポートビープルは一九七五年デンマーク船に救助された九人であり、これ以降ポートビープルは急増するが、日本への定住が認められたのは、やっと一九七八年の閣議了解によつてであつた。そのうち一九七五年以前に入国したインドシナ三国からの留学生等、アジア諸国に一時滞在しているインドシナ難民、家族との再会のためのベトナムからの合法的出国者の定住も次第に認められた。

日本は一九五一年の難民条約および一九六七年に作成された同上「議定書」にはなかなか加入しようとしなかつた。けれども、インドシナ三国からの大量の脱出者の処遇に関して一九七九年インドシナ難民国際会議が開催され、第二次大戦後最大の再定住計画が採択された。これをきっかけとして、難民条約および議定書は、国際世論の圧力のもとによりやく一九八一年に日本の国会で承認され一九八二年に発効した。

こうして日本の難民は、その不承不承の受け入れの歴史を反映して、インドシナからのポートビープルからなる一時滞在難民、インドシナ難民のうち日本に定住を認められた定住難民、入管法に基づく難民認定申請が許可された条約難民の三種類に分けられることとなつた〔法務省e〕。

一時滞在難民は、日本もしくは第三国への定住が決まるまで日本に一時滞在する。一九八九年一月に至る一時滞在難民の累計は、日本で出生した者を含めて一万二、七九七人であり、そのうち二、六四三人が日本に定住した〔本問、一四八ページ〕。

一方定住難民数は、一九九〇年一月現在で累計六、三九八人であり（定住難民数については『日経』一九九〇年四月二二日）、一九八五年に閣議了解された現行定住枠一人にもはるかに及ばない。なお、一九八八年四月現在の主要国のインドシナ難民の定住受け入れ数の累計は、多い順にアメリカ七二万人、カナダ一二万人、オーストラリア一二万人、フランス一一万人、西ドイツ二万四、〇〇〇人、イギリス一万八、〇〇〇人、香港一万人などとなっている（以上は、『吹原、二二ページ以下』）。このように、日本の定住難民の受け入れ数は国際的にみればきわめて少ない。

難民条約加入後も、日本政府は難民認定についてきわめて消極的な姿勢をとり続けている。条約難民の一九九〇年五月現在の認定数は一九二人にすぎない（本間、一五一―一五二ページ）。一九八七年七月現在の認定者一九二人の内訳は、インドシナ一五六、イラン二三、アフガニスタン九、その他四であり、アフリカは一人もいない（『日本弁護士連合会、二〇五ページ』）。条約難民の認定はきわめて厳しくおこなわれており、法律扶助協会が六年間近くに扱った申請一五〇件のうち、認められたのは僅か二件にすぎない（伊藤和夫）。なお、一九九二年四月民主化運動をしているミャンマー三人がやっと難民として認定された（『朝日』一九九二年四月二三日）。

最近では、一九八六年にパキスタン経由で来日しようとしたアフガニスタン難民三人のクアラルンプール、東京、カラチの三地点間の「たらい回し難民」事件が、このような姿勢を示す事例として良く知られている（吹原、一一五ページ）。また、一九八九年の「中国民航機ハイジャック事件」では、容疑者が天安門事件に関係したという理由で政治的亡命を求めたが日本政府は中国へ引き渡した（張振海事件弁護団）。

インドシナ難民については、次第に経済難民という性格が強くなってきた。この事態に対処するため、一九八九年七七か国の参加のもとにインドシナ難民国際会議が開催された。その結果、ポートビールについては難民条約にもとづく難民に該当するかどうかを選別審査するスクリーニングを実施し、それが認められない者については第三国への定住を認めず本国への帰還をはかることが合意された〔山神d〕。これは、インドシナ難民であっても、経済難民についてはその定住を認めないということを意味する。日本政府も、一九八九年の中国からの多数の偽装難民の到来を機に、この会議の結論に従って、インドシナからの経済難民の受け入れ拒否を決めた。

定住難民の就労は、けっして良好な状況にあるとはいえない。インドシナ難民の定住促進事業をしているアジア福祉教育財団難民事業本部のまとめによると、就労者二、五五八人のうち従業員一、〇〇人以上の企業で働いている者は三六人にすぎない〔朝日〕一九八八年一月三日。また各地の定住促進センターから紹介された就職先からの転職率もここ数年五〇%を超えており、労働条件が悪いことを示している〔吹原、五六―五七ページ〕。

付言すれば、定住難民のうち日本に帰化した者は一九八八年までにわずか三五人にすぎない〔朝日〕一九八九年八月二五日。彼らについても、在日韓国・朝鮮人のばあいと同じように、国籍取得の際半強制的ないし誘導的に日本的な姓名に変えさせたり、また日本人との結婚を強く勧めるなどの窓口指導がおこなわれている〔吹原、六二―六三ページ〕。

#### 第四節 必然論の構造

第一節でみたように、現在われわれに与えられている政策の選択肢は、大別すれば開国論と鎖国論ということになるが、私はこの両者ともとるべきでないと考えている。まず開国論についてであるが、その有力な主張としてモノ・カネが自由化されていく趨勢にあるからヒトについても自由化しなければならぬという意見がある。しかしながら、地球的規模での不等価交換と不均等発展の進展からみると、ヒトの自由化は、第三世界にとってはモノ・カネばかりでなくついにヒトそのものの収奪を受けることにほかならない。

なぜならば、開国論は労働力にたいする中心資本主義国の需要という経済の論理を根底にもっており、そこで要求されるものはあくまでも中心資本主義国に奉仕する景気の調節弁としての低賃金労働力にはかならないからである。もちろん、第三世界は中心資本主義国からの多国籍企業の進出によりすでにヒトの収奪を経験しているが、労働力の送出はそれをさらに激化させることになる。

ところで、現在の開国論は、労働力は欲しいが日本社会への定住についてはさまざまな社会問題が引き起こされる恐れが強いから、出身国への帰国を前提とする期限付きで単身者の導入へと傾斜し始めたとみられる。そして、このような条件を満たしながら段階的で秩序ある導入をはかるために、政府はついに、日系人とともに研修生という名目による部分的開国に踏み切ったのである。研修生は、管理統制が十分可能であると判断され、そのうえ第三世界への技術移転という美名ももっている。

研修生であるかどうかは別として、期限付き雇用政策は第三世界の側からみると問題が多い。それは外国人労働者のいちばん働き盛りの二―三年をつまみ食いしてあとは使い捨ててしまえばいいという発想をもっているからである。しかも不景気のときには、まっさきに排除し帰国させることができる。ところで彼(女)らに食物や教育を与えて育ててきたのは日本ではないし、彼(女)らの老後の面倒をみるのも日本ではない。送出国に労働力の再生産費用を押し付ければ、経済的にはもちろんきわめて大きな利潤がもたらされるが、倫理的には看過すべきではない。

さらに、期限付き雇用政策では単身での受け入れが前提とされているが、ある人を家族や恋人から長期間引き離すということはきわめて非人道的な行為であり、人権という点からみて許されるべきではないとする見解が国際的に一般化し、条約等でも明文化されている。この点、日本は単身赴任が当然とされる異常な企業優先社会であることを銘記すべきである。

また、残された家族やコミュニティにたいする悪影響も無視できない。父親が不在のばあい妻や子供の精神的負担は重くなる。出稼ぎの送り出し地は、地域的に集中する傾向がみられるが、そのばあいには地域的な社会生活の正常な運営が阻害される。

以上期限付き雇用政策の問題性をみたが、期限付きであろうとなかろうと、ヒトの収奪は第三世界に悪い効果をもたらす。第一に、一般的にいつて出稼ぎにやって来る人びとの資質は高いが、これは第三世界の真の発展のために必要な人材が奪い去られていることを意味する。労働力の送出国は頭脳流出という性格を多かれ少かれもっている。通産省の調査によれば、神奈川県・埼玉・群馬の各県および大阪府のいずれも、外国人従業員の学歴は大学卒が首位であり、二七・〇―四六・〇%を占めている

のである。なおその職種は製造業作業員が首位となっている〔通産省リ、三四ページ〕。

また、出稼ぎに構造的に依存しなければ存立していけないような社会が相当な規模で出現してきたのもきわめて大きな問題である。国際収支の悪化や失業の深刻化は不等価交換と不均等発展の帰結であるが、それに対処するための出稼ぎ労働の大量の送出は、本来的にはなにひとつ解決をもたらさないばかりでなく、眞の発展からますます遠ざかる。

人類史上もっとも注目される労働力送出はアフリカからの奴隷輸出であったが、その結果アフリカは長期的停滞を強制され、その打撃からいまだ回復していない。日本でも山村や離島が過疎化し次々に崩壊しているが、そのきっかけは出稼ぎとしての労働力移動からはじまったといえないこともない。第三世界からのヒトの収奪は、このような悲劇をアジア全体ひいては地球的規模で再生産させることになりかねないのである。

送出する第三世界の側だけでなく受け入れる側についても開国論の問題は多い。欧米諸国の経験が教えていることは、期限付き雇用政策の挫折である。出稼ぎ労働者たちは、当初目論まれたように帰国しようとはせず家族を呼び寄せて定住してしまったのである。したがって、好景気の人手不足のときだけ導入し、不景気になれば帰国させようという発想は失敗するおそれが強い。すなわち開国論は、導入した外国人の定住を前提として議論されなければならない。

開国論の有力な論拠として、日本の閉鎖的な文化にたいする外国人の貢献の重視があげられる。これについては、低賃金労働者としての処遇が文化の担い手となることをきわめて困難にするということを指摘したい。なぜかといえば、そもそも低賃金ということは、搾取の対象であると同時に、同情

や憐れみの対象であることを意味している。このようなときには、文化の交流に不可欠な対等性が存在できなくなる。

そればかりでなく、在日韓国・朝鮮人に顕著であるように、外国人労働者は偏見の対象となる可能性を強くもっている。そもそも偏見は社会的経済的差別という事実があり、それを正当化するために発生するというメカニズムをもっていると考えられる。パート並みの賃金しか払わないとか三K労働に従事させるとかという差別は、第二節で述べたように、アジア系の人びとにたいする偏見をすでに生み出し始めている。

一九八九年東京都新宿区が居住している外国人八二人を対象におこなった調査によれば、日本人による偏見や差別を受けることが「よくある」二三%、「ときどきある」五九%、「ほとんどない」一五%となっており、八割以上が偏見や差別を感じている。なお、調査回答者の七一%は就学生・留学生であった〔東京都b〕。

また一九八八年に東京都港区が在住外国人八一〇人にたいしておこなった調査（無作為抽出、郵送法、回収率四〇・五%）によれば、中国人のばあい偏見や差別を感じた経験が「ときどきある」者は五二%、「よくある」者は一〇%、フィリピン人のばあいはそれぞれ五六%と五%であった〔東京都a〕。このように外国人は偏見の対象であるから、彼らに文化的貢献を求めるといふ姿勢は一般的に存在しない。

それに輪をかけているのが、日本の入管行政のもっている鎖国的体質である。在日韓国・朝鮮人の項で子細に検討したように、日本にはいまだ外国人が定住できるだけの人権を尊重する法制がない。

外国人は管理と排除の対象であるか、日本への同化を強制される存在でしかなく、欧米諸国の人種差別撤廃や文化主義の理想は望むべくもない。このような社会で外国人労働者がどのような処遇を受けることになるかは目にみえている。

それとともに、外国人労働者は低賃金労働者という宿命をもって入ってくるため、身体を使って三K労働や性サービスに従事させられたり失業したりしている外国人と、きれいな手をして頭脳労働に従事する日本人という民族別に分立した二つの階級が成立する可能性がある。このような社会は、極端にいえば現代版奴隷制社会ともいえるべきものとなる可能性がある。外国人労働者をめぐる欧米諸国の深刻な社会問題は、根本的には社会のこのようなありかたから発生しているとおもわれる。

開国論の別の論拠として、日本における出生力が低下し将来的には人口減退が予想されるため、長期的には絶対的な労働力不足に陥ることが不可避であるから、外国人労働者を導入すべきであるという議論がある。これについては、人口や出生力はしかるべき対応策を講じることによって増加や静止が可能なことを指摘したい。このことを別にしても、西ヨーロッパのばあい、移民の出生力が次第に低下するため絶えず新規流入をはからなければならず、その社会的コストが多大のものとなる〔労働省m、五四九ページ〕ことにも留意すべきである。

開国論と同様に、鎖国論についても問題が多い。まず、現実には外国人労働者が大量に流入し、その存在がすでに構造化されてしまった結果、日本では鎖国が物理的に不可能になってしまったという状況がある。未登録労働者にたいする鎖国を無理矢理強行しようとするれば、合法的な仮面をつけた外国人労働者が必然的に登場する。



日系人は、一世はいざ知らず二世・三世ともなれば言葉から発想法まで外国人となつてゐる者が多いのに、便宜的に日本人扱いにして導入してゐるとか、研修生名目での導入の決定とかは、鎖国論が現実的に破綻していることを象徴的に示している。

さらに、未登録労働者を強制的に締め出そうとすれば、その社会的コストは莫大なものとなる。具体的にいえば、二八万人以上の未登録労働者を、一九九二年現在一、九三〇人の入管職員、とりわけ六六八人の入国警備官で摘発しようとすることはとうていできない相談であるとおもわれる。

それだけでなく、第二章で検討したように未登録労働者の雇用経験をもつ企業はすでに相当の数に達している。しかもそれは、いわば社会的弱者ともいえる弱小企業に集中している。この歴大な数の企業群に不法性の烙印を押すことは、ごく一般化している企業活動を犯罪視することを意味する。しかしながら、通常の社会通念からいえば、このような事態はむしろ許容されるべきであらう。

外国人労働者の流入が必然的であるのに、それを政策的に断固として阻止しようとするその歪みは必ず現われる。その歪みとしてとくに注目に値するのは、ビザ発給化の厳格にともない広範化しつつあるアジアの人びとの反日感情である。

外国人労働者は、観光ビザで日本に入国しそのまま残留するというパターンが一般的であるため、とりわけ観光ビザの発給がきわめてきつくなつてゐる。たとえばタイ人のばあい、観光ビザには日本人の保証人が必要であるため、普通のタイ人が観光客として日本に来るのはほとんど不可能に近くなつてしまつてゐるといわれる。観光ビザ以外の各種ビザ発給についても審査が非常に厳しい。このような状況はアジアの人びとからの強い感情的反発を招いてゐる。

そればかりでなく、外国人労働者にたいする強圧的な摘発ないし取り締まりは、当該の外国人労働者自身の日本にたいする心証を決定的に悪化させてしまう。この人びとは、出身国では優秀な資質をもつ中堅的な存在であるのに、日本での生活は犯罪者としてのそれであり、とくに入管当局の処遇は忘れがたい悪印象を残すといわれる。このような状況は、その数を考えると長期的にみて日本にとって大きなマイナスとなるとおもわれる。

さらに、一九八九年末の改定入管法の成立以後、警察による未登録労働者の摘発が頻発しはじめているのは注目される。従来警察は、未登録労働者にたいする直接のタッチを控えてきたとみられるので、これは基本的姿勢の転換を意味するものかもしれない。もしこの姿勢が強化されれば、警察官による街頭その他での外国人登録証の頻繁なチェックなども将来起こらないとはいえない。そのような事態になれば、日常生活が単に不快となるばかりでなく、その円滑な進行も妨げられよう。

以上、外国人労働者の雇用がすでに構造化されてしまっているにもかかわらず、鎖国が貫徹されればどのような歪みが現われるかをみた。ところで改定入管法は、鎖国論に立ちながら重罰を科す不法就労助長罪を新設した。しかしながら、序章でみたように、外国人労働者の構造化という状況のもとのこの法の実効性には大きな疑問が残る。

いずれにせよ、未登録労働の摘発が強化されればされるほど、ブローカーのアングラ組織が発達し、悪質経営者が輩出するのは必至である。その犠牲者は不法という烙印を押されて、高い手数料を支払い人権を侵害される外国人労働者自身である。

なお鎖国論の論理では、同じ人間として外国人の人権を尊重するという発想がきわめて希薄であ

り、それが外国人にたいする極端な差別を引き起こしていることもつけ加えておきたい。

結論的にいえば、必然論の立場は、名目的な合法か未登録かは問わずなによりも今存在している外国人労働者の人権を尊重すべきであるというところから出発する。そのためには、鎖国論の排除の方策はとられるべきではないが、一方低賃金労働力の導入に指向している開国論も、社会的公正の原理に反する結果をもたらすから採用されるべきではない。

## 政策提言

本書の最後に、必然論の立場から外国人労働者についての政策提言をおこなうこととした。政策は、今すぐ実施する必要がある緊急策、数年をめどとして近い将来に実施する必要がある中期策、かなり長いタイムスパンを要する長期策に分けることができる。

まず緊急策であるが、(1)すでに存在している六〇万人をこえる外国人労働者の人権の保護、(2)それと関連して自治体の取り組み体制の整備、(3)改定入管法の見直し、(4)開国の突破口としての研修生の見直し、(5)同じくあまりにも厳格化しすぎた出入国管理の見直し、(6)第三世界における日本語教育の提供のむっつがあげられる。以下、その内容をより詳しく検討する。

未登録労働者の人権の保護はもともと緊急な課題である。監禁や強制売春とともに、頻発している労働災害や賃金不払い、あるいは突然解雇や極端な低賃金の救済の大きな障壁となっているものは、入管法が公務員に課している未登録労働者の通報義務である。国および自治体レベルにおける人権の保護のためには、通報義務が実質的に廃止されなければならない。

法務省東京法務局は、一九八八年八月外国人のための特設人権相談所を開設した。これは相談を実施するに当たり秘密厳守をうたっており、事実上通報義務を回避している。その根拠は、「人権がか

かわるばあいには守秘義務を優先してよい」という論理にある〔関東弁護士会連合会、三九、一三〇ページ〕。なお一九九一年現在、四法務局が通訳を配した人権相談窓口を常設している〔総務庁、二四八ページ〕。

また労働省は、一九八九年一月東京、神奈川、愛知、大阪の労働基準局に「外国人労働者相談コーナー」を開設した。一九八八年一月の通達で「情報提供することが本来の労働行政の目的に支障のある場合には、またはそのような期間は、情報提供しない」としている〔全国労働安全衛生センター連絡会議a〕。さらに一九八九年一月、東京をはじめとする四労働基準局に「外国人労働者相談コーナー」を開設した際にも同趣旨の通達を出した〔朝日』一九八九年二月一日〕。

なお、一九九一年現在相談コーナーは合計一二都府県に開設されている。総務庁の調査によれば、一六都道府県の労働関係機関の一九八八―一九九一年における通報件数は一一六件であり、通報のないものも五都道府県あった〔総務庁、五ページ〕。これは予想されるよりもかなり少ないとおもわれる。

さらに東京都は「外国人相談窓口」のほか、労働経済局と品川、中央、渋谷の各労政事務所で外国人労働者からの労働相談を受け付けているが、「不法就労と分かっていても、あえて入管に連絡をとることはしていない」としている〔朝日』一九八九年一〇月四日〕。これらの事例は、それぞれの組織のもつ本来の業務目的を遂行するために、通報義務をおこなわない点として注目される。

外国人労働者が直面している問題は就労関係、医療、住宅、教育に大別することができる。就労関係については、第一に「労災隠し」の一般化が大きな問題である。入管への通報をおこなわないことと雇い主や外国人労働者への啓蒙とにより、労災保険の適用件数を労災発生件数に近づける必要があるが

る。次に賃金不払いについては、未登録労働者であるか否かを問わず早急に救済制度を確立しなければならぬ。

雇用保険については、現状では永住者等就労に制限のない者だけが加入できるとされているが、景気後退にともない外国人労働者の失業が無視できない状況となっているから、未登録労働者にまで適用範囲を拡大して失業給付をおこなう必要がある。それとともに、外国人への職業紹介がほとんどおこなわれていない実情に鑑みて、未登録労働者をも対象とする職業紹介制度を充実すべきである。また、とりわけ日系人のばあいには人材派遣業者が暗躍しており、外国人労働者全般にもブローカーの関与がみられるが、職業安定法および人材派遣法を積極的に適用してその根絶をはからなければならぬ。

医療については問題が山積している。超過滞在者のばあいにはあらゆる保険加入の途が閉ざされており、保険加入が可能な労働者についても国民健康保険については条件がきびしいばかりでなく、保険料が高額であるため加入しようとしないう外国人労働者が相当いる。いったん病気にかかったり怪我をしたりすると、その治療費の負担は莫大なものとなる。そのため、医者による加療はためらわれがちである。

さらに緊急医療はきわめて憂慮すべき状況になっている。第三章第三節で述べたように、厚生省の不法入国者・超過滞在者の緊急医療にたいする生活保護の不適用という指示は、人間の基本的な生存権を無視するものであり、ただちに撤回されなければならない。

また医療機関等に関する外国語による情報提供や診療時の外国語による問診票の作成が必要であ

る。

ついでにいうと、年金制度についても不備がめだつ。年金制度は、老後のための老齢年金、障害・死亡時の本人および遺族のための障害年金、遺族年金からなっており、基礎的年金としての国民年金と、所得に比例して年金を上乘せする厚生年金・共済年金等が設けられている。

ところで、外国人登録をしていない外国人労働者には加入の途が閉ざされているばかりでなく、登録している者の年金加入もきわめて少ない。その最大の理由は、老齢年金にたいする保険料が掛け捨てになるおそれが強いためである。というのは、老齢年金の給付を受けるためには、国民年金のばあい最低二五年間の加入期間がなければならず、厚生年金等のばあいは六五歳（当分のあいだ六〇歳）に達したことという条件があるからである。外国人労働者の定着化にもなつて将来彼（女）らの老齢化が予想されるから、年金加入のための抜本的対策が講じられなければならない。

外国人労働者の住宅の確保は、住宅供給における外国人差別と家賃の高騰のためにきわめてむずかしい。住宅差別をおこなわせないための家主や不動産業者にたいする啓蒙と指導が必要である。また公的賃貸住宅への入居資格を大幅に拡大すべきである。民間木賃アパートに外国人労働者の居住が集中している点からみて、民間木賃アパートの保全・修復について考慮するとともにその再開発は慎重におこなわれなければならない。

外国人労働者の定着化とともに、その子どもの教育が重要な課題となっている。保育所への入所、幼稚園への就園、小・中学校への就学についての外国人にたいする情報提供の充実をはかるとともに、これらの教育施設における日本語教育の充実が望まれる。

さらに、外国人労働者と日本人との国際結婚が増大しているが、結婚しても日本における在留資格が与えられるとはかぎられず、子どもがいても退去強制されるばあいも多い。家族とともに暮らすということは重要な基本的人権であり、結婚している者には日本での在留を認めるべきである。

そのうえに、離婚のばあいには外国人の在留資格が失われる。フィリピン女性が日本人と結婚したばあいの離婚率は七割にものぼる〔自治労、九二ページ〕。この人びととの生活の本拠はすでに日本に移っていることが多く、帰国はさまざまな困難をもたらす。また日本人の子どもの親という在留資格がないから、子どもがいる外国人が離婚するときは子どもと別れてひとり帰るか連れて帰るかの選択を迫られる。現実に対応する早急な改善が望まれる。

このように、外国人労働者にたいする国の施策は単一民族主義の残滓を引きずって人権擁護とは程遠いが、その矛盾を解消する役割を果たそうとしているのがNGOとしての民間救援団体と自治体である。民間救援団体の代表的なものとしては、横浜の「カラバオの会」、名古屋の「あるすの会」、東京の「女性の家HELP」および「CALLネットワーク」などがある。実績のある民間救援団体には、外国人労働者の代弁者としての権利や制度的地位が与えられるべきである。

次に自治体であるが、地方自治法によれば自治体は住民を保護することとなっており、この住民には外国人も含まれる。しかも外国人労働者にたいする国の行政の多くは自治体にたいする機関委任事務となっており、この点でも自治体による外国人住民にたいする施策の創意工夫の余地がある。

また、外国人労働者と日本人住民とのあいだの近隣トラブルの原因であるゴミの出し方や騒音についても、自治体の関与による解消が可能であろう。



救援団体のなかには、自治体が「外国人労働者オンブズマン」制度を創設することを提唱しているものがある。この制度は、具体的な人権侵害の事案・苦情にたいして、簡易・迅速な解決をはかりながら、人権問題についてさまざまな提言をすることを目的とする〔CALネットワーク、一六九ページ以下〕。

一九九〇年六月から施行された改定入管法の大きな意味は、それが合法的に入国できる外国人労働者にたいする部分的な開国の途を開いてしまったという点にある。そのひとつは日系人であり、他のひとつは研修生である。日系人については、日本人の血を引く外国人にのみ就労を許しそうでない外国人には許されないという、単一民族主義に立つ差別主義の問題性を指摘しなければならぬ。この人種差別がブラジルですでに問題になっていることは第四章第四節でみたとおりであるが、日本社会の本質を露呈するものとして今後大きな問題となるかもしれない。

研修生についてはこれからの外国人労働者受け入れの中心的存在となっていく可能性も持っている。改定入管法は、従来主であった海外進出企業による研修生の受け入れにくわえて中小企業による研修生の受け入れを容易にしたものであり、労働力不足への対応策という色彩が濃厚である。しかしながら、外国人労働者を研修生として受け入れようとするのは建て前のすり替えであり、このようなすり替えは倫理的にも本来許されるべきではない。それは、研修の意図をもって来日した研修生にたいする裏切りであり、しかも正当な報酬が払われない等問題が多すぎる。

このような状況に対処しようとして、政府は研修と就労とを峻別したうえで研修修了者について就労を認めることにした。しかしながら、どのように手直ししたとしても、管理可能な低賃金労働力の

合法的導入という研修生制度の本質は変わらない。さらに、研修によってもたらされるとされる技術移転とは、じつは日本の海外進出企業の第三世界における操業のための中核的労働者の養成と、日本を拠点とする技術体系の世界的伸張とをめぐすものであると評価できる。さらに、景気後退の進行しているただなかで外国人就労者を増大させる必要性はまったくくない。

改定入管法で新設された雇用者処罰制度については、きわめて多くの企業がすでに未登録労働者の雇用経験をもつという事実を照らしてみると疑問がある。第一に、これだけ多数の企業を犯罪者扱いにするということの社会的にみた妥当性、第二に、重層下請け構造のもとで外国人労働者に依存せざるをえない底辺の中小零細企業にたいする配慮の欠如などを指摘できる。さらに、雇用者への重罰は未登録労働をますます潜行させるとともに悪質ブローカーの活動を拡大させて、未登録労働者の人権救済を困難にするだろう。また資格外就労にたいする規制の厳格化は、とりわけ弱い立場にある就労生・留学生を直撃する可能性がある。すでに受け入れてしまった就労生・留学生たちの多くは、一日四時間以内のアルバイトでは生活していくことが不可能である。四時間以上の就労の規制は文字どおり彼らを餓死に追い込む可能性がある。

前節で述べたとおり、未登録労働者の排除にばかり気をとられるあまり出入国管理を過度に厳格化することは、大局的にみてむしろ反日感情の増大など日本にとってのデメリットをもたらしはじめているとみられる。完璧な排除は、不均等発展による経済格差のもとでは現実には不可能である。

日本語の習得にたいする広範な需要からみて、アジア諸国での営利を目的としない日本語教育の十分な提供が必要である。これは日本国内における悪質な学校屋の駆逐に役立つ。それと同時に日本へ

の就学生・留学生の希望者については、英語のTOEFLに準じる日本語の統一試験を課すべきである。

近い将来に実施することが必要な中期策は、現在就労している超過滞在者ないし資格外就労者の全面的な排除あるいは新規流入の完全な阻止が不可能ばかりでなく、合法的に入国する外国人労働者も次第に増加していくという必然的な事実を前提とする。排除あるいは流入阻止の強行は、未登録労働者の人権を不当に抑圧させ、そのうえ排除や阻止のコストが高くつきすぎるなど、大きなデメリットをもたらすであろう。

これまでみてきたように、複数回往復している流入者の増大や、フィリピン女性の定着、中国人就学生・留学生の超過滞在を含む長期的滞在への傾向、家族ぐるみの日系人の定着などから判断すると、ヨーロッパ諸国と同じように、日本でもすでに外国人労働者の定住化が開始されている。

従来、日本は単一民族主義に立ちながら外国人を差別し排除する姿勢を一貫してとり続けてきた。しかしながら、在日韓国・朝鮮人や在日中国人の定住あるいはアイヌ人の存在とならば外国人労働者の定住は、単一民族主義にかわる多民族社会の形成を要求している。したがって中期策は、定住する外国人を日本社会の構成員として受け入れるとともに、彼らの人権を擁護するための諸施策を核としなければならない。この点で、一般外国人と区別された「定住外国人」というカテゴリーの新設という大沼の提唱は参考になる（大沼、三五三ページ）。

中期策の第一は、不法に滞在している外国人労働者の正規化（アムネステイ）である。すでに日本滞りが数年という長期間に達する者が相当数存在している。この人びとは摘発におびえながら労働と

生活をつづけているのであるが、滞在が一定期間を超える者については、人権擁護の立場から一律に救済がはかられるべきである。その要件としては、一定期間を超える滞在、退去強制により本人あるいは家族が重大な不利益を被ることなどが考えられる。正規化された者については、その就労と居住に制限を加えない〔関東弁護士会連合会、一五六ページ以下〕。

中期策の第二は、人種差別撤廃条約への加盟である。すでにみたとおり、この条約は女性差別撤廃条約、子どもの権利条約とならぶ人権擁護の柱であり、人権関係の諸条約のなかで加盟国数ももっとも多く、雇用差別、住宅差別、人種的増悪および暴力の否定などを内容としている（この条約については、「金東熙 a」をみよ）。日本では、とりわけ外国人労働者にたいする住宅差別が憂慮すべき状況に立ち至っており、人種的偏見にもとづく差別行為も頻発している。これらは犯罪として法により弾劾されなければならない。

中期策の第三は、国連による移住労働者権利条約への加盟である。第五章第五節で検討したように、この条約は未登録労働者およびその家族にも注目しながら、労働条件や社会保障および文化的独自性の尊重などを強調している。日本政府はこの条約を批准しようとする意思をまったく示していないが、この条約は移住労働者問題に関する国際的基準としての地位と意義をもっているおり、早期の批准が望まれる。

ただし、これら両条約への加盟についての日本政府の消極性のためあって、自治体が「外国人人人権条例」を制定することを提案している救済団体がある。この条例は、外国人の基本的人権への侵害が生じない環境づくりと、その侵害の速やかな排除を可能とする地域社会づくりを目的とするもので

ある〔CALELネットワーク、一六一ページ以下〕。

中期策の第四は、定住している外国人にたいする全般的差別的撤廃である。在日韓国・朝鮮人にたいする治安対策として出発した日本の対外国人政策には、改善されなければならない点が多い。それについては第六章第三節で述べたが、(1)外国人登録の内容の簡素化、(2)外国人登録証の常時携帯・提示義務の廃止、(3)再入国許可制度の全面的見直し、(4)公務就任権の拡大、(5)自治体レベルでの選挙権・被選挙権の付与、(6)民生委員、教育委員、人権擁護委員等への就任の承認、(7)住民の直接請求権の承認などがあげられる。

中期策の第五は、国籍法の改正である。外国人労働者の第二世代の登場はすでにはじまっている。諸外国では帰化の希望者は相対的に少なく、在日韓国・朝鮮人の第二・第三世代についても帰化を選択する者はそれほど多くない。このような事実があるにせよ、定住外国人の国籍選択の自由はできるだけ広く保障されるべきである。したがって、日本の国籍法は、フランスやアメリカと同様に出生地主義の原則へと転換することが望ましい。それとともに、二重国籍の承認も検討されるべきである。これに関連して、日本の条約難民の受け入れはあまりにも少なすぎる。難民条約の精神に立てば、とりわけ近隣諸国からの政治的亡命者の積極的受け入れがなされるべきである。

中期策の第六は、外国人労働者のもっている出身国の文化の尊重である。すなわち、アメリカの「多文化主義」あるいはフランスの「異なることへの権利」への模索にならうと、さまざまな文化から構成される多民族社会へと日本社会を改編するための条件を準備しなければならない。

そのために必要なのは、民族教育の振興である。在日韓国・朝鮮人が自分たち自身でつ

くりあげた民族教育は、学校教育法にもとづく正規の学校として認められていない。朝鮮人学校の公認は、多民族社会への道の第一歩である。これにつづく他の民族学校についても、助成と振興が進められなくてはならない。なお民族学校では、母国語の教育が重要な課題となる。

日本国籍の取得を希望する者にたいする現在の窓口指導は、単一民族主義に立脚するものであつてとうてい認めがたい。そこでは、日本名への改名と民族名の放棄の強制ならびに日本社会への日常生活レベルでの完全な同化の指示など、信じがたい人権無視の条件が課せられているのである。

かなり長いタイムスパンを要する長期策は、送出国についても受け入れ国である日本についても、出稼ぎ労働に依存しない社会を形成すること、政治難民の発生を防止すること、および国際人口移動について国際的な合意を形成することが主眼となる。付言すれば、GATT(関税と貿易に関する一般協定)のウルグアイ・ラウンドにおいては、第三世界諸国が非熟練労働者の移動をサービス貿易枠組み協定の対象とすることを主張したのにたいし、資本主義的中心諸国はそれに反対した。その結果この問題については、協定にもとづく二国間の交渉自体は拒否できないとする議長案が受け入れられた。このことは、第三世界の支配層が出稼ぎ依存を容認していることを示すものである。

出稼ぎ労働は、出身国全体のみならず出稼ぎ者本人やその家族にたいする犠牲がきわめて大きい「ヒトの収奪」にはかならない。それにもかかわらず、国際収支の逆調や失業の圧力に対処するため出稼ぎが推進されているのである。このような状況が出現した最大の理由は、世界的な資本主義経済システムにより第三世界に不等価交換が強制され、それにより富の収奪がおこなわれていることにある。その結果不均等発展が起こり、出稼ぎ労働は、低発展の周辺地域・半周辺地域から半周辺地域な

いし中心地域へと向かうことになってしまったのである。

したがって、出稼ぎに依存しない第三世界の構築は、現在の経済発展戦略とはまったく異なる戦略の採用を必要とさせる。第三世界の農業は、商品食物のモノカルチャー栽培に特化させられたことによつて世界的不等価交換のメカニズムに巻き込まれ、農村の貧困化と土地無し農民の激増が一般化した。そのため、出稼ぎや向都離村移動が普遍的となり、第三世界の巨大都市における異常な人口集中と失業・半失業人口の膨大な堆積をもたらすこととなった。

また低賃金労働力を求める日本資本の第三世界への進出は、日本が金融・管理部門を掌握し、またハイテクノロジー分野での優位性を確保した基盤のうえで遂行される、新たな垂直的国際分業体制の確立にほかならない。ここでは、経済的余剰の日本による収奪が起こるが、その結果は第三世界の累積債務問題の深刻化に如実に示されている。こうして、第三世界における国際収支の危機は構造的なものとなっている。

外国人労働者問題の真の解決は、送出国の側におけるこのような状態をいかに改善できるかにかかっている。この点で、日本のODA（政府開発援助）は根本的に見直さなければならぬ。日本のODAにおける経済インフラ関連の供与は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）加盟国の一九八六―八七年の平均が二〇・〇％であるのにたいして、有償資金協力ではじつに五一・一％に達している。その内容は、発電所、道路、港湾、空港などである。

また、日本のODAの別の顕著な特徴は、有償資金協力の比率が他国と比較して異常に高いことにある。一九八八―八九年平均の贈与比率をみると、日本は四三・二％にすぎないが、アメリカは九

七・八%、スウェーデンに至っては $100 \cdot 0\%$ である〔外務省b〕。

このような経済インフラ主体というODAの性格は、農業の商品作物生産と垂直的国際分業体制をますます進展させるといふ機能を果たす。また、有償援助は利息と元本の支払いのために国際収支を悪化させる。要するに現在のODAは、第三世界の出稼ぎ労働の送出圧力をますます強めていると考えられる。

受け入れ国である日本が出稼ぎ労働に依存しないで済むためには、どのような長期策をとればよいであろうか。すでにみてきたとおり、出稼ぎ労働に依存せざるをえない経営者の多くは、重層的下請構造の最末端に位置し、親企業による発注の調整や厳しい受注単価切り下げの圧力のもとで労働条件を切り下げざるをえず、そのため日本人の若い労働者が逃げだしてしまったような中小零細企業である。

つまり、下請を犠牲として親企業が利潤をあげるといふ重層的構造が存続しつづけるかぎり、低賃金で働く外国人労働者にたいする大きな需要はなくなる。したがって、外国人労働者に依存しない社会をつくるためには、日本の産業構造の根本的な再編成が必要となる。

それとともに、地球環境を考慮すると日本人口についてもその静止化が唯一の途であると考えられる。そのためには、適正な出生力を保持することができるような諸方策が必要とされよう。さらに、拡大一辺倒の経済成長目標を設定し、それに合わせて労働力の不足や外国人労働者の導入を想定するのでなく、静止した人口や労働力のパターンにもとづきながら、やみくもな経済成長を指向しない経済構造の構築が求められる。



長期策の第二としての難民の発生防止についてであるが、欧米諸国の経験をみるとすでに難民を受け入れるという対症療法では対処しがたい段階にきているとおもわれる。難民の発生は、社会主義体制を含めてさまざまな形態の強権政治を原因とすることが多い。したがって強権政治の維持に加担することは避けるべきである。

最後に、国際人口移動についての国際的合意が求められる。必然論的見地に立てば、問題はすでに受け入れ国だけで処理することが不可能になってきている。国際的ブローカー組織の根絶や未登録労働者の発生の事前の防止と彼（女）らの保護についての合意は当然として、そのうえに国策としての出稼ぎ労働への依存の是非を地球社会のレベルで真剣に討議する必要がある。

いずれにせよ、低賃金労働者としてではなく、尊敬しあえる対等な人間としての外国人の日本社会への受け入れと彼（女）らとの共生は、地球社会のなかの日本にとって今後いよいよその意義を増していくだろう。すでにはじまっている多民族社会化の方向を誤らないためには、必然的に流入し、就労し、生活している外国人労働者の人権の尊重がなによりも重要な出発点となる。

## 参考文献

△新聞・雑誌・ニュースレター▽

・紙名を省略した新聞

『朝日』：『朝日新聞』

『日経』：『日本経済新聞』

『毎日』：『毎日新聞』

『読売』：『読売新聞』

・救済団体ニュースレター

『カラバオ』：寿外国人労働者と連帯する会、横浜市中区寿町三一〇—一三金岡ビル三階

『CALL』：アジアの働き・学ぶ仲間と連帯する労働者・市民の会、東京都文京区小石川二—三一四川田ビル三階

『まいぐらんと』：あるすの会「まいぐらんと」編集部、名古屋市中区葵二—六一—一九福信館気付

・資料的価値の高い雑誌

『国際人流』：入管協会、東京都千代田区神田小川町三一—二八—二立花書房ビル四階

△日本語による論文・単行本・報告書・提言▽

青山守男「天下の台所を支える外国人労働者たち」『CALL』No. 一、一九九〇年七月三〇日

赤木数成「なぜ彼らは日本をめざすのか」『ブラジル日系人出稼ぎと日系社会の現状』『国際人流』一九九〇年七月号

朝日新聞学芸部『あなたの隣に ルポ鎖国にっぽんの「外国人」』朝日新聞社、一九九一年

アジア社会問題研究所『アジア人勤労者問題に関する調査研究』産業研究所、一九九〇年六月

アジア人労働者問題懇談会 a…アジア人労働者問題懇談会編『新版 アジア人出稼ぎ労働者手帳』明石書店、一九九〇年

アジア人労働者問題懇談会 b…アジア人労働者問題懇談会編『侵される人権・外国人労働者』第三書館、一九九二年

アジア太平洋資料センター a…アジア太平洋資料センター『労働力輸出大国フィリピン』『世界から』第三〇号、一九八七年

アジア太平洋資料センター b…アジア太平洋資料センター『フィリピン人と海外出稼ぎ』『新地平』一九八七年九月月号

『農』一九九二年六月号

東三郎『かくれみの』としての日本語学校』『新地平』一九八六年九月号

あるすの会編『ラバーン事件の告発』柘植書房、一九九〇年

飯田典子『日系人のまち—グラビア』『リトル・ブラジル』によせて』『世界』一九九二年七月号

飯沼二郎『在日韓国・朝鮮人』海風社、一九八八年

石井慎二編『ジャバゆきさん物語り』JICC出版局、一九八六年

石川好『ヒトの鎖国かヒトの鎖国か』パンリサーチ、一九八八年

石原巧『外国人雇用の本音と建前—労働力鎖国の裏で何が起きているか』祥伝社、一九九二年

石山永一郎『フィリピン出稼ぎ労働者』柘植書房、一九八九年

伊藤和夫『難民認定の制度・運用見直し』『朝日新聞』一九八九年一〇月一六日

- 伊藤潔『難民天国ニッポン』の幻想を与えたのは誰だ』『諸君』一九八九年一月月号
- 伊藤るりa・伊藤るり『同化なき統合』の壮大な実験』『別冊宝島』一〇六号、一九九〇年
- 伊藤るりb・伊藤るり『フランスにおけるイスラム系住民の同化と編入―同化イデオロギーの相対化』という文脈のなかで』(百瀬・小倉)所収)
- 稲上毅・桑原靖夫ほか『外国人労働者を戦力化する中小企業』中小企業リサーチセンター、一九九二年
- 茨城県商工労働部『外国人労働者雇用実態調査結果報告書』一九九二年三月
- 今野浩一郎・佐藤博樹編『外国人研修生』東洋経済新報社、一九九一年
- 伊豫谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者論』弘文堂、一九九二年
- 伊豫谷登士翁・内藤俊雄『東京の国際化で転換迫られる中小企業』『エコノミスト』一九八九年九月五日号
- 内田進『香港の移民流出と外国人労働力輸入』『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所
- 内野正幸『差別的表現』有斐閣、一九九〇年
- 内海愛子・松井やより『アジアから来た出稼ぎ労働者たち』明石書店、一九八八年
- NHK取材班『ヒト不足社会―誰が日本を支えるのか』日本放送出版協会、一九九一年
- 江橋崇編『外国人労働者と人権』法政大学出版局、一九九〇年
- 大阪商工会議所a・大阪商工会議所産業経済部『外国人労働者受け入れに関する調査報告』一九八八年一〇月
- 大阪商工会議所b・大阪商工会議所産業経済部『外国人労働者等の採用に関する調査報告』一九九〇年五月
- 大島静子+フランシス、キャロライン『HELPから見た日本』朝日新聞社、一九八八年

大西正曹 『経済環境の変化と中小工業』 関西大学経済・政治研究所、一九八七年

大貫憲介 「不平等な外国人犯罪の取り扱い」 『世界』 一九九〇年一月号

大沼保昭 『単一民族社会の神話を超えて』 東信堂、一九八六年

岡沢憲英 「スウェーデンにおける外国人受け入れ政策―地球市民権の試み」 (『社会保障研究所』 所収)

岡部一明 『多民族社会の到来』 御茶の水書房、一九九一年

小川雄平 「中東の経済開発と国際労働力移動」 (『森田』 所収)

沖縄県国際交流財団 『南米移住者子弟の「出稼ぎ問題」に関する実態調査報告書』 一九九〇年一月

奥田・田嶋 a…奥田道大・田嶋淳子 『池袋のアジア系外国人』 めこん、一九九一年

奥田・田嶋 b…奥田道大・田嶋淳子編 『新宿のアジア系外国人―社会学的実態報告』 立教大学社会学部、一九九

二年五月

長田満江 「出稼ぎに希望を託すバンングラデシュの青年たち」 『アジア研ニュース』 一九八九年九月号、アジア経済研

究所

落合英秋 『アジア人労働力輸入』 現代評論社、一九七四年

海外技術者研修協会 『ご利用の手引き』 一九八八年版

外国人就学生受入機関協議会 a…外国人就学生受入機関協議会 『会報』 創刊号および三号、一九八七年三月およ

び七月

外国人就学生受入機関協議会 b…外国人就学生受入機関協議会 「アンケートによる外国人就学生事情」 『国際人流』

一九八九年六月号

外務省 a…外務大臣官房領事移住部編 『海外在留邦人数調査統計』 平成二年版、一九九〇年

- 外務省 b・外務省外務報道官・外務省経済協力局『経済協力 Q & A』世界の動き社、一九九二年三月
- 梶田 a・梶田孝道『エスニシティと社会変動』有信堂、一九八八年
- 梶田 b・梶田孝道「EC 統合と定住外国人の将来—EC 諸国民と非 EC 諸国民との差異に着目して」(「社会保障研究所」所収)
- 梶田 c・梶田孝道「同化・統合・編入—フランスの移民への対応をめぐる論争」(「伊豫谷・梶田」所収)
- 柏木宏『アメリカの外国人労働者』明石書店、一九九一年
- 片岡義博「壊された『共存共栄』—三重・韓国人海女摘発の波紋」『まいぐらんと』第四号、一九八八年七月十五日
- 神奈川県 a・神奈川県労働部労政課『企業における外国人労働者雇用の意向・実態調査』一九九一年三月
- 神奈川県 b・神奈川県労働部労政課『労働組合役員における外国人労働者に対する意識調査』一九九一年三月
- 神奈川県 c・神奈川県自治総合研究センター『欧州における外国人問題に関する調査』一九九一年三月
- 加納弘勝「中東地域の国際労働力移動と移民対策」(「百瀬・小倉」所収)
- カラバオの会 a・カラバオの会「外国人出稼ぎ労働者の合法化に向けて」一九八八年七月
- カラバオの会 b・カラバオの会「仲間じゃないか、外国人労働者」明石書店、一九九〇年
- 川崎市市民局勤労市民室「昭和六三年度版雇用労働調査結果報告書」一九八八年—二月
- 川原謙一『アメリカ移民法』有斐閣出版サービス、一九九〇年
- 関西経営者協会 a・関西経営者協会「外国人労働者の受け入れ問題について」(無日付)
- 関西経営者協会 b・関西経営者協会『国際化への企業の対応』一九八九年九月
- 関西経済同友会『幅広い外国人雇用の促進を』一九八九年三月
- 関西経済連合会「外国人労働者受け入れ問題について」一九九〇年四月
- 関東弁護士会連合会編『外国人労働者の就労と人権』明石書店、一九九〇年

- 企業活力研究所「外国人労働者受け入れに関する提言」一九八八年七月
- 菊池京子「外国人労働者送り出し国の社会的メカニズム」(伊豫谷・梶田)所収)
- 行財政総合研究所編『外国人労働者の人権』大月書店、一九九〇年
- 行政管理研究センター『国際化時代と自治体―新たな行政秩序の形成へ向けて』一九九一年三月
- 漁業問題研究会『漁業問題研究会報告書』一九八八年九月
- 金賛汀『異邦人は君ヶ代丸に乗って』岩波書店、一九八五年
- 金・崔・金秀坤・崔燉吉『海外人力進出の経済的効果分析』韓国開発研究院、一九八五年
- 金石範『「在日」の思想』筑摩書房、一九八一年
- 金東勲 a・金東勲『解説 人種差別撤廃条約』解放出版社、一九九〇年
- 金東勲 b・金東勲編『国連・移住労働者権利条約と日本』解放出版社、一九九二年
- 金東明「在日朝鮮人の『第三の道』」『朝鮮人』一七号、一九七九年
- 金原左門・石田玲子ほか『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』明石書店、一九八六年
- ぐるーぷ赤かぶ編『あぶない日本語学校』新泉社、一九八九年
- 桑原靖夫『国境を越える労働者』岩波書店、一九九二年
- 慶応義塾大学法学部宮沢浩一研究会『外国人労働者問題』被害者学研究所、一九八九年
- 経済企画庁 a・経済企画庁国民生活局「我が国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査結果について(概要)」一九八八年三月

経済企画庁b…経済企画庁編『世界とともに生きる日本―経済運営五ヵ年計画』大蔵省印刷局、一九八八年五月  
 経済企画庁c…経済企画庁総合計画局『労働力の国際間移動の国内労働市場等に与える影響に関する調査報告書』  
 一九八九年四月

経済団体連合会『持続的な安定成長と労働力の確保を目指して』一九九二年五月

経済同友会a…経済同友会「これからの外国人雇用のあり方について」『実習プログラム』による秩序ある外国人労働者の受入れ」一九八九年三月

経済同友会b…経済同友会「外国人との共生を目指して」一九八九年七月

経済同友会c…経済同友会「我が国の外国人雇用の進むべき方向について」一九九二年六月

警察庁a…警察庁『警察白書』平成二年版、大蔵省印刷局、一九九〇年

警察庁b…警察庁刑事局「平成三年の犯罪情勢」一九九一年一月

警察庁c…警察庁国際刑事課「平成三年の来日外国人による刑法犯の検挙状況について」一九九二年二月

警察庁d…警察庁刑事局「平成四年上半期の犯罪情勢」一九九二年七月

警察庁e…警察庁『警察白書』平成四年版、大蔵省印刷局、一九九二年

建設業外国人問題研究会編『建設業における外国人労働者問題と外国人研修生の受入れ』大成出版社、一九九一年

建設省建設経済局長「建設業における外国人の不法就労の防止に関する協力依頼について」一九八八年一月

小井土彰宏「メキシコ系『非合法』移民労働者とアメリカ国家―歴史的動態と一九八六年移民法改革」(百瀬・小倉)所収

小井土有治編『外国人労働者 政策と課題』税務経理協会、一九九〇年



- 公共政策調査会『来日外国人の社会不適應状況に関する調査』一九九一年三月
- 国際協力事業団『日系人本邦就労実態調査報告書』一九九二年二月
- 国際産業・労働研究センター『わが国企業における外国人労働者・研修生の受け入れ実態と今後のニーズ』一九九〇年
- 国際人流編集部『統計にみる日本人の海外移住』『国際人流』一九九〇年七月号
- 国民金融公庫 a・国民金融公庫「中小企業における外国人労働者の雇用」『国民金融公庫調査月報』一九九二年二月号
- 国民金融公庫 b・国民金融公庫総合研究所「『ヒト』の国際化時代に生きる中小企業」『調査季報』第二〇号、一九九二年二月
- 国連大学・創価大学アジア研究所『難民問題の学際的研究』御茶の水書房、一九八六年
- 小島朋之『海を越えた「民工盲流」』『正論』一九八九年一月
- 小島蓉子『外国人労働者への福祉的対応―国際比較の視点から』(佐藤進)所収
- 小島麗逸『中国の人口移動』(中岡)所収
- 五野井博明『出稼ぎ外国人残酷物語』エール出版社、一九八九年
- 駒井 a・駒井洋『日本人のアジア観』『東洋大学社会学部紀要』一一・一二、一九七五年
- 駒井 b・駒井洋『外国人労働者をみる眼』明石書店、一九九〇年
- 駒井 c・駒井洋『外国人労働者の労働および生活実態に関する研究―研修生の分析』筑波大学社会科学系、一九九一年三月
- 駒井 d・駒井洋『外国人研修生は労働者か』『社会学ジャーナル』第一六号、筑波大学社会学研究室、一九九一年
- 雇用開発センター『企業の国際化と外国人留学生・研修生』一九八九年

CALNETネットワーク『あなたの街の外国人』第一書林、一九九一年

柴生林「日本留学熱を冷静に視る」『アジアの友』一九八九年一月号、アジア学生文化協会

埼玉県労働部労政福祉課『外国人労働者就労状況調査結果報告書』一九九一年三月

在日朝鮮人社会・教育研究所編『帰化』晩聲社、一九八九年

佐々木聖子『アジアから吹く風』朝日新聞社、一九九一年

佐崎昭二『建設労働と外国人労働者』大成出版社、一九九一年

佐藤進編『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、一九九二年

佐藤達也「"国策"となった出稼ぎ」『総評新聞』一九八八年六月一七日号

佐藤康夫「イタリヤ編」(神奈川県c)所収)

サンパウロ人文科学研究所a・サンパウロ人文科学研究所「ブラジルに於ける日系人口調査報告―一九八七・一

九八八―抜粋」

サンパウロ人文科学研究所b・サンパウロ人文科学研究所『ブラジル日系人の意識調査』一九九二年一月

三和総合研究所研究開発部『内なる国際化のための人材活用』一九八九年五月

シエーンエック、マサコ「ドイツ編」(神奈川県c)所収)

自治労自治研中央推進委員会『外国人は住民です』一九九一年一〇月

信濃毎日新聞社a・信濃毎日新聞社編『世界市民への道』明石書店、一九八九年

信濃毎日新聞社b・信濃毎日新聞社編『扉を開けて』明石書店、一九九二年

下田博次「収奪されるアジアの知的労働」『朝日ジャーナル』一九八八年四月一日号

「下平好博」オランダの移民労働者と社会的統合政策」(「社会保障研究所」所収)

社会経済国民会議『平成二年版国民会議白書』一九九〇年

社会保障研究所編『外国人労働者と社会保障』東京大学出版会、一九九一年

シャヘド、サーム+関口千恵『在留特別許可』明石書店、一九九二年

情報センター企画部『外国人の非正社員雇用に関する雇用管理の実態調査』『E. STONE』号外、一九九一年

徐京植『皇民化政策から指紋押捺まで』岩波書店、一九八九年

菅田詳「不法就労根絶を目指すシンガポール」『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

杉浦明道「言葉、裁判、タイ人―名古屋のケース」(「江橋」所収)

全建総連関東地方協議会『六三年一〇月一二・一三日建設・住宅企業交渉―報告書』

全国信用金庫協会「外国人労働者の問題について」一九九一年一〇月

全国造船重機械労働組合連合会「外国人労働者の受け入れ判断基準」一九八九年二月

全国ビルメンテナンス協会「外国人学生雇用のための手続き・実務マニュアル」一九八九年

全国労働安全衛生センタースタートアップ「全国労働安全衛生センター連絡会議『安全センター情報』一九九一年三月号

全国労働安全衛生センタースタートアップ「全国労働安全衛生センター連絡会議『安全センター情報』一九九一年五月号

全国労働安全衛生センタースタートアップ「全国労働安全衛生センター連絡会議編『外国人労働者の労災白書』九二年版、海

風書房、一九九二年

総合研究開発機構『外国人労働者の社会的受容システムに関する研究』一九九〇年

- 総務庁行政監察局『外国人の就労に関する実態調査結果報告書』一九九二年一月
- 総理府 a…総理府内閣総理大臣官房広報室「外国人の入国と在留に関する世論調査」(一九八八年二月調査)
- 総理府 b…総理府内閣総理大臣官房広報室「外国人労働者問題に関する世論調査」(一九九〇年一月調査)
- 大同生命保険「第二回経営者一、〇〇〇人アンケート」(無日付)
- 高橋秀実『TOKYO外国人裁判』平凡社、一九九二年
- 田中 a…田中宏「就学生問題の構図」『アジアの友』一九八九年四月号、アジア学生文化協会
- 田中 b…田中宏『在日外国人』岩波書店、一九九一年
- 田中宏・三好亜矢子編『現代のエスプリ二四九 ジャパゆきさんの現在』至文堂、一九八八年
- 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、一九八八年
- 千葉県商工労働部労政課『外国人雇用実態調査報告書』一九九〇年二月
- 中小企業経営者災害補償事業団「外国人労働者に関する調査報告」一九九〇年五月
- 中小企業庁 a…中小企業庁編『中小企業白書』昭和六三年版、大蔵省印刷局、一九八九年
- 中小企業庁 b…中小企業庁編『中小企業白書』平成元年版、大蔵省印刷局、一九九〇年
- 張振海事件弁護団編『張振海ハイジャック事件』日中出版、一九九〇年
- 通産省 a…通産省産業政策局編『共存の競争への道—グローバルゼーション・レポート』通商産業調査会、一九九〇年七月
- 通産省 b…産業労働問題懇談会『外国人労働者問題への対応について』一九九〇年五月

- 筑波大学 a …筑波大学社会学研究室『オキナワから地球へ』一九八七年
- 筑波大学 b …筑波大学社会学研究室『地球・国家・地域社会―北海道からの視角』一九八八年
- 筑波大学 c …筑波大学社会学研究室『東京から TOKYOへ』一九九〇年
- 筑波大学 d …筑波大学社会学研究室『国境を越えて―外国人労働者の現況』一九九一年
- 都築くるみ「日系ブラジル人の生活実態調査より 中間報告」『名古屋大学社会学論集』第二三号、一九九二年
- 手塚 a …手塚和彰『外国人労働者』日本経済新聞社、一九八九年
- 手塚 b …手塚和彰『労働力移動の時代』中央公論社、一九九〇年
- 手塚 c …手塚和彰「スイスにおける外国人労働者の受け入れ」『日本労働研究雑誌』一九九〇年七月号
- 手塚 d …手塚和彰『続・外国人労働者』日本経済新聞社、一九九一年
- 手塚和彰・渡辺尚ほか編『シンポジウム 日本とドイツの外国人労働者』明石書店、一九九一年
- 手塚和彰・宮島喬ほか編『外国人労働者と自治体』明石書店、一九九二年
- 手塚和彰・駒井洋ほか編『外国人労働者の就労実態―総合的実態調査報告集』明石書店、一九九二年
- 天明佳臣『外国人労働者と労働災害―その現状と実務 Q & A』海風書房、一九九一年
- 東京商工会議所 a …東京商工会議所「外国人労働者の受け入れ問題に関する中間意見について」一九八八年九月
- 東京商工会議所 b …東京商工会議所「外国人の受け入れに関する調査(概要)」(無日付)
- 東京商工会議所 c …東京商工会議所『外国人労働者熟練形成制度』の創設等に関する提言』一九八九年十二月
- 東京商工会議所 d …東京商工会議所「労働政策に関する要望」一九九〇年七月
- 東京都 a …東京都港区企画部文化・国際交流担当『港区在住外国人の意識調査』一九八九年一月

- 東京都 b … (東京都新宿区による調査) (無タイトル、無日付)
- 東京都 c … 東京都豊島区『豊島区の国際化に関する行政需要調査』一九八九年二月
- 東京都 d … 東京都衛生局『日本語学校就学生に対する結核検診結果(最終集計)について』一九八九年一〇月
- 東京都 e … 東京都生活文化局『東京都区市町村における国際交流事業等に関する調査結果』一九八九年一二月
- 東京都 f … 東京都情報連絡室『情報連絡(資料編)』No. 一四、一九八九年一二月
- 東京都 g … 東京都生活文化局『留学生・就学生の生活に関する実態調査報告書』一九八九年
- 東京都 h … 東京都品川労政事務所『外国人の雇用に関する意識・実態調査』一九八九年
- 東京都 i … 外国人労働者等問題連絡協議会(企画審議室調整部)『東京都における外国人労働者の現状と課題』一九九〇年六月
- 東京都 j … 東京都豊島区『外国人相談にみる豊島区の国際化』一九九〇年九月
- 東京都 k … 東京都立労働研究所『東京都における外国人労働者の就労実態』一九九一年
- 東京都 l … 東京都生活文化局『留学生・就学生に関する実態調査報告書』一九九二年三月
- 東京都 m … 東京都情報連絡室『都市生活に関する世論調査』一九九二年五月
- 東京都 n … 東京都情報連絡室『国際化に関する世論調査』一九九二年六月
- 東京都信用金庫協会研究センター『国際化の進展に伴う中小企業への影響』一九九〇年一〇月
- 東京都民銀行『“労働力不足”と外国人労働者の雇用について』一九八九年七月
- 東京法人会連合会『中小企業の従業員の雇用実態について』一九八八年一二月
- 栃木県経済同友会『外国人労働者の受け入れについて(提言)』一九八九年一二月
- 富岡 a … 富岡次郎『現代イギリスの移民労働者』明石書店、一九八八年
- 富岡 b … 富岡次郎『イギリスにおける移民労働者の住宅問題』明石書店、一九九二年

友永健三『人権とは？ 国際人権規約と日本』解放出版社、一九八九年

内藤正典編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、一九九一年

中井清美『定住外国人と公務就任権』拓植書房、一九八九年

中岡三益編『難民 移民 出稼ぎ』東洋経済新報社、一九九一年

中桐伸五・高山後雄編『すべての外国人に医療保護を』海風書房、一九九二年

長野県経営者協会『外国人単純労働者の受け入れに関するアンケート結果報告』一九九〇年七月

名古屋商工会議所『外国人労働者問題に関する意見書』一九九〇年七月

西尾幹二『戦略的「鎖国」論』講談社、一九八八年

二一世紀経済基盤開発国民会議『外国人労働者受入れの提言』一九八八年一二月

日本化学エネルギー労働組合協議会『化学・エネルギー産業にみる労働者意識、一九八七年』一九八八年

日本総合研究所『外国人労働者の受容と共生に関する研究』一九九〇年

日本フードサービス協会『外国人雇用に関する外食産業からの提言』一九九〇年五月

日本弁護士連合会『人権の国際的保障』一九八八年

日本労働協会『海外労働時報』一九八七年九月号

日本労働組合総連合会『平成二年―三年度政策・制度要求と提言(案)』一九九〇年

日本労働研究機構『外国人労働者問題の政策的検討』一九九一年三月

農水省『外国人研修生・労働者に関する調査結果』一九八九年一月

- 荻尾信也「暗躍する仲介業者たち」『外国人労働者と人権』日本評論社、一九八八年
- 畑田国男「大久保通りに『多民族国家・日本』の明日がある!？」『別冊宝島』一〇六号、一九九〇年
- 蜂谷隆『それでも外国人労働者はやってくる』日刊工業新聞社、一九九一年
- 花田 a・・花田昌宣「移民先進国フランスから学ぶもの」『エコノミスト』一九八九年一月一四日号
- 花田 b・・花田昌宣「フランス編」(『神奈川県 c』)所収)
- 花房征夫「韓国の企業戦士」『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所
- 花見忠「外国人労働者―アメリカから何を学ぶか」『日本労働研究雑誌』No. 三七五、一九九一年一月
- 花見忠・桑原靖夫編『明日の隣人 外国人労働者』東洋経済新報社、一九八九年
- 林 a・・林瑞枝『フランスの異邦人』中央公論社、一九八四年
- 林 b・・林瑞枝「EC諸国に職を求めて―フランスのマグレブ出身者の現状」(『中岡』)所収)
- 日名子 a・・日名子暁「ジャバゆきさんの経済学」(『石井』)所収)
- 日名子 b・・日名子暁『経・年・国籍不問―外国人労働者が一〇〇万人になる日』ダイヤモンド社、一九九二年
- 平川均「韓国の輸出指向型成長と貿易」『韓国経済の分析』日本評論社、一九八八年
- 広渡 a・・広渡清吾「西ドイツの外国人政策対立の構図」『外国人労働者と人権』(法学セミナー増刊)、日本評論社、一九八八年
- 広渡 b・・広渡清吾「外国人『統合』政策を襲う大きな揺らぎ」『別冊宝島』一〇六号、一九九〇年
- 広渡 c・・広渡清吾「ドイツの外国人問題と国籍」(『百瀬・小倉』)所収)
- 広渡 d・・広渡清吾「外国人受け入れの法的論理」(『伊豫谷・梶田』)所収)



深町宏樹「バキスタン」『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

吹原忠正『難民』日本教育新聞社、一九八九年

藤崎康夫『出稼ぎ日系外国人労働者』明石書店、一九九一年

福家洋介「東南アジアの労働力移動」『新地平』一九八六年九月号

法務省 a…法務大臣官房司法法制調査部編『出入国管理統計年報』各年版

法務省 b…法務省入国管理局「不法就労外国人にかかわるあつ旋ブローカーの実態について」一九八七年三月

法務省 c…法務省大阪入国管理局「近畿弁護士連合会との懇談会における説明要旨」一九八八年

法務省 d…法務省入国管理局警備課「不法就労外国人の実態」『国際人流』一九八八年三月号

法務省 e…法務省入国管理局難民認定室「我が国におけるインドシナ難民の現状」『国際人流』一九八八年九月号

法務省 f…法務省入国管理局「多様化・分散化する不法就労外国人」『国際人流』一九八九年二月号

法務省 g…法務省入国管理局「外国人の就労に関するアンケート調査」『国際人流』一九八九年二月号

法務省 h…外国人労働者入国問題検討委員会『報告書』入管協会、一九八九年三月

法務省 i…法務省入国管理局「統計にみる不法就労外国人の実態」『国際人流』一九八九年四月号

法務省 j…法務省入国管理局「日本語教育振興協会設立」『国際人流』一九八九年七月号

法務省 k…法務省入国管理局「研修実施企業に関する実態調査結果について」一九八九年八月

法務省 l…法務省入国管理局「大都市圏における不法就労摘発努力期間の実施結果について」『国際人流』一九八九年九月号

法務省 m…法務省入国管理局「昭和六三年上半期における上陸拒否者及び入管法違反事件の概況について」一九

八八年九月

法務省 n…法務省入国管理局「昭和六三年上陸拒否者及び入管法違反事件概要」入管協会、一九八九年

法務省 o…法務省入国管理局「在留日系ブラジル人等の稼働状況等に関する実態調査の実施について」一九九〇年四月

法務省 p…法務省入国管理局「動き出した改正入管法」『国際人流』一九九〇年六月号

法務省 q…法務省入国管理局「上陸拒否者及び入管法違反事件の概況」『平成元年出入国管理関係統計概要』入管協会、一九九〇年

法務省 r…法務省入国管理局「平成元年外国人及び日本人出入国者統計」『平成元年出入国管理関係統計概要』入管協会、一九九〇年

法務省 s…法務省入国管理局「外国人登録者（平成元年一二月末現在）の国籍・出身地別在留資格（在留目的）別統計について」一九九〇年九月

法務省 t…法務省入国管理局「動き出した改正入管法」『国際人流』一九九〇年一月号

法務省 u…法務省入国管理局「平成二年出入国管理関係統計概要」入管協会、一九九一年七月

法務省 v…法務省入国管理局「入管法違反外国人の集中摘発の実施について」一九九一年一月

法務省 w…法務省入国管理局登録課「日本で暮らす外国人——平成二年一二月末現在における在留外国人統計」一九九一年一月

法務省 x…法務省入国管理局「平成三年上半期における不法就労事件について」一九九一年一月

法務省 y…法務省入国管理局「不法就労外国人に対する上陸審査強化期間実施結果について」一九九二年一月

法務省 z…法務省入国管理局「本邦における不法残留者数について」一九九二年二月

法務省 A…法務省入国管理局「本邦における不法残留者の数について」一九九二年六月

法務省B…法務省入国管理局「本邦における不法残留者の数について」一九九二年八月

法務省C…法務省入国管理局『平成三年出入国管理関係統計概要』入管協会、一九九二年八月

朴a…朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未來社、一九六五年

朴b…朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』三一書房、一九七五年

朴c…朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房、一九八九年

細見卓監修『外国人労働者―日本とドイツ』河合出版、一九九二年

本間浩『難民問題とは何か』岩波書店、一九九〇年

毎日新聞a…毎日新聞社会部編『じばんぐ』新装・改訂版、毎日新聞社、一九九〇年

毎日新聞b…毎日新聞外信部編『第三の開国』朝日ソノラマ、一九九〇年

前山a…前山隆「日系外国人労働者について」『国際人流』一九八八年一〇月号

前山b…前山隆「日系外国人労働者のその後」『国際人流』一九九〇年七月号

町田幸雄「不法就労外国人の実態」『ジュリスト』一九八八年六月一日号

松井和久「マレーシアへ向かうインドネシア人労働者」『アジア研究ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

九川知雄「中国から日本への『就学生』急増」『アジア研究ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

水町亮介『犯されたアジア』ブレンセンセンター、一九八八年

宮島喬・梶田孝道ほか『先進社会のジレンマ』有斐閣、一九八五年

民族差別と闘う連絡協議会『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』新幹社、一九八九年

- 百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂高文社、一九九二年
- 森廣正『現代資本主義と外国人労働者』大月書店、一九八六年
- 森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会、一九八七年
- 文部省 a…文部省学術国際局留学生課「我が国の留学生制度の概要」一九九一年一月
- 文部省 b…文部省「日本語教育が必要な外国人児童・生徒の受入れ・指導の状況について」一九九二年四月
- 矢延洋泰「巧妙なシンガポールの外国人労働者対策」『エコノミスト』一九八九年一〇月三日号
- 山神 a…山神進「日本語学校に関するガイドライン策定される」『国際人流』一九八九年三月号
- 山神 b…山神進「研修生に関する入国事前審査基準の明確化に向けて」『国際人流』一九八九年六月号
- 山神 c…山神進「統計からみた外国人就学生の入国状況」『国際人流』一九八九年七月号
- 山神 d…山神進「ポート・ビーズルをめぐる現況と課題」『国際人流』一九八九年一〇月号
- 山神 e…山神進「我が国をめぐる国際人流の変遷」入管協会、一九八九年
- 山神 f…山神進「難民問題の現状と課題」日本加除出版、一九九〇年
- 山口 a…山口令子「カネに憑かれた中国人」『留学』生」『文芸春秋』一九八八年九月号
- 山口 b…山口令子「醜聞ふきだす日本語学校」『文芸春秋』一九八八年二月号
- 山崎喜比古・若林チヒロほか「上野の街とイラン人―摩擦と共生」東大医学部保健社会学教室、一九九二年七月
- 山崎哲夫「入管法の改正・外国人労働者問題への対応」『国際人流』一九八九年六月号
- 山下袈裟男『ヒトの国際化に関する総合的研究―特に外国人労働者に関する調査研究を中心に』東洋大学社会学部、一九九二年

山谷哲夫『じゃばゆきさん』情報センター出版局、一九八五年

山中一郎『パキスタンにおける海外移住労働』『アジア経済』一九八四年三月号

山本一巳『フィリピン』『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

尹健次『再入国許可書』と渡航の自由』『世界』一九九〇年一月号

横浜商工会議所「外国人労働者受け入れに関する調査結果概要」一九九〇年一月

劉文甫「正念場を迎えた台湾の外国人労働者問題」『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

臨時行政改革推進審議会「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第二次答申」一九九一年一二月

連合総合生活開発研究所『人間優先の経済社会システムの創造へ』第一書林、一九九〇年

労働省 a…労働省「外国人労働者の就労の実態等について」一九八八年三月

労働省 b…労働省「外国人労働者の就労実態について」(無日付)

労働省 c…労働省職業安定局編『今後における外国人労働者受入れの方向—外国人労働者問題研究報告』労務行政研究所、一九八八年三月

労働省 d…労働省編『雇用対策基本計画(第六次)』大蔵省印刷局、一九八八年七月

労働省 e…外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会『外国人労働者問題への対応の在り方について』

一九八八年二月

労働省 f…労働大臣官房国際労働課編『海外労働白書』昭和六三年版、日本労働協会、一九八八年

労働省g…労働省労働基準局「不法就労外国人に対する災害補償の状況について」一九八九年六月

労働省h…労働省職業安定局・雇用促進事業団・雇用職業総合研究所編『外国人労働者の受け入れ政策』雇用間

題研究会、一九八九年

労働省i…労働大臣官房政策調査部編『建設・港湾運送関係事業の賃金実態』平成二年版、大蔵省印刷局、一九

九〇年

労働省j…労働省職業能力開発局海外協力課「『外国人研修生の受け入れに関する調査』結果の概要」一九九〇年

一〇月

労働省k…外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会『報告書』一九九一年一月

労働省l…労働省職業安定局編『外国人労働者問題の動向と視点』労務行政研究所、一九九一年十一月

労働省m…労働大臣官房国際労働課編『海外労働白書』平成四年版、日本労働研究機構、一九九二年

労働省n…外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会専門部会『報告書』一九九二年六月

若林敬子「中国における人口『盲流』」『人口問題研究』第四六巻第一号、厚生省人口問題研究所、一九九〇年四月

鷲尾宏明「タイをめぐる国際労働移動」『アジア研ニュース』一九八九年九月号、アジア経済研究所

鷲見一夫『ODA援助の現実』岩波書店、一九八九年

渡戸一郎「世界都市化の中の外国人問題」『都市問題』一九八八年九月号

渡辺雅子「ブラジルからの日系出稼ぎ労働者と『日本』との出会い」『社会調査実習報告書』VOL. 八、明治学院

大学社会学部、一九九二年三月

渡辺雅子・光山静枝「ブラジルからの日系出稼ぎ労働者の実態と日本社会の対応」『社会学・社会福祉学研究』第

八九号、一九九二年三月

渡辺雅子・弓削はるみほか「日系出稼ぎ労働者の急増に伴う日本社会の対応と模索」『明治学院大学社会学部附属

研究所年報』三二号、一九九二年三月

〈英文による単行本〉

Asia-Pacific Mission for Migrant Filipinos, *Proceedings of the First Regional Conference of Overseas*

*Filipinos (Asia and the Pacific)*, Hong Kong, 1988

Briggs, V. M. jr., *Immigration Policy and the American Labor Force*, Baltimore: Johns Hopkins

University Press, 1984

Castles, S. & Kosack, G., *Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe*, Oxford: Oxford

University Press, second edition, 1985

Catholic Institute for International Relations, *The Labour Trade: Filipino Migrant Workers around*

*the World*, Manila, 1987

Cohen, R., *The New Helots*, England: Gower, 1987 (清水知久訳『労働力の国際的移動』明石書店、一九八

九年)

Dickson, M. & Jonas, S., eds., *The New Nomad*, San Francisco: Synthesis Publications, 1982

Documentation for Action Group in Asia, *Migrant Labour for Sale?* Hong Kong, 1986

Gaspard, F. et Servan-Schreiber, C., *La fin des immigrés*, Paris: Editions du Seuil, 1984 (林信弘監

訳『外国人労働者のフランクス』法律文化社、一九八九年)

Glazer & Moynihan a: Glazer, N. & Moynihan, D. P., *Beyond the Melting Pot*, Mass.: Massachusetts

Institute of Technology, 1963 (阿部齊・飯野正子訳『人種のるつぼを越えて』南雲堂、一九八六年)

- Glazer & Moynihan b : Glazer, N. & Moynihan, D. P., eds., *Ethnicity: Theory and Experience*, Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1975 (内山秀夫訳『民族とマイデンティティ』三嶺書房、一九八四年)
- Gordon, M., *Assimilation in American Life*, New York : Oxford University Press, 1964
- Government of U. S. A., *Economic Report of the President*, 1986 (『トハリカ経済白書』[経済セミナー増刊] 日本評論社、一九八六年)
- Piore, M. J., *Birds of Passage*, Cambridge : Cambridge University Press, 1979
- Sassen, S., *The Mobility of Labor and Capital*, Cambridge : Cambridge University Press, 1988 (森田桐郎訳『労働と資本の国際移動』岩波書店、一九九二年)
- Wallraff, G., *Ganz Unten*, Köln : Kiepenheuer & Witsch, 1985 (ヤサヒ・シエーンホック訳『最底辺』岩波書店、一九八七年)
- World Bank, *World Development Report*, New York : Oxford University Press, 1990



## 駒井 洋（こまい・ひろし）

- 略歴 1940年生まれ，大連出身。  
1964年東京大学文学部社会学科卒業。  
1970年同大学院社会学研究科博士課程終了。  
東洋大学社会学部専任講師，筑波大学社会科学系助教授を経て，現在同教授。
- 著書 『日本の経営と異文化の労働者』（有斐閣），『国際社会学研究』（日本評論社），『外国人労働者をみる眼』（明石書店），『外国人労働者の就労実態』（共編，明石書店）など。